附属第Ⅱ編　交付対象事業の要件

社会資本整備総合交付金の交付対象事業（要綱本編第６）の細目については、この編に定めるところによる。

ただし、附属第Ⅲ編において、更に詳細な対象要件が定められているものに関しては、交付対象事業のうち当該対象要件を満たすものに限り、社会資本整備総合交付金を充てることができる。

第１章　基幹事業

基幹事業として社会資本総合整備計画に位置づけ、社会資本整備総合交付金を充てることができる事業等は、次に掲げるものとする。ただし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成２４年4月６日付け、府沖振第１４８号・警察庁甲官発第１３６号・総官企第１６１号・２４文科施第９号・厚生労働省発会０４０６第４号・２３地第４８３号・平成２４・０３・２８財地第１号・国官会第３３３８号・環境会発第１２０４０６０１２号通知）別表別紙３に掲げるものを除く。

イ　社会資本整備総合交付金事業

イ－１　道路事業

イ－１－（１）道路事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５６条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

１．地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
２．公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

イー２　港湾事業

イー２－（１）港湾改修事業

１．目的

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うことにより、港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～⑤に掲げる港湾施設の建設又は改良を行う事業（防災・安全対策のために特に必要と認められる事業を除く）。ただし、⑤に掲げる施設のみの建設又は改良を行う事業、水深-7.5m 以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。

①港湾法第２条第５項第１号に規定する水域施設
②港湾法第２条第５項第２号に規定する外郭施設
③港湾法第２条第５項第３号に規定する係留施設
④港湾法第２条第５項第４号に規定する臨港交通施設
⑤港湾法第２条第５項第 11 号に規定する港湾施設用地

３．交付対象

地方公共団体及び港湾法第４条第１項の規定による港務局（以下単に「港務局」という。）

イー２－（２）緑地等施設整備事業

１．目的

港湾における緑地、海浜等を整備することにより、臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

港湾法第２条第５項第９の３号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

イー２－（３）海域環境創造・自然再生等事業

１．目的

港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～④に掲げる事業。

①海浜・水質浄化施設：港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

②施設改良：水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

③沈廃船等処理：

沈廃船：港湾法第３７条の３に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

④有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第８条に規定する汚泥等の浚渫の実施に必要な経費であって次に掲げる経費を含むものとする。

ａ）浚渫土砂を埋立処分するための護岸及び覆土するための護岸等の建設に要する経費

ｂ）既存の埋立地に浚渫土砂を土捨てする場合にあっては、当該埋立地の施設の補強等に要する経費

ｃ）悪臭、飛散、拡散、流出等による二次汚染を防止するために要する経費

ｄ）水質、底質、大気等の監視に要する経費

ｅ）海洋投入処分する場合にあっては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定める措置に必要な経費

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

イ－３　河川事業

イ－３－（１）広域河川改修事業

１．目的

広域河川改修事業は、河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

① 総事業費が、都市河川にあっては概ね 24 億円以上、その他の河川にあっては概ね 12 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの

①－１ 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 200ha 以上であるもの、宅地（公共用地又は 5 ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。イ－３－（１）関係部分において以下同じ。）が 20ha 以上であるもの、家屋が 200 戸以上あるもの又は農耕地が 100ha 以上であって、かつ、宅地が 10ha 以上若しくは家屋が 100 戸以上であるもの

①－２ 改良工事による費用便益比が１以上であるもの

② 総事業費が、都市河川にあっては概ね 10 億円以上 24 億円以内、その他の河川にあっては概ね 10 億円以上 12 億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の②－１に該当するもの

②－１ 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 60ha 以上であるもの、宅地が５ha 以上であるもの、家屋が 50 戸以上であるもの又は農耕地が 30ha 以上であって、かつ、宅地が 2.5ha 以上若しくは家屋が 25 戸以上であるもの

②－２ 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が 10㎢ 以上又は計画高水流量が毎秒 100㎥ 以上の区間において施行する改良工事であって、費用便益比が１以上であるもの

②－３ 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの

③ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．留意事項

① 都市河川の定義

都市河川とは、河川法の適用される一級河川及び二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ）。

①－１　人口集中地区人口が３万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね１㎞以内で隣接する人口集中地区に係る河川

①－２　当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川

①－３　一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川

②　広域河川改修事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

イ－３－（２）施設機能向上事業

１．目的

施設機能向上事業は、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めることにより、施設機能の確実性を早期に向上させることを目的とする。

２．交付対象事業

広域河川改修事業（イ－３－（１））に該当する事業であって、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良であって、事業費５ 千万円以上のものを対象とする。

３．施設機能向上計画の社会資本総合整備計画への記載

施設機能向上事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた施設機能向上計画を記載するものとする。

①　事業主体
②　地区名
③　関係市町村名
④　事業内容
⑤　目標
⑥　計画期間
⑦　全体事業費

４．留意事項

①　施設機能向上事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

②　施設機能向上計画

施設機能向上計画の計画期間は、概ね５ヵ年とし、社会資本整備総合計画と整合を図るものとする。

５．広域河川改修事業からの移行

広域河川改修事業で実施してきた事業のうち、上記２．の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

イ－３－（３）地震・高潮対策河川事業

１．目的

地震・高潮対策河川事業は、東京湾等三大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に係る地震・高潮等の対策に資する事業を実施することで、地球温暖化に伴う災害リスクの増大への対応、大規模地震への対応等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

総事業費が概ね50億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

①　津波･高潮・耐震対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域についての津波・高潮・耐震対策事業（津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を含む。）であり、次のいずれかの要件に該当するもの

①－１東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係るもの

①－２大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの

①－３「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成１４年法律第９２号）に基づき指定される南海トラフ地震防災策推進地域において実施するもの

①－４「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成１６年法律第２７号）に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの

①－５「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）第二条第二項に規定される特定被災地方公共団体である県のうち、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波による被害を受けた県における、「津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）」第八条に規定される津波浸水想定が設定された市町村において実施するもの

②　都市河川総合整備事業

東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係る河川改修事業のうち、市街地再開発事業等の他事業と一体として緊急に実施することが必要な都市河川についての整備事業

③　地盤沈下対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、地盤沈下防止等対策要綱（地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野（昭和６０年４月２６日決定）、筑後・佐賀平野（昭和６０年４月２６日決定）及び関東平野北部（平成３年１１月２９日決定）の３地域について、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定された要綱をいう。）が定められた地域における内水対策等の必要な河川についての地盤沈下対策河川事業

３．留意事項

(1)地震・高潮対策河川事業の事業単位は、津波・高潮・耐震対策事業については地区単位、都市河川総合整備事業については河川単位、地盤沈下対策事業については地区単位を原則とする。

(2)津波対策については、平成２３年９月２日付国水河計第２０号・国水治第３５号「河川津波対策について」によるものとする。

イ－３－（４）特定地域堤防機能高度化事業

１．目的

人口・資産等が集積している地区等で破堤等重大災害が発生した場合に甚大な被害が生ずるおそれのある指定区間内の一級河川等を対照として、河川の改良工事と沿川の再開発事業等が隣接して実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を行い河川の改良工事部分と一体となった幅の広い堤防として整備することにより、水害に強い地域づくりに資するとともに良好な水辺空間を創造する。

２．交付対象事業

沿川の再開発等と一体となり特定地域堤防機能高度化計画（実施地域での、地域整備及び地域防災に資する堤防機能の高度化に係る計画をいう。）に適合して行われる盛土事業で、次のすべての要件に該当するものとする。

①　人口・資産等が集積している地区又はこれに準じる防災上重要な地区であること

②　非常災害に伴う破堤によって、甚大な損害を生ずるおそれがあると認められる地区であること

③　盛土事業の事業費が、通常の河川改修事業費のうち当該盛土事業が行われることにより軽減される事業費より小さくなる地区であること

④　原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

イ－３－（５）都市基盤河川改修事業

１．交付対象事業

都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね 30㎢ を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。

２．交付対象

河川法第１６条の３第１項の規定により施行する特別区又は人口 5 万人以上の市の長（以下イー３－（５）関係部分において「市長」という。）とする。ただし、東京都区部においては、東京都知事が交付対象となることができるものとする。

また、下記の要件に該当するものとする。

・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．留意事項

本事業を交付対象事業とするには、河川法第１６条の３の規定による協議が行われていることが必要である。

イー３－（６）削除

イー３－（７）調節池整備事業

１．目的

調節池整備事業は、人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、地方公共団体等による流域対策(流域内貯留施設の整備、開発時の貯留浸透施設設置義務付け等)と連携した整備を行うことで、流域の治水安全度向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池の整備事業で、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等からなる協議会等により洪水の流域分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分と流域が受け持つ流量に対する対策の計画をいう。）が策定・公表され、当該計画に基づき流域の地方公共団体等による貯留・浸透機能を持つ施設の整備、又は宅地開発に伴い設置される流出抑制施設についての条例による義務付け等の流域対策が実施される流域で行うものであり、通常の河道改修方式と比較して経済的かつ総事業費が概ね 10 億円以上のもので、次の①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

①　調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

①－１　市街化区域、若しくは市街化区域に近接した市街化調整区域であって、調節池と併せて、都市機能上、一定の住宅・公園等の都市施設を設置する計画があるもの

①－２　治水上の効果が著しく、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件　　に該当するもの

（ア）次のいずれかの地域に係る河川の流域で実施されるもの
・ 首都圏整備法（昭和３１年法律第８３号）に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
・ 中部圏開発整備法（昭和４１年法律第１０２号）に規定する都市整備区域又は都市開発区域
・ 近畿圏整備法（昭和３８年法律第１２９号）に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
・ 都道府県庁所在の都市若しくは人口１０万人以上の都市（市街化区域が連続する市町村を含む。）

（イ）当該河川の流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が 50%以上、又は 20%以上であり更に増加が予想されること

（ウ）当該河川の流域内人口が昭和 30 年の流域内人口に比し 2 倍以上、又は流域内人口密度が 1k ㎡当たり 1,000 人以上であること

② 防災調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

②－１ 一級河川の指定区間及び二級河川において、著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ、開発面積 50ha 以上（次のいずれかの要件を満たすものにあっては 20ha 以上）の区域で実施されるもの

（ア）「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」（昭和６３年法律第４７号）第３条により国土交通大臣の認定を受けた宅地開発（イ－３－（７）関係部分において「優良宅地開発」という。）

（イ）優良宅地開発の認定要件のうち、対象地域、事業主体のいずれか一を次のように改めた場合に、要件の全てに適合することとなる宅地開発

・対象地域　三大都市圏の都市開発区域を追加する。

・事業主体　土地区画整理組合を追加する。

なお、既成市街地に隣接した開発においては、公共・公益的施設用地については制限しない。

②－２ 総合治水対策特定河川の流域及び地方中核都市に係る河川であって残土処分による遊水機能の阻害が著しい河川の流域において行う遊水地の整備事業であって当該遊水地の周辺の地域で開発面積 50ha 以上（優良宅地開発にあっては 20ha 以上）の宅地開発又は公共公益施設等の整備が行われ、かつ、当該開発において、建設残土を利用し、流域整備計画に基づき通常計画される地盤高に追加して平均 1m以上の高盛土が行われるもの

③ 上記①または②の事業は、下記の要件に該当するもの。

令和３年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

イー３－（８）流域貯留浸透事業

１．目的

流域貯留浸透事業は、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目

的とする。

２．交付対象事業

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下イ－３－（８）関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。

また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次のいずれかの要件に該当するものも対象とする。

① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地 （以下イ－３－（８）関係部分において「対象施設」という。）を 500 ㎥以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあっては、複数の施設で 500 ㎥以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

(ア) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び人口密度が 4,000 人/㎢以上の指定都市

(イ) 100㎜/h 安心プランに登録された地域（令和 5 年度までに登録された地域に限る。）

(ウ) 内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域

② 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 20㎢以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの

③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設（地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。）を改良する事業で、3,000㎥ 以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100㎜/h 安心プランに登録された地域に係るものにあっては 1,000㎥ 以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの

また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が７㎢ 以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が 3,000 ㎥以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100㎜/h 安心プランに登録された地域に係るものにあっては 1,000㎥ 以

上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から３ヶ年以内に完了するものに限る）するもの

⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．各種計画との整合

流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第４条第１項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100㎜/h 安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。

なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。

４．留意事項

(1) 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。

(2) 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体又は民間企業等が行う。

(3) 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。また、貯留浸透施設の適切な管理が困難な事態になった場合は、関係地方公共団体等と貯留浸透施設の移管等について協議するものとする。

(4) 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

イー３－（９）削除

イー３－（１０）土地利用一体型水防災事業

１．目的

土地利用一体型水防災事業（以下イー３－（１０）関係部分において「水防災事業」という。）は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。

なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

２．交付対象事業

水防災事業は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等であって、次のすべての要件に該当するものとする。

① 住家等の近年の浸水被害が著しいため、緊急に治水対策を講ずる必要がある地域に係る事業であること。

② 地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられていること。

③ 本事業の総事業費が通常の連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らないこと。

④ 氾濫を許容することとなる区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること。

⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．土地利用一体型水防災事業計画の社会資本整備計画への記載

水防災事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた土地利用一体型水防災事業計画（以下イ－３－（１０）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。

①事業主体
②事業概要
③事業期間
④全体事業費
⑤施行場所
⑥主要工種
⑦事業効果

４．留意事項

① 地域の意見の反映

２．②の規定について、水防災事業は、地域の意向を踏まえて行うことが前提であることから、河川整備計画に位置づけて実施すること。

なお、当該地域における事業の緊急性等から、河川整備計画の策定前に事業を実施する場合には、河川整備計画の手続の趣旨を踏まえ、地域住民、関係地方公共団体の意見を十分に反映するものとし、地域の意向に沿って事業化することがわかる内容を事業計画に記載することとする。

② 防御の対象とする住家

河川整備計画等の策定時に、現に存する住家又は現に建築の工事中の住家（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項又は第６条の２第１項の規定に基づき建築主が確認済証の交付を受けた住家を含む。）を防御の対象とする。

③　宅地の嵩上げ

宅地の嵩上げは、輪中堤の築造等河川工事の施行を原因として、氾濫に起因する浸水被害の増大や内水被害を受けることに対する補償として実施する。

④　地方公共団体等との連絡調整による事業の効率化、重点化

水防災事業の実施に当たっては、地方公共団体等と十分に連絡調整を行い、土地区画整理事業を活用すること等による事業対象住家等の集約化、道路等の嵩上げ等を図り、効率的かつ合理的に実施するように努めるものとする。

⑤　輪中堤高及び宅地の嵩上げ高

輪中堤高及び宅地の嵩上げ高は、計画高水位に当該河川からの距離等を勘案し適切に設定した高さとする。

⑥　氾濫を許容する区域

１．における「氾濫を許容する区域」とは、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等の実施後に計画高水位以下の洪水により浸水する区域をいう。

⑦　氾濫を許容する区域における措置

２．④における「必要な措置」とは、当該地方公共団体が建築基準法第３９条に基づいて条例により災害危険区域を指定することで、常時住居の用に供する建築物の建築を禁止する等住家の建築を制限することをいう。

また、河川管理者は、当該地方公共団体が氾濫を許容する区域におけるハザードマップ等を作成し周知すること及びこれを災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)に規定する地域防災計画に位置づける等により被害の軽減に努めるよう支援することとする。

なお、氾濫を許容する区域であっても、浸水頻度が著しく高く当該区域の土地利用に著しく支障をきたす場合には、小堤の設置等の対策を講ずることができるものとする。

⑧　事業箇所の設定

水防災事業の実施に当たっては、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施する一連区間のうち、水系全体の整備状況等を勘案しながら、概ね５箇年を目途に事業の完了が可能な箇所を設定して行うものとする。ただし、事業対象住家等が多く存し調整に時間を要する等やむを得ない場合はこの限りではない。

⑨　事業後の管理

各事業箇所において治水上必要とされる道路盛土等については、施設管理者と調整すること等により、河川管理施設（必要に応じて兼用工作物）として適切に管理するものとする。

イー３－（１１）総合内水対策緊急事業

１．目的

総合内水対策緊急事業は、内水河川（本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。イー３－（１１）関係部分において以下同じ。）が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及

び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、内水による浸水被害を予防する事業であって、概ね５年間で事業完了させるものであり、次のすべての要件に該当するものをいう。

① 改良工事によって内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋（以下「床上浸水家屋」という。）が 50 戸以上であること

なお、想定される床上浸水深が概ね１メートル以上の家屋で高齢世帯であるものについては、床上浸水家屋４戸に換算できるものとする。

② 都道府県又は市町村と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を一体とした総合内水対策計画（以下イ－３－（１１）関係部分において「対策計画」という。）を策定し、実施するものであること

③ 広域河川改修事業（イ－３－（１））の交付対象事業の要件に該当するものであること

３．対策計画の社会資本総合整備計画への記載

総合内水対策緊急事業を実施しようとするものは、社会資本総合整備計画において、以下に従い、対策計画を記載するものとする。

(1) 対策計画の策定方針

総合内水対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、内水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、流域の特性に応じて総合内水対策の具体的施策を検討し、対策計画を策定する。各担当部局は、この対策計画に則り具体的施策を推進するものとする。

(2) 対策計画の期間

概ね５年間とする。

(3) 対策計画に定める事項

対策計画において定める事項は次のとおりとする。

ⅰ） 総合内水対策全体に関する事項

基本方針、事業期間、計画規模等

ⅱ） 河川管理者による河川整備に関する事項

総合内水対策緊急事業を実施しようとする河川管理者（以下「内水対策河川管理者」という。）及び他の河川管理者による河川改修等の内容

ⅲ） 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項

河川管理者以外の者による二線堤（輪中堤）と同等の機能を有する施設の整備、貯留施設の整備、宅地嵩上げ、関連する雨水排水対策施設の整備等の内容

ⅳ） 総合内水対策緊急事業の実施後に内水による浸水が想定される区域（以下「内水浸水想定区域」という。）とその水深に関する事項

事業の実施後も浸水が想定される区域の土地利用状況と水深

ｖ）　内水浸水想定区域の周知に関する事項

河川管理者等による内水浸水想定区域とその水深の住民への周知方法

vi）　土地利用の規制等に関する事項

地方公共団体が地域の状況に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の内水浸水想定区域における市街化の進展の抑制方策や、建築物の耐水化等の被害軽減方策

vii）　地方公共団体によるハザードマップの作成等の被害軽減方法に関する事項

地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法

viii）　その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項

地方公共団体等によるポンプ運転調整ルールの設定や開発に伴う調整池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置

(4)　対策計画の周知

総合内水対策協議会は対策計画を策定後速やかに公表し、住民に周知するものとする。

４．留意事項

①　総合内水対策協議会の設置

総合内水対策緊急事業を実施するに当たっては、河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であり、河川管理者は地方公共団体等と十分に連絡調整を図る必要がある。

このため、当該河川流域において河川管理者、都道府県及び市町村等の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会を設置し、当該河川流域に係る総合内水対策について協議し、効果的かつ効率的な対策の確立に資するものとする。

②　総合内水対策緊急事業の報告

内水対策河川管理者は、対策計画の達成状況を総合内水対策協議会に報告するものとする。

③　その他

（１）内水被害想定図の作成について

１．に規定する「内水河川が合流する本川の流域における内水被害の状況」については、内水河川が合流する本川の流域のうち隣接する数箇所の内水地区を対象に、内水被害状況を想定した内水被害想定図を内水対策河川管理者が作成するものとする。

なお、内水被害想定図には、内水地区ごとに降雨確率規模ごとの最大浸水深又は家屋浸水等の内水被害が生じる発生頻度等を明示するものとする。

（２）高齢世帯について

２．①に規定する「高齢世帯」は、高齢単身世帯（65 歳以上の者１人のみの一般世帯）及び高齢夫婦世帯（いずれかが 65 歳以上の夫婦のみの一般世帯）とする。

イー３－（１２）河川・下水道一体型豪雨対策事業

１．目的

河川・下水道一体型豪雨対策事業は、必要な整備を行って、外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進することにより、効率的な浸水対策を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

本事業の交付対象事業は、都市基盤河川改修事業（イ－３－（５））、流域貯留浸透事業（イ－３－（８））、総合内水対策緊急事業（イ－３－（１１）又は総合流域防災事業（イ－８－（１）に該当する事業であって、①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行うものをいう。

①　交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

(ｱ) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。

(ｲ) 本事業の実施について、河川事業者と下水道事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。

(ｳ) 本事業の実施に当たり、河川事業者と下水道事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

②　対象となる施設

(ｱ) 既存の洪水調節施設と下水道施設を融通利用するための連結管等の施設の整備

(ｲ) 連結管等と一体的に整備する洪水調節施設及び洪水調節施設と下水道施設の双方の効果を兼ねる貯留施設等の整備

(ｳ) 洪水調節施設と下水道施設を一体的に運用するために必要な観測施設等の整備

３．本事業への移行

都市基盤河川改修事業（イ－３－（５））、流域貯留浸透事業（イ－３－（８））、総合内水対策緊急事業（イ－３－（１１））又は総合流域防災事業（イ－８－（１））として実施してきた事業のうち、上記２の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

イ－３－（１３）削除

イ－３－（１４）削除

イ－３－（１５）削除

イ－４　砂防事業

イ－４－（１）通常砂防事業

１．目的

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1 件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
- （ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の 1 割を超えるもの
- （イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の 1 割を超えるもの
- （ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの

② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
- （ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
- （イ）市街地、集落（人家 50 戸以上）の保護
- （ウ）耕地（耕地面積 30ha 以上）の保護
- （エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没 10,000 ㎥以上）の防止

イ－４－（２）火山砂防事業

１．目的

火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの

（ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の１割を超えるもの

（イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の１割を超えるもの

（ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの

② 前記の水系以外の水系に係るもので、①の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかの要件に該当する効果のあるもの

（ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護

（イ）市街地、集落（人家 50 戸以上）の保護

（ウ）耕地（耕地面積 30ha 以上）の保護

（エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没 10,000 ㎥以上）の防止

イ－４－（３）火山噴火緊急減災対策事業

１．目的

火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後(以下「火山噴火時等」という。）の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。

イー５　地すべり対策事業

イー５－（１）地すべり対策事業

１．目的

地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

（１）地すべり

地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの

② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤ 貯水量 30,000 ㎥以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑥ 人家 10 戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあ

っては人家 20 戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑦　農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

（２）ぼた山

地すべり等防止法第４条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

①　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの

②　鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち、指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

③　官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

④　市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤　貯水量 30,000 ㎥以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑥　人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑦　農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

イ－６　急傾斜地崩壊対策事業

イ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業

１．目的

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

４．交付対象事業の要件

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和４４年法律第５７号) 第１２条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）で、次のすべての要件に該当し、事業費 7,000 万円以上のもの。

①急傾斜地の高さが 10m 以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第８条第１項第４号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。

②移転適地がないこと

③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号) 第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

④次のいずれかの要件に該当するもの

イ　人家概ね 10 戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000 万円」を 「8,000 万円」に、「10 戸」を「5 戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条

第１項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第１１条の２ に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね５年以内の地域に限る。）における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条第１項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第３条の１に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね５年以内の地域に限る。）における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10 戸」を「5 戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等 3 人を人家１戸に相当するものとして換算できるものとする

ロ　市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

イ－７　水道・下水道事業

下水道に係る基幹事業は、イ－７－（２）－①からイ－７－（２）－⑮までを対象とする。なお、イ－７－（２）－②からイ－７－（２）－⑮までに係る事業については、イ－７－（２）－①２．に記載の要件を満足するものに限る。

イ－７－（２）－①通常の下水道事業

１．目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

（１）地域・規模等要件

①　公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(a)　⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

(b)　新たに下水道法第２条第３号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

②　流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）既に流域下水道事業を施行中の箇所

（イ）新たに下水道法第２条第４号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a)　環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b)　当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一　水域内人口が 30 万以上であること。

二　水域内人口が当該都道府県の総人口の１割以上であること。

(c)　当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一　当該流域下水道に係る水域の人口の５割以上であること。

二　原則として 10 万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が５万以上かつ関係市町村が３以上である場合には、これも対象とする。

(d)　当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。

（ウ）新たに下水道法第２条第４号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

a)　２以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。

b)　各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

③　都市下水路事業

（ア）都市下水路事業（(イ）から（オ）までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積50ha以上のもの。

(b)　浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。

(浸水指数＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間)

(c)　全体事業費３億円以上であること。

（イ）離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積10ha以上のものであること。

(b)　浸水指数2,000以上のものであること。

(c)　離島振興対策の実施区域内であること。

（ウ）富裕団体（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。)で交付対象事業となるものは､次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積100ha以上のものであること。

(b)　浸水指数10,000以上のものであること。

(c)　全体事業費３億円以上であること。

（エ）札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積90ha以上のものであること。

(b)　浸水指数9,000以上のものであること。

(c)　全体事業費３億円以上であること。

④　特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　受け持つ工場数が20以上であること。

(b)　予定処理水量の合計が１万m^3/日以上であるもの。

(c)　排水の水質が次のいずれかに該当すること。

a)　汚染指数が１万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$$

ここに　S：汚染指数

S_1：(７－pH値)^2

S_2：BOD(mg/l)

S_3：浮遊物質(mg/l)

S_4：１cc中の大腸菌群数(M.P.N)

b)　異常な色相又は臭気をもつもの。
c)　著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成15年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

⑤　特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下であること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

（イ）自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第２条に該当する地区で行われるものであること。（自然保護下水道）

（ウ）生活環境の改善を図るために施行されるものにあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）

(a)　事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として１ha当たり40人以上であること。

(b)　市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

（２）下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口２０万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの又は今後の検討スケジュールを明確にしたもの。

（３）下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合（汚泥処理施設の統廃合を含む。）に係る検討を了したもの。

（４）汚泥有効利用施設新設に際してのＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入要件

人口２０万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法（コンセッション、ＰＦＩ、ＤＢＯ、ＤＢ等を言う。）を活用するもの。

（５）公営企業会計の適用に係る要件

１）人口３万人以上の地方公共団体については、令和２年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。

２）人口３万人未満の地方公共団体については、令和６年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く）。

（６）使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和２年度以降、少なくとも５年に１回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね１０年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの)）を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く)。

（７）下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

（８）PPP／PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

人口 10 万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。

３．交付対象事業の内容

①　公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の２によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。)。

(a)　主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
(b)　ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
(c)　終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
(d)　終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

②　流域下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の２によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。)。

(a)　管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
(b)　ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
(c)　終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

③　都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

(a)　内法（開水路の場合は上幅）1m 以上（下水道リノベーション推進総合事業積雪対策推進事業として実施されるものについては､内法(開水路の場合には上幅)が0.6m以上)の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものに

ついては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b)　ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

④　特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

⑤　特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

４．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５．その他

２．（２）、（３）、（４）及び（５）に記載の要件については、平成３０年３月３０日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

６．雑則

２．（３）について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成 26 年 1 月 30 日付国水下事第 50 号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

イ－７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業

１．目的

浸水実績がある地区や、一定規模の浸水が想定される地区等において、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて浸水対策を実施することや、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、迅速かつ経済的な浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

ア）下水道浸水被害軽減型

「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせて浸水対策を実施する事業をいう。

①　駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区

（ア）過去１０年間に３回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が１．

５ｈａ以上である地区

（イ）過去１０年間に浸水面積が１ｈａ以上の浸水実績がある地区

（ウ）災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去１０年間に浸水実績がある地区

（エ）内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区

ⅰ）浸水面積が１ｈａ以上想定される地区

ⅱ）災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区

② 過去１０年間の延べ床上浸水被害戸数が５０戸以上、延べ浸水被害戸数が２００戸以上で、床上浸水回数が２回以上発生し、未解消となっている地区

③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が５０戸以上、浸水被害戸数が２００戸以上想定される地区

④ 100㎜/h 安心プランに登録された地区

⑤ 特定都市河川流域に指定された地区

⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区

イ）効率的雨水管理支援型

「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．交付対象事業の内容

ア）下水道浸水被害軽減型

交付対象事業の範囲は、イ－７－（２）－①の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

① 指定市にあっては下水排除面積１ｈａ以上（都市機能誘導区域内の場合又は１ｈａ未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は０．５ｈａ以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５条）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第３３条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあっては０．５ｈａ以上（都市機能誘導区域内の場合は、０．２５ｈａ以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあっては０．２５ｈａ以上（都市機能誘導区域内の場合は、０．１ｈａ以上）、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては０．１ｈａ以上の貯留浸透・排水施設

ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。

② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
③ 移動式排水施設
④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）
⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）
⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）
⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

イ）効率的雨水管理支援型

地方公共団体が実施する(複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む)下記の(1)～(3)の事業を交付対象とする。

(1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定（効率的雨水管理支援型の検討に関するものに限る。）
(2) 既存施設を最大限活用した下水道整備
(1)の計画に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。
① ネットワーク化に必要な施設(既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等)
② ボトルネック解消に必要な施設(既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等)
③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設
(3) 個人・事業者等による共助・自助の取組への支援
(1)の計画に基づき削減された費用の範囲内において、地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設
(a) 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）
(b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管(浄化槽の改造を含む)等の雨水流出抑制に効果のある施設(対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて100㎥以上の貯留容量(透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果)を有するものに限る。）

５．下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載

① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。
② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
(a) 浸水対策実施の基本方針

(b)　対象地区の概要及び選定理由
(c)　整備目標(効率的雨水管理支援型については､浸水リスク評価に応じた対策目標)
(d)　事業内容及び年度計画 (効率的雨水管理支援型については､既存施設を最大限活用した対策)
(e)　その他必要な事項

６．その他

①　地区要件該当後５年間以内に原則として計画期間５年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留浸透・排水施設の整備に係る工期が５年を超える場合は、計画期間を１０年以内とする。
②　２．の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。
③　個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については､管理協定を締結する等により､適正な管理が行われるようにしなければならない。
④　都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第８１条第１項に規定する立地適正化計画に定められた同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。
⑤　移動式排水施設を整備するに当たり、同一地方公共団体において、河川事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討することとする。

イ－７－（２）－③下水道総合地震対策事業

１．目的

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

①　「上下水道耐震化計画」を策定していること。
②　３．の③に定める事業を実施する場合、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載すること。

３．交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。
①　「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
②　終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設並びに流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
③　次のいずれかの地域における､終末処理場の防災拠点化事業 (備蓄倉庫､受水槽､会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

(a)　半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
(b)　離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
(c)　奄美群島
(d)　沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については１自治体あたり１処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が 50km 以上離れており、かつ計画１日最大汚水量が 2000m3/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については１島あたり１処理場（計画１日最大汚水量が 2000m3/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。

④　以下の施設の耐震化事業
(a)　災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠
(b)　道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠

⑤　災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイ－７－（２）－②２．ア）の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあっては１ha 以上(ただし、１ha 未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は 0.5ha 以上)、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあっては 0.5ha 以上、町村（過疎町村を除く。）にあっては 0.25ha 以上、過疎市町村にあっては 0.1ha 以上)の貯留・排水施設の耐震化事業

⑥　災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積 0.3ha 以上または想定避難者数が 200 人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）

４．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５．その他

①　３．の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。

②　令和６年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。

イ－７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業

１．目的

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる

特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。

２．交付対象事業

交付対象事業の範囲は、イ－７－（２）－①の対象となる施設の整備に加え、「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

①雨水貯留施設

②雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠

③分流化に係る管渠（上記①から②までによる改善対策より経済的なもの）

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．特定水域合流式下水道改善事業計画の社会資本総合整備計画への記載

①　本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「特定水域合流式下水道改善事業計画」を記載するものとする。

②　「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

(a)　特定水域の概要及び選定理由

(b)　下水道対策の整備目標

(c)　事業内容、年度計画及び事業費

(d)　特定水域の整備目標整備効果

(e)　費用効果分析の結果

(f)　多様な主体による協議会等の概要

(g)　河川事業等における対策内容

(h)　雨天後の水質調査結果。

５．その他

本事業は、令和 10 年度を越えない範囲で計画期間５年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。

イ）「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が 10 億円以上であること

ロ）「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること

ハ）多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること

ニ）河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること

ホ）合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること

イ－７－（２）－⑤都市水害対策共同事業

１．目的

内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。

２．交付対象事業

①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

①　交付対象事業の要件

交付対象事業は，次のすべてに該当するものとする。

（ア）本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。

（イ）本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。

（ウ）本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

②　対象となる施設

（ア）ネットワーク化施設

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

（イ）その他共同で施設を利用するために必要な施設

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

イ－７－（２）－⑥下水道整備推進重点化事業

１．目的

下水道整備を早期概成するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入等により、迅速に下水道整備を行うことを目的とする。

２．交付対象事業の要件

「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村（過疎市町村は除く。以下同じ。）が以下①に基づいて実施する、もしくは②に該当する地方公共団体が実施する下水道整備事業をいう。

①「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成 26 年１月）」に基づき策定されたアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）のうち、低コスト技術の採用やＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン（以下、「重点アクションプラン」という。）

②アクションプランで定めた下水道整備目標を令和８年度に達成するとした場合の、当年度以降令和 8 年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成 28 年度から前年度まで

の年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ２倍以内である場合

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する市町村とする。

４．交付対象事業の内容

2. ①で重点アクションプランに位置付けられた、もしくは2. ②に該当する地方公共団体が整備する汚水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市（甲）は指定都市（乙）、指定都市（乙）は一般市（甲）、一般市(甲)は一般市(乙)、一般市(乙)は一般市(丙)、一般市(丙)は町村、町村は過疎市町村として適用する。

ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和４６年建設省告示１７０５号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）に基づくものとする。

５．重点アクションプランに定める主な事項及び社会資本総合整備計画への記載

①　重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする。

(a)下水道事業の整備目標
(b)目標年次
(c)概算事業費
(d)低コスト技術の採用、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入等高度な創意工夫の内容
(e)その他必要な事項

②　市町村が重点アクションプランを定めた場合には、これを社会資本総合整備計画に記載するものとする。

イ－７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度

１．目的

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

２．定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

３．交付対象事業

①　下水道ストックマネジメント計画の策定

イ－７－（２）－①からイ－７－（２）－⑥まで又はイ－７－（２）－⑧からイ－７－（２）－⑩までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な

点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、イ－７－（２）－①からイ－７－（２）－⑥まで又はイ－７－（２）－⑧からイ－７－（２）－⑩までのいずれかの要件に合致するもの

４．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５．下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

６．留意事項

平成２８年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。

イ－７－（２）－⑧下水道広域化推進総合事業

１．目的

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。

２．交付対象事業

① 計画策定等

（ア） 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定

（イ） 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備

② 交付対象施設

（ア） 共同水質検査施設

下水等の水質検査施設。

（イ） 移動式汚泥処理施設

複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。

（ウ） 汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。

（エ） 汚泥処理施設

下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。

（オ） 共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。

（カ） し尿受入施設

し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。

（キ）　汚水処理施設の統合に必要な施設

汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。

（ク）　その他本事業を実施するに当たって必要な施設

③　人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。

３．交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。

４．留意事項

①　下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、２．②（カ）及び（キ）については、この限りではない。

なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

②　複数の地方公共団体で事業を実施する場合

（ア）施設の配置、改築及び維持管理

２．の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、２．の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、１つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

（イ）１つの地方公共団体が代表して行う場合

（ア）により施設の設置、改築及び維持管理を１つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

（ウ）交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

下水道の有効利用に係る事業については、イ－７－（２）－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。

④　２．の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けるこ

ととする。

⑤　２．の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に定める件(昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号) の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。

⑥　以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

イー７－（２）－⑨下水道リノベーション推進総合事業

１．目的

下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。

２．交付対象事業

①　下水道リノベーションに係る計画策定

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。

②　未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）

(a)　下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。

(b)　下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの２ 分の１ 以上を下水汚泥が占める場合に限る。）

(c)　下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第１項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。

(d)　下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備（下水道施設として整備するものに限る。）。

③　積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。）

(a)　積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げ

る施設の整備。

a)　主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。

b)　処理水供給施設

c)　融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）

d)　熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設

(b)　下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。）

④　再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。）

(a)　渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a)又は b）に掲げる事業のうち、次の a)又は b）に掲げる事業。

a)　下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設

b)　渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得

(b)　下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。

⑤　防災拠点化施設整備事業

災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積２ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。）に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積１ha 以上の下水道施設に設置するもの。

令和２年度から３年間以内に計画され、かつ計画されてから５年間以内に設置するものに限る。

⑥　下水処理水・雨水再利用事業

下水処理水の再利用、雨水の再利用を図るものであって、地方公共団体が処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設を整備する事業のうち、次のいずれかに該当するもの。

(a)　次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。

a)　渇水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。

b)　水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。

c)　湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要のある地域で実施すること。
d)　公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。

(b)　次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。
a)　公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
b)　貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。

⑦　その他、イー７－（２）－⑧２．の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

①　未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。

②　積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。

なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　豪雪地帯の区域内であること。
(b)　集水面積 10ha 以上のものであること。
(c)　積雪指数 5,000 以上のものであること。
（積雪指数＝除雪戸数×積雪日数）
（除雪戸数：積雪排除が可能な戸数）

③　２．の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

イー７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度

１．目的

本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。

２．定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

①　水環境創造事業

（ア）水循環再生型

雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

(a)　公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。

a)　本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが確実と見込まれること。

b)　当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。

c)　当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

(b)　次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。

a)　良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。

b)　水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。

c)　良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。

(c)　公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の設置を行うもの。

（イ）ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

(a)　水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

(b)　流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

②　機能高度化促進事業

（ア）新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。

(a)　国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。

(b)　官民共同で開発した技術。

(c)　その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適当と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。

（イ）ICT 活用型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

(a)　継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。

(b)　下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。

(c)　地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者)、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

３．交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

①　水環境創造事業

（ア）水循環再生型

(a)　２．①（ア）　(a)に該当するもの

河川事業等との適切な連携・共同事業にあっては、下水道事業の負担部分のうち、イ－７－（２）－①からイ－７－（２）－⑫までの交付対象事業に相当する各部分

(b)　２．①（ア）の(b)に該当するもの

a)　地方公共団体が事業主体の事業にあっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造

b)　個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあっては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置

(c)　２．①（ア）の(c)に該当するもの

地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の整備

（イ）ノンポイント汚濁負荷削減型

雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備

② 機能高度化促進事業

（ア）新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。

（イ）ICT 活用型

(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。

a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。

b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。

c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。

(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

４．交付対象

① ２．に掲げる事業のうち、①の（ア）及び（イ）並びに②の（ア）については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。

② ２．に掲げる事業のうち、②の（イ）については、公共下水道管理者又は流域下水道管理者とする。

５．留意事項

① 維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

② 水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

イ－７―（２）－⑪下水道地域活力向上計画策定事業

１．目的

PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化及びPPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進する地域活力向上計画を策定する地方公共団体に対して、必要な支援を行うことにより、地域活力の向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次に掲げる事業とする。

（ア）　PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定とこれに伴う調査の実施

（イ）　PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

２．交付対象事業に掲げた(ア)、(イ)の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

①（ア)について

(a) 広域化又は効率化の実施に関する事項

(b) PPP/PFI 手法又はデジタル化の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項

(c) その他必要な事項

②（イ)について

(a) エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項

(b) PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項

(c) その他必要な事項

イ－７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業

１．目的

下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。

２．交付対象事業

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務

等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。

イ－７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

１．目的

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。

２．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

３．交付対象事業の内容

① 内水浸水想定区域図の作成

浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成

② 避難行動等に資する情報・基盤整備

(ア)住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成

(イ)内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備

③ 雨水管理総合計画の策定

地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定

イ－７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業

１．目的

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

２．交付対象事業

地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。

３．交付対象

本事業の交付対象は，下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

①本事業は、令和８年度までの事業とする。
②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。

イ－７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

１．目的

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。

（ア）地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討の実施
（イ）温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

（ア）の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。

イ－８　その他総合的な治水事業

イ－８－（１）総合流域防災事業

１．目的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

２．総合流域防災事業計画の社会資本総合整備計画への記載

都道府県知事又は河川法第９条第５項及び第１０条第２項に基づき河川管理を行う指定都市の長又は市区町村長（河川管理者たる指定都市の長を除く。）（以下イ－８－（１）関係部分において「都道府県知事等」という。）は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、社会資本総合整備計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画（以下イ－８－（１）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。

①　事業計画の策定方針

総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

②　総合流域防災事業計画の期間

概ね 5 年間とする。

③　事業計画の範囲

事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」（平成 17 年 3 月 31 日付け国河計第 127 号）の三に定める圏域ごとに策定するものとする。

④　事業計画に定める事項

事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。

事業計画には次の事項を定め、社会資本総合整備計画に記載するものとする。

ⅰ）圏域名

ⅱ）事業主体

ⅲ）関係事業主体

ⅳ）計画の範囲

ⅴ）目標

ⅵ）計画期間

vii）全体事業費
viii）実施内容
なお、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会を設置し、防災・減災のための目標を共有し、具体的な取組の方針等を策定した場合は、事業計画に次の事項を記載するものとする。
ⅰ）協議会の構成員
ⅱ）情報伝達、避難計画等に関する事項
ⅲ）水防に関する事項
ⅳ）氾濫水の排水、施設運用等に関する事項
ⅴ）河川管理施設等の整備に関する事項

３．事業計画の変更

事業計画に定める事項について変更しようとするときは、２．に準ずるものとする。

４．交付対象事業の要件

総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。

（１）河川事業

河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）及び「「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（通知）（令和３年４月１日　関係省庁連名局長通知）」に基づき対象とされた事業（以下、「公害財特法失効後の財政措置対象事業」という。）に位置付けられた事業を除く。

①　社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－３－（１）広域河川改修事業、又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－３－（７）調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が 100 億円未満で、流域面積が 100㎢未満かつ想定氾濫区域内人口が 1 万人未満である指定区間（直轄管理区間の計画高水流量の 5 割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。）内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備

②　　指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかの要件に該当する事業で、一事業の総事業費が 50 億円未満のもの。ただし、準用河川において実施する事業はカに該当するものに限る。

ア　イ－１４－（２）統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業

イ　水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うことにより、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除、消流雪用水としての地下水利用の河川水利用への転換による地盤沈下対策及び導水路等を活用した内水対策等を図る事業で、人口密度が概ね 40 人／ha 以上かつ次のいずれかの要件に該当する市街地で実施するもの

（ⅰ）豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）に基づき指定された豪雪地帯（以下「豪雪地帯」という。）に属し、人口が概ね５千人以上の市街地

（ⅱ） 同法に基づき指定された特別豪雪地帯に属し、積雪指数(消流雪の対象となる市街地における除雪対象戸数に過去 5 年間で降雪量が 10cm 以上観測された年間の日数の最大値を乗じた数)が 6 千以上である市街地

ウ　計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等

エ　洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良

オ　洪水による被害が防止される区域内の家屋が 5 戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね 5 年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が 1 以上である事業で、総事業費が 1 億円以上のもの

カ　次に掲げるすべての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備

（ⅰ）固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること

（ⅱ）過去概ね 10 年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害（指定区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位）があること

（ⅲ）今後概ね 10 年間において、（ⅱ）の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと

（ⅳ）固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること

（ⅴ）同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること

（ⅵ）当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものであること

③　一事業の総事業費が概ね 4 億円以上 24 億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次の③－１から③－６までのいずれかの要件に該当するもの

(準用河川改修事業)

③－１　当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に 60ha 以上の農地、50 戸以上の家屋又は 5ha 以上の宅地が存するもの

③－２　過去 3 ヶ年に氾濫被害が 3 回以上発生した区域に関するもの

③－３　宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの

③－４　下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。

ア　準用河川改修事業計画の記載

（ⅰ）準用河川改修事業計画の記載事項

準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

a.　事業計画区間

b.　改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果

c.　計画高水流量、計画高潮位に関する事項

d.　計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項

e.　改修工事に必要な費用の概要

f.　その他必要な事項

（ⅱ）事業計画区間

事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。

（ⅲ）技術的基準との整合

事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。

a.　河川管理施設等構造令（平成 12 年政令第 321 号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成 25 年 3 月３１日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）

b.　河川砂防技術基準（平成 16 年 3 月 30 日国河情第 13 号）

イ　準用河川改修事業計画の変更

準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。

ウ　関係機関との協議

市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること

（雨水貯留事業）

③－５　都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するものをいう。

ア　総貯水容量（複数箇所でもよい。）が概ね 50,000㎥以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね 10㎥/s 以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね 5,000㎥以上であること

イ　上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること

（浄化事業）

③－６　水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあってはBOD10mg/l、湖沼にあってはCOD8mg/l を超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの

（２）砂防事業

① 砂防事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－４－（１）通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの

ア　近年発生した災害に関連するもの

イ　水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）

ウ　活断層の存在する地域で実施するもの

② 地すべり対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－５－（１）地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない事業

③ 急傾斜地崩壊対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業のいずれかの要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。

ア　近年発生した災害に関連するもの

イ　急傾斜地の高さが 30m 以上のもの

④ 雪崩対策事業

豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が 7,000 万円以上のもの

ア　移転適地がないこと

イ　人家概ね５戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤　土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更

既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの

ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和８年度までに実施されるものに限る

ア　土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること

イ　土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

ウ　土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること

（３）情報基盤総合整備事業

① 情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

ア　雨量計、水位計（河川全体の洪水等の状況を把握できる代表的な箇所や洪水氾濫による影響が大きい箇所に設置するものに限る。）、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設

イ　観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム

ウ　水位や流量等を予測・提供するシステム

エ　土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム

オ　河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成 23 年度までに限る。）

② 土砂災害情報共有システム整備事業

土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの

ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの

イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備

ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成 17 年８月１日付け国河砂第 25 号）に基づくものとする。

③ 土砂災害リスク情報整備事業

住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの

ア　土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む）

イ　土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和３年４月１日付け国水砂第 123 号）に基づくものとする。

④ 河川等情報基盤総合整備全体計画

情報基盤総合整備事業の実施に当たっては、事業計画において、以下に従い、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下イ－８－（１）４　（３）関係部分において「全体計画」という。）を記載するものとする。

④－1　目的

都道府県及び指定都市（以下イ８－（１）４　（３）関係部分において「都道府県等」という。ただし、ここでいう指定都市とはその長が河川法第９条第５項及び第１０条第２項に基づき河川管理を行うものを指し、砂防関係のものを除く。）において、河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するための全体計画を作成することにより、全体計画に基づいた事業の計画的実施を図り、災害時の警戒避難体制の確立及び平常時の施設管理の充実等に資することを目的とする。

④－2　全体計画に記載する事項

全体計画には、以下の事項を記載するものとする。

なお、総合流域防災事業は圏域ごとに計画し実施することを基本としているが、情報基盤については集中型の監視システムなど県全体における効率的・効果的な施設配置とすることが重要であることから、情報基盤の全体計画については圏域ごとではなく各都道府県等全体での計画を作成するものとする。

ア　全体計画の基本方針

既存の情報基盤の有効活用や、国土交通省等の情報通信網及び自治体の消防防災ネットワークなど他の情報システムとの連携等を含めた、都道府県等における今後の情報基盤整備の基本的な方針を記載するものとする。

イ　概要図

都道府県等の全体が枠内に収まる程度の縮尺をもつ平面図に、既設及び新設予定の主要な情報基盤の位置を記載し、実施内容、名称、接続関係等を旗揚げするものとする。

ウ　整備内容及び事業費

最近の豪雨災害等を踏まえ、水位情報の空白域を解消するための水位計テレメータの増設など、従前の計画を見直したうえで、優先度を考慮した整備内容及び事業費を記載するものとする。

（４）砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査

（５）水害リスク情報整備推進事業

洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第６一イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。

交付期間については、次のとおりとする。

①洪水浸水想定区域図の作成は令和７年度まで

②洪水ハザードマップの作成は令和８年度まで

５．各種計画との整合

以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。

（１）４．の（１）の①及び②については、河川法第１６条の２に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。

（２）４．の（２）の①については、「砂防法施行規程」（明治 30 年 10 月 26 日勅令 382 号）第 8 条の 3 に基づき作成された砂防工事全体計画

（３）４．の（２）の②については、地すべり等防止法第９条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画

イ－８－（２）津波防護施設整備事業

１．交付対象

都道府県又は津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

２．交付対象事業

（１）　津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業は、津波防災地域づくりに関する法律第１０条第１項に規定す

る推進計画に記載され、かつ同法２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のすべての要件に該当するもの（東日本大震災復興特別区域法第７６条第１項に規定する津波防災地域づくりに関する法律の特例に基づき実施される津波防護施設の新設又は改良を行う事業を含む。）。

①　津波防護施設の整備であって、次のいずれかの要件に該当するもの。

イ　盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁※。

ただし、活用する盛土構造物は津波防災地域づくりに関する法律第２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準に準じた構造を持つものに限る。

※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長 500m 以内とする。

ロ　背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、概ね延長 500m 以内であるもの（津波防災地域づくりに関する法律第２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む）。

②　人家 20 戸以上※を防護するもの（※転入や再建により人家 20 戸以上と見込まれる場合を含む）。

ただし、「災害時要援護者関連施設」（児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく特別支援学校及び幼稚園）、又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は、上記の 20 戸を 10 戸と読み替えるものとする。

③　津波防災地域づくりに関する法律第１０条に規定する市町村が作成する推進計画に位置付ける津波防護施設整備事業の総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの　5 千万円以上

（イ）市町村が行うもの　　2 千 5 百万円以上

イー９　海岸事業

イー９－（１）高潮対策事業

１．交付対象

海岸管理者

２．交付対象事業の要件

（１）高潮対策事業（（２）から（３）に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。

① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。

② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。

③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の３に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

④ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。
ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

⑤ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第 14 条の２に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑥ 総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄	5 千万円以上
内地	1 億円以上

（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄	5 千万円以上
内地	1 億円以上

（２）　高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」（港湾局所管海岸に限る。）については、上記（１）の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。

（ア）海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの

（イ）海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が 90 万人以上の海岸
（ウ）市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸

（３）　高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね 30 万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（１）（港湾局所管海岸については上記（１）及び（２））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。
（ア）海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね 1 億円以上であるもの）。
（イ）背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。
（ウ）耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。

（４）　海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

イー９－（２）侵食対策事業

１．交付対象

海岸管理者

２．交付対象事業の要件

（１）　侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。
① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
③ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人以/km 上であること。
ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。
④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑤　総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄　5 千万円以上

内地　1 億円以上

（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄　5 千万円以上

内地　1 億円以上

（2）海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

イー９－（３）海岸耐震対策緊急事業

１．目的

海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

２．交付対象

海岸管理者

３．交付対象事業の要件

本事業は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあっては①の要件）を満たすものとする。

①　以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

（ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

②　地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した５．に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下９－（３）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。

③　社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

④　海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑤　事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。
（ア）　都道府県が行うもの　　５千万円以上
（イ）　市町村が行うもの　　２千５百万円以上

４．交付対象事業の内容

本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。
（１）堤防・護岸等の耐震性能調査
（２）堤防・護岸等の耐震対策

５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（耐震性能調査を除く。）。

また、事業計画は、事業着手から原則として５年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。
（ア）海岸の概要
（イ）事業の概要
（ウ）計画の内訳
（エ）浸水防止に関連した総合的な計画
（オ）成果目標
（カ）関係機関との連携
（キ）関連するソフト対策
（ク）高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
（ケ）その他参考となる事項

６．留意事項

海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

イー９－（４）削除

イー９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業

１．目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

２．交付対象

海岸管理者（４.⑩については海岸管理者又は都道府県）

３．交付対象事業の要件

（１）　本事業の対象は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては①の要件）を満たすものとする。ただし、（３）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（５）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあたってはこの限りではない。

①　以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。

（ア）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸

（イ）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸

②　社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

③　地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イ－９－（５）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。

④　事業計画に従って実施される事業であること。

⑤　一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から５年以内に整備目標の達成が見込まれること。

⑥　海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑦　事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの　　５千万円以上

（イ）市町村が行うもの　　２千５百万円以上

（２） 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。
（ア）当該対策により、施設の耐震化に資するもの
（イ）津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
（ウ）避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの

（３） 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね 2 割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、この限りではない。

（４） 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。

（５） 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和７年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。

※１：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

※２：ハザードマップ作成支援を含む

４．交付対象事業の内容

本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。

（３．（１）①（イ）の海岸については、次の①～④及び⑧～⑩を対象とする。）

① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
③ ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）
④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
⑤ 津波防災ステーションの整備
⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
⑧ 漂流物防止施設の整備
⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
⑩ 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。

５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定

支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。

また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ア）海岸の概要
（イ）事業の概要
（ウ）計画の内訳
（エ）成果目標
（オ）高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
（カ）その他参考となる事項

６．留意事項

①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。
②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

イ－９－（６）海岸環境整備事業

１．目的

海岸環境整備事業は、国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とする。

２．交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

３．交付対象事業の要件

次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

① 周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等のある区域又は計画中の区域で、完成後には海浜利用が増進されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

② 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

③ 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

（ア） 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。

（イ）国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。

④ 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。

ただし、総事業費が５千万円以上（市町村が行うものは２千５百万円以上）のものに限る。

（ア）水叩き兼用の通路又は植栽を階段工と一体として短年度に整備することにより効果を発揮し得るものであること。

（イ）海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。

⑤ 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。

ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

なお、本事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。

（ア）対象とする海岸の概要

（イ）海岸利用の活性化に関する基本方針

（ウ）施設等配置に関する計画

（エ）施設等の維持管理に関する計画

（オ）その他

４．事業の基本方針

① 国土保全との調和を図ること。

② 利用者に対する快適性、安全性の確保を図ること。

③ 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。

④ 緊急養浜の実施に当たっては、効果及び養浜砂の挙動の把握に努めること。

⑤ 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。

５．交付対象事業の内容

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良とする。

イ－９－（７）海域浄化対策事業

１．目的

海域浄化対策事業は、汚染の著しい海域等において、その原因となっているヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を行い、もって、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図ることを目的とする。

２．交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

３．交付対象事業の要件

次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

① 汚染の著しい海域において実施するヘドロ等の除去等。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

② 海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図るために実施する放置座礁船の撤去等。
ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。

イ－１０　都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）都市再生整備計画事業

１．目的

都市再生整備計画事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

２．交付金事業者

都市再生整備計画事業を実施する市町村及び都市再生法第１１７条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イ－１０－（１）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第４６条第３項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イ－１０－（１）関係部分において同じ。）をいう。

３．交付対象

市町村又は協議会とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。

なお、イ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。

１　市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。

２　立地適正化計画において、都市再生法第 81 条第２項第５号に規定する防災指針を記載していない市町村。

３　都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和６年度末までに変更（都市再生特別措置法施行規則（平成１４年国土交通省令第６６号。以下イ－１０及びロ－１０関係部分において「規則」という。）第 31 条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は、当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね５年を経過し、かつ、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施していない市町村。

４　立地適正化計画を作成し、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施し、かつ、直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね５年を経過した市町村。

５．施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うもの

とする。

１　市町村において、都市再生法第 81 条１項に規定する立地適正化計画（同条２項２号に定める居住誘導区域及び同条２項３号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下イ－１０－（１）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。

なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから５年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

（１）市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下イ－１０－（１）関係部分において「市街化区域等」という。）内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径 1㎞の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内の区域。

（２）市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区（今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設（都市再生整備計画に当該施設の設定方針を記載したものに限る。）から半径 500m の範囲内の区域に限る。）。

（３）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

２　地方公共団体において、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成２０年法律第４０号。以下「歴史まちづくり法」という。）第５条第８項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成２０年法律第３９号。以下「観光圏整備法」という。）第７条第１項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和２年法律第１８号。以下「文化観光推進法」という。）第 12 条第１項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

ただし、市街化区域等を除く。

３　都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町

村（以下イ－１０－（１）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限る。）（以下イ－１０－（１）関係部分において「地域生活拠点」という。）。

（１）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イ－１０－（１）関係部分において「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※１）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（２）基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（※１）　広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

（※２）　市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和３年６月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

４　「都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業を定める告示（平成 31 年国土交通省告示第 452 号）」二に規定する産業促進区域（以下イ－１０－（１）関係部分において「産業促進区域」という。）（産業促進区域の設定が確実と見込まれる場合を含む。）であり、都市再生整備計画において①産業・物流機能の整備で得られる効果を中心市街地等に還元することにより地域全体の活性化に寄与する取組として「産業・物流機能の整備に伴う雇用創出、経済波及効果等」を定量的に記載し、かつ、②公共交通、自転車の利活用など当該区域への自動車交通抑制への取組（見込みを含む。）を記載し、かつ、（１）又は（２）のいずれかの要件に該当する区域（市街化区域等外を含む。）。ただし、イ－１０－（１）の５．４（２）の適用は、令和 10 年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。

（１）新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱第６．４に規定するプロジェクト（以下イ－１０－（１）関係部分において「国策的プロジェクト」という。）に関連する区域。

（２）以下の全ての要件に該当する区域。

①関連する産業・物流機能を有する団地の敷地面積は概ね 10 ヘクタール以上であること。

②当該区域に立地する企業（※３）が確実に見込まれること又は当該区域の周辺地域に関連産業が既に立地していること。

③当該区域に立地する企業（※３）との間で 10 年以上の立地を合意すること。

④市街化区域等外においては、以下の全ての要件に該当する場合に限る。

１）市町村マスタープラン等において産業・物流用地としての利用を想定している区域（見込みを含む。）であること。

２）都市再生整備計画に記載する都市のコンパクト化の方針に照らし、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であること。

３）当該区域と都市機能が集積する地域が幹線道路で結ばれていること。
４）大規模商業施設等、居住の誘導を図るおそれのある施設を当該区域に含めないこと。
５）市街化調整区域の場合、市街化区域編入が確実に見込まれる区域、地区計画が策定された区域又は策定見込みの区域、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下イ－１０－（１）関係部分において「地域未来投資促進法」という。）第４条第２項第４号に規定する重点促進区域、都市計画法第 34 条第 12 号に基づく条例において産業・物流用地として利用するための開発行為を行うことが認められる区域等の区域内であること。

（※３）　次のいずれかに該当する企業（当該企業に関連する物流施設を含む。）をいう。
（ⅰ）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（令和５年６月 16 日閣議決定）に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
（ⅱ）「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和４年政令第 394 号）第１条に規定する特定重要物資」を取扱う企業
（ⅲ）「地域未来投資促進法第２条に規定する地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業（当該企業が生産する製品の主要原材料が当該区域が存する都道府県内の地元産品（※４）であり、かつ、従業員の地元雇用率の目標を半数以上とする場合に限る。）。

（※４）　当該都道府県内において「生産されたもの」、「原材料の主要な部分が生産されたもの」又は「製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」をいう。

６．都市再生整備計画

１　都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第１４条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第６条の２第４項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。
（１）都市再生整備計画の区域
（２）都市再生整備計画の目標
（３）都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
（４）計画期間
（５）都市再生整備計画の対象となる地区の名称
（６）都市再生整備計画の区域の面積
（７）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
（８）関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
（９）交付期間
（１０）都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
（１１）都市再生整備計画の評価に関する事項

（１２）その他必要な事項

２　国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第Ⅲ編イ－１０－（１）の１．に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。

３　５.第２項の区域において都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。

４　前三項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

イ－１０－（２）まちなかウォーカブル推進事業

１．目的

まちなかウォーカブル推進事業は、人中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、市町村等が行う既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組を重点的・一体的に支援し、内外の人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間投資を呼び込むウォーカブルなまちなか都市空間を形成することを目的とする。

２．交付金事業者

まちなかウォーカブル推進事業を実施する市町村及び都市再生法第１１７条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イ－１０－（２）関係部分においてイ－１０－（２）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第４６条第３項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イ－１０－（２）関係部分において同じ。）をいう。

３．交付対象

市町村又は協議会とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1) 第１項から第５項、第９項から第１１項、第１４項から第１６項（第１４項第４号を除く）、第１８項、第２１項、第２７項から第３１項に掲げる事業等をいう。

５．施行地区

まちなかウォーカブル推進事業は、次の（１）及び（２）の要件に該当する地区において行うものとする。

（１）次の１から３のいずれかの区域

１　市町村において、都市再生法第81条1項に規定する立地適正化計画（同条２項２号に定める居住誘導区域及び同条２項３号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下イ－１０－（２）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整

備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。

なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから５年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

（ｉ）市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下イ－１０－（２）関係部分において「市街化区域等」という。）内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域。

（ⅱ）市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区（今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設（都市再生整備計画に当該施設の設定方針を記載したものに限る。）から半径500mの範囲内の区域に限る。）。

（ⅲ）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

２　地方公共団体において、歴史まちづくり法第５条第８項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第７条第１項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第12条第１項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

ただし、市街化区域等を除く。

３　都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イ－１０－（２）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。）（以下イ－１０―（２）関係部分において「地域生活拠点」という。）。

（ｉ）基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域。

（ⅱ）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イ－１０－（２）関係部分において「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※１）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（ⅲ）基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域。

（ⅳ）　基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（※１）　広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

（※２）　市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和３年６月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

（２）都市再生法第４６条第２項第５号に規定する滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォーカブル区域」という。）が定められた地区（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。）

６．都市再生整備計画

１　まちなかウォーカブル推進事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第１４条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第６条の２第４項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。

（１）都市再生整備計画の区域
（２）都市再生整備計画の目標
（３）都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
（４）計画期間
（５）都市再生整備計画の対象となる地区の名称
（６）都市再生整備計画の区域の面積
（７）まちなかウォーカブル区域及び当該区域の面積
（８）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
（９）関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
（１０）交付期間
（１１）都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
（１２）都市再生整備計画の評価に関する事項
（１３）その他必要な事項

２　国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第Ⅲ編イ－１０－（２）の１．に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。

３　イ－１０－（２）５．（１）第２項の区域においてまちなかウォーカブル推進事業を

実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。

４　前三項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

７．交付対象事業の特例

１　街なみ環境整備事業

まちなかウォーカブル推進事業における街なみ環境整備事業の実施については、まちなかウォーカブル区域が定められた地区を景観地区が定められた地区とみなして、イ－１６－（９）の規定を適用する。

ただし、当該事業は、都市再生法第４６条第３項第２号イに規定する国土交通省令で定める施設等（以下イ－１０－（２）関係部分において「滞在快適性等向上施設等」という。）に関する事業のうち国土交通省令で定める事業に限るものとする。

２　計画策定支援事業

まちなかウォーカブル推進事業における計画策定支援事業の実施については、都市再生整備計画に国土交通省が定める重点的に取り組むテーマ及びテーマに即した目標・指標が設定されている場合に限り、実施が可能なものとする。

なお、まちなかウォーカブル区域を定めていない市町村の区域において、まちなかウォーカブル区域を定めることを目的として実施する場合に限り、５．の規定によらず、５．（１）に規定する施行地区において実施することができる。

表 10-(1)（都市再生整備計画事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区（以下本表において「計画対象地区」という。）における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等に要する費用	同上
3. 地域創造支援	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等	同上

事業	に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・駐車場（本表第１０の３に該当するもの） ・地域交流センター （本表第１２の１に該当するもの） ・観光交流センター （本表第１２の２に該当するもの） ・まちおこしセンター （本表第１２の３に該当するもの） ・賑わい・交流創出施設（地域資源活用型） （本表第１２の４に該当するもの） ・子育て世代活動支援センター （本表第１２の５に該当するもの） ・複合交通センター （本表第１２の６に該当するもの） ・イ－１０－（１）における水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）のうち、利用者の安全を確保するための対策が実施されないもの。 なお、建築物である施設の整備については、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。 ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。	

	⑤ 整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。（イ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	
4. 道路	１　以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用 ①市町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕 ②道路法第17条第１項又は第２項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第１条の５及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第15条に定める新設又は改築 ③道路法第17条第４項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第１条の５に定める新設又は改築 ④都市再生法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第15条に定める新設又は改築 ２　市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用	－

	の５．１、２及び３に規定する施行地区に限る。） ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 歴史まちづくり法第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること。 ② 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね３分の２以上であること。	
7. 河川	以下に掲げる事業の交付の対象となる事業に要する費用 １　イ－１４－（２）に規定する統合河川環境整備事業 ２　イ－３－（５）に規定する都市基盤河川改修事業 ３　イ－３－（８）に規定する流域貯留浸透事業 ４　イ－８－（１）に規定する総合流域防災事業のうち４．の(1)の③の要件に適合するもの	－
8. 下水道	以下の全てに該当するものの整備に要する費用 １　イ－７に規定する下水道事業の交付の対象となる事業のうち、次のいずれかに適合するもの (ｲ)公共下水道事業 (ﾛ)特定環境保全公共下水道事業 ２　計画対象地区にあって、都市再生整備計画に位置付けられた他の事業と一体的、総合的に実施することが必要かつ効果的な区域（以下本表において「対象区域」という。）において実施するもの ３　対象区域で発生する下水を排除する管渠等（ポンプ場及び対象区域外の下水を合わせて排除する管渠等を除く。）を整備するもの	－
9. 駐車場有効利用システム	以下の全てに該当する駐車場有効利用システムの整備に要する費用 １　駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること ２　概ね５ヘクタール以上の区域で整備するものであるこ	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の

	と ３　市町村の助成がない場合においては、その運営が困難なものであること ４　当該駐車場有効利用システムの整備が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること ただし、整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする	額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
10. 地域生活基盤施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 １　緑地 ２　広場 ３　駐車場（荷さばき駐車場、駐車場出入口付替及び共同駐車場を含む[注1]。） ただし、一計画対象地区当たり概ね５００台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする。 ４　自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） ５　荷物共同集配施設（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） ６　公開空地（屋内空間を含む。） ７　情報板 ８　地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設） ただし、次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第２条第１０号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること なお、当該施設が本表第６ただし書の全ての要件に該	同上

	当する場合は、上記①から③までの要件にかかわらず設置できるものとする。） ９　人工地盤等（人工地盤、立体遊歩道） 10　分散型エネルギーシステム（産業促進型）（コージェネレーションシステム、電力自営線、熱導管及びその付帯施設）（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区に限る。） ただし、産業促進区域に立地する施設へ電気又は熱を供給する分散型エネルギーシステムの整備に要する費用を限度とし、コージェネレーションシステムについては整備に要する費用の２分の１に相当する額を限度とする。 11　公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等（太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設） ただし、第３号及び第４号の事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成２７年１２月１５日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。	
11.高質空間形成施設	以下に掲げる施設の整備等に要する費用 １　緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、水上デッキ・プロムナード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土塁、堀跡等） ただし、土塁、堀跡を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ①　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。 ②　歴史まちづくり法第５条第８項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（③において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられ	同上

	ていること。 ③　都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね３分の２以上であること。 2　電線類地下埋設施設（宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。）） 3　電柱電線類移設（宅地区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電柱電線類の移設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く。））ただし、当該移設が本表第６ただし書の全ての要件に該当する場合に限る。 4　地域冷暖房施設　ただし設計に要する費用に限る。 5　歩行支援施設、障害者誘導施設等 6　公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等） ただし、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ①　整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供されること。 ②　スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が整備する施設であること。	
12.高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1　地域交流センター 2　観光交流センター（イ－１０－（1）の5．1、2及び3に規定する施行地区に限る。） 3　まちおこしセンター（イ－１０－（1）の5．1、3及び4に規定する施行地区に限る。） 4　賑わい・交流創出施設（地域資源活用型）（地域経済の活性化を目的とした、創業支援（営利目的を除く。）機能等を有する施設）（イ－１０－（1）の5．2に規定する施行地区に限る。） 5　子育て世代活動支援センター（イ－１０－（1）の5．4に規定する施行地区のうち、市街化区域等外においては、産業促進区域に立地する施設の従業員及び当該施	同上

	設に用務のある者を主な利用者とする場合に限る。） ６　複合交通センター １号～５号の施設の整備に要する費用には、購入費を含む。１箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、以下の場合においては30億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Ready の省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 ６号の施設の整備に要する費用は、施設の共用部分（２以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。 ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a　維持管理費を算出し国に提出していること。 b　1)～4)のいずれかに合致すること。 1)　郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c　三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d　他省庁の補助制度がないこと。 e　整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。（イ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。） 新築の建築物は、原則として省エネ基準[注2]に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準[注3]に適合すること。 水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。	

13.誘導施設相当施設	1　誘導施設相当施設（都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第１条の３第５項に掲げる施設のうち、医療法第４条の２に定める特定機能病院、医療法第４条に定める地域医療支援病院、学校教育法第１条に定める大学及び高等専門学校、学校教育法第 124 条に定める専修学校を除く。）の整備に要する費用[注4]（移転・統廃合の場合に限る。）（イ－１０－（１）の５．３に規定する施行地区に限る。） ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表１第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合（下記Ｂのただし書に該当する場合を除く。）を除く。 2　前号に掲げる誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等（除却、整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む。）及び本表第14項第１号から第３号の既存建造物活用事業)、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用 誘導施設相当施設の整備に要する費用には、購入費を含む。１箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。 Ａ　地区面積が300㎡以上であるもの。（ただし、都市再生法第46条第２項第５号に規定する滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォーカブル区域」という。）において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合においてはこの限りではない。） Ｂ　都市再生整備計画事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設相当施設として整備されていな	同上

	いこと。（ただし、まちなかウォーカブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）に基づき複数の誘導施設相当施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設相当施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。）においてはこの限りではない。） C　三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 D　医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。 E　義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあっては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。 F　新築の建築物は、原則として省エネ基準[注2]に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準[注3]に適合すること。 水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。 また、市町村が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。	

	ａ　維持管理費を算出し国に提出していること。 ｂ　1)～4)のいずれかに合致すること。 1）郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ｃ　三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ｄ　他省庁の補助制度がないこと。 ｅ　計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。 ｆ　整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。 （※）計画・設計段階及び整備済の誘導施設相当施設を含む。	
14.既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成１５年８月５日国総国調第５７号）第６の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。 １　地域生活基盤施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（耐震性貯水槽の整備に要する費用を除く。） ２　高質空間形成施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等の整備に要する費用を除く。） ３　高次都市施設 購入、賃借（※１）、移設及び改築（大規模な修繕を含	同上

	む。）に要する費用 ４　誘導施設相当施設 　購入、賃借（※１）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（移転・統廃合の場合に限る。）並びに当該誘導施設相当施設の整備が複数の施設の機能を集約する統廃合である場合にあっては、本表第13項第２号に掲げる元地の管理の適正化に係る事業に要する費用 　ただし、基幹市町村と連携市町村が共同して都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱表１第14号に定める同種の広域連携誘導施設を整備する又は整備予定である場合（下記Ａのただし書に該当する場合を除く。）を除く。 　第３号及び第４号の事業については、１箇所における整備に要する費用（第４号の事業については、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用を除く。）は21 億円を限度とする。 　ただし、①②の場合においては30億円を限度とする。 　①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 　②ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 　また、第３号及び第４号の事業については、イ－１０－（１）において、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。 　第４号の事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。 　Ａ　都市再生整備計画事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設相当施設として整備されていないこと。（ただし、まちなかウォーカブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）に基づき複数の誘導施設相当施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※２）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設相当施設（※２）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を	

	下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設相当施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。）においてはこの限りではない。） B　三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。 C　医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。 D　義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあっては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。 E　新築の建築物は、原則として省エネ基準[注2]に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準[注3]に適合すること。 ただし、市町村が実施する第３号及び第４号の事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b　1)～4)のいずれかに合致すること。 1)　郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 なお、第４号の事業については、特定非営利活動法人等への間接交付の場合の費用は、購入（用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分、施設取得費については、共同施設及び専有部の23%に相当する部分に限る。）、賃借（※１）、移設及び改築並びに元地の管理の適正化に係る事業に要する費用とする。ただし、移設及び改築に要する費用のうち、土地整備費、共同施設整備費、専有部整備費、負担増	

	分用地費については、当該費用に1.20を乗じて得た額とする。 （※１）賃借に要する費用は、原則５年間を限度とした賃料とする。また、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は、賃借に要する費用の全てを交付対象から除外する。 （※２）計画・設計段階及び整備済の誘導施設相当施設を含む。 また、第３号の事業のうち、観光交流センターはイ－１０－（２）の５．（１）に規定する施行地区、まちおこしセンターはイ－１０－（２）の５．（１）１及び３に規定する施行地区においても実施ができるものとする。	
15. 土地区画整理事業	イ－１３－（６）に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．１、２及び４、イ－１０－（２）の５．（１）１及び２に規定する施行地区に限る。） ただし、イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区内に存する事業にあっては、イ－１３－（６）の３．第１項中「居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市（市街化区域内の人口密度が４０人／ｈａ以上あり当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下の市町村)」の区域を含む。以下３．において同じ。）に過半が該当する地区であって、次の要件のいずれかに」とあるのは「次の要件のいずれかに」と、同項第１号イ中「直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって、かつ、次のいずれかの」とあるのは「次のいずれかの」と、同第２項中「居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に」とあるのは「次の要件に」と読み替えるものとする。	同左
16. 市街地再開発事業	イ－１３－（２）又はイ－１６－（１）に規定する市街地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）、イ－１０－（２）の５．（１）１及び２に規定する施行地区に限る。）	左に掲げる事業の交付の要件等に基づき算出した国費の

		額の２倍を超えない額
17.住宅街区整備事業	以下に掲げる費用（イ－１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）に規定する施行地区に限る。） １　イ－１３－（２）に規定する住宅街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２　「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上
18.バリアフリー環境整備促進事業	イ－１６－（６）に規定するバリアフリー環境整備促進事業の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
19. 優良建築物等整備事業	イ－１６－（２）に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
20.住宅市街地総合整備事業	イ－１６－（８）に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
21.街なみ環境整備事業	イ－１６－（９）に規定する街なみ環境整備事業の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
22.住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）に定められた費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
23.都心共同住	イ－１６－（８）に規定する都心共同住宅供給事業の交	同上

宅供給事業	付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）に規定する施行地区に限る。）	
24.公営住宅等整備	以下に掲げる補助要領等に規定する事業ごとに、それぞれ当該補助要領等に定められた費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。） １「公営住宅等整備事業対象要綱」（平成17年８月１日付け国住備第37号）第２第２号に定める公営住宅等整備事業 ２「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」（平成19年３月28日付け国住備第161号）第２条第３号に定める地域優良賃貸住宅整備事業 ３「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」（平成17年８月１日付け国住備第38-3号）第２第１項第５号に定める公営住宅等ストック総合改善事業 ４「公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成３年住建発第103号)」に定める公営住宅等駐車場整備事業 ５「公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成６年建設省住備発第56号)」第２各号に定める補助金の交付の対象となる事業	同上
25.都市再生住宅等整備	イ－１６－（８）に規定する都市再生住宅等整備の交付の対象となる事業に要する費用（イ－１０－（１）の５．４に規定する施行地区のうち、市街化区域等外を除く。）	同上
26.防災街区整備事業	以下に掲げる費用（イ－１０－（１）の５．１、２及び４（市街化区域等外を除く。）に規定する施行地区に限る。） １　イ－１３－（２）又はイ－１６－（８）に規定する防災街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２　「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用	同上
27.エリア価値向上整備事業	官民連携により既存の都市のインフラ又は施設（以下、「既存ストック」という。）を活用し、公共公益施設の利	市町村が特定非営利活

	便性向上及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されているもの。 １　既存ストックを活用した地域生活基盤施設及び高質空間形成施設の整備、既存建造物活用事業に要する費用 ２　情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の整備に要する費用 ただし、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供されること。 ３　都市再生整備計画の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備に導入に要する費用 ４　情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備に要する費用 ５　社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用 ６　次期開発に向けた機動的事業化支援に係る費用（①既存物件の除却、②暫定利用（社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用）） 　ただし、イ－１０－（１）の５．１及びイ－１０－（２）の５．（１）１に規定する施行地区であり、かつ、次期開発（※１）に向けた「まちの将来ビジョン（任意の構想、計画）」を策定済であり、かつ、当該地が落壁による事故や周辺の犯罪増加など現に外部不経済が発生している空きビル（※２）であり、かつ、ｉ）又はⅱ）の要件に該当する場合に限る。また、第６号の適用は、令和10年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。 ｉ）①を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・従前の建物用途が都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第１条の３第５項又は第７項に掲げる施設に相当する機能をもつ施設であること。 ・「まちの将来ビジョン」に基づき次期開発を想定す	動法人等に対して負担する費用の額の範囲内

	る区域における「土地利用の検討」を実施済であること。 ・次期開発において民間施設の整備が想定される場合、「既存建物の除却に要する費用」に係る官民による費用負担の考え方を協定で定め、必要に応じて「既存建物の除却に要する費用」から民間負担分を控除すること。 ・次のいずれかの要件に該当すること。 Ａ　「既存物件の除却から概ね３年以内に事業着手を行う」旨の覚書の締結 Ｂ　事業主体と事業化に向けて協議を開始している旨を証明する書類の都市再生整備計画への添付 Ｃ　「地区計画」の策定（「まちの将来ビジョン」で想定する機能以外の立地の抑制、「まちの将来ビジョン」に沿った開発を行う等） なお、「既存物件の除却に要する費用」は、21億円を限度とし、かつ、当該事業の開始前年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する非木造建築物の除却工事費を用いること。 ⅱ）②を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・暫定利用時は当該地において「営利目的とする施設の営業」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条各項に規定する施設の営業」を除くこと。 ・次期開発が開始されるまでの期間、当該地を適切な管理のもと活用し、空き地の状態としないこと。 （※１）従前施設の商業・業務機能の規模を相当程度縮小し、かつ、公共施設が整備されること。 （※２）市町村が建物所有者であること。又は、民間事業者等が建物所有者である場合、市町村と民間事業者等が（※１）に関する協定等を締結していること（締結見込みを含む。）。 ７　まちづくり構想・計画検討経費 イ－１０－（１）の５．１及びイ－１０－（２）の５.（１）１に規定する施行地区内における事業の実施に向けた構想・検討に要する費用 ただし、事業の実施に向けた官民連携の検討体制が構築されている場合に限る。	

28. こどもまんなかまちづくり事業	以下に掲げる費用（こども・子育て支援に資する機能に係る部分に限る。イ－１０－（１）の５．１～３及びイ－１０－（２）の５．（１）に規定する施行地区に限る。） ただし、都市再生整備計画において①こども・子育て支援に資する目標を記載し、かつ、②こども・子育て支援環境整備方針(※)を記載し、かつ、以下の全ての要件に該当する場合に限る。また、こども基本法第10条第２項に規定する市町村こども計画(以下イ－１０－（１）及びイ－１０－（２）関係部分において「市町村こども計画」という。)に、こども・子育て支援関連施設について記載した年度の翌年度から起算して３年以内に事業に着手する地区に限る（市町村こども計画を改定する場合を含む。）。 ・市町村こども計画（市町村こども計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に記載されたこども・子育て支援関連施設を含むこと。 ・教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地し(立地が確実な場合を含む。)、かつ、当該施設の数が充足していること。 ・周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応したインフラ整備(例：鉄道駅、住宅地等の整備(新設、改築))が近年行われていたこと(実施が確実な場合を含む。)。 (※) 現状のこども・子育て支援環境等を踏まえ、「こども・子育て支援」に対する「都市再生整備計画事業又はまちなかウォーカブル推進事業で実施する事業」による効果を記載し、整備する施設の規模が定量的に需要を充足するものとして説明されていること。また、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分であることが説明されていること。 1　公園（本表第５項に該当するもの） 2　緑地（本表第10項第１号に該当するもの） 3　広場（本表第10項第２号に該当するもの） 4　歩行支援施設、障害者誘導施設等（本表第11項第５号に該当するもの） 5　地域交流センター（本表第12項第１号及び本表第14項第３号に該当するもの） 6　子育て世代活動支援センター（本表第12項第５号及び本表第14項第３号に該当するもの） 7　ベビーカーシェアポート 8　まちなか見守りカメラ 9　ベビーケアルーム等の子育て支援に特化した施設	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額

29.暑熱対策事業	緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用 ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。 ①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定量化する指標として暑熱対策に関連するものを設定すること。 ②区域内において線的・面的に実施される暑熱対策であること。	同上
30.滞在環境整備事業	以下に掲げる費用 １　社会実験、コーディネート等の滞在環境の整備の推進に関する事業等に要する費用 ２　屋根、トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設（停留所の施設、シェルター等）等の滞在者の快適性の向上に資する施設の整備に要する費用 ３　滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設（公衆無線LAN等が整備され地域内外の交流を促進するものに限る。）を、既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用 ４　滞在環境や回遊性の向上に資するシェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用	同上
31.計画策定支援事業	都市再生整備計画に定めた目標を達成するために必要な事業の計画の策定に要する調査、社会実験、コーディネート等に要する費用	同上

注１）共同駐車場の交付対象事業の費用の範囲は以下のとおりである。

○共同駐車場

以下の全てに該当する共同駐車場の整備に要する費用

１　駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること

２　幹線街路で囲まれた概ね４ヘクタール以内の街区内において整備されるもので、次のいずれかに適合するものであること

①　１０人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

②　昭和３５年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和３５年に人口集中地区

が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）内の商業地域又は近隣商業地域及びこれに接する区域で中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「中心市街地活性化法」という。）第９条に規定する基本計画において位置づけられる区域（ただし、三大都市圏の既成市街地等を除く。）で整備されるものについて、５人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

③　地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中心市街地活性化法第 51 条の規定による中心市街地整備推進機構と２人以上の土地所有者、地上権者等からなる整備主体とが共同して整備するものであること

④　附置義務駐車施設を立地誘導する駐車場の整備で、以下に掲げる条件に該当し、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が整備するものであること

(ｲ)　当該駐車場が主要な路外駐車場として駐車場整備計画に位置付けられていること

(ﾛ)　地方公共団体、整備主体及び地元等が共同駐車場の整備に関する協定を締結していること

(ﾊ)　附置義務駐車施設の立地誘導を行う地区内の建築物建替計画を地方公共団体が策定していること

３　駐車台数が５０台以上のものであること（ただし、三大都市圏の既成市街地等においては２００台以上のものであること）

４　市町村の助成がない場合においては、その経営が困難なものであること

５　当該共同駐車場の建設が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与するものであること

共同駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合には、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基準とする。(ただし、別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。)

注２）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下イ－１０関係部分において「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下イ－１０関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く）。

注３）再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く）。

注４）特定非営利活動法人等への間接交付の場合の整備に要する費用は、次に掲げる費用を合計した額とする。

①　設計費

附属第Ⅲ編イ－13－（４）１．一に掲げる調査設計計画に要する費用をいう。

②　土地整備費

附属第Ⅲ編イ－13－（４）１．二に掲げる土地整備に要する費用（ただし、「コア事業」とあるのは「誘導施設相当施設の整備事業」と読み替えるものとする。）をいう。

③　用地取得費

緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費をいう。

④　共同施設整備費

附属第Ⅲ編イ－13―（４）２．三に掲げる共同施設整備に要する費用をいう。

⑤　専有部整備費

誘導施設相当施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用（当該整備に要する費用に 100 分の 23 を乗じて得た額）をいう。

⑥　負担増分用地費

地域生活拠点の区域外から区域内へ誘導施設相当施設を移転する際に追加的に必要となる土地取得に係る費用をいい、次の式により算定した額（Z）とする。ただし、従前地の土地利用は誘導施設以外の土地利用とする。

・ア（従後地面積）≦（従前地面積）の場合：

Z＝（（従後地土地価格）－（従前地土地価格））×0.23

・イ（従後地面積）＞（従前地面積）の場合：

Z＝（（従後地土地単価）－（従前地土地単価））×（従前地面積）×0.23

なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費を用地取得費として交付対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。

また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。

なお、次のいずれかに適合する場合においては、上記の費用のうち土地整備費、用地取得費、共同施設整備費、専有部整備費及び負担増分用地費については、1.20 を乗じて得た額とする。

Ａ　低未利用地において誘導施設相当施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業

Ｂ　医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業

Ｃ　複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設相当施設を整備する事業

イ－１１　広域活性化事業

イ－１１－（１）広域連携事業

１．目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

２．交付対象

広域連携事業の交付対象は、都道府県とする。

３．交付対象事業

広域活性化計画に基づき実施される表１１－（１）に掲げる事業等をいう。

ただし、附属第Ⅰ編イ－１１－（１）②に掲げる事業等は、広域活性化計画が、以下の（ア）～（イ）の要件に該当するものに限る。

（ア）都道府県内の市町村における特定居住を促進するための、都道府県の活動を含む計画であること。

（イ）特定居住促進計画の実効性を高めるための、市町村の活動を含む計画であること。

４．広域活性化計画

１　広域連携事業を実施しようとする都道府県は、広域活性化法第４条第１項の基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した広域活性化計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

（１）広域活性化計画の目標

（２）拠点施設に関する事項（広域活性化計画の目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあっては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

（３）広域的特定活動に関する事項

（４）広域活性化計画の基幹事業（広域活性化計画の目標を達成するために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業をいい、イ－１１－（１）関係部分において単に「基幹事業」という。）

（５）提案事業（基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等をいう。）

（６）計画期間

（７）広域活性化計画の名称

（８）交付期間における各交付対象事業の概算事業費

（９）関連事業（イ－１１－（１）関係部分において、広域活性化計画の目標を

達成するため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）

(10) 交付期間

(11) 広域活性化計画の整備方針

(12) 広域活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

(13) その他必要な事項

２　基幹事業については、広域活性化法第２条第２項に定める拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して一体的に実施することが必要となる事業又は同法第２条第１項に定める広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業に限られる。また、交付期間内に一定の成果をあげることのできない大規模な事業は基幹事業としては適切ではない。

３　前２項の規定は、広域活性化計画の変更について準用する。

表１１－（１）（広域連携事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 広域連携事業活用調査	広域活性化計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	都道府県が市町村等に対して負担する費用の額の範囲内
2. 広域連携推進事業	情報収集・提供活動、社会実験等の地域活性化の促進等に関する事業等に要する費用	同上
3. 広域連携基盤整備支援事業	広域活性化計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用	同上
4. 土地区画整理事業	以下に掲げる費用 １　イ－１３－（６）に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２　公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2 号）の採択基準に適合するものごとに定められた費用	－
5. 市街地再開発事業	以下に掲げる費用 １　イ－１３－（２）に規定する市街地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用 ２　「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）」の採択基準に適合するものごとに定められた費用	－
6. 住宅市街地総合整備事業	イ－１６－（８）に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業	－

	に要する費用	
7. 優良建築物等整備事業	イ－１６－（2）に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	－
8. 住宅市街地基盤整備事業	イ－１６－（１０）に規定する住宅市街地基盤整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	－
9. 公営住宅整備事業等	公営住宅整備事業等で次に掲げる要綱に定める採択基準に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用 １　公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号） ２　地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号） ３　地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日付け国住備第161号） ４　公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）	－
10. 公園	イ－１２－（1）に規定する都市公園等事業のうち2．のⅠの交付の対象となる事業に要する費用	－
11. 下水道	流域下水道の採択基準に適合する都道府県事業に要する費用	－
12. 河川	以下のいずれかに該当する河川の整備に要する費用 １　都道府県が実施する一級河川の改良工事若しくは修繕 ２　都道府県が実施する二級河川の改良工事	－
13. 道路	以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用 １　都道府県が実施する一般国道、都道府県道の新設、改築又は修繕 ２　都道府県が実施する街路事業	－
14. 鉄道	都道府県が実施する都市・幹線鉄道整備事業で次に掲げる要綱に定める採択基準に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用 １　地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱（平成4年1月18日付け鉄財第24号）	－

	２　空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱（昭和56年10月１日付け鉄財第188号） ３　鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成 20 年4月１日付け国鉄施第106号）	
15. 港湾	港湾管理者（都道府県）が実施する次に掲げる事業に要する費用 １　港湾改修事業 ２　港湾公害防止対策事業 ３　港湾環境整備事業 ４　廃棄物処理施設整備事業	－
16. 空港	都道府県が実施する空港整備事業であり、空港整備事業費補助金等交付要綱（昭和48年７月10日付け空管第272号の(1)）において交付対象と定めている費用	－

イー１１－（２）離島広域活性化事業

１．目的

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、離島相互間や本土との人の往来又は物資の流通を活発化する観点から、一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図ることを目的とする。

２．交付対象地域

離島広域活性化事業（以下「本事業」という。）は、離島振興法第２条の規定に基づき指定された「離島振興対策実施地域」を対象地域とする。

３．交付対象

本事業の交付対象は、次のとおりとする。

（１）離島振興対策実施地域をその区域に含む都道県及び市町村で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

４．実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

（１）都道県及び市町村

（２）民間団体（都道県又は市町村に存する経済団体（商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等）、民間事業者、その

他必要に応じ地域関係者）は、社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

５．交付対象事業

社会資本総合整備計画に基づき実施される表１１－(２)に掲げる事業等をいう。

なお、本要綱のほか、離島広域活性化事業実施要領（令和５年３月２７日付国国離第３９号）その他の法令及び関連通知に定めるところによる。

６．協議会の設置

実施主体が民間団体の場合、次の離島広域活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置しなければならない。

（１）協議会の構成員は、民間団体及び都道県又は市町村とする。

（２）協議会は、管理・運営に係る規約を定めなければならない。

（３）協議会の構成員である都道県又は市町村は、本事業が適切に実施され、社会資本総合整備計画に定める目標等が着実に達成されるよう、監督、助言等の役割を担うものとする。

表１１－（２）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
離島広域活性化事業	都道県及び市町村並びに民間団体が実施する次に掲げる事業に要する費用 １．定住促進住宅整備事業 ２．定住誘引施設整備事業 ３．流通効率化関連施設整備事業 ４．定住基盤強化事業 ① 避難施設の整備 ② 防災活動拠点の改修等 ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④ 緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤ 災害応急対策施設の整備 ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等 ⑦ 土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修及び建替

イ－１２　都市公園・緑地等事業

イ－１２－（１）都市公園等事業

１．目的

都市公園事業は、都市公園法第２条第１項第１号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ　都市公園事業

１　定義

①この要綱において、「都市公園事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

②この要綱において、「防災公園」とは、２のＢの①、②の要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。

③この要綱において、「防災関連施設」とは、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災公園において、災害時に機能・役割を担う施設のことをいう。

④この要綱において、「防災関連計画」とは、防災部局等が関与して作成された、防災公園における防災関連施設の災害時の機能・役割及び運営方法が施設レベルで明記され、公表されている計画のことをいう。（災害対策基本法に基づく地域防災計画のほか、学識経験者や地域住民、防災部局等関連部局が関与して作成される当該公園の整備計画等を含む。）

⑤この要綱において、「国家的事業関連公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。

・国として開催することを決定した国際的なイベントの会場となる都市公園等（オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等）
・国として定期的に開催することを決定しているイベント（国民体育大会、全国都市緑化フェア等）の会場となる都市公園等
・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等

⑥この要綱において、「大規模公園」とは、広域公園及びレクリエーション都市をいう。

⑦この要綱において、「自然再生緑地」とは、環境の保全・創出を積極的に図るべき地域において環境の向上を図る都市公園をいう。

⑧この要綱において、「低炭素まちづくり公園」とは、２のＤの①、②の要件を満たす都市公園をいう。

⑨この要綱において、「地域づくり拠点公園」とは、以下のいずれかの都市公

園をいう。
・観光圏整備実施計画、外客来訪促進計画等地方公共団体における観光の振興に関する計画に位置付けられた都市公園等
・緑の基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項に、地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園の整備に関する方針及び概ねの位置や規模が定められているものに限る）に位置付けられた都市公園等

⑩この要綱において「CO2 吸収源となる都市公園」とは、２のＦの①から④の要件を満たす都市公園をいう。

⑪この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について２０３０年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。

⑫この要綱において「ネイチャーポジティブ公園」とは、２のＧの①から③の要件を満たす都市公園をいう。

２　事業要件

下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 20 万人以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、平成 29 年度以前に着手しているものは除く。）

A-1 都市公園（A-2～4、B～F に定める都市公園を除く。）

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

1）市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げるⅰ）又はⅱ）の要件を満たすこと。

ⅰ）一の市町村の区域内における以下のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 ㎡未満

ｲ）都市公園

ﾛ）特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ﾊ）都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ⅱ）同市町村の DID 地域内における上記ⅰ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 ㎡未満

②面積要件

原則として 2ha 以上とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1)施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１ 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

1)都市公園の用地の取得を対象とする

2)公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

ⅰ） 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１１９条の２に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和 36 年 5 月 15 日建設計発第 146 号通達)第 1 項及び第 2 項による覚書及び協定、都市再開発法第 121 条第 2 項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。

ⅱ） 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。

ⅲ） 土地区画整理事業にあっては次の各号に該当する区域であること。

ｲ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の 1%を超える公園

ﾛ) ｲ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DID から 1,000m 以内）については、施行面積の 2%を超える公園

ﾊ) 新市街地について、施行面積の 3%を超える公園

ﾆ) ｲ)からﾊ)までの公園と一体となって、次の a)から c)までのように、十分な効用を発揮する緑地であって、必要性が高いと認められるもの。

a)散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの

b)良好な居住環境の形成に資するもの

c)野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

④総事業費要件

市区町村事業は 2.5 億円以上、都道府県事業は 5 億円以上。

A-2 街区公園、近隣公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

原則として 2ha 以上とする。ただし、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園については、これを適用しない。

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha までを対象とする。

A-3 都市緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

1)　都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積 0.05ha 以上の緑地

2)　都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積 0.05ha 以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね 10 年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

A-4 特殊公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①対象事業内容

①-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

B 防災公園

A-１に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。また、以下の要件は A-１に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 防災公園対象都市要件

地域防災拠点の機能を有する都市公園については 1)～8)、広域避難地の機能を有する都市公園については 1)～7)、帰宅支援場所の機能を有する公

園緑地については1)又は3)のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

1)三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市

2)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市

3) 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市

4) 県庁所在都市、人口10万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市

5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市

6)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市

7) 立地適正化計画を策定している都市（人口５万人以上の都市に限る）

8)DID区域を有する都市

①-2 防災公園対象地域要件

1)広域避難地の機能を有する都市公園

以下のⅰ)又はⅱ)に掲げる要件を満たす地域。

ⅰ) 以下のｲ)及びﾛ)を満たす地域

ｲ) 人口密度40人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

ﾛ) 10ha以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離2km以内の避難圏域内人口１人当たり２㎡が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。

ⅱ) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

2)一次避難地の機能を有する都市公園

以下のⅰ)又はⅱ)に掲げる要件を満たす地域。

ⅰ) 人口集中地区（DID地区）又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な1ha以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離500m以内の避難圏域内人口１人当たり２㎡が確保されていないこと（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、防災指針等において津波又は風水害からの避難地と

しての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

ⅱ）　帰宅困難者が１万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

3)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から500m以内の地域。

②面積要件

1）広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね50ha以上のもの。

2）地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね10ha以上のもの。

3）広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、給水機能・トイレ機能が確保される見込み（ただし、令和６年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない。）である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの（周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園。（面積概ね8ha以上）を含む。）

4）一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が2ha以上のもの。(周辺の市街地とあわせて2haとなる都市公園を含む。)

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に基づく都市整備区域をいう。以下１２－（１）関係部分において同じ。）に位置する都市、指定市、県庁所在都市又は中核市におけるDID地域を含む地区の都市公園、及び防災指針かつ地域防災計画で津波避難場所又は風水害からの避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が1ha以上のもの。(周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。)

5）帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地（原則として都市公園として管理するもの（都市計画決定されていないものを含む。やむを得ない場合は、市町村の条例等に基づく公園緑地として管理するもの））で、面積が500㎡以上のもの

ただし、合計5箇所以上の公園緑地の整備を行う事業を対象とする。

6）避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員 10m 以上のもの。（周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。）

③対象事業内容

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※及びこれらの施設とあわせて日常時の利用に供される施設の整備を対象とする。

・　防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること

・　大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること

・　災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※　園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

ただし、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、以上に掲げる要件を満たした都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

1)園路又は広場
2)植栽その他の修景施設
3)休憩所、ベンチその他の休養施設
4)便所、水飲場その他の便益施設
5)門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
6)備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設

C 国家的事業関連公園、大規模公園、自然再生緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

D 低炭素まちづくり公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域（以下、「集約地域」という。）」の区域内における A-1 に定める①-1 の 1)のⅰ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 ㎡未満

①-2 低炭素まちづくり公園対象地域要件

以下に掲げる 1)及び 2)の要件を満たす地域。

1）都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた集約地域

2）直前の国勢調査に基づく DID 区域内又は隣接する地区

①-3 その他

以下に掲げる 1)及び 2)の要件を満たすものであること。

1）都市計画決定された公園・緑地であること。

2）高木を含む緑化率が 80%以上であること。

②面積要件

0.5ha 以上のもの

E 地域づくり拠点公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

F CO2 吸収源となる都市公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、④については適用しない。また、以下の要件は A-１に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 対象地域要件

脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区内のいずれかで行う取組であること。

①-2 都市公園等整備水準要件

以下に掲げるⅰ）～ⅲ）の要件のいずれかを満たすこと。

ⅰ）一の市町村の区域内における以下のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 ㎡未満

ｲ）都市公園

ﾛ）特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ﾊ）都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ⅱ）同市町村の DID 地域内における上記ⅰ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 ㎡未満

ⅲ）同市町村の対象地域内における上記ⅰ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が５㎡未満

②面積要件

１箇所当たりの面積が 0.05ha 以上であり、５箇所以上の整備を行うものであること。

③緑化要件

整備する都市公園は緑化率８割以上で樹木がその過半を占めるものに限る。

④対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

④-1)施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１　条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、既存の都市公園における整備については、③の要件を満たすためのものに限る。

G ネイチャーポジティブ公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 及び④については適用しない。また、以下の要件は A-１に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 対象地域要件

緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。

②面積要件

0.25ha 以上であること。ただし、1 箇所当たりの面積が 0.05ha 以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当該都市公園の合計面積が 0.25ha 以上となる場合も対象とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたもの若しくは地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第 18 号）による認定を受けた計画に基づくものに限り交付対象とする。

③-2 用地取得

③-1 の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。

３　交付対象

地方公共団体（歴史まちづくり法第５条第８項に基づく認定を受けた計画等に位置づけられた都市公園において都市公園法第５条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第 25 条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第５条第３項第２号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

Ⅱ　防災緑地緊急整備事業

１　定義

①この要綱において「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地のうち、１２－（１）の２．のⅠの２のＢで規定する防災公園（ただし「避難路となる緑道」を除く。）となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第２条の２の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。

②この要綱において、「防災緑地緊急整備事業」とは、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

③この要綱において「再生資源活用緑地」とは、次の要件を満たす都市公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第２条の２の規定に基づく公告前において一般の利用に供するものをいう。

・建設副産物等の盛土材料等としての計画的な活用により、幅広い資源の有効活用と廃棄物の削減に資するものであること。

④この要綱において「再生資源活用緑地整備事業」とは、建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効利用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

①-1 防災緑地緊急整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた防災緑地緊急整備計画を記載するものとする。

1)計画の目的

2)防災緑地の整備及び管理の計画に関する事項

3)防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項

①-2 再生資源活用緑地整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた再生資源活用緑地整備計画を記載するものとする。

1)計画の目的

2)再生資源活用緑地の整備及び管理の計画に関する事項
3)再生資源活用緑地における建設副産物等の受け入れの予定に関する事項

②面積要件

再生資源活用緑地は、10ha 以上の面積を有すること。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

1)園路又は広場
2)植栽その他の修景施設
3)休憩所、ベンチその他の休養施設
4)便所、水飲場その他の便益施設
5)門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
6)備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。

③-2 再生資源活用緑地の施設の整備については、前項の1)から5)までに掲げる施設を対象とする。

３　交付対象

地方公共団体

４　留意事項

地方公共団体は、防災緑地又は再生資源活用緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう又は建設副産物等の有効活用が図られるよう、原則として都市公園法第33 条に規定する都市公園を設置すべき区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。

Ⅲ　特定地区公園事業

１　定義

この要綱において、「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる２の要件を満たす公園をいう。

２　事業要件

①都市要件

以下に掲げる町村に設置されるものであること。

1)その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。
2)定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね 10km 以上離れていること。
3)人口規模が原則として、5,000 人以上であること。ただし、人口 10,000 人未満の村に設置される公園にあっては、二以上の町村の利用が見込まれること。

4) 定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。

②面積要件

標準規模が４ha（都市公園における地区公園相当）であること

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設と同様の施設を対象とする。

③-2 用地取得

原則として２ha を対象とする。

④その他

当該公園が都市計画施設とされないものであること。

３　交付対象

町村

４　留意事項

①区域の選定

特定地区公園の区域の選定に当たっては、「特定地区公園（カントリーパーク）の区域の選定等について」（昭和 57 年 2 月 24 日建設省都公緑発第 18 号）に留意するものとする。

②公園の設置及び管理

特定地区公園は、地方自治法第 244 条の公の施設として設置し、管理するものとするが、公園の設置に係る供用開始の手続き、公園の占用許可基準、公園台帳の作成及び保管、公園を設置し、又は公園条例を制定したときの国土交通大臣への報告等については、都市公園法の規定に準じて行うものとする。

Ⅳ　公園事業特定計画調査

１　定義

この要綱において、「公園事業特定計画調査」とは、以下に掲げる２の要件を満たす先導的・モデル的な公園緑地の配置計画の策定及び都市公園等の整備を推進するための計画調査をいう。

２　事業要件

① 都市要件

①―１公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の対象地域

1) 自然的経済的社会的条件から見て一体として総合的に基幹的な公園緑地を配置し整備を図ることが適当と認められる地域であること。

2) 対象地域においては先導的・モデル的な観点から公園緑地の計画的な整備が必要であると認められること。

①-2 都市公園等の整備計画調査の対象地区

1)地域の有する資源・特性等を活かし、先導的・モデル的な都市公園等を中核とした地区の整備を行うことが適当と認められること。
2)対象地区の整備が相当程度の広域性及び地域波及効果等を有すると認められること。

②対象事業内容

1）公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の調査内容

調査内容は、地域の防災性の向上、自然環境の保全・再生、歴史・文化資産の保全・活用等の推進に資する、基幹的な公園緑地の総合的かつ計画的な配置・整備を効果的に進めるための計画を策定することを目的とする。

2）都市公園等の整備計画調査の調査内容

調査内容は、以下の都市公園等及びその周辺整備のための整備計画を策定することを目的とする。

ⅰ)地区の防災性の向上に資する都市公園等
ⅱ)地区の自然環境の保全・再生に資する都市公園等
ⅲ)地区の歴史・文化資産の保全・活用に資する都市公園等
ⅳ)上記の他、特に、地域の総合計画に基づき特定の目的のもとに先導的・モデル的に整備することが必要な都市公園等

３　交付対象

地方公共団体

Ⅴ　官民連携型賑わい拠点創出事業

１　定義

この要綱において、「官民連携型賑わい拠点創出事業」とは、次に掲げる２の要件を満たす民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業をいう。

２　事業要件

①地方公共団体費用負担削減要件

認定計画提出者又は都市再生特別措置法第 62 条の３第１項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して１割以上削減されること。

②面積要件

0.25ha 以上であること。

③対象事業内容

都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者又は都市再生特別措置法第 62 条の３第１項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設又は滞在快適性等向上公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。

３　交付対象

地方公共団体

Ⅵ　官民連携型公園計画策定調査

１　定義

この要綱において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる２の要件を満たす調査をいう。

２　事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討　等）とする。

３　交付対象

地方公共団体

Ⅶ　こどもまんなか公園づくり支援事業

１　定義

この要綱において、「こどもまんなか公園づくり支援事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

1）本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたこどもまんなか公園づくり支援事業計画を記載するものとする。

ⅰ）計画期間中の整備方針と目標、及びその効果

ⅱ）計画期間中の事業実施箇所及び整備内容

ⅲ）計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

②都市要件

②-1 対象都市要件

以下の 1)及び 2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

1）こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市（こども計画については策定が確実に見込まれる場合も含む。）

2）公園施設長寿命化計画を策定している都市

②-2 都市公園等整備水準要件

1）都市公園の新設（既存の都市公園の拡張整備を含む。）を伴う市区町村事業においては、以下に掲げるⅰ)又はⅱ)の要件を満たすこと。

ⅰ）一の市町村の区域内における以下のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 ㎡未満

ｲ）都市公園
ﾛ）特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
ﾊ）都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
ⅱ）同市町村のDID地域内における上記ⅰ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が５㎡未満

②-3 対象地域要件
以下に掲げる 1）又は 2）の要件を満たす地域。
1） 地方公共団体において住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域
子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を図る公営住宅等の公的賃貸住宅の周辺地域、又は子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整理する観点から設定された空き家の活用を促す区域。
2）都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域
本事業(新設又は再整備)を実施する都市公園から250mの範囲内の過半が、既存の都市公園（ただし、遊戯施設の存在しない都市公園は除く。）から250mの範囲に含まれないこと。

③対象事業内容
本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。
③-1 施設整備
都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設（ただし、運動施設を除く。）の整備を対象とする。
③-2 用地取得
③-1の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。
③-3 計画策定
公園協議会やワークショップ等を活用したこどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。

④総事業費要件
事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円(都道府県事業は30百万円)×計画年数以上であるもの。

３　交付対象
地方公共団体

３．留意事項

Ⅰ　防災公園の整備として支援対象となる公園施設についての要件は令和４年度予算以降に適用する。ただし、令和４年度予算においては、この要件を満たす対応を令和４年度中に講じる場合は支援対象とする。

Ⅱ　市街化調整区域（線引き都市計画区域）又は用途地域外（非線引き都市計画区域）若しくは都市計画区域外における都市基幹公園以上の既設の都市公園の再整備については、事業化に当たり、当該公園についての利用実績（事業化の前３箇年度内のものに限る）及び中長期的（供用開始から１０年後以降）な将来見通しの定量的な検証が行われることを要件とし、令和４年度予算以降に適用する。ただし、令和４年度予算においては、この要件を満たす対応を令和４年度中に講じる場合は支援対象とする。

Ⅲ　新築する建築物は、原則として ZEB 水準※に適合すること。ただし、令和６年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。

※　再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く）。

Ⅳ　運動施設の整備については次に掲げるⅰ）及びⅱ）の要件を満たす施設の整備を対象とする。

ⅰ）住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること。

ⅱ）主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設（大型映像装置、音響施設、VIP ラウンジ等）ではないこと。

イ－１２－（２）都市公園安全・安心対策事業

１．目的

都市公園安全･安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ　都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

１　定義

この要綱において、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

1)本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次のⅰ）からⅲ）に掲げる事項を定めた都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画を記載するものとする。

ⅰ）計画期間中の整備方針と目標、及びその効果

ⅱ）計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
ⅲ）計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

2）計画を定められる期間は、令和１０年度までとする。（ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、令和７年度まで、「都市公園における感染症対策」については、令和５年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。）

②対象事業内容

②-1 施設整備

都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設の整備のうち、次の1）から5）までの施設整備を対象とする。

1）都市公園の防犯性の向上（ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラの整備並びに、施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られる照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。）
2）都市公園の豪雨対策
3）地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修
4）都市公園における公園施設のバリアフリー化
5）都市公園における感染症対策（ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や３密回避等の対策に限る。）

②-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。

３　交付対象

地方公共団体

Ⅱ　公園施設長寿命化対策支援事業

１　定義

この要綱において、「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

1）本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた公園施設長寿命化対策支援事業計画を記載するものとする。

ⅰ）計画期間中の整備方針と目標、及びその効果

ⅱ）計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
ⅲ）計画期間中の事業実施箇所における概算事業費
2）計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

②面積要件

原則として面積 2ha 以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する（2ha 未満の防災公園において、平成２８年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る）。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

③対象事業内容

③-1 施設整備

本事業の交付の対象となる事業は、都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

３　交付対象

地方公共団体

Ⅲ　公園施設長寿命化計画策定調査

１　定義

①この要綱において、「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。

1）都市公園整備状況
2）計画期間（概ね 10 年以上）
3）対象都市公園（種別別公園数、選定理由）
4）対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
5）健全度を把握するための点検調査結果の概要
6）日常的な維持管理に関する基本方針
7）公園施設の長寿命化のための基本方針
8）都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
9）計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額）

なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ

長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。

②この要綱において、「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。

③この要綱において、「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。

1)予防保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。

2)予測保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。

3)事後保全型管理

劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築（安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。）。

２　事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。ただし、公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更（長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。）にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表することを要件とする。

３　交付対象

地方公共団体

４　留意事項

①平成２６年度（500 箇所以上、若しくは面積 500ha 以上の都市公園を管理する地方公共団体においては平成２８年度）以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。

②本事業は、令和７年度までの措置とする。（ただし、都道府県及び人口 10 万人以上の市区町村においては公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とす

る。）

③本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、地方整備局長又は北海道開発局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。

３．留意事項

イー１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イー１２－（３）都市公園ストック再編事業

１．目的

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

１　定義

この要綱において、「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

1)本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。

ⅰ)計画期間中の再編方針と目標、及びその効果

ⅱ)計画期間中の事業実施箇所及び再編内容

ⅲ)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

2)計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

②都市要件

下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。

1)立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下 12 関係部分において「立地適正化計画」という。）

2)緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。）

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③-3 計画策定

都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

３　交付対象

地方公共団体

３．留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イ－１２－（４）市民農園等整備事業

１．目的

市民農園等整備事業は、良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を実施する事業の円滑な運用を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

１　定義

この要綱において、「市民農園等整備事業」とは、２の要件を満たす、次の①から③までの都市公園等を整備する事業をいう。

①分区園を主体とする都市公園

②一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（ただし、都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域に限る。）

③生産緑地において、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に規定する特定都市農地貸付け又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの承認を受けた地方公共団体や緑地保全・緑化推進法人が開設する市民農園（市民農園整備促進法第 11 条の規定に基づき承認を受けたものとみなされる市民農園を含む。以下本要綱において同じ。）

２　事業要件

①面積要件

面積は原則として0.25ha以上であること。ただし、以下の場合を除く。

1)都市緑地にあっては概ね0.1ha以上であること。（農協等が設置する分区園と一体として市町村が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその

合計面積。）

2)集約化地域（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画に位置付けられた都市機能の集約地域、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む。）をいう。）外において、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあっては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。

3)都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあっては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。

4)都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合で、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあっては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。

②対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備（分区部分を除く。）及び用地取得（１　③に掲げる事業を除く。）とする。

③その他

1)良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよう地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。

2)借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね 10 年以上の権原を取得するものであること。

3)原則として都市計画施設（公園又は緑地）であること。ただし、借地による場合及び買取り申出がされた生産緑地地区又は都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において農地の買取りを行う場合を除く。

３　交付対象

地方公共団体

３．留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イ－１２－（５）緑地環境事業

１．目的

緑地環境事業は、グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を推進することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

Ⅰ　グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

１　定義

①この要綱において、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下に掲げる２（通常型）又は３（防災・減災推進型）の要件を満たす公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。

②この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について２０３０年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。

２　事業要件（通常型）

①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。

1）事業計画の区域
2）事業計画の目標
3）事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
4）計画期間
5）事業計画の対象となる地区の名称
6）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
7）事業計画の評価に関する事項

②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。

③①2）で記載する目標は以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
2）緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標設定であること

④本事業の交付の対象となる事業は、以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
ⅰ）公園緑地の整備及び用地取得
ⅱ）公共公益施設の緑化
ⅲ）民間建築物の緑化
ⅳ）市民農園の整備
ⅴ）緑化施設の整備
ⅵ）グリーンインフラに関する計画策定
ⅶ）整備効果の検証
ⅷ）認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

2）複数の事業主体により実施するもの又は1）ｉ）～ｖ）のうち２つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25%以上かつ 500 ㎡以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はviii）の場合については、本要件は適用しない。

３　事業要件（防災・減災推進型）

①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。

1）事業計画の区域
2）事業計画の目標
3）事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
4）計画期間
5）事業計画の対象となる地区の名称
6）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
7）事業計画の評価に関する事項

②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。

③防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。

④①2）で記載する目標は以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
2）緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち１つは防災・減災関連の指標であること

⑤本事業の交付の対象となる事業は、以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
ｉ）公園緑地の整備及び用地取得
ii）公共公益施設の緑化
iii）民間建築物の緑化
iv）市民農園の整備
ｖ）緑化施設の整備
vi）既存緑地の保全利用施設の整備
vii）グリーンインフラに関する計画策定
viii）整備効果の検証
ix）認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等
2）複数の事業主体により実施するもの又は1）ｉ）～vi）のうち２つ以上の

事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はix）の場合については、本要件は適用しない。

４　交付対象

地方公共団体

５　留意事項

①公園緑地の整備については、原則として都市公園として管理するものであること。（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。）

②公共公益施設緑化については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。

③民間建築物の緑化については、公開性があるものに限る（脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものを除く）。

④市民農園の整備については、イ－１２－（４）２．２に定める事業要件を満たすものに限る。

⑤緑化施設の整備については、２④1）ｉ）～iv）と併せて整備することで目標達成に資するものに限る。

⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものであること。

⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、２④1）ｉ）～ｖ）と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。

⑧都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

Ⅱ　中心市街地活性化広場公園整備事業

１　定義

この要綱において、「中心市街地活性化広場公園整備事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす公園・緑地の整備を行う事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各

号に掲げる事項を定めた中心市街地活性化広場公園整備事業計画を記載するものとする。

1)計画期間中の整備方針と目標、及びその効果

2)計画期間中の事業実施箇所及び整備内容

3)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

②都市要件

中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域で、3 箇所以上の公園・緑地の整備を行うものであること。

③面積要件

対象事業の一箇所当たりの面積が 500 ㎡以上であること。

④対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

④-1 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

④-2 用地取得に要する費用

都市公園の用地の取得を対象とする。

⑤総事業費要件

全ての箇所の合計事業費が 2.5 億円以上であるもの。

３　交付対象

地方公共団体

４　留意事項

①都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理すること。

②中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区における事業に対する措置は、平成２８年度末までに当該計画を策定した事業に限る。

Ⅲ　市民緑地等整備事業

１　定義

この要綱において、「市民緑地等整備事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす、次の①から④までの施設整備を行う事業をいう。ただし、市民緑地契約、認定を受けた市民緑地設置管理計画（以下、「市民緑地設置管理計画」という。以下１２－（５）関係部分において同じ。）又は管理協定において、10 年以上の期間にわたって公開が継続することが確実であるものとする。

①地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第81条に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。以下１２－（５）関係部分において同じ。）が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な

施設整備。

②緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人（都市再生特別措置法第１１８条に基づき、市町村の指定を受けた法人をいう。以下同じ。）が市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備。ただし、以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす市民緑地の設置に当たり行う施設整備を対象とする。

1)緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあって、当該地域に設置されるもの

2)市町村が緑の基本計画に記載し、支援の対象とする市民緑地の概ねの位置及び施設の種類に適合するもの

③地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。

④地方公共団体が、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、条例等に基づき保全措置が講じられた緑地（10年以上の期間にわたって保全が継続することが確実で、普及啓発等の際に公開されるものに限る。）において行う施設整備。

２　事業要件

①都市要件

以下の 1)及び 2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

1)緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市

2)以下のいずれかの要件を満たす都市

ⅰ)重点都市

ⅱ)都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市

ⅲ)人口 10 万人以上の都市

ⅳ)大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市

・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

②面積要件

1)市民緑地契約、市民緑地設置管理計画又は管理協定に係る緑地にあっては面積が原則2ha以上（周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。）であること。ただし、以下の場合を除く。

ⅰ)地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては、1ha以上であること。（重点都市における事業は、0.25ha以上。）

ⅱ)都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、0.05ha以上であること。

2)緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、0.05ha 以上であること。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

1)市民緑地契約及び市民緑地設置管理計画に基づく施設整備。ただし、市民緑地設置管理計画に基づく施設整備は、①、②、③又は⑤に限る。

①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

2)緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備

①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③景観保全のための植栽、④防火・病虫害防除維持管理上の道路、⑤立入防止柵・標識等の管理施設、⑥散策路、⑦ベンチ、⑧休憩所、⑨公衆便所、⑩解説板、⑪駐輪場、⑫水質保全のための水辺周辺施設

3)条例等に基づくその保全措置に関する施設整備

①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

④総事業費要件

当該市民緑地等の開設に必要な全体事業費が 2 億円以上であること。（2の①の 2)のⅰ)及びⅱ)に該当する事業には適用しない。）なお、この場合、全体事業費には、当該市民緑地等について用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人による施設整備費を見込むことができる。

３　交付対象

地方公共団体

３．留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

イ－１２－（６）古都保存・緑地保全等事業

１．目的

古都保存・緑地保全等事業は、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、古都保存法第５条の規定による歴史的風土保存計画に基づく施設の整備等を行うことにより、歴史的風土の適切な保存を図ること並びに、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に関する都市計画を定めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備を行う事業及び機能維持増進事業（以下１２－（６）関係部分において「緑地保全事業」という。）、並びに、

首都圏近郊緑地保全法（昭和４１年法律第１０１号）第３条及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和４２年法律第１０３号）第５条に規定する近郊緑地保全区域内における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備を行う事業及び機能維持増進事業（以下１２－（６）関係部分において「近郊緑地保全事業」という。）により、都市の緑地の保全を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ　古都保存事業

１　定義

この要綱において、「古都保存事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす、次の①及び②の土地の買入れ等を行う事業をいう。

①歴史的風土保存区域内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、機能維持増進事業（ただし、損失の補償及び機能維持増進事業については、歴史的風土特別保存地区内に限る。）

②明日香村第一種及び第二種歴史的風土保存地区内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、機能維持増進事業

２　事業要件

(1) 古都保存法第 12 条の規定による土地の買入れ及び第 13 条第３項の規定により締結する協定に基づく土地の買入れの要件

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。

①古都保存法第 12 条に規定する「特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるもの」として、次の各事項の要件の一に該当する土地。

1) 土地の条件

ⅰ）市街地と接して容易に土地の造成、建築物の新築等が可能であること

ⅱ）道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の造成、建築物の新築等が可能であること

ⅲ）歴史的意義を有する建造物等が存すること、又はこれらを構成していること

2）取得して管理する必要性

ⅰ）水田、池、特殊な樹林等で原形を保つことが困難であること

ⅱ）周辺地との関連において防災上、防虫上等環境保全上何らかの手当が必要であること

②古都保存法第 12 条に規定する「許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」ものとして、当該行為が古都保存法第９条第１項第１号から第４号まで及び第７号の政令で定める行為であり、次の要件の一に該当するもの。

1) 当該行為が現況の土地の利用を継続する行為で当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合

2)当該行為が現況の土地の利用を高度化しようとする行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合
3)当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可しうるものであり、かつ、利用者の置かれている条件からみて、やむを得ないと認められる場合

⑵歴史的風土の保存上必要な土地の買入れの要件

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。(⑴による買入れを除く。)

①次の各事項の要件の一に該当する土地であること。

1) 土地の条件

ⅰ) 市街地と接して容易に土地の造成、建築物の新築等が可能であること

ⅱ) 道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の造成、建築物の新築等が可能であること

ⅲ) 歴史的意義を有する建造物等が存すること、又はこれらを構成していること

2) 取得して管理する必要性

ⅰ) 水田、池、特殊な樹林等で原形を保つことが困難であること

ⅱ) 周辺地との関連において防災上、防虫上等環境保全上何らかの手当が必要であること

②古都保存法第９条第１項第１号から第４号まで及び第７号の政令で定める行為が行われるおそれがあり、歴史的風土の保存上支障が生じると認められる場合とする。ただし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものに限る。

⑶損失の補償の要件

古都保存法第９条第１項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。

⑷歴史的風土保存施設の整備の要件

歴史的風土保存区域内の歴史的風土の適正な保存と利用を図るために必要な施設の整備であること。

⑸景観阻害物件の除却の要件

歴史的風土保存区域内における景観の維持・向上を図るため、⑴又は⑵による買入れ地において、⑷による歴史的風土保存施設の整備と併せて行う景観阻害物件の除却であること。

⑹機能維持増進事業の要件

①対象事業要件

歴史的風土保存計画又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること（都市緑化支援機構が行う場合も含む。）。

1) 緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態

2) 機能維持増進事業の整備内容

3）温室効果ガスの排出削減に関する内容（伐採した樹木の活用方針等）
4）生物多様性の確保に関する内容（目標とする植生等）

②面積要件

1か所当たりの面積が0.05ha以上であること。

(7)対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第13条第５項に規定する負担並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。

・歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却

①防火施設
②土砂崩壊防止施設
③景観保全のための植栽
④防火・病虫害防除維持管理上の道路
⑤立入防止柵、標識等の管理施設
⑥散策路・園地
⑦ベンチ
⑧休憩所
⑨公衆便所
⑩解説板
⑪駐輪場
⑫水質保全のための水辺周辺施設
⑬電線地中化

・機能維持増進事業

⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業

３　交付対象

地方公共団体

Ⅱ　緑地保全等事業

１　定義

この要綱において、「緑地保全等事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす、次の①から③までの土地の買入れ等を行う事業をいう。

①特別緑地保全地区における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備、機能維持増進事業
②特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れ、保全利用施設の整備
③近郊緑地保全区域内（特別緑地保全地区を除く。）における土地の買入れ、保全利用施設の整備

２　事業要件

(1)都市緑地法第17条の規定による土地の買入れ及び第17条の２第３項の規定により締結する協定に基づく土地の買入れの要件

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。

①同法第 17 条に規定する「特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるもの」として、次の各事項の要件の一に該当する土地であること。

1）土地の条件

ⅰ）市街地に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること

ⅱ）道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること

ⅲ）当該地域における伝統的若しくは文化的意義を有する神社、寺院等の建造物、遺跡等が存すること又はこれらを構成していること

2）取得して管理する必要性

ⅰ）草地、水辺地、岩石地、樹林地等で原形を保つことが困難であること

ⅱ）周辺地との関連において防災上又は環境の保全上何らかの手当が必要であること

②同法第 17 条に規定する「許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」ものとして、当該行為が同法第 14 条第 1 項各号に掲げる行為であり、次の要件の一に該当するもの。

ⅰ）当該行為が現況の土地の利用を継続するための行為で、当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合

ⅱ）当該行為が現況の土地の利用を高度化するための行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合

ⅲ）当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可し得るものであり、かつ、利用者のおかれている条件からみてやむを得ないと認められる場合

(2)緑地の保全上必要な土地の買入れの要件（(1)による買入れを除く。）

以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。

①次の各事項の要件の一に該当する土地であること。

1）土地の条件

ⅰ）市街地に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること

ⅱ）道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること

ⅲ）当該地域における伝統的若しくは文化的意義を有する神社、寺院等の建造物、遺跡等が存すること又はこれらを構成していること

2)取得して管理する必要性

ⅰ）草地、水辺地、岩石地、樹林地等で原形を保つことが困難であること

ⅱ）周辺地との関連において防災上又は環境の保全上何らかの手当が必要であること

②同法第 14 条第 1 項に掲げる行為が行われるおそれがあり、当該緑地の保

全上支障が生じると認められる場合とする。ただし、緑地保全事業においては特別緑地保全地区指定計画地（近郊緑地保全事業においては近郊緑地保全区域内で特別緑地保全地区以外の区域をいう。）における土地の買入れについては、買入れ後速やかに特別緑地保全地区（近郊緑地保全事業においては近郊緑地特別保全地区）として指定するものに限る。

(3)損失の補償の要件

同法第 14 条第 1 項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。

(4)保全利用施設の整備の要件

緑地保全事業における特別緑地保全地区内及び特別緑地保全地区指定計画地内、並びに、近郊緑地保全事業における近郊緑地保全区域内の緑地の適正な保全を図るために必要な施設の整備であること。

(5)機能維持増進事業の要件

①対象事業要件

緑の基本計画等又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること（都市緑化支援機構が行う場合も含む。）。

1）緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態
2）機能維持増進事業の整備内容
3）温室効果ガスの排出削減に関する内容（伐採した樹木の活用方針等）
4）生物多様性の確保に関する内容（目標とする植生等）

②面積要件

1 か所当たりの面積が 0.05ha 以上であること。

(6)対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ、都市緑地法第 17 条の２第５項に規定する負担及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。

・歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却
①防火施設
②土砂崩壊防止施設
③景観保全のための植栽
④防火・病虫害防除維持管理上の道路
⑤立入防止柵、標識等の管理施設
⑥散策路
⑦ベンチ
⑧休憩所
⑨公衆便所
⑩解説板
⑪駐輪場
⑫水質保全のための水辺周辺施設
⑬雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設
・機能維持増進事業

⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業

３　交付対象

地方公共団体

３．留意事項

機能維持増進事業の対象事業要件のうち、社会資本総合整備計画に基づくものは令和 11 年度までの措置とする。

イ－１３　市街地整備事業

イ－１３－（１）都市防災推進事業
イ－１３－（１）①都市防災総合推進事業

１.定義

都市防災総合推進事業とは、次の第１項から第８項までに定める事業をいう。その他イ－１３－（１）①関係部分における用語の定義は、次の第９項から第13項までに定めるところによる。

１　「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。

２　「盛土による災害防止のための調査」とは盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

３　「住民等のまちづくり活動支援」とは、防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業をいう。ここで、まちづくり活動とは、地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討をいう。

４「事前復興まちづくり計画策定支援」とは、地方公共団体が被災時の早期かつ的確な復興を可能にするための事前計画を策定及び都道府県がガイドライン策定等により市区町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援する事業をいう。

５　「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。

１）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第４９号。以下「密集市街地整備法」という。）第３条第１項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）

２）次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）

イ　道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。

ロ　都市計画法第４条第９項に規定する地区計画等についての都市計画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。

ハ　防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。

３）　次に掲げる要件に該当する災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（以下、「地区緊急避難施設」という。）

イ　災害対策基本法第 49 条の４に規定する指定緊急避難場所であること（市町村長が指定することが確実である施設を含む。）。

ロ　災害対策基本法第 42 条第３項に規定されている地区防災計画等の市町村

内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。

ハ　避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能（感染症対策に資する機能を含む。）として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む）。

６　「都市防災不燃化促進」とは、地方公共団体が耐火建築物又は準耐火建築物の建築を行う者等に対し、当該建築物の建築に要する費用の一部等を補助する事業（以下「不燃化促進」という。）及び地方公共団体が行う不燃化促進のための現況調査、住民意向調査、並びに地区整備に関する基本方針、事業計画（整備手法、年次計画）、建築物共同化計画の作成等に関する事業（以下「不燃化促進調査」という。）をいう。

７　「木造老朽建築物除却事業」とは、危険な密集市街地において、延焼危険性の低減を図るため木造老朽建築物（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部が木造であり、かつ耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月３１日付け大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数をいう。）が経過した建築物をいう。）の除却を行う事業をいう。

８　「被災地における復興まちづくり総合支援事業」とは、大規模な災害により被災した地区において復興のために実施される以下の事業をいう。

1）復興まちづくり計画策定支援

復興まちづくり計画の策定及びコーディネートに関する事業

2）復興のための公共施設等整備

地区の復興のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ　地区公共施設

ロ　地区緊急避難施設

ハ　避難誘導看板、避難誘導案内板（以下「避難誘導施設」という。）

ニ　植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「高質空間形成施設」という。）

ホ　各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下「復興まちづくり支援施設」という。）

3）復興まちづくり施設整備助成

地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる施設の整備に要する費用の一部を地方公共団体が補助する事業。

イ　通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地（以下「共同施設」という。）

ロ　復興まちづくり支援施設（地方公共団体が自ら所有･管理するものを除く。）

ハ　建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景（以下「修景施設」という。）

９　「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）

をいう。

１０　「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第３条第１項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域をいう。

１１　「災害の危険性が高い区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域（同法第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項に規定する洪水浸水想定区域、同法第 14 条の２第１項に規定する雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の３第１項に規定する高潮浸水想定区域、津波防災地域づくりに関する法律第 10 条第２項に規定する推進計画区域、同法第 53 条第１項に規定する津波災害警戒区域（同法第 72 条第１項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）又は活動火山対策特別措置法第３条第１項に規定する火山災害警戒地域等の国又は地方公共団体により災害の発生の危険性が明示され、警戒避難体制がとられている区域（指定等が確実である区域を含む。）をいう。

１２　「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が１０戸以上隣接している地域をいう。

１３　「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後５箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。

１）　地区の概要

２）　整備目標

３）　地震防災対策の概要

４）　その他必要な事項

２.交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる危険度判定調査、盛土による災害防止のための調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進、木造老朽建築物除却事業及び被災地における復興まちづくり総合支援事業をいう。

１　災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。

一　延焼危険度に関する調査

二　避難危険度に関する調査

三　その他地域の特性に鑑みて必要となる調査

２　盛土による災害防止のための調査は、盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の恐れがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の分布等に関する調査を対象とする。

３　住民等のまちづくり活動支援は、次の要件に該当するものを対象とする。

一　住民等に対するまちづくりの啓発活動
二　まちづくり協議会の活動に対する助成
三　地区のまちづくり方針の作成

４　事前復興まちづくり計画策定支援は、事前復興まちづくり計画策定に要する費用及び都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組に要する費用を対象とする。

５　地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。

一　事業計画の作成

イ　現況調査費

計画作成区域の現況調査に要する費用

ロ　基本設計費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の基本設計に要する費用

ハ　事業計画作成費

事業計画の作成に要する費用

二　都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備

イ　測量試験費

事業施行に必要な測量､建物調査等に要する費用

ロ　実施設計費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の実施設計に要する費用

ハ　工事費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の工事に要する費用（道路については幅員４メートル以上のものに限る。）

ニ　用地費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員４メートルを超える部分に限る。ただし、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第１項に規定する津波災害警戒区域（同法第 72 条第１項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第 10 条第１項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第９条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和 11 年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。）

ホ　補償費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員６メートル以上（津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第１項に規定する津波災害警戒区域（同法第 72 条第１項に規定する津波災害特別警戒区域を含む。）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第 10 条第１項の規定により指定された南海トラフ地震津波

避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第９条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和 11 年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る。）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員４メートル以上）のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。

①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。

②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体が実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。

③10 年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。

三　避難経路の整備に係る交付対象の特例

重点密集市街地からの迅速な避難の確保のために必要な避難経路を整備する場合は、当該避難経路の用地に転換する事を目的として取得する当該避難経路の近隣の土地（以下「避難経路転換用地」という。）の取得等に係る以下の費用を交付の対象とすることができる。

イ　用地費

避難経路転換用地の取得費用

ロ　補償費

避難経路転換用地の取得に付随する補償に要する費用

この場合において、社会資本総合整備計画に次の①から⑤に掲げる事項を定めた避難経路緊急整備計画を記載するものとする。

①　避難経路の整備方針
②　避難経路及び避難経路転換用地の位置
③　避難経路の整備に要する費用
④　計画期間
⑤　その他必要な事項

四 省エネ基準等について

次に掲げる要件に該当していなければならない。ただし、令和６年度末までに国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業はこの限りでない。

イ　新築する住宅及び建築物は、原則として省エネ基準（※１）に適合することとする。

ロ　地方公共団体が新築する建築物は、原則として ZEB 水準（※２）に適合す

ることとする。

（※１）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。

（※２）再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。

６　都市防災不燃化促進は、次の要件に該当するものを対象とする。

一　不燃化促進調査

不燃化促進調査は、次の（1）及び（2）に掲げる基準に該当する地区におけるイからハまでの費用を対象とする。

（１）　次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。

(a) 災害対策基本法第２条第十号の地域防災計画などの都市防災に関する計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域

(b) 被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域における幅員１５メートル以上の道路（以下イ－１３－（１）①関係部分において「被災市街地復興推進地域内道路」という。）周辺の区域

(c) 密集市街地整備法第３条第１項に規定する防災街区整備方針に定められた道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となる施設（以下イ－１３－（１）①関係部分において「防災街区整備方針に規定する施設」という。）の周辺の区域

(d) 密集市街地整備法第３２条第２項に規定する特定地区防災施設周辺の区域

（２）　当該地区について防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）に関する都市計画が決定され、又、決定されることが確実であること。

イ　現況調査費

(a) 宅地建物、権利関係等の現況調査に要する費用

(b) 宅地建物台帳作成に要する費用

ロ　推進調整費

(a) 住民意向調査費

地区整備に対する意見、建替え等に関する意向の調査に要する費用

(b) 計画推進費

整備手法、整備主体等の調整の調査に要する費用

ハ　計画作成費

(a) 地区整備に関する基本方針作成に要する費用

(b) 整備手法、年次計画等の事業計画の作成に要する費用
(c) 建築物共同化計画の作成に要する費用

二　不燃化促進

不燃化促進は、（１）不燃化促進区域において、（２）地区整備指針に基づき（３）対象建築物の建築及び建築物の除却を行う者に対する、イからチまでの費用を対象とする。

（１）不燃化促進区域

施行区域のある地方公共団体は、次の各号に該当する土地の区域を、不燃化促進区域として指定することができる。また、不燃化促進区域を指定又は変更したときは、速やかにその区域を告示しなければならない。

１）　次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。

(a) 災害対策基本法第２条第十号の地域防災計画などの都市防災に関する計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域
(b) 被災市街地復興推進地域内道路周辺の区域
(c) 防災街区整備方針に規定する施設周辺の区域
(d) 密集市街地整備法第３２条第２項に規定される特定地区防災施設周辺の区域

２）　都市防災不燃化促進調査又は地方公共団体が実施した調査でこれと同程度の内容が定められていると認められる調査が実施された土地の区域であること。

３）　避難地、避難路及び延焼遮断帯に係るものにあっては防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）又は密集市街地整備法第３１条第１項に規定する特定防災街区整備地区内、被災市街地復興推進地域内道路及び防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあっては防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）又は準防火地域内で次に掲げる要件のいずれかに該当し、建替意向調査等を踏まえ、概ね１０年以内に当該区域のほぼ７０パーセント以上の部分に耐火建築物が建築された場合と同程度の安全性を耐火建築物又は準耐火建築物が建築されることにより確保できることが確実であると認められる土地の区域であること。

(a) 建築基準法第６９条の規定により締結された建築協定において、建築物を地階を除く階数が２以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。
(b) 都市計画法第８条第１項第３号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあっては建築物の高さの最低限度を７メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。
(c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。
(d) 都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第１２条の５第２項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を７

メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第６８条の２第１項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。

４）　特定地区防災施設に係るものにあっては、密集市街地整備法第３２条第２項第２号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内であって、当該計画において次の事項が定められている区域であること。

(a)　建築物の構造を耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

(b)　建築物の高さの最低限界を５メートル以上とすること。

５）　特定地区防災施設に係るものを除き、概ね１．５ヘクタール以上の一団の土地の区域であること。

６）　次の要件のいずれかを満たす区域であること

(a)　避難路に係るものにあっては避難路の境界から概ね３０メートルの範囲の土地の区域

(b)　避難地に係るものにあっては後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

(c)　延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあっては後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

(d)　防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあっては後背市街地の状況等を勘案して延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保のために不燃化が必要であると認められる土地の区域

(e)　特定地区防災施設に係るものにあっては特定地区防災施設の機能を確保するために不燃化が必要であると認められる土地の区域

（２）地区整備指針

(a) 不燃化促進区域ごとに次に掲げる事項を記載したものをいう。

①　地区の整備構想に関する事項

②　建築物の建築に関する事項

③　都市基盤整備に関する事項

（３）対象建築物

次に掲げる要件に該当する耐火建築物又は準耐火建築物とする。

①　不燃化促進区域の指定が行われた年度から概ね１０箇年間に建築されるものであること。

②　不燃化促進区域ごとに定めた地区整備指針に適合しており、かつ、地階を除く階数が２以上であること。

③　（削除）

④　（削除）

イ　一般建築助成費

対象建築物を建築する者（ただし、ロからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-1、準耐火建築物の場合表１３１①-2 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ロ　大都市地域住宅供給型一般建築助成費

次の要件を充たす建築物を建築する者（ただし、ハからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。

(a)　平成１７年度までに定められた、住生活基本法（平成１８年法律第６１号）附則第８条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号。以下「大都市法」という。）第３条の３第２項第４号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下イ－１３－（１）①関係部分において「重点供給地域」という。）内にあること。

(b)　延べ面積の３分の２以上が住宅の用に供されるものであること。

(c)　自己使用部分を除く住宅が８戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-3、準耐火建築物の場合表１３１①-4 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ハ　共同建築助成費

次のいずれかの要件に該当する者（ただし、ニからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-5、準耐火建築物の場合表１３１①-6 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

(a)　敷地面積２００平方メートル以上の建築物を数人共同して建築する者

(b)　敷地面積の合計が２００平方メートル以上となる複数の敷地において、一体性に配慮した設計に基づき各個の敷地で対象建築物を建築する者

ニ　大都市地域住宅供給型共同建築助成費

ハの(a)又は(b)の要件に該当する者（ただし、ホ及びへに該当する者を除く。）のうち、次の要件を充たす建築物を建築する者に対する補助に要する費用

(a)　重点供給地域にあること

(b)　延べ面積の３分の２以上が住宅の用に供されるものであること。

(c)　自己使用部分を除く住宅が４戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-7、準耐火建築物の場合表１３１①-8 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ホ　防災環境軸形成型建築助成費

密集市街地整備法に基づく防災再開発促進地区内（地区内の平均敷地面積が１００平方メートル未満のものに限る。）及び同地区に隣接する避難地・避難路・延焼遮断帯を形成する地区（以下イ－１３－（１）①関係部分において「防災環境軸」という。）に係る建築物を建築する者（ただし、へに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-5、準耐火建築物の場合表１３１①

-6 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ヘ　防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費

ロの(a)から(c)までの要件に該当する者のうち、防災環境軸に係る建築物を建築する者に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表１３１①-7、準耐火建築物の場合表１３１①-8 にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ト　建築物除却費

不燃化促進区域内にある建築物及びそれに付随する工作物の解体除却工事に要する費用

チ　補償費

次に掲げる不燃化促進の実施に付随する補償に要する費用

① 動産移転料

② 仮住居等に要する費用

③ 移転雑費

三　省エネ基準等について

第５項の四号と同様とする。

７　木造老朽建築物除却事業は、次の要件に該当するものを対象とする。

一　測量試験費

事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用

二　実施設計費

木造老朽建築物の除却のために必要な実施設計に要する費用

三　工事費

木造老朽建築物の除却工事に要する費用

この場合において、除却する木造老朽建築物の敷地面積は１００㎡以上（隣接する敷地の木造老朽建築物をあわせて除却することなどにより、一体的に１００㎡以上の空地となる場合を含む。）とし、木造老朽建築物の除却後の土地については、次の要件を満たすこととする。

①防災上有効な空地として適切に管理されること

②建築物を建築する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物が建築されること

８　被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次の要件に該当するものを対象とする。

一　復興まちづくり計画策定支援に要する費用

イ　計画作成費

復興まちづくり計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ　コーディネート費

コーディネートに要する費用

二　復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、地区緊急避難施設及び避難誘導施設の整備に要する費用（ただし、避難誘導施設につい

ては、被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域において整備するものに限る。）

イ　測量試験費

事業施行に必要な測量､建物調査等に要する費用

ロ　実施設計費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設、避難誘導施設の実施設計に要する費用

ハ　工事費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設、避難誘導施設の工事に要する費用（復興まちづくり支援施設については、購入費を含む。）

ニ　用地費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に必要な用地の取得費用

ホ　補償費

地区公共施設、地区緊急避難施設、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の用地取得に付随する補償に要する費用

三　復興まちづくり施設整備助成に要する費用

イ　実施設計費

修景施設の実施設計に要する費用

ロ　工事費

共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事に要する費用

四　省エネ基準等について

第５項第四と同様とする。

３.交付金事業者

１　災害危険度判定調査は、地方公共団体又は防災街区整備推進機構が行う。

２　盛土による災害防止のための調査は、地方公共団体が行う。

３　住民等のまちづくり活動支援は、地方公共団体、防災街区整備推進機構又は次のいずれかに該当する地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体が行う。

①　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の特定非営利活動法人

②　防災まちづくりを推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として地方公共団体からの指定を受けた団体

４　事前復興まちづくり計画策定支援は、地方公共団体が行う。

５　地区公共施設等整備は、地方公共団体、防災街区整備推進機構、又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。

６　都市防災不燃化促進のうち、不燃化促進調査については市（特別区を含む。）が行い、不燃化促進については対象建築物の建築及び建築物の除却を行う者が地方公共団体からの補助金の交付を受けて行う。

7　木造老朽建築物除却事業は、地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する者が行う。

8　被災地における復興まちづくり総合支援事業は、地方公共団体又は地方公共団体からの補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等が行う。

４．施行地区

1　災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共施設等整備は、次のいずれかに該当する地区（地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。

一　大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）

二　住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地（以下イ－１３－（１）①関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備に限る。）

三　直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区

四　災害の危険性が高い区域を含む市街地

2　都市防災不燃化促進は、不燃化促進調査については次の要件のいずれかに該当する地区において、不燃化促進については次の要件のいずれかに該当する地区内で施行区域のある地方公共団体が定める不燃化促進区域において行うものとする。

一　三大都市圏の既成市街地等

二　大規模地震発生の可能性の高い地域（大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震特措法第３条第１項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の人口概ね１０万人以上の市。）

三　指定市

四　道府県庁所在の市

五　重点密集市街地を含む市

六　直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区

3　木造老朽建築物除却事業は、重点密集市街地において行うものとする。

4　被災地における復興まちづくり総合支援事業は、次のいずれかに該当する地区において行うものとする。

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第３条の規定に基づく措置が適用された市町村

二　東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号）第四十六条に規定する復興整備計画の区域（同法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）の市町村（「東日本大震災からの復興基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当する事業に限る。）

三　１回の土石流で数十戸の建物が被災するなど住宅地に局所的かつ甚大な被害を受け、更なる土砂災害の発生に警戒する必要がある市町村として国土交通大臣が認めた市町村（ただし、復興まちづくり計画策定支援に係る事業に限る。）

四　地区防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

５　「東日本大震災からの復興基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当する都市防災総合推進事業は、第１項から第４項に規定する地区のうち東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域（同法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）の市町村において行うものとする。

５．交付対象要件等の特例

地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象施設等の特例を設けることができる。

一　都市再生土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業

二　市街地再開発事業

三　防災街区整備事業

６．都市防災事業計画

都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市防災事業計画を記載するものとする。

一　計画期間

二　課題

三　整備方針

四　都市防災総合推進事業において行われる交付対象事業

五　計画期間における各交付対象事業の概算事業費

六　関連事業（都市防災上の課題の解決を図るため、都市防災総合推進事業に併せて実施する都市防災総合推進事業以外の事業をいう。）及びその事業主体

七　その他必要な事項

７．東日本大震災を教訓として、緊急に実施する復旧・復興の都市防災事業計画

「東日本大震災からの復興基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当する都市防災総合推進事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市防災事業計画を記載するものとする。

一　計画期間

二　課題

三　整備方針
四　都市防災総合推進事業において行われる交付対象事業
五　計画期間における各交付対象事業の概算事業費
六　関連事業（都市防災上の課題の解決を図るため、都市防災総合推進事業に併せて実施する都市防災総合推進事業以外の事業をいう。）及びその事業主体
七　その他必要な事項

表13-(1)①-1　一般建築助成額表（耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	3,072	380　～　400	7,104
5　～　10	128	130　～　140	3,328	400　～　420	7,360
10　～　15	256	140　～　150	3,584	420　～　440	7,616
15　～　20	384	150　～　160	3,840	440　～　460	7,872
20　～　25	512	160　～　170	4,096	460　～　480	8,128
25　～　30	640	170　～　175	4,352	480　～　500	8,384
30　～　35	768	175　～　180	4,480	500　～　550	8,640
35　～　40	896	180　～　200	4,544	550　～　600	9,024
40　～　45	1,024	200　～　220	4,800	600　～　650	9,408
45　～　50	1,152	220　～　240	5,056	650　～　700	9,792
50　～　60	1,280	240　～　260	5,312	700　～　750	10,176
60　～　70	1,536	260　～　280	5,568	750　～　800	10,560
70　～　80	1,792	280　～　300	5,824	800　～　850	10,944
80　～　90	2,048	300　～　320	6,080	850　～　900	11,328
90　～　100	2,304	320　～　340	6,336	900　～　950	11,712
100　～　110	2,560	340　～　360	6,592	950　～　1,000	12,096
110　～　120	2,816	360　～　380	6,848	1,000　～	12,480

表13-(1)①-2　一般建築助成額表（準耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	2,352	380　～　400	5,439
5　～　10	98	130　～　140	2,548	400　～　420	5,635
10　～　15	196	140　～　150	2,744	420　～　440	5,831
15　～　20	294	150　～　160	2,940	440　～　460	6,027
20　～　25	392	160　～　170	3,136	460　～　480	6,223
25　～　30	490	170　～　175	3,332	480　～　500	6,419
30　～　35	588	175　～　180	3,430	500　～　550	6,615
35　～　40	686	180　～　200	3,479	550　～　600	6,909
40　～　45	784	200　～　220	3,675	600　～　650	7,203
45　～　50	882	220　～　240	3,871	650　～　700	7,497
50　～　60	980	240　～　260	4,067	700　～　750	7,791
60　～　70	1,176	260　～　280	4,263	750　～　800	8,085
70　～　80	1,372	280　～　300	4,459	800　～　850	8,379
80　～　90	1,568	300　～　320	4,655	850　～　900	8,673
90　～　100	1,764	320　～　340	4,851	900　～　950	8,967
100　～　110	1,960	340　～　360	5,047	950　～　1,000	9,261
110　～　120	2,156	360　～　380	5,243	1,000　～	9,555

表13-(1)①-3　大都市地域住宅供給型一般建築助成額表（耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	3,072	380　～　400	7,978
5　～　10	128	130　～　140	3,328	400　～　420	8,320
10　～　15	256	140　～　150	3,584	420　～　440	8,661
15　～　20	384	150　～　160	3,840	440　～　460	9,002
20　～　25	512	160　～　170	4,096	460　～　480	9,344
25　～　30	640	170　～　175	4,352	480　～　500	9,685
30　～　35	768	175　～　180	4,480	500　～　550	10,026
35　～　40	896	180　～　200	4,565	550　～　600	10,410
40　～　45	1,024	200　～　220	4,906	600　～　650	10,794
45　～　50	1,152	220　～　240	5,248	650　～　700	11,178
50　～　60	1,280	240　～　260	5,589	700　～　750	11,562
60　～　70	1,536	260　～　280	5,930	750　～　800	11,946
70　～　80	1,792	280　～　300	6,272	800　～　850	12,330
80　～　90	2,048	300　～　320	6,613	850　～　900	12,714
90　～　100	2,304	320　～　340	6,954	900　～　950	13,098
100　～　110	2,560	340　～　360	7,296	950　～　1,000	13,482
110　～　120	2,816	360　～　380	7,637	1,000　～	13,866

表13-(1)①-4　大都市地域住宅供給型一般建築助成額表（準耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	2,352	380　～　400	6,108
5　～　10	98	130　～　140	2,548	400　～　420	6,370
10　～　15	196	140　～　150	2,744	420　～　440	6,631
15　～　20	294	150　～　160	2,940	440　～　460	6,892
20　～　25	392	160　～　170	3,136	460　～　480	7,154
25　～　30	490	170　～　175	3,332	480　～　500	7,415
30　～　35	588	175　～　180	3,430	500　～　550	7,676
35　～　40	686	180　～　200	3,495	550　～　600	7,970
40　～　45	784	200　～　220	3,756	600　～　650	8,264
45　～　50	882	220　～　240	4,018	650　～　700	8,558
50　～　60	980	240　～　260	4,279	700　～　750	8,852
60　～　70	1,176	260　～　280	4,540	750　～　800	9,146
70　～　80	1,372	280　～　300	4,802	800　～　850	9,440
80　～　90	1,568	300　～　320	5,063	850　～　900	9,734
90　～　100	1,764	320　～　340	5,324	900　～　950	10,028
100　～　110	1,960	340　～　360	5,586	950　～　1,000	10,322
110　～　120	2,156	360　～　380	5,847	1,000　～	10,616

表13-(1)①-5　共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表（耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	4,092	380　～　400	9,462
5　～　10	170	130　～　140	4,433	400　～　420	9,803
10　～　15	341	140　～　150	4,774	420　～　440	10,144
15　～　20	511	150　～　160	5,115	440　～　460	10,485
20　～　25	682	160　～　170	5,456	460　～　480	10,826
25　～　30	852	170　～　175	5,797	480　～　500	11,167
30　～　35	1,023	175　～　180	5,967	500　～　550	11,508
35　～　40	1,193	180　～　200	6,052	550　～　600	12,020
40　～　45	1,364	200　～　220	6,393	600　～　650	12,531
45　～　50	1,534	220　～　240	6,734	650　～　700	13,043
50　～　60	1,705	240　～　260	7,075	700　～　750	13,554
60　～　70	2,046	260　～　280	7,416	750　～　800	14,066
70　～　80	2,387	280　～　300	7,757	800　～　850	14,577
80　～　90	2,728	300　～　320	8,098	850　～　900	15,089
90　～　100	3,069	320　～　340	8,439	900　～　950	15,600
100　～　110	3,410	340　～　360	8,780	950　～　1,000	16,112
110　～　120	3,751	360　～　380	9,121	1,000　～	16,623

表13-(1)①-6　共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表（準耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	3,144	380　～　400	7,270
5　～　10	131	130　～　140	3,406	400　～　420	7,532
10　～　15	262	140　～　150	3,668	420　～　440	7,794
15　～　20	393	150　～　160	3,930	440　～　460	8,056
20　～　25	524	160　～　170	4,192	460　～　480	8,318
25　～　30	655	170　～　175	4,454	480　～　500	8,580
30　～　35	786	175　～　180	4,585	500　～　550	8,842
35　～　40	917	180　～　200	4,650	550　～　600	9,235
40　～　45	1,048	200　～　220	4,912	600　～　650	9,628
45　～　50	1,179	220　～　240	5,174	650　～　700	10,021
50　～　60	1,310	240　～　260	5,436	700　～　750	10,414
60　～　70	1,572	260　～　280	5,698	750　～　800	10,807
70　～　80	1,834	280　～　300	5,960	800　～　850	11,200
80　～　90	2,096	300　～　320	6,222	850　～　900	11,593
90　～　100	2,358	320　～　340	6,484	900　～　950	11,986
100　～　110	2,620	340　～　360	6,746	950　～　1,000	12,379
110　～　120	2,882	360　～　380	7,008	1,000　～	12,772

表13-(1)①-7　大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、
防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	4,092	380　～　400	10,627
5　～　10	170	130　～　140	4,433	400　～　420	11,082
10　～　15	341	140　～　150	4,774	420　～　440	11,537
15　～　20	511	150　～　160	5,115	440　～　460	11,991
20　～　25	682	160　～　170	5,456	460　～　480	12,446
25　～　30	852	170　～　175	5,797	480　～　500	12,901
30　～　35	1,023	175　～　180	5,967	500　～　550	13,355
35　～　40	1,193	180　～　200	6,081	550　～　600	13,867
40　～　45	1,364	200　～　220	6,535	600　～　650	14,378
45　～　50	1,534	220　～　240	6,990	650　～　700	14,890
50　～　60	1,705	240　～　260	7,445	700　～　750	15,401
60　～　70	2,046	260　～　280	7,899	750　～　800	15,913
70　～　80	2,387	280　～　300	8,354	800　～　850	16,424
80　～　90	2,728	300　～　320	8,809	850　～　900	16,936
90　～　100	3,069	320　～　340	9,263	900　～　950	17,447
100　～　110	3,410	340　～　360	9,718	950　～　1,000	17,959
110　～　120	3,751	360　～　380	10,173	1,000　～	18,470

表13-(1)①-8　大都市地域住宅供給型共同建築助成額表
防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築物助成額表（準耐火建築物）

a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額	a）対象床面積	b）金額
㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円	㎡以上　㎡未満	千円
～　5	0	120　～　130	3,144	380　～　400	8,165
5　～　10	131	130　～　140	3,406	400　～　420	8,515
10　～　15	262	140　～　150	3,668	420　～　440	8,864
15　～　20	393	150　～　160	3,930	440　～　460	9,213
20　～　25	524	160　～　170	4,192	460　～　480	9,563
25　～　30	655	170　～　175	4,454	480　～　500	9,912
30　～　35	786	175　～　180	4,585	500　～　550	10,261
35　～　40	917	180　～　200	4,672	550　～　600	10,654
40　～　45	1,048	200　～　220	5,021	600　～　650	11,047
45　～　50	1,179	220　～　240	5,371	650　～　700	11,440
50　～　60	1,310	240　～　260	5,720	700　～　750	11,833
60　～　70	1,572	260　～　280	6,069	750　～　800	12,226
70　～　80	1,834	280　～　300	6,419	800　～　850	12,619
80　～　90	2,096	300　～　320	6,768	850　～　900	13,012
90　～　100	2,358	320　～　340	7,117	900　～　950	13,405
100　～　110	2,620	340　～　360	7,467	950　～　1,000	13,798
110　～　120	2,882	360　～　380	7,816	1,000　～	14,191

注１）対象床面積とは、３階まで（地階を除く。）の延べ面積をいう。

注２）対象建築物を数人共同して建築する場合においては、対象床面積をこれらのもの（交付金の交付を受けることができないものを除く。）の所有面積の割合に応じて按分して得られた面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの対象床面積とする。

イ－１３－（１）②宅地耐震化推進事業

１．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第１項から第５項までに定める事業をいう。

１　大規模盛土造成地の変動予測調査等

次に掲げる事業をいう。

一　大規模盛土造成地の変動予測調査

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第４５条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告又は同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査

二　宅地擁壁等の危険度調査

同法第４５条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告又は同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告を行うために必要な一団の造成宅地の大地震時等における宅地擁壁等の危険度を評価するための調査

三　宅地の液状化による変動予測調査

宅地の大地震時等における液状化による変動予測に関する調査

四　宅地擁壁等の防災対策

宅地擁壁等に崩落のおそれがあるため、これを放置するときは当該宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために行う防災対策

２　大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（事業費は、対象区域面積 1ha 当たり 1.6 億円を限度とする。ただし、盛土厚さ 5m 超の大規模盛土造成地においては、限度額 1.6 億円/ha は、『通常の工法 ※』に要する費用を対象とし、その他の「杭等により大規模な滑動崩落を抑止する工法」、「大規模な土地の形質の変更を伴う工法」等の『特殊な工法』を行う場合は、その限度を超えて当該費用を補助対象事業費に加算できるものとする。）

※ 擁壁工、アンカー工（擁壁補強）、地表水排除工、地下水排除工、間隙水圧消散工

３　宅地液状化防止事業

公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる事業

４　宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）

大規模な土砂災害被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業

５　宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）
　大規模な浸水害被災地において地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業

２．施行地区

１　大規模盛土造成地の変動予測調査は、宅地造成及び特定盛土等規制法第４５条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告又は同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。

２　宅地擁壁等の危険度調査は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。

一　公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に接しているもの

二　次のいずれかに該当するもの

イ　盛土の高さが２m以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの

ロ　切土の高さが２m以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの

３　宅地の液状化による変動予測に関する調査は、主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において行うものとする。

４　宅地擁壁等の防災対策は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。

一　同法第４５条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域、同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告がなされた区域、同法第２６条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告がなされた区域又は災害対策基本法第６０条の規定に基づく避難の指示等がなされた地域

二　公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に著しい被害が発生するおそれがあるもの

三　次のいずれかに該当するもの

イ　盛土の高さが２m以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの

ロ　切土の高さが２m以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が２戸以上あるもの

５　大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一　次のいずれかに該当する区域

イ　宅地造成及び特定盛土等規制法第４５条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域

ロ　同法第１０条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第２２条の規定に基づく勧告がなされた区域又は同法第２６条の規定に

基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第４１条の規定に基づく勧告がなされた区域

二　地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの

イ　滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上であり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が１０戸以上であるもの

ロ　滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前の地盤面が水平面に対し２０度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが５m以上であるものであり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が５戸以上であるもの

ハ　滑動崩落するおそれのある盛土の高さが 2m 以上であるものであって、当該盛土上に存在する家屋が2戸以上であるもので、かつ、(1)及び(2)の要件に該当するもの

(1)　震度 7 の内陸浅発地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域において、被災した擁壁の合計件数が１万件以上であること

(2)　(1)に定める区域の道府県の財政力指数が 0.4 未満、かつ、市町村の財政力指数（市町村が複数の場合は平均値）が 0.5 未満であること

三　当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの

イ　道路、河川、鉄道

ロ　地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

６　宅地液状化防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一　大規模盛土造成地等の変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの

二　当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。以下イ－１３－（１）②関係部分において同じ。）に被害が発生するおそれのあるもの

三　公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われているものと認められるもの

７　宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37 年法律第150 号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区

二　地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区

三　前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が５戸以上であるもの

四　堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの
五　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

８　宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。
一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第３条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で、当該激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても当該激甚災害と同規模の出水で浸水するおそれがある地区
二　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第３９条の規定に基づき指定された災害危険区域に含まれること
三　宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと
四　地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
五　前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が５戸以上であるもの
六　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

３．大規模盛土造成地滑動崩落防止計画

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を行おうとする者は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた大規模盛土造成地滑動崩落防止計画を記載するものとする。
一　対象とする区域
二　対象区域の面積
三　計画期間
四　大規模盛土造成地滑動崩落防止事業において行われる交付対象事業
五　交付対象事業の概算事業費
六　工事完了後の施設の維持管理に関する事項
七　その他必要な事項

４．宅地液状化防止事業計画

宅地液状化防止事業を行おうとする者は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた宅地液状化防止事業計画を記載するものとする。
一　対象とする区域
二　対象区域の面積
三　計画期間
四　公共施設と宅地との一体的な液状化対策の内容
五　交付対象事業の概算事業費
六　土地所有者等の負担額
七　その他必要な事項

５．雑則

１　宅地造成等規制法（旧法）に基づく造成宅地防災区域又は宅地造成工事規制区域内で行われる事業については、附属第Ⅱ編イ－１３－（１）②の１．第１項、２．第１項、第４項及び第５項に関する規定は、なお従前の例による。

２　本改正要綱施行（令和５年５月２６日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅱ編イ－１３－（１）②の２．第７項及び第８項に関する規定は、なお従前の例による。

イ－１３－（１）③盛土緊急対策事業

１．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の第１項及び第２項に定める事業をいう。

１　「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和３年８月 11 日付け３農振第 1295 号・３林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号・国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に 基づき行った令和３年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下イ－１３ －（１）③関係部分において「総点検」という。）を踏まえて行う次の事業

一　盛土の撤去事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

二　盛土の崩落対策事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）

２　総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがある盛土と把握されたものについて行う次の事業

一　盛土の安全性把握調査等

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土について行う次に掲げる事業をいう。

イ　盛土の安全性把握調査

盛土等の安全性を把握するために行う調査

ロ　盛土の防災対策（応急対策）

盛土に崩落のおそれがあるため、これを放置すると、盛土の崩落により、人家、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを一時的に回避するために行う防災対策

二　盛土の撤去事業

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

三　盛土の崩落対策事業

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）

２．施行地区

１　本事業の実施区域は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条により指定された地域又は森林法（昭和２６年法律第２４９号）第５条第１項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。

２　１．の第１項第１号及び第２号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。

一　総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により対応が必要と判断され、令和７年度までに着手するもの

二　勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）

三　行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）

３　１．の第２項第１号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。

一　人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから３年以内に実施するもの

二　次のいずれかに該当するものであること

イ　応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの

ロ　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下イ－１３－（１）③関係部分において「盛土規制法」という。）（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）

４　１．の第２項第２号及び第３号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。

一　人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから４年以内に着手するもの

二　盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いもの

三　行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）

３．交付金事業者

地方公共団体

イ－１３－（２）市街地再開発事業等

１．目的

市街地再開発事業等は、地方公共団体の施行する市街地再開発事業及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構（以下イ－１３－

（２）関係部分において「都市再生機構」という。）、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織、タウン・マネジメント・センターの施行する市街地再開発事業のうち幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものの適切な施行を促進することによる都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市計画において定められた防災都市施設の整備を一体的に行う防災街区整備事業の適正な施行を促進することによる密集市街地の整備改善、住宅街区整備事業の適正な施行を促進することによる大都市地域における都市機能の更新と住宅不足の緩和、都市再開発支援事業の適切な施行を促進することによる総合的、計画的な再開発の促進に資することを目的とする。

２．定義

市街地再開発事業等とは次の(1)から(4)までに定める事業をいう。その他イ－１３－（２）関係部分における用語の定義は、次の(5)から(60)までに定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業	都市再開発法第２条第１号に規定する市街地再開発事業をいう。
(2) 住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第４号に規定する住宅街区整備事業をいう。
(3) 防災街区整備事業	密集市街地整備法第２条第５号に規定する防災街区整備事業をいう。
(4) 都市再開発支援事業	市街地の再開発を促進するため、民間活力を積極的に活用しつつ建築物及び建築敷地並びに公共施設の整備を計画的に行う事業について、地方公共団体に対し国が必要な助成を行う事業をいう。
(5)再開発会社	都市再開発法第２条の２第３項各号に掲げる要件の全てに該当する法人であって、施行認可以前のものを含む。
(6)特定建築者	都市再開発法第99条の２第１項又は第118条の28第１項又は密集市街地整備法第235条第１項の規定により施設建築物の建築を行う者（施行者を除く。）をいう。
(7)再開発準備組織	市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。
(8)住宅街区準備組織	施行者又は住宅街区整備事業の施行が予定されている地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。

(9)事業会社	密集市街地整備法第 119 条第３項各号に掲げる要件の全てに該当する法人であって、施行認可以前のものを含む。
(10) 再開発会社等	再開発会社、事業会社又は土地区画整理法第３条第３項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。
(11)タウン･マネジメント･センター	市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第３セクターをいう。
(12)まちづくりＮＰＯ	まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人であって、街区の存する市町村内に居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者の合計が社員総数の過半数であるものをいう。
(13) まちづくり協議会	まちづくりＮＰＯ又はまちづくり公益法人に準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体をいう。
(14) 保留床管理法人	次のイからハまでのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１（市街地再開発事業の施行者が地方公共団体である場合には、４分の１）を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次のロ若しくはハに該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資していることをもって足りる。）が、都市計画決定された市街地再開発事業を含む地区再生計画の区域又は都市再生緊急整備地域内で行うものであること。 イ　市街地再開発事業の施行者 ロ　市街地再開発組合の組合員 ハ　株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）
(15)公的住宅	住生活基本法第２条第２項に規定する公営住宅等をいう。
(16)公益的施設	国、地方公共団体その他公益を目的とする者が

	設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
(17)社会福祉施設等	次に掲げる施設をいう。 イ　社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法（、母子保健法又は高齢者の医療の確保に関する法律に定める施設又は事業の用に供する施設 ロ　学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設 ハ　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に定める特定民間施設 ニ　介護保険法に定める介護保険施設 ホ　医療法に定める医療提供施設 ヘ　子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター
(18)産業振興支援施設	国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で、新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。
(19)商業基盤施設等	中小小売商業振興法第４条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。
(20)子育て支援に資する施設	次に掲げる施設をいう。 イ　公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース ロ　住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース
(21)社会教育施設	社会教育法第５章に規定する公民館、図書館法第２条第１項に規定する図書館及び博物館法第２条第１項に規定する博物館をいう。
(22)基本計画	住宅街区整備事業の実施についての検討及び住宅街区整備促進区域の決定に資するため決定される計画をいう。
(23)基本計画作成区域	住宅街区整備事業の基本計画を作成する土地の区域をいう。
(24)大都市地域	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２条第１号に規定する大都市地域をいう。
(25)拠点地区	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下「地方拠点都市法」

	という。）第２条第２項に規定する拠点地区をいう。
(26)住宅型プロジェクト	市街地再開発事業及び防災街区整備事業にあっては、公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/3 以上であるものをいう。
(27)地域活性化プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ　拠点地区内において行われるもの。 ロ　イ－１３－（５）①の１．及び大都市居住環境整備推進制度要綱（平成11年３月19日付け建設省住市発第９号建設事務次官通達）第２項に規定する都市・居住環境整備重点地域において実施されるもの ハ　市町村が作成する立地適正化計画（に定められた都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われるもの
(28)福祉空間形成型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ　(17)イからホに掲げる施設の施設建築物（防災街区整備事業にあっては防災施設建築物）への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置付けられており、かつ、(17)イからホに掲げる施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であるものをいう。 ロ　以下の要件をすべて満たす事業をいう。 1.　立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること 2.　(17)へに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）

	3.　(17)へに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であること 4.　鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われること 5.　教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が充足していること 6.　周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと（実施が確実な場合を含む。）
(29)防災活動拠点型プロジェクト	市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ　防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの ロ　災害対策基本法第40条又は第42条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置付けられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの 1.　大規模地震対策特別措置法第３条第１項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域 2.　地震予知連絡会が平成１９年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域
(30)災害復興市街地再開発事業	次のいずれかに該当する市街地再開発事業をいう。 イ　阪神・淡路大震災の被災地において阪神・淡路大震災に関連して行われる市街地再開発事業で、被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの又は被災市街地復興推進地域以外の被災市街地において、市町村が策定する復興に関する計画に従って実施されるもの ロ　東日本大震災の被災地において東日本大震災

	に関連して行われる市街地再開発事業で、被災市街地復興特別措置法第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域において行われる事業又は東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域内（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）で実施されるもの
(31) 地域防災計画	災害対策基本法第40条又は第42条に基づく地域防災計画をいう。
(32)地区再生計画	地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画をいう。
(33)街区整備計画	地区再生計画の全部又は一部の区域(以下イ－１３－（２）関係部分において「街区」という。)において、街区の整備方針等を定めた計画をいう。
(34)歴史的建築物等	都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進することが見込まれる建築物等をいう。
(35)歴史的建築物等活用型再開発計画	歴史的建築物等活用型再開発計画とは、歴史的建築物等を活用しつつ市街地の一体的な整備を図る市街地再開発事業に係る計画として市町村が定めるものであり、次に掲げるものを定めたものをいう。 イ　地区の名称、位置、区域及び面積 ロ　地区の整備に関する方針 ハ　歴史的建築物等の概要 ニ　施設建築物の形態、意匠等に関する計画 ホ　その他必要な事項
(36)歴史的建築物等活用型再開発事業	次の要件に該当し、社会資本総合整備計画に掲載された歴史的建築物等活用型再開発計画に基づいて実施される市街地再開発事業をいう。 イ　施行地区内に良好な市街地の景観の形成に資する歴史的建築物等があること ロ　歴史的建築物等と一体的整備を行うことにより適正な街区形成が期待される地区であること
(37)立地適正化計画	都市再生法第８１条第１項に規定する立地適正化計画（ただし、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めた計画に限る。）をいう。

(38)居住誘導区域	都市再生法第81条第２項第２号に規定する居住誘導区域をいう。
(39)都市機能誘導区域	都市再生法第81条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域をいう。
(40)中心拠点区域	次の全ての要件を満たす区域をいう。 イ　国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。） ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が１０％未満である場合は、この限りではない。 ロ　鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径５００ｍの範囲内 ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が１０％未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり２本以上あるものに限る。）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり２本以上あるものに限る。）から半径５００ｍの範囲内。 ハ　公共用地率１５％以上の地域内（今後、公共用地率が１５％以上となることが確実である地域を含む。）
(41)都市機能誘導促進区域	都市機能誘導区域のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき区域をいう。ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区の区域を除く。
(42)三大都市圏域	次に該当する区域等をいう。 イ　首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯 ロ　近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域 ハ　中部圏開発整備法に定められた都市整備区域

(43)指定道路	都市機能誘導促進区域内の道路のうち、地域のシンボルロード等重点的に街並みの形成や歩行者の回遊性の確保を図るものの区間をいう。
(44)重点密集市街地等	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ　住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下イ－１３－（２）関係部分において「地震時等に著しく危険な密集市街地」という。）及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内 ロ　防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内
(45)防災再開発促進地区	密集市街地整備法第３条第１項第１号の規定に基づく防災再開発促進地区をいう。
(46)防災街区整備地区計画	密集市街地整備法第32条第１項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画をいう。
(47)都市再生緊急整備地域等	次のいずれかに該当する区域等をいう。 イ　都市再生緊急整備地域 ロ　２号・２項地区
(48)都市再生緊急整備地域	都市再生法第２条第３項の規定に基づく都市再生緊急整備地域をいう。
(49)特定都市再生緊急整備地域	都市再生法第２条第５項の規定に基づく特定都市再生緊急整備地域をいう。
(50)２号・２項地区	都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項に基づく「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」をいう。
(51)初動期支援業務	市街地再開発事業等の市街地整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要となる検討等の業務をいう。
(52)計画コーディネート業務	まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務をいう。
(53)認定再開発事業等	都市再開発法第 129 条の 3 の規定に基づく都道府県知事による再開発計画の認定又はこれに準じた市町村長による再開発事業計画の認定を受けた事業をいう。
(54)都市機能増進施設	都市再生法第81条第１項に規定する都市機能増進施設をいう。
(55)誘導施設	都市再生法第81条第２項第３号に規定する誘導施設をいう。

(56) まちなかウォーカブル区域	都市再生法第46条第２項第５号に規定する滞在快適性等向上区域をいう。
(57) 防災指針	都市再生法第81条第２項第５号に規定する防災指針をいう。
(58) 省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
(59) ZEH 水準	強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
(60) ZEB 水準	再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

３．交付対象要件

本事業の交付の対象とする事業の要件は、以下に掲げるものとする。

Ⅰ．市街地再開発事業

第一種市街地再開発事業（都市再開発法第２条第１号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。）にあっては、次の１から４まで及び７から１１までを満たすもの、第二種市街地再開発事業（都市再開発法第２条第１号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）にあっては、次の１、２、４、５及び７から１１までを満たすものであること。

１　既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの

２　次のイ又はロに該当する事業等法律により国の関与が政策上位置づけられる事業であること。

イ　次の(1)及び(2)に該当すること

(1)　２号・２項地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの

(2)　次の各号のいずれかに該当すること

(a)　都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径 500ｍの範

囲内において行われるもの
(b)　特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの
(c)　防災再開発促進地区として定め、又は定められる予定である地区において実施されるもの
ロ　被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの

３　第一種市街地再開発事業にあっては、施行区域が原則として10,000㎡以上であること。ただし次のイに掲げるものにあっては、原則として5,000㎡以上、ロに掲げるものにあっては、原則として2,000㎡以上、ハに掲げるものにあっては、原則として1,500㎡以上であること。
イ　次のいずれかに該当するもの
(1) 拠点地区内、地区再生計画の区域内（大都市地域におけるものを除く。）又はイ－１６－（３）に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）において行われるもの
(2) 社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上であるもの
(3) 地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの
(a)　大規模地震対策特別措置法第３条第１項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域
(b)　地震予知連絡会が平成１９年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域
(4) 公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/3 以上であるもの
(5) 地区再生計画に従って連続的に市街地再開発事業が行われる場合
(6)　都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われるもの
ロ　次のいずれかに該当するもの
(1) 次のいずれかの要件を満たすもの
(a) 災害復興市街地再開発事業として実施されるもの
(b) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくはⅰ）の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ⅱ）の倒壊危険性又はⅲ）の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において実施されるもの
ⅰ）　住宅市街地の密集度
１ヘクタール当たり80戸以上の住宅が密集する一段の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著

しく狭小な住宅（３階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2/3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

ⅱ）　倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

ⅲ）　延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3 以上）を占めており、かつ、幅員４ｍ以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること

(2) イ－１３－（５）①の１．又は大都市居住環境整備推進制度要綱（平成 11 年３月 19 日付け建設省住市発第９号）第２項に規定する都市・居住環境整備重点地域において実施されるもの

(3)　都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施されるもの

ハ　都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるもの（ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区において実施される事業を除く。）

４　第二種市街地再開発事業にあっては施行区域が 10,000 ㎡以上であること。ただし、次に掲げるイ及びロを満たす場合にあっては 5,000 ㎡以上、イからハまでを満たす場合にあっては 2,000 ㎡以上であること。

イ　都市再開発法第３条の２第２号イに該当するもの

ロ　防災街区整備地区計画の区域内で行われるもの

ハ　防災再開発促進地区の区域内で行われるもの

５　次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。

イ　工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること

ロ　工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること

ハ　事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること

ニ　事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

６　防災性能強化

東京都江東区の防災拠点の建設を目的とする市街地再開発事業

７　人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイ－１２－（１）の２．の第２項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

８　認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。

９　供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。

１０　施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ　新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

ロ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。

ハ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。

ニ　新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

ホ　都市再生法第88条第１項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第５項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。

１１　建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ　廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。

ロ　階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

ハ　階段には、動作の補助のための手すり（以下イ－１３－（２）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。

ニ　廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

Ⅱ　住宅街区整備事業

１　基本計画作成

イ　当該区域内の土地の大部分が建築物その他の工作物の敷地として利用されていないこと。

ロ　施行区域が１ha以上であること。

ハ　当該区域を住宅街区として整備することが、都市機能の増進と住宅不足の緩和に貢献すること。

２　事業推進計画作成

イ　前項のイ、ロ及びハに該当すること。

ロ　前項の基本計画が作成されている区域又は地方公共団体、民間団体等により基本計画と同程度の計画が作成されている区域であること。

ハ　事業推進計画作成区域内の宅地について所有権及び借地権を有するものの１／２以上が加入している住宅街区整備準備組合等準備組織が結成されている区域であること。

３　事業費

イ　第１項のイ、ロ及びハに該当すること。

ロ　都市計画法第８条第１項第３号の高度利用地区内で、かつ、当該区域の大部分が次の(1)又は(1)及び(2)に掲げる地域又は区域内にあること。

(1) 都市計画法第８条第１項第１号の第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域

(2) 次の(a)又は(b)に掲げる地域又は区域

(a) 都市計画法第８条第１項第１号の第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域

(b) 都市計画法第８条第１項第１号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第 12 条の４第１項第１号に規定する地区計画が定められている区域

ハ　建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次の(1)から(4)までに掲げる基準に適合したものであること。

(1) 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。

(2) 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

(3) 階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。

(4) 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

Ⅲ　防災街区整備事業

１　既に都市計画の決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。

２　施行区域が原則として 1,000 ㎡以上であること。

３　次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。

イ　工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること

ロ　工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること

ハ　事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること

ニ　事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

４　人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する防災街区整備事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設についてイ－１２－（１）の２．の第２項に規定する PPP/PFI 手法の導入に係る検討及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

５　防災施設建築物は、次のイからホまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ　新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
ロ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。
ハ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。
ニ　新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。
ホ　都市再生法第 88 条第１項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第５項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。

6　建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付金の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものであること。
イ　廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
ロ　階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
ハ　階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
ニ　廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

Ⅳ　都市再開発支援事業

1　初動期支援業務

イ　地区再生計画及び街区整備計画等の策定

次に掲げる市街地再開発事業等の市街地整備に係る計画策定を行うものであること

(1)　地区再生計画

市町村（特に必要があると認められるときは都道府県）が策定する地区再生計画で、以下の全ての要件に該当するもの

(a)　次のいずれかの地域内で行われること

ⅰ）　鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内若しくはバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径500ｍの範囲内

ⅱ）　重点密集市街地等

ⅲ）　都市再生緊急整備地域等

(b)　地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区であること

(c)　都市計画道路等重要な公共施設の整備が必要な地区を含む地区であること

(d)　一体的な計画に基づき市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区であること

(e)　地区再生計画は、次に掲げる事項を定めたものであること

ⅰ）　整備地区の名称、位置、区域及び面積
ⅱ）　整備地区の整備の基本方針
ⅲ）　整備地区の土地利用に関する方針
ⅳ）　主要な公共施設の整備に関する事項
ⅴ）　その他必要な事項

(f)　地区再生計画は、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議したものであること

(g)　地区再生計画に基づいて市街地再開発事業又は計画コーディネート業務を実施する場合、地方公共団体は、当該地区再生計画を社会資本総合整備計画に記載すること

(2)　街区整備計画

(a)　市町村（特に必要があると認められるときは都道府県）が地区再生計画の全部又は一部の区域(以下、この項において「街区」という）において策定する街区整備計画であること

(b)　街区整備計画には、次に掲げる事項を定めるものであること

ⅰ）　街区の位置、区域及び面積
ⅱ）　街区の整備方針
ⅲ）　建築物及び建築敷地、公開空地等、住宅等並びに公共施設の整備計画の概要
ⅳ）　ⅲ)に従って行われる主要な事業の概要
ⅴ）　その他必要な事項

(c)　街区整備計画の案は、次のいずれかに該当する者が作成するものであること

ⅰ）　再開発準備組織
ⅱ）　再開発会社等
ⅲ）　まちづくりＮＰＯ
ⅳ）　まちづくり公益法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的 として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）
ⅴ）　まちづくり協議会

(d)　再開発準備組織、再開発会社等、まちづくりＮＰＯ、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会は、街区整備計画の案を作成したときは、市町村と協議をすること

(e)　市町村は、(d)規定による協議について異存がないと判断したときは、すみやかに当該街区整備計画の案に即して街区整備計画を策定すること

(f)　地方公共団体は、街区整備計画を策定しようとするときは、あらかじめ公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議を行うこと

(g)　街区整備計画に定めた施設等の整備を実施しようとするときは、地方公共団体は、当該街区整備計画を社会資本総合整備計画に記載すること

ロ　調査検討・調整業務

市街地再開発事業等の市街地整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上に資する検討及び権利調整等であり、次に掲げる要件を満たすものであること

(1)　次のいずれかの地域内で行われること

(a)　市街地再開発事業等の施行区域（予定を含む）

(b)　都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径500ｍの範囲内

(c)　重点密集市街地等

(d)　都市再生緊急整備地域等

(e)　被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域

(2)　次のいずれかに該当する者であること

(a)　地方公共団体

(b)　市街地再開発事業等施行者

(c)　再開発準備組織

(d)　再開発会社等

(e)　タウン・マネジメント・センター

(f)　都市再生推進法人

(g)　保留床管理法人

２　計画コーディネート業務

イ　次のいずれかの区域等で行われること

(1)　地区再生計画の区域（ただし、５ha 以上のものに限る。）

(2)　都市再生緊急整備地域内

ロ　次のいずれかに該当する者であること

(1) 地方公共団体

(2) 再開発準備組織

(3) 再開発会社等

(4) タウン・マネジメント・センター

(5) 施設建築物管理組合（市街地再開発事業により整備された施設建築物の管理組合 （建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人）等をいう。以下同じ。）

(6) まちづくり会社（特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下同じ）

(7) 都市再生推進法人

３　認定再開発事業等

以下の要件を満たすものであること。

イ立地適正化計画に以下が定められていること。

(1)　都市機能誘導区域

(2)　指定道路

(3)　都市機能増進施設の整備を含む老朽建築物の建替事業に対する市町村の支援措置に関する事項

ロ以下の要件を満たす認定再開発事業等であること。

(1)　事業区域が、中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内（ただし、誘導施設の整備に関する事業が実施され、又は実施されることが確実である区域に限る）に存すること。

(2)　都市機能増進施設を含む建築物（ただし、建築物の敷地が指定道路に面しているものに限る）を整備すること。

４　リノベーション及び空地の暫定利用

以下の要件を満たすものであること

イ 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画その他市街地再開発事業の施行区域(予定を含む)及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの)に以下が定められていること

(1)　リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア

(2)　リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)

ロ　リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること

４．交付対象事業

Ⅰ　市街地再開発事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イ－１３－（２）関係部分において「公共団体施行再開発事業」という。）及び個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織又はタウン・マネジメント・センター（再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ているもの又は市街地再開発組合の組合員となることが確実なものに限る。）が行う次の各号に掲げる事業（再開発準備組織及びタウン・マネジメント・センターについては（1）の事業計画の作成に係る事業に限る。以下イ－１３－（２）関係部分において「再開発組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。

１ 調査設計計画

事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

２ 土地整備

建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

３ 共同施設整備

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

４ 建築物の防災性能の強化
特殊基礎工事

Ⅱ　住宅街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

１ 地方公共団体の行う基本計画の作成

２ 市町村の行う基本計画の作成に対する都府県の補助

３ 都府県又は市町村が行う次のイからニまでに掲げる事業

イ　事業計画作成
測量調査、事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び換地計画の作成

ロ　土地整備
施行地区内の土地（施設住宅区以外の土地にあっては次の⑴及び⑵の条件に該当するものに限る。）における建築物の除却、土地の整地及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償
⑴工場の敷地となっていたもの
⑵イ－１３－（６）の３．に規定する要件に該当する地区に存するもの

ハ　共同施設整備
空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

ニ　建築物の防災性能の強化
特殊基礎工事

４ 施行者又は住宅街区準備組織が行う３のイからニまでに掲げる事業（ただし、住宅街区準備組織については事業計画の作成に限る。）に対する地方公共団体の補助

Ⅲ　防災街区整備事業

本事業の交付の対象となる事業は、地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業（公共施設管理者負担金その他のこれに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業を除く。以下イ－１３－（２）関係部分において「公共団体施行防街事業」という。）及び個人施行者、防災街区整備事業組合、事業会社、都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う次の各号に掲げる事業（以下イ－１３－（２）関係部分において「防街組合等事業」という。）に対する地方公共団体の補助（公共施設管理者負担金その他これに類する負担金又は寄附金を使用して行う事業に係る補助を除く。）とする。

１ 調査設計計画
事業計画の作成、地盤調査、建築設計及び権利変換計画の作成

２ 土地整備
建築物の除却、土地の整地、仮設店舗等の設置及び土地整備に伴い通常生ずる損失の補償

３ 共同施設整備
空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備

４ 建築物の防災性能の強化
特殊基礎工事

Ⅳ　都市再開発支援事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各項に掲げるものとする。

１　地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業

イ　初動期支援業務

初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は300,000千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から15年間かつ通算10年間を限度とする（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）

(1)　基礎調査

(a)　都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査

(b)　地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査

(2)　地区診断

現況調査等の資料の解析及び地区診断

(3)　住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動

(4)　コンサルタント派遣

住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

(5)　計画作成

整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等

(6)　エリア価値向上に資する検討

リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等

(7)　権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討

ロ　計画コーディネート業務

計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は60,000千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた５年間を限度とする。

(1)　まちづくり活動支援

(a)　まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援

(b)　住民に対するまちづくりの啓蒙

(c)　人材育成

(d)　住民の意見の調整

(2)　計画立案・調整

(a)　土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査

(b)　整備手法及び整備手順の検討

(c)　関係機関等との調整

ハ　まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に

要する費用（交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから３年間を限度とする）

２ 地方公共団体が行う次の各号に掲げる事業に対する補助

イ　初動期支援業務

初動期支援業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 15 年間かつ通算 10 年間を限度とする。（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）

(1)　基礎調査

(a)　都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査

(b)　地区再生計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査

(2)　地区診断

現況調査等の資料の解析及び地区診断

(3)　住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動

(4)　コンサルタント派遣

住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

(5)　計画作成

整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等

(6)　エリア価値向上に資する検討

リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等

(7)　権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討

ロ　計画コーディネート業務

計画コーディネート業務の交付対象は、次に掲げるものとし、総事業費は 60,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から 10 年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた５年間を限度とする（ただし、施設建築物管理組合が行う計画コーディネート業務はまちづくり活動支援に限る。）

(1)　まちづくり活動支援

(a)　まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援

(b)　住民に対するまちづくりの啓蒙

(c)　人材育成

(d)　住民の意見の調整

(2)　計画立案・調整

(a)　土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査

(b)　整備手法及び整備手順の検討
(c)　関係機関等との調整

ハ　認定再開発事業等

認定再開発事業等の交付対象は、以下の要件を満たす建築物の建築敷地に係る土地整備費を限度とする。

(1)　都市計画法第 54 条第 3 号の基準に適合する建築物以外の建築物であること。

(2)　都市再開発法施行令第 46 条の 18 で定める耐用年限の 2/3 を経過している建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能低下を生じている建築物であること。

二　リノベーション及び空地の暫定利用

リノベーション及び空地の暫定利用の交付対象は、まちづくりの計画に位置づけられたリノベーション及び空地の暫定利用に要する費用とし、交付期間はまちづくりの計画へ位置付けられてから３年間を限度とする。

５．経過措置

１　本改正要綱の施行（平成２６年度８月１日）の日から平成２８年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること並びに平成 30 年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込み地」と読み替える。

２　中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第７項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。

３　本改正要綱の施行（平成２６年度８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中に行われる事業に限り、事業に関する規定はなお従前の例による。

４　この要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。

５　イ－１３－（２）の３．のⅠ第８号の規定は、令和４年４月１日以降に事業計画の認可（変更の認可を含む）を受けたものから適用する。

６　前項の規定を除き、この要綱の施行（令和４年４月１日）の際、現に事業着手し

ているものについては、なお従前の例による。

7　この要綱の施行（令和５年４月１日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

8　この要綱の施行（令和７年４月１日）に際し、令和８年度末までに事業着手しているものについては、３．のⅠの第９号の規定を除き、なお従前の例によることができる。

9　３．のⅠの第９号の規定の適用については、この要綱の施行（令和７年４月１日）までに管理規約（案）又は長期修繕計画（案）を作成している場合はこの限りでない。

イ－１３－（３）削除

イ－１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業

１．目的

暮らし・にぎわい再生事業は、中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的とする。

２．定義

暮らし・にぎわい再生事業とは、次の第１項及び第２項に定める事業をいう。その他イ－１３－（４）関係部分における用語の定義は、次の第３項から第 10 項までに定めるところによる。

１　「コア事業」とは、次に掲げる事業をいう。

イ　都市機能まちなか立地支援

中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業（ロに掲げるものを除く。）

ロ　空きビル再生支援

中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業

ハ　賑わい空間施設整備

中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する事業

２　「附帯事業」とは、次に掲げる各事業をいう。

イ　計画コーディネート支援

暮らし・にぎわい再生事業計画（以下「再生事業計画」という。）の作成及びコーディネート業務を実施する事業

ロ　関連空間整備

コア事業と併せて行われるものとして再生事業計画に定められた駐車場、緑化施設等又は公開空地を整備する事業。

３　「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法第９条第 10 項に定める認定を受けた基本計画をいう。

４　「公益施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいう。

５　「都市機能導入施設」とは、公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。

６　「交付金事業者」とは、社会資本整備総合交付金の交付を受けて暮らし・にぎわい再生事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からその経費の一部に対して補助金の交付を受けて当該事業を実施する民間事業者等をいう。

７　「三大都市圏」とは、首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に定められた都市整備区域のことをいう。

８　「省エネ基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

９　「ZEH 水準」とは、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

10　「ZEB 水準」とは、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

３．暮らし・にぎわい再生事業計画

暮らし・にぎわい再生事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた再生事業計画を記載するものとする。（計画コーディネート支援のみを実施する場合を除く。）

一　再生事業計画区域、同区域の位置及び面積
二　再生事業計画区域の整備方針
三　都市機能導入施設及び公開空地等の整備計画の概要
四　前号の整備計画に従って行われる主要な事業の概要
五　その他必要な事項

４．施行区域

暮らし・にぎわい再生事業の施行区域は、三大都市圏の指定市及び特別区を除く全国の区域とする。

５．対象施設要件

１　コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下イ－１３－（４）関係部分において「対象施設」という。）は、再生事業計画区域内に存し、次の各号全てに適合しなければならない。ただし、三大都市圏及び指定市を除く地域においては、第三号ロの要件を適用しないこととし、当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、第三号ハ中「耐火建築物等又は準耐火建築物等である」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延

焼を防ぐための代替措置がなされている」と読み替えるものとする。また、平成24 年度末までは、認定基本計画に位置付けられることが確実と見込まれるものを含む（以下イ－１３－（４）関係部分において同じ。）。

一　再生事業計画区域内に存し、認定基本計画に位置付けられたものであること

二　対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の２分の１の合計が概ね 1,000 ㎡以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね 500 ㎡以上）であること

三　都市機能導入施設にあっては、次の各号全てに適合するものであること

イ　公益施設を含むものであること

ロ　地階を除く階数が原則として３階以上であること

ハ　耐火建築物等又は準耐火建築物等であること

ニ　以下の省エネルギー水準に適合すること

①　新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること

②　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（以下イ－１３－（４）関係部分において「都市再生機構」という。）が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること

ホ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること

四　地方公共団体が施行する場合にあっては、PPP/PFI 手法の導入検討がなされていること

２　三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域において整備する対象施設のうち、都市機能導入施設にあっては、前項第三号ロの規定を適用せず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要件に適合したものでなければならない。

一　都市機能まちなか立地支援で整備される都市機能導入施設　前項第三号ハの規定は、「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替えて適用する

二　空きビル再生支援で整備される都市機能導入施設　前項第二号中「1,000 ㎡」とあるのは「500 ㎡」と読み替えて適用する

３　三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域、かつ、人口 20 万人以下の市町村の区域において整備する対象施設は、第１項第二号及び第三号の規定を適用せず、次の各号に適合したものとすることができる。

一　対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の２分の１の合計が 1,000 ㎡未満であること

二　都市機能導入施設にあっては、次の各号に適合するものであること

イ　整備される公益施設の規模が適正であること（ただし、既存の公益施設を廃止して新たに整備する公益施設については、従前の公益施設の規模と比較して相当程度縮小する場合に限る。）

ロ　空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐため

の代替措置がなされていること

ハ　公民館、情報センター又はイベントスペース（地域の住民が随時利用でき、地域住民相互の交流の場となる施設に限る。）のいずれかを整備すること

４　次の各号に適合する対象施設については、第１項第二号及び第三号の規定は適用しない。

一　コア事業により整備される対象施設の敷地面積が 1,000 ㎡未満であること

二　複数のコア事業により整備される都市機能導入施設について、公益施設の延べ面積合計が専有部分の延べ面積の合計の 1/10 以上であること

三　複数のコア事業により整備される対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 1/2 の合計を通算して、概ね 1,500 ㎡以上であること

四　複数のコア事業により整備される都市機能導入施設の延べ面積の合計及び公開空地の敷地面積の合計を通算して 1,000 ㎡以上であること

６．交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

７．雑則

１　この要綱の施行（令和４年４月１日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

２　この要綱の施行（令和６年４月１日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イー１３－（５）都市再生総合整備事業

イー１３－（５）①都市再生総合整備事業（総合整備型）

１．都市・居住環境整備重点地域

１　都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域又は大都市地域等の居住立地構造の改善のために良好な住宅市街地の整備を行うべき地域として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域を都市・居住環境整備重点地域（以下イー１３－（５）関係部分において「重点地域」という。）という。

２　国土交通大臣は、一定の地域において、都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠であると認めるときは、当該地域を重点地域として指定することができる。

３　国土交通大臣は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

４　国土交通大臣は、重点地域を指定したときは、関係地方公共団体に速やかに通知するものとする。

５　前各項の規定は、重点地域の変更について準用する。

２．都市・居住環境整備基本計画

１　地方公共団体は、重点地域指定の趣旨を踏まえ、重点地域全体について、当該地域の区域及び面積並びに当該地域の整備の基本的な方針等を定めた都市・居住環境整備基本計画（以下イ－１３－（５）関係部分において「基本計画」という。）を策定することができる。なお、基本計画の策定に当たって、関係する地方公共団体は必要な協力を行うものとする。

２　地方公共団体は、基本計画を策定したときは、これを国に提出するとともに、公表しなければならない。

３　特に戦略的に都市の再構築を進めることが必要な重点地域においては、地方公共団体は、国と共同して基本計画を策定することができる。この場合において、当該地方公共団体及び国は、当該地方公共団体以外の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

４　前各項の規定は、基本計画の変更について準用する。

５　都市再生法第２条第３項の規定に基づき政令により定められる都市再生緊急整備地域内において、重点地域を定める場合にあっては、都市再生法第１５条第１項に規定する地域整備方針の全部又は一部を当該重点地域の基本計画とみなすことができる。

３．特定地区

１　重点地域のうち、都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施するため、この要綱に基づき地方公共団体は、「特定地区」を定めることができる。

２　特定地区は、重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一　安全性、経済活力等の都市の基礎的な機能の低下が発生している地域であること

二　都市基盤施設の整備及び面的整備等の実施によって都市機能の改善や拠点形成の促進が期待される地域であること

３　重点地域内の相当規模の一団の土地において都市の再構築に資する事業を実施しようとする者は、当該土地を含む区域について特定地区を指定すべきことを、地方公共団体に対し要請することができる。

４　前各項の各規定は、特定地区の変更について準用する。

４．コーディネート

１　特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む。以下イ－１３－（５）①の４．において同じ。）における都市整備に係る事業の円滑な実施を図るため、当該地区の調査、整備計画の策定及び事業の実施に係る企画、立案、情報の提供、調整等（当該事業と密接に関連する重点地域内の広域基盤施設等に係るものを含む。）を行うことを「コーディネート」という。

２　地方公共団体は、コーディネートを行うことができる。

３　地方公共団体以外の者で、次項以下の規定により選定された者又は要請を受

けた者は、当該特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行うことができる。

４　地方公共団体は、特定地区において都市の再構築に資する事業を実施し、又は企画しようとする者の中から、特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行う者（以下イ－１３－（５）関係部分において「コーディネーター」という。）を、公募等の方法により、選定することができる。この場合において、当該地方公共団体は、コーディネートを行おうとする者に対し、当該区域の整備の方針(以下イ－１３－（５）関係部分において「整備方針」という。)の提出を求めるものとする。

５　整備方針には、次に掲げる各事項を定めるものとする。

一　整備の目標

二　整備の基本的な内容

三　整備の実施時期

四　コーディネートを行おうとする内容、取組方針及び事業実施体制

五　その他必要な事項

６　地方公共団体は、基本計画に適合した整備方針を提出し、かつ、当該地区の整備を確実に実施することができると認められる者の中から、公正な方法により、コーディネーターを選定するものとする。

７　地方公共団体は、特定地区における土地利用及び都市基盤施設の現況等に照らして、公募等の方法によりコーディネーターを選定することが困難又は不適切であると認める場合には、独立行政法人都市再生機構（以下イ－１３－（５）関係部分において「機構」という。）に対し、当該地区に係るコーディネートを行うことを要請することができる。

５．整備計画

１　特定地区の整備計画は、基本計画に基づき、地方公共団体、機構又は地方公共団体が公募等の方法により選定したコーディネーターが単独で、又は共同して策定するものとする。

２　整備計画には、次に掲げる各事項を定めるものとする。

一　特定地区の整備に関する方針

二　特定地区の土地利用に関する事項

三　特定地区における都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項

四　特定地区の整備の主体及び時期に関する事項

五　特定地区の整備の推進体制に関する事項

六　その他必要な事項

３　整備計画を定めようとする者は、あらかじめ、当該整備計画に関係がある公共施設を管理することとなる者その他の関係機関と協議しなければならない。

４　整備計画を定めようとする者（地方公共団体又は機構以外の者に限る。）が単独で整備計画を定めるときは、当該特定地区を指定した地方公共団体の認定を受けるものとする。

５　前各項の規定は、整備計画の変更について準用する。

６．施行者

１　交付金の交付を受けて都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する地方公共団体及び地方公共団体から補助金の交付を受けて都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する機構及び民間事業者等を都市再生総合整備事業（総合整備型）の施行者（以下イ－１３－（５）関係部分において単に「施行者」）という。

２　施行者は、整備計画を踏まえて、特定地区における都市基盤施設の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附帯する事業を行うものとする。

７．交付対象事業

都市再生総合整備事業（総合整備型）の交付の対象となる事業及び費用については次の各項に掲げるとおりとする。

１　基本計画の策定に要する費用

重点地域全体について、地方公共団体が基本計画を策定するために要する費用

２　整備計画の策定及びコーディネートに要する費用

施行者が行う整備計画の策定及びコーディネートに要する費用

３　特定地区内の都市基盤施設の整備に要する費用

地方公共団体が、重点地域内の都市構造の再編に必要な都市基盤施設として特定地区内において先行的に整備するもの又は特定地区内で構想される面的整備及び拠点形成等（以下イ－１３－（５）関係部分において「面的整備事業等」という。）の具体化を促進する公共施設で、一に掲げる各施設の整備に要する二に掲げる各費用

一　対象なる公共施設

イ　道路

ロ　公園（イ－１０－（１）の表 10-(1)第５項に規定する公園を対象とする。）

ハ　下水道

ニ　鉄道駅周辺施設

ホ　バスターミナル

ヘ　その他特定地区内の面的整備事業等の実施の促進のために必要不可欠な施設

二　対象となる費用

イ　調査設計費

調査及び設計に要する費用

ロ　施設整備費

用地費及び施設の建設に要する費用

４　特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用

施行者が、重点地域内の都市構造再編に資する都市拠点の整備等を進めるた

め、特定地区内において、拠点活動の基盤となる施設（以下イ－１３－（５）関係部分において「地域生活基盤施設」という。）及びこれに附帯して整備される質の高い都市空間を形成するための施設（以下イ－１３－（５）関係部分において「高質空間形成施設」という。）並びに地域社会の発展の中核となる新たな都市拠点として整備すべき地区等における高次の都市施設（以下イ－１３－（５）関係部分において「高次都市施設」という。）として、表 13-(5)に掲げる施設を整備するために要する費用。ただし、表 13-(5)のⅢに掲げる地域交流センター、高度情報センター、複合交通センター及びアーバンマネージメントセンター（以下イ－１３－（５）関係部分において「センター施設」という。）については、地方公共団体、地方公共団体の出資又は拠出によって設立された法人（以下イ－１３－（５）関係部分において「第３セクター」という。）が行うものに限り、表 13-(5)のⅠに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、地方公共団体、第３セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。

５　特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

特定地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

イ－１３－（５）②都市再生総合整備事業（拠点整備型）

１．都市拠点形成支援施設整備事業

１「都市拠点形成支援施設整備事業」（以下イ－１３－（５）関係部分において「整備事業」という。）とは、地方公共団体等がこの要綱の定めるところに従って行う地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設として表 13-(5)に掲げる施設の整備等に関する事業をいう。

２　整備地区

整備事業を実施する地区（以下イ－１３－（５）関係部分において「整備地区」という。）は、街路事業、公園事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基幹的な事業の実施（基幹的な事業の実施が予定されている地区において中心市街地活性化法に規定する基本計画が作成されている場合及び基幹的な事業の実施が終了している場合を含む。）に併せ、地区の特性を活かしつつ全体として市民共有の優れた街並みの形成、拠点機能の強化等を通じて魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次に掲げる各条件に該当するものとする。

一　地区における整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的、一体的な整備に関する計画並びに地区施設及び建築物等に関する規制・誘導措置に関する計画等を内容とする都市拠点の整備に関する総合的な計画（以下イ－１３－（５）関係部分において「都市拠点整備総合計画」という。）が市町村により策定されていること。

ただし、都市再生整備計画の区域に包含され、かつ、整備事業が協議会（ただし、都市再生総合整備事業（拠点整備型）においては、都市再生法第１１７条に基づく市町村都市再生協議会に限る。）による協議を行った上で当該

整備計画の関連事業に位置付けられている場合においては、当該都市再生整備計画を都市拠点整備総合計画とみなす。

二　地区の全部又は枢要部分を含む相当の区域について、地区計画その他の規制・誘導措置（以下イ－１３－（５）関係部分において「地区計画等」という。）が講じられる又は講じられることが確実と見込まれること。

三　概ね５ヘクタール以上の規模を有すること。（ただし、人口集中地区内にあっては、２ヘクタール以上、又は基幹的な事業が市街地再開発事業若しくは優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が5,000㎡以上とする。）

２．都市拠点形成支援基盤整備促進事業

１　「都市拠点形成支援基盤整備促進事業」（以下イ－１３－（５）関係部分において「促進事業」という。）とは、整備事業又は一に掲げる都市再開発事業（以下イ－１３－（５）関係部分において「対象事業」という。）に関連する二に掲げる公共施設の整備に関する事業で、当該公共施設の管理者（管理者になるべきものを含む。）が行うものをいう。

一　都市再開発事業

次に掲げる事業で、都市拠点整備総合計画に位置付けられたもの。

イ　都市再開発法による市街地再開発事業

ロ　土地区画整理法による土地区画整理事業

ハ　イ－１６－（２）の規定による優良建築物等整備事業

ニ　大都市法による都心共同住宅供給事業（イ－１６－（２）の規定による優良建築物等整備事業の要件に該当するものに限る。）

二　対象となる公共施設

イ　道路

ロ　都市公園（整備事業並びに都市再開発事業のうちイ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ハ　下水道（整備事業並びに都市再開発事業のうちイ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ニ　河川（整備事業並びに都市再開発事業のうちイ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ホ　広場等（都市再開発事業を対象事業とする場合に限る。）

ヘ　バスターミナル（都市再開発事業を対象事業とする場合で、当該事業の施行者が行うものに限る。）

２　前項の規定は、対象事業が、原則として、イ－１６－（１０）に規定する住宅市街地基盤整備事業の対象となる住宅建設事業及び宅地開発事業に係るものを除くものとする。

３　開発事業計画書

一　開発事業者（整備地区内において開発行為、主要な建築物の整備を行うもの又は都市再開発事業の施行者をいう。以下イ－１３－（５）関係部分において同じ。）は、促進事業の実施を要望する場合、あらかじめ関係地方公共団体の関係部局と協議の上、開発事業計画書を作成し、関係都道府県の都市

計画部局又は再開発部局に提出するとともに、関係市町村の都市計画部局又は再開発部局に送付するものとする。

二　都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業については、開発事業者（地方公共団体等の公的主体に限る。）は、公共施設整備費の一部を負担できる場合に限り、地方公共団体に対して促進事業の費用の一部を負担することを明らかにした上で、促進事業による公共施設の整備を要望できるものとする。

なお、促進事業の事業費と開発事業者が負担する費用（以下イ－１３－（５）関係部分において「負担費用」という。）の合計（以下イ－１３－（５）関係部分において「対象施設整備費」という。）に占める負担費用の割合は、次の各号に掲げる地域において、当該各号に定める割合とする。

イ　整備地区が次に掲げる地域内に存する場合　対象施設整備費の概ね１／４

⑴首都圏整備法に規定する既成市街地

⑵近畿圏整備法に規定する既成都市区域

⑶名古屋市の区域

⑷指定市及び首都圏整備法に規定する近郊整備地帯内の人口２５万人以上の都市のうち、都市局長が別に定めるものの区域

ロ　整備地区が上記以外の地域内に存する場合、対象施設整備費の概ね１／６

三　開発事業計画書には、対象とする整備地区又は促進事業を実施する地区（以下イ－１３－（５）関係部分において「事業地区」という。）における、市町村が定める都市拠点整備総合計画の概要及び関連公共施設の整備に関する事項（開発事業者の負担に関する事項を含む。）を記載するものとする。

四　開発事業者は、開発事業計画書を作成する場合には、都市拠点整備総合計画に基づいて行うものとする。

３．都市拠点形成特定事業調査

「都市拠点形成特定事業調査」（以下イ－１３－（５）関係部分において「特定事業調査」という。）とは、次の一又は二に該当する調査で、地方公共団体、機構又は協議会が行うものをいう。

一　法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査

二　都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

４．交付対象事業

１　都市拠点形成支援施設整備事業

整備事業の交付の対象となる事業及び費用については次に掲げるとおりとする。

一　整備地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整

備に要する費用

地方公共団体等が、整備地区内において表 13-(5)に掲げる施設を整備するために要する費用。ただし、表 13-(5)のⅢに掲げる高次都市施設については、以下の地区において実施されるものに限る。

イ　地域交流センター等及び複合交通センター

次の(1)から(3)までのすべてを満たす地区に限る。

(1) 新たな都市拠点として整備すべき地区で都市の基盤の一体的整備を行うことにより有効な利用が図られるべき鉄道操車場跡地、工場跡地、新市街地、沖合人工島、既成市街地内の低未利用地等の開発可能地を含むもの（以下イ－１３－（５）関係部分において「新たな都市拠点として整備すべき地区」という。）であること。

(2) 基幹的な事業が土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等であること。

(3) 基幹的な事業が土地区画整理事業の場合は地区の面積が概ね 10ha 以上、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が 10,000 ㎡以上であること。

ロ　アーバンマネージメントセンター

広域的な再開発の実施が確実と認められ、かつ、一定期間に集中的、段階的に土地利用の高度化及び都市機能の集積が行われると認められる地区（以下イ－１３－（５）関係部分において「広域的な再開発の実施が確実と認められる地区」とする。）であること。

ハ　人工地盤等

次のいずれかに該当する地区であること。

(1)新たな都市拠点として整備すべき地区

(2)魅力とにぎわいのある商業地域の整備として、土地の複合高度利用を図るべき地区

(3)中心市街地等で人々の交流の拠点となる地区

(4)道路、鉄道、大規模建築物等により市街地が分断され、一体的整備を図る必要性が高い地区

(5)公園、広場等の公共空間が少なく、環境・防災上の観点から公共空間確保の必要性が高い地区

また、表 13-(5)のⅡに掲げる高質空間形成施設のうち地域冷暖房施設については、新たな都市拠点として整備すべき地区又は広域的な再開発の実施が確実と認められる地区において実施されるものに限る。

二　整備地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

整備地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

２　都市拠点形成支援基盤整備促進事業

促進事業の交付の対象となる事業及び費用は、２．の第１項に定める対象となる公共施設の整備事業で、当該事業と同種の公共施設の整備に関する事業の対象要件及び次に掲げる基準に合致するものの実施に要する費用とする。ただし、都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業について

は、整備事業に係る開発事業者が地方公共団体等の公的主体であって、かつ、当該開発事業者が促進事業の費用の一部を負担する場合に限る。

一　一般的基準

次に掲げる基準のいずれかに合致するものであること。

イ　整備地区内に当該整備地区の拠点となる地域文化施設等の中核的施設（以下イ－１３－（５）関係部分において「中核的施設」という。）の整備が予定されているものであること。また、促進事業の実施により、中核的施設以外の民間建築物が早期に整備されることが確実であると認められること。

ロ　２．の第１項に定める都市再開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により都市の再開発を促進し、地域の活性化が促進される見込みが明らかなものであること。ただし、都市再開発事業が市街地再開発事業及び土地区画整理事業の場合にあっては、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の対象要件又はこれらに関する公共施設管理者負担金の対象要件に適合するものであること。

二　施設別基準

イ　道路（都市計画道路を含む。）

一般国道以外の道路に関する事業で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。

(1) 整備地区内の主要な道路

(2) 整備地区と整備地区外の主要な道路、最寄主要駅等交通上の重要拠点とを連結する道路のうち、整備事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

(3) 都市再開発事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

ロ　都市公園

都市計画施設である住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地、緑道等に関する事業で、原則として、整備地区内又は事業地区内において行われるものであること。

ハ　下水道

下水道法の事業認可を得て行われる下水道事業で、次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

(1) 整備地区内又は事業地区内の主要な管渠

(2) 整備地区と整備地区外又は事業地区と事業地区外の主要な管渠若しくは流域下水道の管渠を結ぶ公共下水道の管渠又は流域下水道の管渠で、整備事業又は都市再開発事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

(3) 整備地区内、事業地区内、整備地区から適切な放流地点に至るまで又は事業地区から適切な放流地点に至るまでの都市下水路

ニ　河川

一級河川（直轄区間を除く。）、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、

次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

(1) 整備地区を通過し、若しくは整備地区に接する河川の部分又は整備地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、整備事業と一体的に整備することが必要なもの

(2) 事業地区を通過し、若しくは事業地区に接する河川の部分又は事業地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、都市再開発事業と一体的に整備することが必要なもの

(3) 整備事業又は都市再開発事業に関連して整備することが必要とされる防災調節池又は雨水貯留施設

ホ　広場等

道路敷地外の空間を活用して、安全かつ円滑な道路交通の確保のために必要な広場（人工地盤及びそれと一体的に整備されるエスカレーター等の昇降装置を含む。）等の歩行者空間を都市再開発事業に起因して緊急に整備することが必要な事業（都市再開発事業の事業地区に接して整備されるものに限る。）で、地方公共団体が行うものであること。

ヘ　バスターミナル

道路敷地外において安全かつ円滑な道路交通の確保のため緊急に整備することが必要なバスターミナルに関する事業（事業地区内において都市再開発事業により整備される建築物と合築されるものに限る。）で、都市再開発事業の施行者が行うものであること。

３　都市拠点形成特定事業調査

特定事業調査の交付の対象となる事業及び費用は、地方公共団体又は協議会が行う次の各号に掲げる調査及びそれらに要する費用とする。

一　法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査

二　都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

表 13-(5)

都市再生総合整備事業の対象となる地域生活基盤施設、高質空間形成施設、及び高次都市施設に係る交付対象施設及び交付対象費用等

施設区分	交付対象施設	交付対象費用等
Ⅰ 地域生活	地区施設である道路、公園、緑地、広場（以下「道路等」という。）ただし、公園についてはイ－１０－（１）の表10-(1)第５項に規定する公園を対象とする。	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 a　用地費 b　道路等の建設に要する費用

基盤施設		
	一般公共の用に供する駐車場、自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 駐車場及び自転車駐車場の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、駐車場については設計に要する費　用及びロについては、１事業対象地区当たり概ね５００台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、機械設備相当分（全体の４分の１とみなす。）に要する費用とする。
	荷物共同集配施設	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 ａ　建設費 荷物共同集配施設の建設に要する費用 ｂ　購入費 荷物共同集配施設を整備するに当たって、建築物の一部を取得する際に要する費用（地方公共団体が取得するものに限る。）
	多目的広場 公開空地（屋内空間を含む。）	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 多目的広場及び公開空地の建設に要する費用
	集会所	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 集会所の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、基礎額は50,000千円を限度とする。

	情報板	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 情報板の建設に要する費用
	耐震性貯水槽 備蓄倉庫	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 耐震性貯水槽、備蓄倉庫の建設に要する費用 ただし、次のいずれかの要件に該当する地区内に設置されるものに限る。 ａ　災害対策基本法第２条第１０号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、事業の対象地区内又は対象地区に隣接していること。 ｂ　事業対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること。 ｃ　事業対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること。
Ⅱ 高質空間形成施設	Ⅰ又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント　等 （以下「緑化施設等」という。）	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 緑化施設等の整備に要する費用
	電線類地下埋設施設	宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもので、その整備に要

		する費用（電力管理者が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものとする。 イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路、電線類の材料費及び敷設費及び付帯設備の整備費及び引き込み部の工事に要する費用
	地域冷暖房施設	設計費 設計に要する費用
	Ⅰ又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における歩行支援施設、障害者誘導施設等	イ　設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ　施設整備費 歩行支援施設、障害者誘導施設等の整備に要する費用
Ⅲ 高次都市施設	地域交流センター	イ　設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ　施設整備費（１整備地区における基礎額は 700,000千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用 して地域交流センターを整備する場合にあっては、1,000,000千円）を限度とする。） a　建設費 地域交流センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b　購入費 地域交流センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用

		c　空地等整備費 地域交流センターの敷地内に設置される通路（公衆が地域交流センターの出入り等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあっては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあっては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用
	高度情報センター	イ　設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ　施設整備費（１整備地区における基礎額は 700,000千円を限度とする。） a　建設費 高度情報センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b　情報通信施設整備費 高度情報センターに設置する情報通信機器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々の情報通信システムを専用のものとして整備した場合に要する費用により按分した額とする。）及び外部の通信幹線等と高度情報センターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c　購入費 高度情報センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積が概ね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用 d　空地等整備費 高度情報センターの敷地内に設置される通路（公衆が高度情報センターの出入り

		等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあっては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあっては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用 e　制振・免震構造化工事費 高度情報センターを制振・免震化構造とするために必要な費用 f　防災施設整備費（次のイ、ロに掲げるもの） ｲ.消火の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用 ﾛ.避難用施設のうち排煙施設、非常用照明装置、及び防火戸（道路、階段、及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用
	複合交通センター	イ　設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用。ただし、地盤調査及び実施設計に要する費用については、それぞれに要する費用にロのＳ１のＳ２に対する割合を乗じて得た額 ロ　共用施設整備費 複合交通センターの共用部分（エレベーター、エスカレーター、廊下、階段、ホール、歩行者広場等で、２以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備（日本国有鉄道清算事業団用地を活用して土地信託等により建設された複合交通センターの共用部分の取得及び市街地再開発事業等により建設された複合建築物の一部である複　合交通センターの共用部分の地方公共団体　による取得を含む。）に要する費用で、次　式により算出した額 Ｐ＝Ｃ×Ｓ１／Ｓ２＋Ｅ ただし　Ｐ　：共用部分の整備に要する

		費用 C　：複合交通センターの建築主体工事費（複合交通センターの総工事費から屋内設備工事費及び屋外付帯工事費を減じた額） Ｓ１：共用部分の延べ床面積 Ｓ２：複合交通センター全体の延べ床面積 E　：エレベーター、エスカレーター等の設備工事費及び条例により附置義務のある地区における駐車場施設の整備に要する費用（共用部分に対して条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）
	アーバンマネジメントセンター	イ　設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ　施設整備費 a　建設費 アーバンマネジメントセンターの建設工事に要する費用 b　情報通信施設整備費 アーバンマネジメントセンター内に設置する情報通信器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々情報通信システム専用のものとして整備した場合に要する費用により按分した額とする。）並びに外部の通信幹線とアーバンマネジメントセンターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c　購入費 アーバンマネジメントセンターを整備するに当たって、建築物の一部を取得する際　に

		要する費用
	人工地盤、立体遊歩道（以下「人工地盤等」という。）	イ　設計費 基本設計、地盤調査費及び実施設計に要する費用 ロ　施設整備費 人工地盤等の建設に要する費用

（注）

この表において、「施設整備費」に係る基礎額は、既存建造物を活用する場合（ただし、耐震性貯水槽、電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等を除く。）にあっては、当該既存建造物の購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用を含むものとする。ただし、この場合の購入に要する費用に係る交付対象事業費は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和３８年４月１３日建設省計発第１８号）第二の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。

また「事業対象地区」とは、都市再生総合整備事業（総合整備型）における「特定地区」、都市再生総合整備事業（拠点整備型）における「整備地区」及び「事業地区」を指すものとする。

イ－１３－（６）都市再生区画整理事業

１．定義

都市再生区画整理事業とは、次の第１項から第４項までに定める事業をいう。その他イ－１３－（６）関係部分における用語の定義は、土地区画整理法（以下イ－１３－（６）関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第５項から第４１項までに定めるところによる。

１　「都市再生事業計画案作成事業」とは、都市再生土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業をいう。

２　「都市再生土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。

イ　防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業

ロ　街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備（以下イ－１３－（６）関係部分において「大街区化」という。）による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業

ハ　低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業

ニ　任意の申出換地を用いた低未利用地等の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業

ホ　法第１４条第２項の規定に基づき設立の認可を受けた土地区画整理組合の事業基本方針に定められた施行地区において、地方公共団体が公共施設充当用地を取得する事業

３　「被災市街地復興土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。

イ　大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業

ロ　災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業

４　「緊急防災空地整備事業」とは、土地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業をいう。

５　「特例市」とは、地方自治法の一部を改正する法律（平成２６年法律第４２号）による改正前の地方自治法第２５２条の２６の３第１項に規定する特例市であった市をいう。

６　「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）をいう。

７　「三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域をいう。

８　「三大都市圏の近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第２条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第４項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域、指定市、県庁の存する市、中核市若しくは特例市に存する区域又はその隣接区域をいう。

９　「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。

１０　「国際競争力強化施設」とは、都市再生法第１９条の２第８項に規定する国際競争力強化施設をいう。

１１　「立地適正化計画」とは、都市再生法第８１条第１項に規定する立地適正化計画（ただし、同条第２項第２号に規定する居住誘導区域（以下イ－１３－（６）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下イ－１３－（６）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めた計画に限る。）をいう。

１２　「都市機能増進施設」とは、都市再生法第８１条第１項に規定する都市機能増進施設をいう。

１３　「誘導施設」とは、都市再生法第８１条第２項第３号に規定する誘導施設をいう。

１４　「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生法第８１条第１４項に規定する低未利用土地利用等指針をいう。

１５　「誘導施設整備区」とは、都市再生法第１０５条の２に規定する誘導施設整備区をいう。

１６　「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。
一　法第３条第１項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者２人が共同で行うもの（立地適正化計画に誘導施設の整備を行う者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者を除く。）が位置づけられた場合に限る。）又は３人以上が共同で行う場合に限る。）
二　法第３条第１項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（当該同意施行者が民間事業者である場合にあっては、宅地について所有権又は借地権を有する者が２人以上であり、かつ当該同意施行者が立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備主体となる場合に限る。）
三　密集市街地整備法第４０条に規定する防災街区計画整備組合
四　農住組合
五　土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が７人以上参加している準備組織を含む。）
六　区画整理会社（法第３条第３項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）
七　独立行政法人都市再生機構
八　地方住宅供給公社
九　大都市法第２９条第１項の規定に基づき、数人共同して住宅街区整備事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者３人以上が共同で行う場合に限る。）
十　大都市法第２９条第２項に規定する住宅街区整備組合
１７　「建築物棟数密度」とは、区域内の建築物の棟数（１棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定する。）を次に掲げる部分に係る面積を除いた当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。
一　公共施設の用に供している部分
二　主として住宅の用に供しない国公有地の部分
三　急傾斜地その他の宅地として利用することが困難な土地等の部分
１８　「老朽住宅棟数」とは、区域内における「住宅の老朽度等の測定基準」（表 16-(8)-2「建築物の老朽度等の測定基準」に準ずるものとする。以下イ－１３－（６）関係部分において「測定基準」という。）による評点が１３０以上である住宅又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている住宅の棟数及び測定基準による評点が１００以上１３０未満である住宅の棟数に１０分の８を乗じて得た棟数をいう。ただし、「住宅の棟数」については、１棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定するものとする。
１９　「老朽住宅棟数率」とは、老朽住宅棟数の合計の住宅棟数に対する割合をいう。
２０　「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
一　土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資

金計画
二　地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模）
三　その他必要な事項

２１　「連鎖型土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について、５筆以上の更新困難敷地（幅員４m以上の道路に２m以上接していない宅地）を解消する複数の土地区画整理事業のプログラムで、前項各号に掲げる事項を記載したものをいう。

２２　「都市機能導入施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。

２３　「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ　地階を除く階数が３以上であること。

ロ　社会福祉施設（社会福祉法に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。

ハ　その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の２分の１の合計が概ね５００平方メートル以上のものであること。

２４　「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ　地階を除く階数が３以上であること。

ロ　延べ面積の３分の２以上を住宅の用に供するもの（住生活基本法第１７条第２項第６号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第１２条の４第１項第１号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が１０以上であるもの）であること。

ハ　その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の２分の１の合計が概ね５００平方メートル以上のものであること。

２５　「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ　設計費
　地盤調査費及び設計に要する費用

ロ　施設整備費
　電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

２６　「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される法第９３条に規定する建築物をいう。

イ　土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「減価

補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

(1)　主要駅付近又は中心市街地にあって、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。

(2)　施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの概ね８０パーセント以上である地区であること。

(3)　土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積の概ね３０パーセント以上となる地区であること。

ロ　法第９１条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね３０以上であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね１０パーセント以上であること。

ハ　法第９３条第２項の規定に基づく事業が行われる地区（都市機能誘導区域内の主要駅付近又は中心市街地に限る。以下イ－１３－（６）関係部分において「高度利用・防火対策地区」という。）のうち、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、概ね３０以上であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね１０パーセント以上であること。

２７　「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあっては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあっては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあっては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を限度とする。

イ　調査設計に要する費用

ロ　公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。

(1) 緑地の整備に要する費用

(2) 広場の整備に要する費用

(3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用

(4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用

(5) 児童遊園の整備に要する費用

ハ　立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

ニ　立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

①　消防施設の整備に要する費用

②　避難施設等の整備に要する費用

③　テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。)の整備に要する費用

④　監視装置の整備に要する費用

⑤　避雷施設の整備に要する費用

⑥　電気室及び機械室の建設に要する費用

⑦　公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

工事費算定式：Ｐ＝ Ｃ×（Ｓ１／ Ｓ２）＋Ｅ

Ｐ　：公共用通路の整備に要する費用
Ｃ　：立体換地建築物の建築主体工事費
（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）
Ｓ１：補助対象となる公共用通路の床面積の合計
Ｓ２：立体換地建築物の延べ面積
Ｅ　：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧　駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。)。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨　共用通行部分の整備に要する費用

次のａからｅまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの(ただし､別に積算が可能なものにあっては、この限りではない。)

工事費算定式：Ｐ＝ Ｃ×（Ｓ１／ Ｓ２）＋Ｅ

Ｐ　：共用通行部分の整備に要する費用
Ｃ　：立体換地建築物の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

Ｓ１：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

Ｓ２：立体換地建築物の延べ面積

Ｅ　：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

ａ　立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が１０人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が１０分の３以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分　　50 平方メートル

(b) (a)以外の用に供される部分　　20 平方メートル

ｂ　次の要件のいずれかに該当する場合

(a) 立体換地建築物の延べ面積の３分の２以上を住宅の用に供するもの

(b)住生活基本法第１７条第２項第６号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画のうち同法第１２条の５第６項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するもの又は２０戸以上を住宅の用に供するもの

ｃ　地方拠点都市法第２条第２項に規定する拠点地区内、イ－１３－（２）の３.に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）又はイ－１３－（２）及びイ－１６－（３）に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）の土地区画整理事業である場合

ｄ　次の要件を満たすものである場合

(a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）。

(b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。

(c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。

(d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。

ｅ　３．の第２項第３号の要件に該当する地区内の土地区画整理事業である場合

⑩　特殊基礎工事に要する費用

次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和６２年建設省告示第１８９７号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長１０メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

ａ　三大都市圏の既成市街地等及びこれらに接続して市街地を形成している区域

ｂ　指定市及び道府県庁所在の市の区域
ｃ　第９項に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域

⑪　生活基盤施設の整備に要する費用
公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の３分の１以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫　航空障害灯の整備に要する費用
航空法（昭和２７年法律第２３１号）第５１条に規定する航空障害灯の整備に要する費用

⑬　高齢者等生活支援施設の整備に要する費用
車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ　駐車場の整備費
土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の４分の１とみなす。）とし、概ね３００台分の費用を限度とする。

(1) 設計費
①　基本設計費
駐車場の基本設計に要する費用
②　地盤調査費
駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用
③　実施設計費
駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費
駐車場の建設に要する費用

２８　「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。

２９　「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。

３０　「不燃領域率」とは、不燃領域面積を地区面積で除した数値をいう。なお、不燃領域面積は、次の式により算定するものとする。

不燃領域面積＝空地面積（短辺又は直径４０ｍ以上かつ面積が１５００㎡以上の水面、公園、運動場、学校及び一団の施設等の面積又は幅員６ｍ以上の道路面積をいう。以下同じ。）の合計の値＋（地区面積－空地面積の合計の値）×全建物の建築面積のうち耐火建築物が占める割合

３１　「避難路等沿道耐火建築物等」とは、次のいずれかに該当する建築物をいう。

イ　災害対策基本法第２条第１０号の地域防災計画に定められた又は定められることが確実な避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地で、かつ、次の(1)及び(2)に該当する区域において整備されることが確実なものをいう。

(1)　防火地域又は密集市街地整備法第３１条第１項に規定する特定防災街区整備地区内で、次のいずれかに該当すること。

(a)　建築基準法第６９条の規定により締結された建築協定において、建築物の地階を除く階数が２以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定め

られていること。

(b)　都市計画法第８条第１項第３号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあっては、建築物の高さの最低限度を７メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。

(c)　特定防災街区整備地区の区域(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。

(d)　都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第１２条の５第２項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を７メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第６８条の２第１項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。

(2)　次のいずれかを満たす区域であること。

(a)　避難路に係るものにあっては､避難路の境界から概ね３０メートルの範囲の土地の区域

(b)　避難地に係るものにあっては､後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

(c)　延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあっては、後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するための建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

ロ　施行地区の不燃領域率４０％を確保するために必要な建築物で、整備されることが確実なものをいう。

３２　「防災関連施設整備費」とは、イ－１３－（１）①の１．の第１３項に規定する地震に強い都市づくり推進５箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。

３３　「まちなみ形成建築物等」とは、歴史まちづくり法第５条第８項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的まちなみ形成に資する建築物等をいう。

３４　「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池及び都市計画法第 12 条の４第１項第１号に規定する地区計画に定められた同法第 12 条の５第２項第１号ロに規定する地区施設として位置付けられた雨水貯留浸透施設、避難施設、避難路等の整備に要する費用をいう。

３５　「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用（土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く。）をいう。

３６　「浸水対策整地費」とは、本事業において行われる浸水対策上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

３７　「津波防災整地費」とは、次に掲げる要件を充たす防災上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

イ　算入方法

計画人口密度４０人/ha 以上の区域（東日本大震災の被災地のうち、津波により建造物の多くが全壊した（流失した、又は１階天井以上の高さまで浸水した場合を含む。）区域を含む場合に限る）に係る土地の嵩上げに要する費用を基礎額に追加する。ただし、計画されている海岸保全施設等を前提として

既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しない程度までの土地の嵩上げに要する費用を限度とする。

この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に考証するものとする。

ロ　地域要件

以下のいずれかを充たす市町村

(1)　浸水により被災した面積が概ね２０ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね１，０００棟以上であること

(2)　国土交通大臣が、(1)の要件と同等の被災規模であると認めるもの

ハ　保全要件

津波防災整地を図った市街地については、土地の区画形質の保全を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該市街地の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

３８　「液状化対策推進工事費」とは、イ－１３－（１）②２．の第６項に規定する施行地区において、イ－１３－（１）②４．に規定する宅地液状化防止事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。

イ　設計費

液状化対策工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

ロ　工事費

液状化対策工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用

３９　「エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定」とは、エリアマネジメントを推進するために締結する施行者、公共施設管理者（法第 106 条第１項に規定する市町村その他の公共施設を管理すべき者をいう（附属第Ⅲ編２．の表１３－（６）において同じ。））並びに公共施設の整備及び管理を行う者間の協定をいう。

４０　「エリアマネジメント活動拠点施設整備費」とは、次に掲げる要件を満たすエリアマネジメント活動の拠点となる集会施設の整備に要する費用をいう。

イ　施行者、エリアマネジメント団体及び地方公共団体間で、当該施設の整備・管理の方法及び費用負担について締結した協定に基づくものに限る。

ロ　新築の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下イ－１３－（６）関係部分において「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下イ－１３－（６）関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準である再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は

40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。

４１　「地籍整備費」とは、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第１９条第５項の指定を受けた測量成果により施行地区内の土地の登記を申請又は嘱託する土地区画整理事業において実施される事業施行のための測量、換地計画の作成（換地図の作成に限る。）、換地処分及び登記に要する費用（地籍整備推進調査費補助金交付要領（平成２２年４月１日付国土国第４１７号）に基づく補助金（以下イ－１３－（６）関係部分において「地籍整備推進調査費補助金」という。）の交付を受けずに実施されるものに限り、施行地区面積１ｈａ当たり１００万円として算出した額と５５０万円の合計に２/３（地方公共団体施行の場合は１）を乗じた額を限度とする。）をいう。

２．交付金事業者

１　都市再生事業計画案作成事業は、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行者となることが見込まれる者（以下イ－１３－（６）関係部分において「施行予定者」という。）が行う。

２　前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道府県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。

３　都市再生土地区画整理事業は、１．の第２項イ、ロ、ハ及びニに掲げる事業にあっては都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が、１．の第２項ホに掲げる事業にあっては都道府県又は市町村が行う。

４　被災市街地復興土地区画整理事業は、都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。

５　緊急防災空地整備事業は、都道府県又は市町村が行う。

３．施行地区

１　都市再生事業計画案作成事業は、居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市（市街化区域内の人口密度が４０人／ｈａ以上あり当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下の市町村）」の区域を含む。以下３．において同じ。）に過半が該当する地区であって、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

一　１．の第２項イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ　直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。

(1)　都市計画法第６条の２に規定する整備、開発及び保全の方針又は同法第１８条の２第１項に規定する基本方針

(2)　災害対策基本法第２条第１０号に規定する地域防災計画（以下イ－１３－（６）関係部分において「地域防災計画」という。）
(3)　地方拠点都市法第６条第１項に規定する基本計画
(4)　都市再生整備計画又は立地適正化計画

ロ　次の要件に該当する地区
(1)　直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区であること。
(2)　震災時に延焼又は建物倒壊による危険性が高い木造住宅等が密集している市街地に存する次の①もしくは②の要件のいずれかに該当する地区、又は豪雨時に浸水被害の危険性が高い地区に存する次の③もしくは④の要件のいずれかに該当する地区
① 密集市街地整備法第３条第１項第１号に規定する防災再開発促進地区(以下イ－１３－（６）関係部分において「防災再開発促進地区」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存すること。
② 地域防災計画に定められ、又は定められることが確実な区域に存し、かつ、次の区域内のいずれかに存すること。
（ⅰ）　三大都市圏の既成市街地等
（ⅱ）　大規模地震発生の可能性の高い地域
（ⅲ）　指定市
（ⅳ）　県庁所在地
③ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する地区であること。
④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区であること。（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）

ハ　ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区（(1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。）
(1)　都市再生法第２条第３項の規定に基づき定められた都市再生緊急整備地域に係る地区であること。
(2)　都市再開発法第２条の３第１項第２号又は第２項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定められた地区であること。
(3)　都市鉄道等利便増進法（平成１７年法律第４１号）第１２条第１項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第２項第２号の区域に係る地区であること。
(4)　バリアフリー法第２５条第１項に規定する基本構想において定められた同条第２項第一号の区域に係る地区であること。

ニ　ロ(1)の要件に該当し、かつ、歴史まちづくり法第５条第８項の規定により認

定を受けた、又は受けることが確実な歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行しようとする地区

ホ　ロ(1)の要件に該当し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）

二　１．の第２項ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ　次の要件に該当する地区

(1)直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、前号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。）

(2)鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１㎞の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から500ｍの範囲内にあること

(3)地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること

ロ　イの要件に適合し、かつ、第１号ハに掲げる(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する地区（該当することが確実な地区を含む。）

ハ　イの要件に適合し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）

三　１．の第２項ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

四　１．の第２項ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区又は準人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

五　１．の第３項に掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、被災地の面積が概ね２０ヘクタール以上で被災戸数が概ね１，０００戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域（以下イ－１３－（６）関係部分において「推進地域」という。）又は東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域（以

下イ－１３－（６）関係部分において「計画区域」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区において行う。

２　都市再生土地区画整理事業のうち１．の第２項イに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一　公共用地率が１５％未満（都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業(以下イ－１３－(６)関係部分において「都市構造再編集中支援事業」という。）として実施されるものにあっては、２０％未満）であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては次のとおりとする。

イ　幹線道路等を除く。

ロ　次号ハに規定する拠点的市街地形成重点地区において、公益施設の整備が図られる場合にあっては、狭隘道路等を除く。ただし、狭隘道路等の道路幅員について、住宅地にあっては４ｍ未満、商業地又は工業地にあっては６ｍ未満とする。

二　次の要件（前項第１号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。）のいずれかに該当する地区であること。

イ　前項第１号イの要件を満たす地区

ロ　前項第１号ロの要件を満たす地区。ただし、前項第１号ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること（以下イ－１３－（６）関係部分において「安全市街地形成重点地区」という。）

①　地区内の老朽住宅棟数が５０棟以上であること。ただし、住生活基本法第17条第２項第６号に規定する「住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「重点供給地域に係る地区」という。）にあっては２５棟以上であること。

②　原則として、次表の左欄に掲げる地区の建築物棟数密度の区分に応じ、老朽住宅棟数率が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

建築物棟数密度	老朽住宅棟数率
30以上40未満	７割
40以上50未満	６割
50以上60未満	５割
60以上70未満	４割
70以上	３割

ハ　前項第１号ロ（1）の要件を満たし、かつ、前項第１号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当する地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「拠点的市街地形成重点地区」という。）

ニ　前項第１号ロ（1）の要件を満たし、かつ、歴史まちづくり法第５条第８項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行する地区(以下イ－１３－（６）関係部分において「歴史的風致維持向上重点地区」という。）

ホ　前項第１号ロ（1）の要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行する地区（以下イ－１３－（６）関係部分において「都市機能誘導重点地区」という。）

三　第２号イ、ロ、ハ、ニ又はホに該当する地区については、次のいずれかの要件に該当すること。

(1)　面積に当該地区に係る都市計画において定められた、又は定められることが確実な容積率を乗じて得た値（以下イ－１３－（６）関係部分において「換算面積」という。）が２ヘクタール以上であること。

(2)　複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値（一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業、又は、連鎖型土地区画整理事業プログラムにおいて、更新困難敷地を解消する複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の２分の１以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。）が２ヘクタール以上であること。

(3)　安全市街地形成重点地区に該当し、かつ、重点供給地域に係る地区については、換算面積が１ヘクタール以上であること。

(4)　拠点的市街地形成重点地区に該当し、公益施設の整備が図られる場合にあっては、換算面積が１ヘクタール以上であること。

(5)　都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあっては、(1)中「２ヘクタール」とあるのは「０．５ヘクタール」とすること。

３　都市再生土地区画整理事業のうち、１．の第２項ロに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一　施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に一時滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。

二　次の要件のいずれかに該当する地区であること。

イ　第１項第２号イの要件を満たす地区

ロ　第１項第２号ロの要件を満たす地区

ハ　第１項第２号ハの要件を満たす地区

三　次のいずれかの要件に該当すること。

イ　前号イに該当する地区については、前項第３号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること。

ロ　前号ロに該当する地区については、以下のいずれかの要件に該当すること。

(1)前項第３号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること

(2)公益施設の整備が図られる場合にあっては、換算面積が１ヘクタール以上であること

ハ　前号ハに該当する地区については、以下のいずれかの要件に該当すること。

(1)前項第３号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること

(2)都市機能誘導区域内において、都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあっては、前項第３号の(1)中「２ヘクタール」とあるのは「０．５ヘクタール」とすること。

４　都市再生土地区画整理事業のうち１．の第２項ハに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一　公共用地率が２０％未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。

二　次の要件に該当する地区であること。

イ　第１項第３号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）

ロ　事業計画に誘導施設整備区が定められた土地区画整理事業を施行する地区

三　換算面積が０．５ヘクタール以上であること。

5　都市再生土地区画整理事業のうち１．の第２項ニに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一　公共用地率が２０％未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。

二　次の要件に該当する地区であること。

イ　第１項第４号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）

ロ　任意の申出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区

三　換算面積が０．５ヘクタール以上であること。

6　都市再生土地区画整理事業のうち１．の第２項ホに掲げる事業は、居住誘導区域に過半が該当する地区であって、第２項の要件に該当する地区において行うものとする。

7　被災市街地復興土地区画整理事業のうち１．の第３項イに掲げる事業は、３．の第１項第５号の要件(推進地域又は計画区域に定められた区域に存する場合に限る。)に該当する地区において行うものとする。

8　被災市街地復興土地区画整理事業のうち１．の第３項ロに掲げる事業は、推進地域又は計画区域内の土地の区域における地区において行うものとする。

9　緊急防災空地整備事業は、土地区画整理事業を予定する次の各号のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。

一　次に掲げる要件に該当する地区

イ　都市計画法第１２条の規定により土地区画整理事業の都市計画決定がなされた地区であって減価補償を必要とすることが見込まれる地区

ロ　直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区

(1)　三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等

(2)　人口 10 万人以上の市

(3)　大規模地震発生の可能性の高い地域

(4)　都市機能誘導区域

二　次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区

イ　立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する予定の地区

ロ　高規格堤防の整備と一体的に土地区画整理事業を実施する予定の地区（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）

三　東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に定められた区域に存する地区（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）
四　推進地域に定められた区域に存する地区

４．交付対象

交付金の交付対象は、地方公共団体とする。

５．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

１　都市再生事業計画案作成事業
一　３．の第１項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生事業計画案作成事業
二　３．の第１項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等（施行者となることが予定される者を含むものとし、１．の第１６項第１号に掲げる個人施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあっては、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者３人以上が参加する準備組織が交付金事業者となるものとする。この場合にあっては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、当該区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。また、１．の第１６項第２号に掲げる同意施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあっては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。）が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生事業計画案作成事業
２　都市再生土地区画整理事業
一　３．の第２項から第６項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生土地区画整理事業
二　３．の第２項から第５項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生土地区画整理事業
３　被災市街地復興土地区画整理事業
一　３．の第７項及び第８項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する被災市街地復興土地区画整理事業
二　３．の第７項及び第８項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する被災市街地復興土地区画整理事業
４　緊急防災空地整備事業
３．の第９項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する緊急防災空地整備事業

６．雑則

１　本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の日から平成２８年度末までの期間に

おいて、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成２８年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成３０年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合は、１．の第１１項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。

２　本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成 30 年度までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村が、都市再生区画整理事業を実施する場合は、平成 30 年度までに立地適正化計画に居住機能誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、１．の第１１項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。

３　中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。

４　本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

５　本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属第Ⅱ編３．の第１項第１号ニ（５）に該当するもの及び第２項第２号ニに該当するもの（３．の第１項第１号ニ（５）に該当するものに限る。）は、なお従前の例によるものとする。

６　本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属第Ⅱ編３．の第１項第１号ハ（１）に該当するものは、なお従前の例によるものとする。

７　附属第Ⅱ編１．の第４０項ロに関する規定について、本改正要綱の施行（令和４年４月１日）の日から令和６年度末までの期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。

８　附属第Ⅱ編１．の第４１項に関する規定について、地籍整備推進調査費補助金との整合性を確保するため、同補助金の内容が変更される際には、見直しを検討するものとする。

９　本改正要綱の施行（令和７年４月１日）の際、改正前の要綱に基づき実施されている事業及び本改正要綱の施行の日から令和９年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の附属編第Ⅱ編３．に掲げる要件を満たす地区に該当するものは、なお従前の例によるものとする。

イー１３－（７）削除

イー１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業

１．目的

都市交通システム整備事業は、都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の

適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．整備地区

都市交通システム整備事業を実施する整備地区は、第１号又は第２号に掲げる条件に該当する地区とする。

一　次の要件のいずれかに該当する地区であること。

イ　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する立地適正化計画（同条第２項第２号に規定する居住誘導区域（以下イ－１３－（８）関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下イ－１３－（８）関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めたものに限る。当該立地適正化計画と一体となって都市計画区域外に関する事項を定めたものを含む。）（以下イ－１３－（８）関係部分において「立地適正化計画」という。）を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イ－１３－（８）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね 30 分で到達できる範囲に限る。）（以下イ－１３－（８）関係部分において「地域生活拠点」という。）。

（１）基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域

（２）基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イ－１３－（８）関係部分において「連携市町村」という。）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針（※１）（以下イ－１３－（８）関係部分において「広域的な立地適正化の方針」という。）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（３）基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※２）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域

（４）　基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

（※１）　広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、複数の市町村（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村を必須とし、立地適正化計画を有しない市町村を除き、都市計画区域を有しない市町村にあっては地域生活拠点を位置付けた市町村に限る。）が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。

（※２）　市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和３年６月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。

ロ　基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域

二　都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略（以下イ－１３－（８）関係部分において「総合交通戦略」という。）を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域

３．定義

「地区交通戦略」とは、エリアを限定してきめ細やかな都市交通システムの整備や街路空間づくりを戦略的に進めるために策定された計画をいう。

４．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

以下のロ及びハについては、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業とする。

ただし、以下のロ（(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。）及びハについては、全体事業費１億円以上の事業とする。

なお、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、地域公共交通再構築事業について、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業は、事業費を全体事業費に含めることができる。

また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で１時間あたり３本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成３０年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。

イ　整備計画の作成等に関する事業

(1)　整備計画の作成に関する事業
(2)　交通まちづくり活動推進事業
(3)　スマートシティの推進に資する社会実験

ロ　公共的空間等の整備に関する事業

(1)　公共的空間等が整備される敷地の整備
(2)　公共的空間の整備
(3)　歩行空間の整備
(4)　駐車場の整備
(5)　駐車場有効利用システムの整備
(6)　観光バス駐車場の整備
(7)　荷捌き駐車施設の整備
(8)　自転車駐車場の整備
(9)　バリアフリー交通施設の整備
(10)　シェアモビリティ設備の整備
(11)　分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備
(12)　LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備
(13)　(1)から(10)までの施設の代替となる又は(1)から(12)までの施設と一体となった鉄道施設等の整備

ハ　公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業
(1)　都市情報提供システムの整備
(2)　地下交通ネットワークの管理安全施設の整備
(3)　歩行活動の増加に資する施設の整備
(4)　公共交通機関の利用促進に資する施設の整備
(5)　案内標識の整備
(6)　スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備
(7)　こども連れ環境施設の整備

５．交付金事業者

交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等をいう。

なお、地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等とは、民間事業者等とする。

６．雑則

一　経過措置

イ　平成２８年度末までに事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を設定することを、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画を策定している区域とみなす。

ロ　平成３０年度末までに事業を開始する場合であって、都市機能誘導区域が設定されている場合には、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画を策定している区域とみなす。

二　経過措置

令和８年度末までに事業を開始する場合は、令和６年１２月１７日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。

イ－１３－（９）津波復興拠点整備事業

１．定義

津波復興拠点整備事業とは、津波復興拠点を緊急に整備するために実施される以下の事業をいう。

１）津波復興拠点整備計画策定支援

津波復興拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

２）津波復興拠点のための公共施設等整備

津波復興拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業

イ　道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下、「地区公共施設」という）

ロ　津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下、「津波防災拠点施設」という）

ハ　植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下「高質空間形成施設」とい

う）

ニ　各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下「津波復興拠点支援施設」という）

3）津波復興拠点のための用地取得造成

津波復興拠点整備に必要な用地の取得及び造成に関する事業

※　浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成した津波復興拠点については、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該拠点の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

※　浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しないまでの嵩上げにかかる費用を限度とする。この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に考証するものとする。

※　取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

２．交付対象事業

本事業の交付対象事業は、次の要件に該当するものとする。

※　なお、1）、2）イ、3）イについては、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を対象とし、2）ロ・ハ、3）ロ・ハ・ニ・ホについては「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が行われた区域を対象とする。

1）津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用

イ　計画作成費

津波復興拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ　コーディネート費

コーディネートに要する費用

2）津波復興拠点のための公共施設等整備

イ　測量試験費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の整備に必要な測量､調査等に要する費用

ロ　実施設計費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の実施設計に要する費用

ハ　工事費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）

3）津波復興拠点のための用地取得造成

イ　測量試験費
　津波復興拠点の整備に必要な測量、調査等に要する費用
ロ　実施設計費
　津波復興拠点の整備に必要な実施設計に要する費用
ハ　用地費
　津波復興拠点の整備に必要な用地の取得費用
ニ　補償費
　津波復興拠点の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用
ホ　造成費
　津波復興拠点の整備に必要な造成費用

３．交付金事業者

地方公共団体

４．施行地区

東日本大震災復興特別区域法第四十六条に規定する復興整備計画の区域内（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く）において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

但し、以下のいずれかを満たす市町村の区域内に限る。

イ　浸水により被災した面積が概ね２０ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね１，０００棟以上であること

ロ　国土交通大臣がイ要件と同等の被災規模であると認めるもの

※　また、原則として１市町村あたり２地区まで、国費支援の面積上限は１地区あたり２０ヘクタールまでとする。

イ－１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

１．目的

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備に関する事業について、施行者又は特定建築者（以下「施行者等」という。）が行う住宅・建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業のための費用の一部を国が施行者等又は施行者等に費用の一部を補助する地方公共団体に対し交付すること並びに地権者の生活再建に支障を来たさないよう、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援することにより、上記政策課題等への対応に資する事業の緊急的な促進を図ることを目的とする。

２．定義

１　防災・省エネまちづくり緊急促進事業とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一　政策課題対応タイプ
　防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した

質の高い施設建築物等の整備に関する事業をいう。

二　地域活性化タイプ

地権者の生活再建に支障を来たさないようにするために、建設工事費高騰の影響を受けた事業について支援する事業をいう。

２　イ－１３－（１０）関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。

一　市街地再開発事業

都市再開発法第２条第１号に規定する市街地再開発事業をいう。

二　優良建築物等整備事業

イ－１６－（２）及びスマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日 国住心第 178 号）第３第 27 号に規定する優良建築物等整備事業をいう。

三　地域優良賃貸住宅整備事業

地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第２条第３号に定める地域優良賃貸住宅整備事業をいう。

四　住宅市街地総合整備事業

イ－１６－（８）に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。

五　防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第２条第５号に規定する防災街区整備事業をいう。

六　都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）に規定する都市再生整備計画事業をいう。

七　地域住宅計画に基づく事業

イ－１５－（１）に規定する地域住宅計画に基づく事業をいう。

八　認定集約都市開発事業

イ－１３－（１１）に規定する認定集約都市開発事業をいう。

九　都市再生住宅等整備

イ－１６－（８）２．第３号に規定する都市再生住宅等整備をいう。

十　施行者

第一号から第九号に規定する事業を行う者をいう。

十一　特定建築者

都市再開発法第 99 条の２第２項（同法第 118 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築者をいう。

十二　住宅性能評価書

住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条に規定する住宅性能評価書をいう。

十三　評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第３条第１項の規定に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）をいう。

十四　都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（同条第２項第２号に規定する居住誘導区域及び同条第２項第３号

に規定する都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定められた都市機能誘導区域をいう。

十五　居住誘導区域

都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（同条第２項第２号に規定する居住誘導区域及び同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定められた居住誘導区域をいう。

十六　省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

十七　ZEH 水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

十八　ZEB 水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

十九　ZEH-M Ready 水準

住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十　ZEB Ready 水準

非住宅において、一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準をいう。

二十一　優良緑地確保計画

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 88 条第１項に基づく優良緑地確保計画をいう。

３．政策課題対応タイプの実施

１　対象地域

住宅部分については、次に掲げるいずれかの地域内に存する事業（第十号に掲げる地域にあっては認定集約都市開発事業の場合に限る。）により整備されるものとする。

一　首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯又は同条第５項に規定する都市開発区域

二　近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は同条第５項に規定する都市開発区域

三　中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域又は同条第４項に規定する都市開発区域

四　平成 17 年度までに定められた大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第３条の３第２項第四号に規定する住宅及び住宅地の

供給を重点的に図るべき地域

五　都市再開発法第２条の３第１項第１号に規定する都市再開発の方針が定められた市街地又は同条第２項に規定する都市再開発の方針が定められた地区

六　都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内

七　居住誘導区域内であって、人口密度が 40 人／ha 以上の区域内

八　県庁所在都市又は通勤圏人口 25 万人以上の都市の通勤圏のうち昭和 45 年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和 45 年に国勢調査が行われていない場合については、その時点で人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）又は計画開発地

九　都市再生特別措置法第２条第３項の規定に基づき定められる都市再生緊急整備地域

十　低炭素法第２条第２項に規定する低炭素まちづくり計画に定められた区域

２　交付対象事業

交付対象事業は、第一号に掲げる事業（令和 14 年３月 31 日において完了しないものにあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。）により整備される施設建築物等（ハからトに掲げる事業については住宅部分に限る）のうち、第二号から第四号までの要件を満たす事業であって、関係地方公共団体が促進を図る必要があると認めるものとする。

一　次のいずれかに該当する事業であること。

イ　市街地再開発事業

ロ　優良建築物等整備事業

ハ　地域優良賃貸住宅整備事業（地方公共団体以外の者が建設等を行うもののうち、地方公共団体が借り上げるものに限る。）

ニ　住宅市街地総合整備事業

ホ　防災街区整備事業

ヘ　都市再生整備計画事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

ト　地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業（イ及びロに掲げる事業を除く。）

チ　認定集約都市開発事業（集約都市開発支援事業による助成を受けるものに限る。）

二　次のいずれかに該当すること。

イ　「東日本大震災からの復興の基本方針」３（イ）及び（ロ）に該当するもの

ロ　「東日本大震災からの復興の基本方針」３（ハ）に該当するもの

ハ　「東日本大震災からの復興の基本方針」３（イ）、（ロ）及び（ハ）に該当するもの以外

三　次のイ及びロを満たすこと。

イ　３．第３項第一号に規定する必須要件を満たす事業であること。

ロ　イに加えて、３．第４項第一号イからへに規定する選択要件より二つ以上選択する場合は、それぞれ同号イからへの要件を満たす事業であること。

四　令和12年３月３１日までに着手（交付金を受けて設計等に着手した場合、又は事業認可、認定等を了した場合を含み、一団の住宅団地において一部の住宅について着手があったときは、当該住宅団地に着手があったものとみなす。以下イ－１３－（１０）関係部分において同じ。）された事業であること。

３　必須要件

一　政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからトに掲げる要件に該当する事業を対象とする。

イ　次に掲げる高齢者等配慮対策が講じられていること。

①　住宅部分については、評価方法基準第５の９の９－１に規定する高齢者等配慮対策等級（専用部分）について等級３以上、同９－２に規定する高齢者等配慮対策等級(共用部分)について等級４以上の基準を満たすこと。

②　非住宅部分については、評価方法基準第５の９の９－２に規定する高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級４に相当する対策、又は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

ロ　次に掲げる子育て対策が講じられていること。

①　非住宅部分について、託児スペース、授乳スペース、子育てに配慮したトイレ等、子育て支援機能を設置すること。

②　足がかりの生じない壁仕上げ等､転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。

③　出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ（概ね75cm以下）への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。

④　住宅部分について、次の(1)から(5)までのすべてを満たすこと。

(1)　建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。

(2)　エレベーターは､かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。

(3)　住戸の玄関は､侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとすること。

(4)　共用廊下等に面する窓等は､面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとすること。

(5)　建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は､面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとすること。

⑤　住戸の躯体天井高さが2,650㎜以上であること。

⑥　住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。

ハ　次に掲げる防災対策が講じられていること。この場合において、地震等による大規模災害の発生時に、国、地方公共団体等から、事業区域内の建築物又は敷地の一部を広域的な防災拠点等として一時的に利用することの求めがあった場合に提供可能なスペースをあらかじめ明示するとともに、当該情報を国及び地方公共団体と共有すること。

①　構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第５の１の１－１に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級２に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。

②　都市部に存する事業にあっては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所（50 ㎡以上）、防災備蓄倉庫（屋内５㎡以上）の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。

③　都市部に存する事業にあっては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。

ニ　次に掲げる省エネルギー対策が講じられていること。

①　住宅部分については、ZEH 水準に適合すること。

②　非住宅部分については、ZEB 水準に適合すること。

ホ　次に掲げる環境対策が講じられていること。

①　評価方法基準第５の４の４－４に規定する更新対策（住戸専用部）の水準に相当する対策を講ずること。

②　施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。

③　評価方法基準第５の３の３－１に規定する劣化対策等級（構造躯体等）の等級３に相当する対策を講ずること。

④　コンクリートの水セメント比を 45%以下等とすること。

⑤　評価方法基準第５の４の４－１に規定する維持管理対策等級(専用配管)及び同４－２に規定する維持管理対策等級（共用配管）の等級３に相当する対策を講ずること。

⑥　評価方法基準第５の４の４－３に規定する更新対策（共用排水管）の等級３に相当する対策を講ずること。

ヘ　供給される住宅が、居住水準の向上に資するものであるとともに、適切な維持管理に配慮されているものであること。

ト　設計された住宅及び建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものであること。

二　前号イからトに規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。

４　選択要件

一　政策課題対応タイプの採択に当たっては、次のイからへに掲げる選択要件に該当する事業を対象とする。

イ　防災対策

次の①から⑤までのいずれかに該当すること。

①　都市部以外に存する事業にあっては、災害時における帰宅困難者等の一時滞在時の用に供する集会所（50 ㎡以上）、防災備蓄倉庫（屋内５㎡以上）の設置等により、災害時における帰宅困難者等の支援拠点として機能すること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。

②　非常時に発生する火災に対して有効に機能する延焼遮断帯の形成に寄与すること。

③　津波に対して安全な構造であること。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供する集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。

④　都市部以外に存する事業にあっては、浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。

⑤　災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。

ロ　環境対策

次の①から③のいずれかに該当すること。

①　都市緑化対策

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること（ただし、当該事業の存する地方公共団体が定める条例等で緑化対策が義務づけされた場合においては、(1)及び(2)の基準が、義務づけされた基準を超える場合に限る）。

(1)　空地の面積の敷地面積に対する割合（以下「空地率」という。）が、１から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 2 を加えた数値以上となるよう空地を確保するとともに、敷地面積の 100 分の 5 以上の面積を緑化すること。

(2)　空地率が、１から建ぺい率の最高限度を減じた数値に 10 分の 1 を加えた数値以上となるよう空地を確保するとともに、敷地面積の 10 分の 2 以上の面積を緑化すること。

②　木材利用の推進

当該事業により整備される施設建築物において、次の(1)及び(2)に該当すること。

(1)　住宅部分については、延べ面積１㎡につき 0.025 ㎥以上の木材を使用すること。

(2)　非住宅部分については、延べ面積１㎡につき 0.01 ㎥以上の木材を使用すること。

③　優良緑地確保計画の認定基準に適合すること。

ハ　子育て対策

住宅部分については、次の①から④までのすべてに該当すること。

①　評価方法基準第５の８の８－１に規定する重量床衝撃音対策等級４に相当する基準を満たすこと。

②　評価方法基準第５の８の８－２に規定する軽量床衝撃音対策等級４に相当する基準を満たすこと。

③　評価方法基準第５の８の８－３に規定する透過損失等級（界壁）の等級４に相当する基準を満たすこと。

④　子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース、宅配ボックスを設置すること。

ニ　生産性向上

当該事業に係る設計及び施工において BIM（Building Information Modeling）を導入すること。また施工後に、BIM で作成された竣工図を事業者に引き継ぐこと。

ホ　働き方対策

テレワーク拠点（コワーキングスペース等）を整備すること。この場合において、次の①から④までのすべてに該当すること。

①　入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること。

②　利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること。

③　当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと。

④　当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認できること。

ヘ　省エネルギー対策

①　住宅部分については、ZEH-M Ready 水準に適合すること。

②　非住宅部分については、ZEB Ready 水準に適合すること。

二　前号イからヘに規定する要件に係る技術基準及び技術評価については、別に定めるところによる。

５　技術評価に係る書類

一　地方公共団体は、交付申請書に、住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査（技術評価を含む。）に係る書類を添付するものとする。

二　国土交通大臣又は都道府県知事は、交付申請書に添付された住宅の性能に関する技術評価に必要な書類について、事業を行う者に対し、別に定めるところにより、公的機関による技術評価の結果の提出を求めることができる。

４．地域活性化タイプの実施

地域活性化タイプの交付対象事業は、以下の要件を満たす市街地再開発事業及び防災街区整備事業とする。

１　次の一又は二のいずれかの要件を満たす事業であること。
一　事業計画が令和４年11月８日までに認可されていること。
二　以下の要件を満たす事業であること。
イ　令和４年11月８日までに特定業務代行契約等が締結され、事業計画（資金計画を含む）について地権者による合意形成がなされている事業であること。
ロ　以下の①から③のいずれかの事象が地区内で発生し、地権者の生活再建に支障を来している事業であること。
①地権者が移転していること。
②借家人が移転していること。
③補償が発生していること。
２　令和４年 11 月８日以降に建設工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画を含む）の変更を実施することが確実と見込まれること。

５．附則

１　平成２８年度末までに事業開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域、平成３０年度中に市町村が作成する立地適正化計画に定められた居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地又は居住誘導区域見込地において、支援対象とする。
２　中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第７項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
３　本改正要綱の施行（令和２年４月１日）前の要綱に基づき、令和２年３月 31 日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。
４　この要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で事業を開始する場合は、平成３０年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
５　本改正要綱の施行（令和３年４月１日）前の要綱に基づき、令和３年３月 31 日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による
６　本改正要綱の施行（令和７年４月１日）前の要綱に基づき、令和７年３月 31 日までに着手した事業に関する規定については、なお従前の例による。

イ－１３－（１１）集約都市開発支援事業

１．目的

集約都市開発支援事業は、認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援することにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とする。

２．定義

イー１３－（１１）関係部分における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 認定集約都市開発事業（再開発型）	イー１３－（２）２．(1)及びイー１６－（１）２．１に規定する市街地再開発事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(2) 認定集約都市開発事業（防街型）	イー１３－（２）２．(3)に規定する防災街区整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(3) 認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）	イー１３－（４）２．及びイー１６－（５）に規定する暮らし・にぎわい再生事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(4) 認定集約都市開発事業（優建型）	イー１６－（２）２．１に規定する優良建築物等整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(5) 認定集約都市開発事業（住市総型）	イー１６－（８）２．１に規定する住宅市街地総合整備事業のうち、認定集約都市開発事業をいう。
(6) 都市再生整備計画事業	イー１０－（１）に規定する都市再生整備計画事業をいう。
(7) 市街地再開発事業	イー１３－（２）２．(1) 及びイー１６－（１）２．１に規定する市街地再開発事業をいう。
(8) 防災街区整備事業	イー１３－（２）２．(3)に規定する防災街区整備事業をいう。
(9) 暮らし・にぎわい再生事業	イー１３－（４）２．及びイー１６－（５）に規定する暮らし・にぎわい再生事業をいう。
(10) 都市・地域交通戦略推進事業	イー１３－（８）に規定する都市・地域交通戦略推進事業をいう。
(11) 優良建築物等整備事業	イー１６－（２）２．１に規定する優良建築物等整備事業をいう。
(12) 住宅市街地総合整備事業	イー１６－（８）２．１に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。
(13) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業	イー１３－（１０）及びイー１６－（１８）に規定する防災・省エネまちづくり緊急促進事業をいう。

３．集約都市開発支援事業計画

集約都市開発支援事業を実施しようとする都道府県又は市町村は、単独で、又は共同して、次に掲げる事項を記載した集約都市開発支援事業計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

(1)集約都市開発支援事業計画の区域
(2)集約都市開発支援事業計画の目標
(3)集約都市開発支援事業計画の目標達成に必要な交付対象事業
(4)集約都市開発支援事業計画の計画期間
(5)集約都市開発支援事業計画の対象地区名
(6)集約都市開発支援事業計画の区域面積

(7)交付期間における各交付対象事業の概算事業費
(8)交付対象外事業（集約都市開発支援事業計画の目標の達成を図るために実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
(9)交付期間
(10)集約都市開発支援事業計画の対象地区の整備方針
(11)集約都市開発支援事業計画の評価に関する事項
(12)その他必要な事項

４．交付対象事業

本事業の交付対象となる事業は、集約都市開発支援事業計画に記載された次に掲げる事業とする。ただし、１の事業が記載されている場合に限る。

１　認定集約都市開発事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するために実施する次に掲げる事業をいう。

(1)認定集約都市開発事業（再開発型）
(2)認定集約都市開発事業（防街型）
(3)認定集約都市開発事業（優建型）
(4)認定集約都市開発事業（住市総型）
(5)認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）

２　関連事業

集約都市開発支援事業計画の目標を実現するため、認定集約都市開発事業と関連して実施することが必要な次に掲げる事業をいう。

(1)市街地再開発事業
(2)防災街区整備事業
(3)優良建築物等整備事業
(4)住宅市街地総合整備事業
(5)暮らし・にぎわい再生事業
(6)防災・省エネまちづくり緊急促進事業
(7)都市・地域交通戦略推進事業
(8)都市再生整備計画事業（ただし、都市再生整備計画に基づき実施される表10-(1)に掲げる事業等のうち、同表第４項から第12項まで、第15項第１号から第３号まで、第16項から第18項まで、第20項から第22項まで及び第27項に掲げる事業等に限る。）

５．交付対象

都道府県又は市町村とする。

６．認定集約都市開発事業（優建型）に係る特例

認定集約都市開発事業（優建型）にあっては、附属第Ⅱ編イ－１６－（２）について、表13-(11)-1の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

表 13-(11)-1

左欄	中欄	右欄
附属第Ⅱ編イ－１６－（２）２．第１項第一号ロ	(5) 次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。 ① 駐車場台数が概ね 100 台以上の自走式駐車場(機械自走併用式駐車場の場合は概ね 70 台以上、機械式駐車場の場合は概ね 30 台以上）であること ② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること ③ １６-（２）３．六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること	(5) 次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。 ① 駐車場台数が概ね 100 台以上の自走式駐車場(機械自走併用式駐車場の場合は概ね 70 台以上、機械式駐車場の場合は概ね 30 台以上）であること ② 都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること ③ １６-（２）３．六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること (6)都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する認定集約都市開発事業
附属第Ⅱ編イ－１６－（２）３．	優良再開発型優良建築物等整備事業にあっては一号から八号までのいずれかの区域内	優良再開発型優良建築物等整備事業にあっては一号から八号まで及び十二号のいずれかの区域内（ただし、十二号の区域は市街地環境形成タイプの場合に限る。）
附属第Ⅱ編イ－１６－（２）３．	十一　密集住宅市街地整備促進事業の事業地区	十一　密集住宅市街地整備促進事業の事業地区 十二　低炭素まちづくり計画の区域（ただし、認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。）
附属第Ⅱ編イ－１６－（２）４．第一号ロ	⑫ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域及び同条第 4 項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）	⑫ 中部圏開発整備法第 2 条第 3 項に規定する都市整備区域及び同条第 4 項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。） ⑬ 低炭素まちづくり計画の区域内（ただし、認定集約都市開発事業として実施される場合に限る。）

７．認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）に係る特例

認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）にあっては、附属第Ⅱ編イ－１３－（４）及び附属第Ⅲ編イ－１３－（４）について、表 13-(11)-2 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

表 13-(11)-2

左欄	中欄	右欄
附属第Ⅱ編イ－１３－（４）１.	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区等
附属第Ⅱ編イ－１３－（４）４．第１項第一号	一　認定基本計画に位置付けられたものであること	一　次のいずれかに該当すること イ　認定基本計画に位置付けられたものであること ロ　認定集約都市開発事業により整備されるものであること
附属第Ⅱ編イ－１３－（４）４．第１項第二号	（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね 500 ㎡以上）	（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合、三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合又は認定集約都市開発事業の場合は概ね 500 ㎡以上）
附属第Ⅲ編イ－１３－（４）第２項第二号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ－１３－（４）第２項第五号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ－１３－（４）第８項第一号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される
附属第Ⅲ編イ－１３－（４）第８項第二号	認定基本計画に位置付けられた	認定基本計画に位置付けられ、又は認定集約都市開発事業により整備される

イ－１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業

１．定義

無電柱化まちづくり促進事業における用語の定義は、以下に定めるところによる。

１　「市街地開発事業等」とは、都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業及び同法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第４条第 12 項に規定する開発行為等をいう。

２　「電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化事業」とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第３条に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路以外で行われる電線類の地下埋設事業をいう。

３　「無電柱化まちづくり促進計画」とは、無電柱化まちづくり促進事業を実施しようとする地方公共団体が市街地開発事業等における無電柱化を促進するために策定する計画で、次に掲げる事項を記載したものをいう。

一　計画期間
二　市街地開発事業等における無電柱化の現状及び目標
三　市街地開発事業等における無電柱化に関する促進施策の概要（対象区域、対象事業、概算事業費）
四　その他必要な事項

２．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たしている無電柱化事業に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く。）とする。

１　地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づくものであること。

２　市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われるものであること。

３　電線管理者が費用の一部（地上機器・電線等）を負担するものであること。

３．交付対象等

１　交付対象は、地方公共団体とする。

２　交付金事業者は、交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からの補助金を受けて本事業を実施する組合又は民間事業者等とする。

イ－１４　都市水環境整備事業

イ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。

イ．イ－７－（１１）新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

ハ．上記イ及びロと一体的に実施される下水道事業

イ－１４－（２）統合河川環境整備事業

１．目的

統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

２．交付対象要件

都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号のいずれかに該当するもの。

１　河川とそれに繋がるまちを活性化するために実施される、民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業

２　一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される水質浄化を行う事業で、次の各号いずれかに該当するもの

（１）　指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業

（２）　三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる水質浄化を行う事業

イ　当該特定河川の水質浄化を行う事業

ロ　当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の水質浄化を行う事業

ハ　その他当該特定河川の流域において行う水質浄化を行う事業で著しい効

果が認められるもの

３　指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの

４　指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの

５　指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。

３．統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

①基本方針
②事業期間
③実施内容
④全体事業費

イ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業

１．目的

下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等を行うことにより、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする。

２．交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下イ－１４－（３）関係部分で「特定事業」という。）とは、（１）及び（２）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

（１）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業

（２）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

３．交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

イ－１５　地域住宅計画に基づく事業

イ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業

１．目的

地域住宅計画に基づく事業は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進することにより、国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

２．交付対象

交付金の交付対象は、地方公共団体又は地域住宅協議会とする。

３．交付対象事業

地域住宅法第６条第２項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される表イ－１５-（１）-１に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づく国の補助又は負担を得て実施する事業等を除く。）をいう。ただし、地域住宅法第５条に規定する協議会のうち、地方公共団体が当該地域住宅協議会の代表者であり、かつ、その事業の遂行方法、管理方法等について構成員による協定を定めているもの（以下イ－１５-（１）関係部分において「地域住宅協議会」という。）が実施する事業等にあっては、２以上の構成員が費用負担を行うものであって、その事業に要する費用の額（機構等（地域住宅法第６条第３項に定める機構等をいう。以下イ－１５-（１）関係部分において同じ。）が実施する事業等に要する費用の一部を地域住宅協議会が負担する場合にあっては当該負担に係る額を超えない額）に 0.45 を乗じた額が地方公共団体等公的主体の負担する額を超えないものに限る。

４．地域住宅計画

１　地域住宅計画に基づく事業を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した地域住宅計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

（１）地域住宅計画の目標
（２）目標を達成するために必要な交付対象事業
（３）計画期間
（４）地域住宅計画の名称
（５）地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域において地域住宅法第６条第２項第１号イからハまでに掲げる事業に関連して実施される事業に関する事項
（６）地域住宅計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
（７）交付期間
（８）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
（９）その他必要な事項

２　前項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

表イ－１５-（１）-１（地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
１.地域住宅政策推進事業	地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等（施設整備については、区分欄中第２項から第11項までの事業に関連して実施されるものに限る。）に要する費用の額（地方公共団体が、事業を実施する機構等（地域住宅法第６条第３項に定める機構等をいう。以下同じ。）に対し費用の一部を負担する場合にあっては、当該負担額を超えない額）とする。
２.公営住宅整備事業等	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた額とする。 １「公営住宅等整備事業対象要綱」（平成17年８月１日付け国住備第37号） ２「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」（平成19年３月28日付け国住備第161号） ３「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」（平成17年８月１日付け国住備第38-3号） ４「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱」（平成29年４月26日付け国住備第14号）
３.住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」（平成17年８月１日付け国住整第38-2号）に定められた交付対象額とする。
４.市街地再開発事業	イ－１６の１６-（１）４．に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６-（１）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。ただし、主として地域住宅法第２条に規定する公的賃貸住宅等を整備するものに限る。
５.優良建築物等整備事業	イ－１６の１６-（２）５．に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６-（２）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。
６.住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型に限る。)	イ－１６の１６-（８）２．第１号に規定する住宅市街地総合整備事業（同４．第２号ロに規定する密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）について、同14.に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６-（８）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。
７.都心共同住宅供給事業	イ－１６の１６-（８）２．第２号に規定する都心共同住宅供給事業について、同14.に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イ－１６-（８）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。

８.住宅市街地基盤整備事業	イー１６の１６-（10）５．に規定する交付対象事業費（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イー１６-（10）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。 また、表イー１６-（10）-３については表イー１５-（１）-２に読み替える。
９．住宅・建築物安全ストック形成事業	イー１６の１６-（12）に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イー１６-（12）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。
10.公的賃貸住宅家賃低廉化事業	「公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱」（平成 18 年３月 27 日付け国住備第 126 号）の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた額とする。
11.災害公営住宅家賃低廉化事業	「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」（平成 18 年３月 27 日付け国住備第 127 号）の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた額とする。
12.住宅・建築物省エネ改修推進事業	イー１６の１６－（２０）に規定する交付対象事業の費用（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し、費用の一部を負担する場合にあっては、イー１６－（２０）に基づき算出した基礎額の２倍を超えない額）とする。

表イー１５-（１）-２　公共施設整備の施設要件

区分		要件の内容	
		土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的な要件		住宅建設事業又は宅地開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設別要件	道路	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。（都市計画道路を含む。） 一　住宅宅地事業の事業区域（以下「事業区域」という。）内の主要な道路。 二　事業区域と事業区域外の主要な道路又は、最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。 三　事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益的施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅宅地事業との関係を具体的に精査し、	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業であること。 一　住宅ストック改善事業の事業区域（以下「改善事業区域」という。）内の主要な道路。 二　改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。 三　改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅ストック改善事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること。

		上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること。	
	都市公園	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として事業区域内において行われる事業であること。	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として改善事業区域内において行われる事業であること。
	下水道	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　事業区域内の主要な管渠。 二　事業区域と事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠で、もっぱら当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三　事業区域内又は事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　改善事業区域内の主要な管渠。 二　改善事業区域と改善事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠で、もっぱら当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三　改善事業区域内又は改善事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。
	河川	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。 二　当該住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二　当該住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。

イー１６　住環境整備事業

イー１６－（１）市街地再開発事業

１．目的

市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

1　市街地再開発事業とは、都市再開発法第２条に規定する市街地再開発事業をいう。

2　イー１６-（１）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　施行者　市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構（以下イー１６関係部分において「都市再生機構」という。）、地方住宅供給公社、特定建築者、再開発準備組織及びタウン・マネージメント・センター（以下イー１６-（１）関係部分において「ＴＭＣ」という。）で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二　事業主体　市街地再開発事業の施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

三　ＴＭＣ　市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第３セクターをいう。

四　再開発準備組織　市街地再開発事業の施行のための準備組織で、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。

五　再開発会社　都市再開発法第２条の２第３項の規定を満たす法人であって、施行認可以前のものを含む。

六　保留床管理法人　次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは③に該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資をしていることをもって足りる。

①市街地再開発事業の施行者

②市街地再開発組合の組合員

③株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行区域内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）

七　公開空地等　公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。

八　住宅等　住宅、工場、作業所その他の施設をいう。

九　公的住宅　住生活基本法第２条第２項に規定する公営住宅等をいう。

十　公益的施設　国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する社会教育施

設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

十一　歴史的建築物等　都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進すると見込まれる建築物等をいう。

十二　公共用通路　日常的に開放され、市街地における公衆の動線の重要な一部を構成する建築物内の通路をいう。

十三　社会福祉施設等　次に掲げる施設をいう。

イ　社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設

ロ　学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設

ハ　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に定める特定民間施設

ニ　医療法に定める医療提供施設

ホ　子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター

十四　社会教育施設　社会教育法第５章に定める公民館、図書館法第２条第１項に定める図書館及び博物館法第２条第１項に定める博物館をいう。

十五　産業振興支援施設　国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。

十六　商業基盤施設等　中小小売商業振興法第４条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。

十七　子育て支援に資する施設　次に掲げる施設をいう。

イ　公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース

ロ　住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース

十八　住宅型プロジェクト　公的住宅を建設するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の３分の１以上であるもの。

十九　大都市地域　大都市法第２条第１号に規定する大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）をいう。

二十　地域活性化プロジェクト　次のいずれかに該当するものをいう。

イ　地方拠点都市法第２条第２項に規定する拠点地区内、市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）、イ－１３-（２）に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）又は大都市居住環境整備推進制度要綱（平成 11 年３月 19 日付け建設省住市発第９号）若しくはイ－１３-（５）に基づく都市・居住環境整備重点地域（以下第４関係部分において「都市・居住環境重点地域」という。）において行われるもの

ロ　都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われるもの

二十一　福祉空間形成型プロジェクト　次のいずれかに該当するものをいう。

イ　十三号イからニに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、十三号イからニに掲げる施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の１０分の１以上又は 1,000 平方メートル以上であるもの。

ロ　以下の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること

(2) 十三号ホに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）

(3) 十三号ホに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の１０分の１以上又は 1,000 平方メートル以上であること

(4) 鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内にあること

(5) 教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること(立地が確実な場合を含む。)、かつ、当該施設の数が充足していること

(6) 周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと(実施が確実な場合を含む。)

二十二　防災活動拠点型プロジェクト　次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ　密集市街地整備法第３条第１項に基づく防災再開発促進地区において実施され、市街地の防災機能の確保に資するもの

ロ　災害対策基本法第 40 条又は第 42 条に基づく地域防災計画において防災拠点として位置づけられ、又は一定の防災施設等の設置が必要とされている次の地域で行われ、市街地の防災機能の確保に資するもの

(1)　大規模地震対策特別措置法第３条第１項に基づき総理大臣が指定した地震防災対策強化地域

(2)　地震予知連絡会が平成 19 年度まで指定していた観測強化地域及び特定観測地域

二十三　高規格堤防整備事業　河川法第６条第２項に規定する高規格堤防の整備及びこれに準ずる堤防の機能の高度化に関する事業をいう。

二十四　業務代行方式　施行者からの委託に基づき民間事業者(共同事業体を含む。)が事業の施行に関する業務の相当部分を代行することをいう。

二十五　業務代行者　施行者からの委託を受け、事業の相当部分を代行する民間事業者（共同事業体を含む。）をいう。

二十六　立地適正化計画　都市再生特別措置法第 81 条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）をいう。

二十七　都市機能誘導区域　立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第 81 条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域をいう。

二十八　居住誘導区域　立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第 81 条第２項第２号に規定する居住誘導区域をいう。

二十九　中心拠点区域　中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）

ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合（以下イ－１６-（１）関係部分において「都市機能誘導区域面積割合」という。）が１０％未満である場合は、この限りではない。

② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径５００ｍの範囲内

ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が１０％未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり２本以上あるものに限る。）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり２本以上あるものに限る。）から半径５００ｍの範囲内。

③ 公共用地率（※）１５％以上の地域内（今後、公共用地率が１５％以上となることが確実である地域を含む。）

（※）公共用地率とは、対象区域面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合をいう。

三十　省エネ基準　建築物省エネ法第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十一　ZEH 水準　強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

三十二　ZEB 水準　再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

３．　対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）

交付対象事業は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、個人施行者、都市再生機構、地方住宅供給公社、地方公共団体等又は協議会組織が行う、それぞれ次の基準に適合する事業とする。

1　共通要件

(1) 事業の位置付け

次のイ又はロに該当する事業等国の関与が政策上位置づけられる事業であるこ

と。

イ　次の①及び②に該当すること

①　都市再開発法第２条の３第１項第２号又は第２項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区において行われるもの

②　次の各号のいずれかに該当すること。

ⅰ　都市機能誘導区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われるもの

ⅱ　特定都市再生緊急整備地域内において行われるもの

ⅲ　密集市街地整備法第３条の規定に基づき定め、又は定められる予定である防災再開発促進地区の区域内で行われるもの

ロ　被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域において行われるもの

(2) 共用部分の要件

建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付の対象となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる要件に適合したものでなければならない。

イ　廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。

ロ　階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

ハ　階段には、動作の補助のための手すり（以下イ－１６-（１）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。

ニ　廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

(3) 都市計画に関する要件

市街地再開発事業もしくは市街地再開発促進区域に関する都市計画が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実と見込まれること。

(4) 施設建築物の要件

施設建築物は、次のイからトまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ　新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

ロ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。

ハ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。

ニ　新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

ホ　都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第１項に規定する住宅

等を新築する行為を行う場合においては、同条第５項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。

ヘ　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第１項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。

ト　供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。

(5) 事業計画に関する要件

認可を受けた事業計画（変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。）がインターネットの利用により公表されるものであること。

(6) 事業マネジメントの徹底に関する要件

次のイからニまでを満たす、事業マネジメントを徹底した事業であること。

イ　工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること。

ロ　工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること。

ハ　事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること。

ニ　事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること。

2　市街地再開発組合及び再開発会社（４に掲げる特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社を除く。）が施行者である場合の要件

(1) 施行地区の規模

原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が 5,000 平方メートル以上であること。

(2) 整備されることとなる施設の規模

市街地再開発事業の施行により、整備されることとなる施設の規模は、次の各号に該当すること。

イ　有効空地率　　道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の 45%以上確保されること。

ロ　施設建築物　　次の①、②及び③の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が 10 分の 30 以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の２分の１以上の場合、③の基準は適用しない。

①　建築面積　　500 平方メートル以上

②　建築延べ面積　　2,000 平方メートルを超えるもの

③　階数（平均）　　４階以上

ハ　駐車施設　　原則として、標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車

施設を確保すること。

(3) 施設建築物の用途

整備されることとなる施設建築物の大部分の用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものであると予定される場合における当該施設建築物に係る実施設計については、交付対象外とする。

3　個人施行者が施行者である場合の要件

(1) 施行地区が、原則として、市街地再開発事業の施行区域内又は市街地再開発促進区域内にあること。

(2) １人で施行する者にあっては、その施行の認可の際、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者（土地又は借地権の信託の委託者を含み、当該信託の受託者を除く。以下イ－１６-（１）関係部分において同じ。）が次の表の左欄に掲げる人数である場合に、当該施行地区内の宅地について権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者（当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者を除く。以下イ－１６-（１）関係部分において同じ。）がそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上であるものの施行者であること。

施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者の人数	施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者の人数
５人以上	０人
４人	３人
３人	６人
２人	９人

(3) 当該施行地区を含め一体的に整備されるべき区域及びその区域内の整備等について、市街地再開発組合の対象要件の規定に適合するものであること。

(4) 施行地区の規模は、原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が1,000平方メートル以上であること。

(5) 整備されることとなる施設の規模は、当該施行地区において整備されることとなる施設の規模が次の各号に該当すること。

イ　有効空地率　　道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の30%以上又は敷地面積の10%以上確保されること。

ロ　施設建築物　　次の①及び②の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が10分の30以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定

容積率の２分の１以上の場合、②の基準は適用しない。
①　建築延べ面積　　1,000 平方メートル以上
②　階数（平均）　　３階（３階以上の増築を予定している場合は２階）以上

4　都市再生機構、地方住宅供給公社並びに次のいずれかに該当する組合及び会社（「特定の市街地再開発組合及び特定の再開発会社」という。）が施行者である場合の要件
①　市街地総合再生計画に従って市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
②　地区再生計画に基づき連続的に計画された市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
③　公的住宅（住生活基本法第２条第２項に規定する公営住宅等をいう。以下イ－１６－（１）関係部分において同じ。）又は公益的施設（国、地方公共団体その他の公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。以下イ－１６－（１）関係部分において同じ。）を建設する市街地再開発事業（公的住宅を建築するもので、公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積との合計が保留床の延べ面積の３分の１以上であるものに限る。）を行う市街地再開発組合及び再開発会社
④　都市・居住環境整備重点地域内において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
⑤　密集市街地整備法第３条第１項の規定に基づき定められた防災再開発促進地区の区域、同法第 32 条第１項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画の区域又は「第八期住宅建設五箇年計画について」（平成 13 年３月 13 日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に該当するものとして地方公共団体が定めた区域において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社
⑥　都市機能誘導区域内において市街地再開発事業を行う市街地再開発組合及び再開発会社

(1) 施行地区の規模
原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が 1,000 平方メートル以上であること。

(2) 整備されることとなる施設の規模
市街地再開発事業の施行により整備されることとなる施設の規模は、次の各号に該当すること。
イ　有効空地率　　道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の 30%以上又は敷地面積の 10%以上確保されること。
ロ　施設建築物　　次の①及び②の基準に該当すること。ただし、指定容積率（高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画に関する都市計画において定められた建築物の容積率）が 10 分の 30 以上であって、かつ、施設建築物の容積率が指定容積率の２分の１以上の場合、②の基準は適用しない。

①　建築延べ面積　　1,000 平方メートル以上
②　階数（平均）　　３階（３階以上の増築を予定している場合２階）以上

ハ　駐車施設　　原則として、標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車施設を確保すること。

(3) 施設建築物の用途

整備されることとなる施設建築物の大部分の用途が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにこれらに類するものであると予定される場合における当該施設建築物に係る実施設計については、交付対象外とする。

４．交付対象事業

交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

イ　調査設計計画のうち事業計画の作成を行う施行者（但し、ＴＭＣが行う場合は、再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ている者又は市街地再開発組合の組合員となることが確実な者に限る。）に対する事業主体の補助

ロ　調査設計計画（事業計画の作成を除く。）、土地整備、共同施設整備及び附帯施設整備を行う施行者（再開発準備組織を除く。）に対する事業主体の補助

５．仮設店舗等の管理及び処分

1　管理

一　仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二　使用料の決定

仮設店舗等の年割使用料は、次により算出した額を限度とする。

｛仮設店舗等設置費－（基礎額×２）｝／耐用年数　＝　限度額

三　仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

四　事業主体の長は、仮設店舗等の管理状況表を毎年度末に都道府県を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2　処分

一　仮設店舗等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、すみやかに国土交通大臣と協議すること。

二　仮設店舗等の設置者は特別の事情により仮設店舗等を引続いて管理することが不適当と認められるときは､国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。

三　耐用年数を経過する前に仮設店舗等を撤去する場合には､施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を

乗じた額）に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

６．その他

市街地再開発事業の運営は、イ－１６-（１）に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

1　住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年３月 24 日付け建設省住街発第 29 号住宅局長通達）

2　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年３月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

3　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年４月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）

4　建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成７年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）

5　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年９月１日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）

6　その他関連通達等に定めるもの

７．雑則

1　平成 21 年度以前に市街地再開発事業（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和 61 年５月 30 日付け建設省住街発第 34 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年５月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イ－１６-（１）で定める市街地再開発事業とみなし、なお従前の例によることができる。

2　平成２８年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成２８年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、イ－１６－（１）関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。

3　中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。

4　イ－１６（１）３．１（5）の規定は、令和４年４月１日以降に事業計画の認可（変更の認可を含む）を受けたものから適用する。

5　前項の規定を除き、令和４年３月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

6　令和５年３月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

7　令和６年３月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

8　この要綱の施行（令和７年４月１日）に際し、令和９年３月 31 日までに現に事業

着手しているものについては、３．の１(4)トの規定を除き、なお従前の例によることができる。

9　３．の１(4)トの規定の適用については、この要綱の施行（令和７年４月１日）までに管理規約（案）又は長期修繕計画（案）を作成している場合はこの限りでない。

イ－１６－（２）優良建築物等整備事業

１．目的

優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業について、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

1　優良建築物等整備事業とは、次の各号に定める事業及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれらに附帯する事業をいう。

一　優良再開発型優良建築物等整備事業　　次のいずれかに該当する事業をいう。

イ　共同化タイプ

２以上の敷地又は敷地以外の一団の土地（以下イ－１６-（２）関係部分において「敷地等」という。）について所有権等を有する２人以上の者又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目的となっている敷地等の区域において行う１の構えを成す建築物（建築基準法第 86 条第１項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる２以上の構えを成す建築物を含む。以下イ－１６-（２）関係部分において同じ。）及びその敷地等の整備をいう。ただし、当該敷地等について所有権を有する者が２人である場合は、その面積が 200 平方メートル未満である敷地等又はその形状が不整形である敷地等を含むものとする。

この場合において、当該所有権等を有するものの人数の算定上、１の権利を共有するものは１とみなす。ただし、１の構えを成す建築物等の整備を目的に共有する場合については、共有する前に所有権等を有していたものの人数をもって算定することとする。

また、土地又は借地権の信託の委託者がある場合については、委託者の人数をもって算定することとし、当該受託者については所有権等を有するものとみなさないこととする。

ロ　市街地環境形成タイプ

次のいずれかの要件に該当する建築物及びその敷地等の整備をいう。

(1)　建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の５第２項第１号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和５５年法律第３４号）第９条第２項第１号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること。

(2)　次のいずれかに該当するものであること。

①　日常的に開放され、市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する敷地（建築物を含む。）内の公共的通路等（都市再生特別措置法（平成１４年４月５日法律第２２号）第１９条の１３第１項に規定する都市再生安全確保計画に基づき、都市の滞在者等が利用する避難用空間を含む。）を整備するもの

②　敷地内の事業認可前の都市計画施設部分、都市計画法第 12 条の５第２項第１号イに規定する地区施設部分又は同条第５項第１号に規定する施設部分を空地として確保することにより、都市計画施設の整備の促進に寄与するとともに、歩行者空間としての確保等にも寄与するもの

(3)　イ－１３-（５）に基づく都市拠点整備総合計画区域内において施行されるものであること。

(4)　沿道整備道路（沿道法第２条第２号に規定する沿道整備道路をいう。）の沿道地域において、沿道環境の向上に資する次の①及び②の要件を満たすものであること。

①　生活道路と連携した以下に掲げる要件を満たす良質な公開空地を設けること

イ）面積が敷地の１０分の１以上かつ 100 平方メートル以上であること

ロ）生活道路から自由に出入りできること

ハ）植栽等により快適な空間とすること

②　建築計画において、建築物の配置、形態等が公開空地の環境を向上させるように配慮されていること

(5)　次のいずれかの条件に該当する公共駐車場と一体的に整備するものであること。

①　駐車場台数が概ね 100 台以上の自走式駐車場(機械自走併用式駐車場の場合は概ね 70 台以上、機械式駐車場の場合は概ね 30 台以上）であること

②　都市計画法による都市施設又は都市施設に準ずる施設であること

③　イ－１６-（２）３．六に規定する中心市街地内のもので駐車場の用に供する部分の床面積がこれと一体的に整備する建築物の建築面積以上であること

ハ　マンション建替タイプ

要除却認定基準（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年６月 19 日法律第 78 号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）第 102 条第２項各号の基準をいう。）に該当する共同住宅（当該共同住宅が取壊し等により、現に共同住宅として使用されていない場合を含む。）に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年４月４日法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第２条第１項に規定する区分所有権を有する者（以下イ－１６-（２）関係部分において「区分所有者」という。）又は区分所有者の同意を得た者が１人で、又は数人共同して、当該権利の目的となっている敷地等の区域内で行う共同住宅の建替え及びその敷地等の整備であり、次の要件のすべてに該当するものをいう。

(1) 市街地総合再生計画等の区域内において行われる事業であること又は次に掲げる周辺市街地整備に寄与する事業のいずれかに該当するものであること。

①　その敷地内で狭小道路に面する部分の道路拡幅、通路提供等を伴う事業

② その敷地内に一般の利用に供する公開空地を確保する事業
③ 近隣環境に配慮し、景観等一体となった建築計画が定められた事業

(2) 建替え対象となる共同住宅に係る区分所有者が 10 人以上であること。

(3) 以下のいずれかに該当するものであること。

① 区分所有法第 62 条第 1 項の規定による建替え決議、マンション建替え円滑化法第 108 条の規定によるマンション敷地売却決議若しくは区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。

② ①に該当しない場合であっても、区分所有法第 39 条の規定による普通決議により建替えの推進について 5 分の 4 以上の賛成を得ていること又はこれに準ずる措置がなされていること。

(4) 建替え後の建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供すること。ただし、マンション建替え円滑化法第 108 条の規定によるマンション敷地売却決議を経て整備される建築物については適用しない。

(5) 供給される住宅が次の①及び②に掲げる基準に適合したものであること。ただし、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成１４年６月１９日法律第７８号）（以下「マンション建替え円滑化法」という。）第９条第１項又は第４５条第１項の認可に基づき実施されるマンション建替事業については、①の規定は適用しない。

① 各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下イ－１６-（２）関係部分において同じ。）50 平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）がない者の居住の用に供する住宅にあっては、25 平方メートル）以上であり、かつ、2 以上の居住室を有するものであること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住宅（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあっては、当該住宅の床面積を 30 平方メートル以上とすることができる。

② 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(6) 建替え後のマンションにおいて、計画期間を 30 年以上に設定した長期修繕計画を作成し、長期修繕計画に適切な修繕積立金の額が設定されるものであること。ただし、地方公共団体のマンション管理適正化推進計画等において、異なる定めがある場合にあっては、それによることができる。

二　市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業

中心市街地活性化法第９条第 10 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた基本計画の区域内で行われる同法第７条第６項に規定する中心市街地共同住宅供給事業により、特定の住宅を 10 戸以上供給する建築物（延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものとする。）及び敷地の整備をいう。

三　既存ストック再生型優良建築物等整備事業　既存の建築物ストックを改修する事業で、次の要件すべてに該当するものをいう。

(1) 以下のいずれかの事業に該当すること

① 10 名以上の区分所有者が存する住宅・建築物ストックで行われる事業であること。

② 市街地再開発事業等によって整備された 10 人以上の区分所有者が存する住

宅・建築物ストックで行われる事業であって、次のイ）及びロ）を満たすもの
イ）都心部の再生に向けて、官民連携の協議会が組織されていること
ロ）都市再開発法に規定する都市再開発方針（２号地区・２項地区）その他まちづくり計画に位置付けられた地区の再生であること

(2)　(1)①に該当する事業にあっては、事業実施後の建築物の延べ面積の２分の１以上が住宅の用に供されること。(1)②に該当する事業にあっては、事業実施後の建築物の延べ面積の２分の１以上が公益施設、共同住宅又は商業の用に供されること。

(3)　住宅が次の①及び②に掲げる基準に適合したものであること。ただし、(1)②に該当する事業については適用しない。

①　各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）５０平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）がない者の居住の用に供する住宅にあっては、２５平方メートル）以上であり、かつ、２以上の居住室を有するものであること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住宅（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあっては、当該住宅の床面積を３０平方メートル以上とすることができる。

②　各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(4)　次の①及び②に掲げる改修を行うものであること

①　耐震改修
地震に対して安全な構造とするための改修（耐震診断等により、地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。）

②　アスベスト改修
多数の者が利用する部分における露出した吹付けアスベストの除去等の改修（アスベスト有無の調査等により、露出した吹付けアスベストが存在しないことが明らかなものを除く。）

(5)　次の①から⑤までに掲げるいずれかの改修を行うものであること。

①　バリアフリー改修
高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための共用部分の改修

②　省エネ改修
省エネルギーに寄与する改修

③　維持管理対策改修
建築物の維持管理を容易化するための改修

④　防災対策改修
地震時等における防災機能を整備するための改修

⑤　子育て支援対応改修
子育てを支援する環境整備のための改修

(6)　(1)①に該当する事業については、令和９年３月 31 日までに着手した事業であること（補助を受けて調査・計画策定・設計に着手した場合を含み、複数の工区を有する地区において一部の工区に着手があったときは、地区全体に着手があ

ったものとみなす。）とする。

(7)　計画期間を 25 年以上に設定した長期修繕計画があり、当該長期修繕計画に修繕積立金（計画修繕工事に要する費用に充当するための積立）を設定していること。さらに、積み立てられている修繕積立金の額が長期修繕計画に設定されている修繕積立金の額と概ね一致している又は長期修繕計画より余裕があること。

四　都市再構築型優良建築物等整備事業　次のいずれかに該当する事業をいう。

イ　人口密度維持タイプ

都市機能誘導区域内の中心拠点区域、連携生活拠点区域又は生活拠点区域において、それぞれ中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設又は生活拠点誘導施設の整備を行うものをいう。

ロ　高齢社会対応タイプ

都市機能誘導区域内の高齢者交流拠点区域において、高齢者交流拠点誘導施設の整備を行うものをいう。

五　複数棟改修型優良建築物等整備事業　次の要件すべてに該当するものをいう。

(1) 複数の敷地で行われる既存住宅・建築物の改修であること（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第１に掲げる耐用年数の２分の１を経過している住宅・建築物で行われるものに限る）

(2) 次のいずれかに該当すること

①　建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の５第２項第１号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第９条第２項第１号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること

②　日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地を整備するものであること

(3) 次の要件のすべてに該当すること

①　地方公共団体において、10 戸以上、土地・建物の所有権を有する者が 10 名以上、又は 10 棟以上の住宅・建築物ストックの改修について、複数棟改修事業計画が作成されていること。この場合において、土地又は借地権の信託の委託者がある場合については、委託者の人数をもって算定することとし、当該受託者については所有権等を有するものとみなさないこととする。

②　複数棟改修型優良建築物等整備事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた複数棟改修事業計画を記載するものとする。

イ）複数棟改修事業計画区域、同区域の位置及び面積

ロ）複数棟改修事業計画区域の現況

ハ）複数棟改修事業計画の整備方針

ニ）複数棟改修事業計画の計画期間

ホ）２．１　五(2)にかかる制限及び②にかかる整備の概要

ヘ）住宅・建築物ストックの改修の概要

ト）その他必要な事項

③　地方公共団体は、複数棟改修事業計画を作成したときは、これを関係権利者に周知させるよう努めるものとする。

2　イ－１６-（2）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　施行者　　優良建築物等整備事業を施行する地方公共団体、地方住宅供給公社及び民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二　事業主体　　優良建築物等整備事業を行う地方公共団体、又は優良建築物等整備事業を行う施行者に対し事業実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

三　公開空地等　公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。

四　住宅等　住宅、工場、作業所その他の施設をいう。

五　公的住宅　住生活基本法第２条第２項に規定する公営住宅等をいう。

六　公益的施設　国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設その他の施設で、都市住民の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

七　歴史的建築物等　都市のランドマーク等として都市景観上重要であり、その活用が都市の再開発の効果を増進すると見込まれる建築物等をいう。

八　公共用通路　日常的に開放され、市街地における公衆の動線の重要な一部を構成する建築物内の通路をいう。

九　社会福祉施設等　次に掲げる施設をいう。

イ　社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、老人保健法若しくは介護保険法に定める施設又は事業の用に供する施設

ロ　学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設

ハ　民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に定める特定民間施設

ニ　医療法に定める医療提供施設

十　社会教育施設　社会教育法第５章に定める公民館、図書館法第２条第１項に定める図書館及び博物館法第２条第１項に定める博物館をいう。

十一　産業振興支援施設　国、地方公共団体その他公益を目的とする者が設置する起業化支援施設、交流施設その他の施設で新産業の創出や地域産業の振興のために必要なものをいう。

十二　商業基盤施設等　中小小売商業振興法第４条に規定する高度化事業計画に位置づけられた共同店舗等及び店舗等をいう。

十三　子育て支援に資する施設　次に掲げる施設をいう。

イ　公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース

ロ　住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース

十四　住宅型プロジェクト　その延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものをいう。

十五　大都市地域　大都市法第２条第１項に規定する大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。）をいう。

十六　地域活性化プロジェクト　　地方拠点都市法第２条第２項に規定する拠点地区内、市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）、イ－１３-（2）

に規定する地区再生計画区域内(大都市地域におけるものを除く。)、イ－１６-(２)に規定する中心市街地内、都市・居住環境整備重点地域内、都市再開発法第２条の３第１項第２号若しくは第２項に規定する特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区内、再開発緊急促進制度要綱（平成 10 年７月７日付け建設省都計発第 83 号）に基づく緊急再開発事業促進地区内又は都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内の区域において行われるもの

十七　防災活動拠点型プロジェクト　以下の要件を満たすもの

イ　備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）

ロ　防災広場として機能する広場等又は一時避難スペースとなる建築空間を有するものであること

ハ　構造上施設建築物の耐震性が確保されていること

ニ　地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること

十八　高規格堤防整備事業　河川法第６条第２項に規定する高規格堤防の整備及びこれに準ずる堤防の機能の高度化に関する事業をいう。

十九　所有権等　　次に掲げる権利をいう。

イ　所有権

ロ　建物の所有を目的とする地上権及び賃借権（以下イ－１６-（２）関係部分において「借地権」という。）並びに使用貸借による権利

ハ　土地又は借地権の信託の受益権

二十　特定の住宅　　次の要件に該当するものをいう。

イ　当該住宅の専用面積が 50 ㎡以上であること（単身高齢者世帯等小規模世帯向け住宅を除く。）。

ロ　２以上の居住室を有すること。

ハ　便所、浴室、台所などの設備が専用であること。

ニ　都市福利施設（教育施設、医療施設、購買施設、集会施設、その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要なもの）の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。

ホ　良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

ヘ　当該住宅の譲渡予定価格又は予定家賃が、周辺における住宅の価格又は家賃に照らし、住宅の水準、立地条件等を勘案して適正な水準であること。

ト　当該住宅の入居者の決定が、原則として公募の方法によるものであること。

チ　当該住宅の譲渡又は賃貸契約に際し、他の用途に転用のおそれのある都心部等にあっては、当該住宅が住宅以外の用途に供されないための担保措置を講ずるものであること。

二十一　街区整序都心居住推進プロジェクト　土地区画整理法第２条による土地区画整理事業との一体的かつ計画的な事業推進を図る優良建築物等整備事業をいう。

二十二　緊急に改善すべき密集住宅市街地　イの住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ロの倒壊危険性又はハの延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域

イ　住宅市街地の密集度

１ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（３階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（３分の２以上）を占める街区を含むものに限る。）

ロ　倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

ハ　延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（３分の２以上）を占めており、かつ、幅員４ｍ以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること

二十三　立地適正化計画　都市再生特別措置法第81条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画

二十四　居住誘導区域　立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第２項第２号に規定する居住誘導区域

二十五　都市機能誘導区域　立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第 81 条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域

二十六　中心拠点区域　中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）

ただし、市町村の区域内に上記の人口集中地区がない場合であって、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合（以下イ－１６-（２）関係部分において「都市機能誘導区域面積割合」という。 ）が１０％未満である場合は、この限りではない。

② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径５００ｍの範囲内

ただし、市町村の区域内に上記の鉄道駅・地下鉄駅又はバス・軌道の停留所・停車場がない場合であって、都市機能誘導区域面積割合が１０％未満である場合は、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり２本以上あるものに限る。）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり２本以上あるものに限る。）から半径５００ｍの範囲内。

③ 公共用地率（※）１５％以上の地域内（今後、公共用地率が１５％以上となることが確実である地域を含む。）

（※）公共用地率とは、対象区域面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合をいう。以下イ－１６-（２）関係部分において同じ。

二十七　連携生活拠点区域　連携生活拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域

をいう。

① 複数市町村が連携して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内

（※）　複数市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・都市機能誘導区域の概ねの配置、誘導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載）」に基づく立地適正化計画をいう

② 中心拠点区域に接続する鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１㎞ の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内

③ 中心拠点区域の中心から半径 30㎞ の範囲内

④ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

⑤ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

二十八　生活拠点区域　生活拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。ただし、生活拠点区域は、中心拠点区域を設定し、かつ、生活拠点誘導施設の整備を行う場合に限り、その設定ができるものとする。

① 中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場から半径１００ｍの範囲内

② 中心拠点区域の中心から半径５ｋｍの範囲内

③ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

二十九　高齢者交流拠点区域　高齢者交流拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

① 高齢者（６５歳以上の高齢者）密度が４０人／ｈａ以上であること（直近の国勢調査の結果に基づく高齢者密度を対象とし、今後、直近の国勢調査の結果において高齢者密度が４０人／ｈａ以上となることが見込まれる区域を含む。）

② バス・鉄軌道の停留所・停車場から半径１００ｍの範囲内

③ 公共用地率１５%以上の地域内（今後、公共用地率が１５%以上となることが確実である地域を含む。）

三十　中心拠点誘導施設　中心拠点誘導施設とは、中心拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものをいう。

1　医療施設	医療法第４条の２に定める特定機能病院、医療法第４条に定める地域医療支援病院、医療法第１条の５に定める病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）又は診療所、医療法第１条の２に定める調剤を実施する薬局
2　社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的

	障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
3　教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に定める認定こども園、学校教育法第１条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第 124　条に定める専修学校、学校教育法第 134 条に定める各種学校、図書館法第２条第１項に定める図書館、博物館法第２条第１項に定める博物館・博物館法第 29 条に定める博物館相当施設
4　子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）
5　体育施設	社会教育調査規則第３条第１３号に定める体育施設

三十一　連携生活拠点誘導施設　連携生活拠点誘導施設とは、複数市町村が連携して作成した立地適正化計画に誘導施設として位置付けられた連携生活拠点区域内の以下の施設をいう。

1　医療施設	三十の１に同じ（ただし、特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
2　地域交流センター	

また、連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合、上記施設に加えて、下記施設も含む。

1　医療施設	特定機能病院及び地域医療支援病院
2　社会福祉施設	三十の２に同じ
3　教育文化施設	三十の３に同じ

三十二　生活拠点誘導施設　生活拠点誘導施設とは、生活拠点区域内の次表に掲げ

る施設であって、立地適正化計画に誘導施設として位置付けられ、かつ公共交通利用者が安全・快適に利用することのできる施設（待合スペース、情報板、駐輪場等）を有するものをいう。

１　医療施設	三十の１に同じ（ただし、特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
２　地域交流センター	

三十三　高齢者交流拠点誘導施設　高齢者交流拠点誘導施設とは、高齢者交流拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置づけられたものをいう。

高齢者交流拠点誘導施設	高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動を目的とした高齢者が交流する施設

三十四　専有部整備費　第三十号、第三十一号、第三十二号又は第三十三号の施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用をいう。

ただし、特定非営利活動法人等が整備する場合は、当該整備に要する費用に１００分の２３を乗じて得た額とする。

三十五　市街地環境整備費　次に掲げる市街地環境の形成に寄与するために必要な整備費をいう。

イ　建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の５第２項第１号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第９条第２項第１号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けて実施する改修に要する費用

ロ　日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地の整備に要する費用

三十六　省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十七　ZEH 水準　強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

三十八　ZEB 水準　再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

３．　施行区域

優良建築物等整備事業の施行区域は、優良再開発型優良建築物等整備事業にあっては一号から八号までのいずれかの区域内、都市再構築型優良建築物等整備事業にあっては九号の区域内、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業にあっては中心市街地活性化法第９条第 10 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた基本計画の区域内、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業にあっては全国の区域とする。

一　首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地及び同条第４項に規定する近郊整備地帯

二　近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域及び同条第４項に規定する近郊整備区域

三　中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域

四　地方拠点都市法第４条第１項の規定により指定された地方拠点都市地域

五　市街地総合再生計画の区域

六　都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内

七　人口 10 万人以上の市の区域

八　土地区画整理法第 6 条第 6 項に規定する高度利用推進区

九　人口密度維持タイプにあっては都市機能誘導区域（第一号から第三号に掲げる区域内の政令指定市及び特別区の区域内であるものを除く。）内の中心拠点区域、連携生活拠点区域又は生活拠点区域、高齢社会対応タイプにあっては都市機能誘導区域内の高齢者交流拠点区域（高齢者交流拠点誘導施設の整備を行うものにあっては、同種の施設との距離が７００ｍ以上離れているものに限る。）

４．　建築物及びその敷地の基準

優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号（既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあっては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあっては七号、八号、九号及び十号を除く。）に適合するものでなくてはならない。

一　優良再開発型優良建築物等整備事業に係る敷地は、次のいずれかに適合するものであること。

イ　敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 1,000 平方メートル以上のもの。ただし、複数の事業を実施する場合であって、次の①、②及び③に該当する場合は、各事業の敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね 1,000 ㎡以上であるもの。

①　都心部の再生に向けて、官民連携の協議会が組織されていること

②　都市再開発法に規定する都市再開発方針（２号地区・２項地区）その他まちづくり計画に位置付けられた地区の再生であること

③　協調的な建替えにあたり、建築協定又は地区計画において、対象区域を設定し、当該区域内で一体的な街なみを形成するための整備方針を明記にするとともに、

建築物の高さや壁面の位置、外壁の色彩など建築物の形態、意匠等に関する制限を規定するものであること

ロ　次のいずれかの条件に該当する場合は、敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね500平方メートル以上のもの

①　市街地総合再生計画に係るもの

②　街区整序都心居住推進プロジェクト

③　都市・居住環境整備重点地域

④　都市再開発法第2条の3第1項第2号若しくは第2項に規定する特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区

⑤　再開発緊急促進制度要綱（平成10年7月7日付け建設省都計発第83号）に基づく緊急再開発事業促進地区

⑥　密集市街地整備法第3条第1項の規定に基づき定められた防災再開発促進地区

⑦　密集市街地整備法第32条第1項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画の区域

⑧　緊急に改善すべき密集住宅市街地

⑨　首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、同条第4項に規定する近郊整備地帯及び同条第5項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）

⑩　近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域、同条第4項に規定する近郊整備区域及び同条第5項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）

⑪　中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域及び同条第4項に規定する都市開発区域（ただし、マンション建替タイプに限る。）

⑫　３．六号に掲げる区域

二　市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業に係る敷地は、敷地に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね500㎡以上であること。

三　既存ストック再生型優良建築物等整備事業に係る敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね３００平方メートル以上

四　都市再構築型優良建築物等整備事業に係る敷地については、次のいずれかに適合するものであること。

イ　中心拠点誘導施設の整備を行うものにあっては、敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね３００平方メートル以上のもの。

ロ　連携生活拠点誘導施設の整備を行うものにあっては、敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以下のもの。ただし、連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合、医療施設は敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以上、社会福祉施設・教育文化施設は敷地に接する道路の中心線以内の面積が３００平方メートル以上のものを含む。

ハ　生活拠点誘導施設の整備を行うものにあっては、敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以下のもの。

五　複数棟改修型優良建築物等整備事業に係る敷地については、事業を実施する複数の

敷地等に接する道路の中心線以内の面積の合計が概ね1,000平方メートル以上のもの。

六　建築物は、優良再開発型優良建築物等整備事業、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業及び既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　地階を除く階数が原則として３階以上であること。

ロ　耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。

七　建築物の通行の用に供する共用部分であって、交付対象事業となるものは、原則として次のイからニまでに掲げる基準に適合したものでなければならない。

イ　廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。

ロ　階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

ハ　階段には、動作の補助のための手すり（以下イ－１６-（２）関係部分において「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。

ニ　廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

八　当該区域内に原則として表イ－１６-（２）-１左欄に掲げる建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に応じて別表右欄に掲げる割合以上の空地を確保すること。ただし、中心市街地共同住宅供給タイプにあっては、建築物の１階部分にホールなど不特定多数の者が利用する公共的空間を、共同化ﾀｲﾌﾟ又は市街地環境形成ﾀｲﾌﾟ（いずれも防災活動拠点型プロジェクトに限る。）の場合は、都市再生特別措置法第１９条の１３第１項に規定する都市再生安全確保計画に基づき建築物内部に都市の滞在者等が利用する避難用空間を、それぞれ上記の空地に含む。

九　その敷地が原則として幅員６ｍ以上の道路に４ｍ以上接すること。

十　建築物は、次のイからトまでに掲げる基準に適合したものであること。

イ　新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

ロ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること。

ハ　地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること。

ニ　新築の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

ホ　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第１項に規定する住宅等を新築する行為を行う場合においては、同条第５項の規定に基づく公表に係るものに原則該当しないこと。

ヘ　建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第１項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。

ト　原則として、次の①及び②に掲げる区域に立地する住宅の新築を行うものに該当しないこと。

① 都市計画法第７条第１項に規定する市街化調整区域

② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項若しくは第２項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の３第１項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ３ｍ以上の区域をいう。）

十一　地方公共団体が施行する建築物及び敷地については、PPP／PFI 手法の導入検討がなされていること。

５．　交付対象事業

一　優良再開発型優良建築物等整備事業、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業及び既存ストック再生型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

イ　事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備

ロ　優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備を行う施行者に対する事業主体の補助

二　都市再構築型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は次に掲げるものとする。ただし、中心拠点誘導施設については同種の施設が当該地方公共団体の中心拠点誘導施設として整備されていない場合に限る。

イ　事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び用地取得（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、専有部整備（中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設及び高齢者交流拠点誘導施設の部分に限る。）

ロ　優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び用地取得（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、専有部整備（中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設及び高齢者交流拠点誘導施設の部分に限り、当該整備に要する費用に 100 分の 23 を乗じて得た額とする。）を行う施行者に対する事業主体の補助

三　複数棟改修型優良建築物等整備事業の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

イ　事業主体が行う優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び市街地環境整備

ロ　優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備及び市街地環境整備を行う施行者に対する事業主体の補助

６．　国又は地方公共団体の補助に係る都心共同住宅供給事業に対する措置

大都市法第 101 条の 10 に基づく国又は地方公共団体の補助に係る都心共同住宅供給事業を含む建築物については、イ－１６－（２）で定める優良建築物等整備事業の対象としない。

７．　仮設店舗等の管理及び処分

1　管理

一　仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二　使用料の決定

仮設店舗等の年割使用料は、次により算出した額を限度とする。

｛仮設店舗等設置費－（基礎額×２）｝／耐用年数　＝　限度額

三　仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

四　事業主体の長は、仮設店舗等の管理状況表を毎年度末に都道府県を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2　処分

一　仮設店舗等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、すみやかに国土交通大臣と協議すること。

二　仮設店舗等の設置者は特別の事情により仮設店舗等を引続いて管理することが不適当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。

三　耐用年数を経過する前に仮設店舗等を撤去する場合には、施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を乗じた額）に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

８．　その他

優良建築物等整備事業の運営は、イ－１６-（２）に定めるところのほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

1　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成１４年政令第３６７号）

2　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成１４年国土交通省令第１１６号）

3　住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年３月 24 日付け建設省住街発第 29 号住宅局長通達）

4　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年３月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

5　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年４月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）

6　建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成７年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）

7　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年９月１日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
8　その他関連通達等に定めるもの

９．　雑則

1　平成 21 年度以前に優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け国住街第 63 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イ－１６-（２）で定める優良建築物等整備事業とみなし、なお従前の例によることができる。

2　平成２４年度までは、中心市街地活性化における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成１８年法律第５４号。以下イ－１６-（２）関係部分において「改正法」という。）による改正前の中心市街地活性化法（以下イ－１６-（２）関係部分において「旧法」という。）第６条第１項の基本計画を策定しており、改正法による改正後の中心市街地活性化法（以下イ－１６-（２）関係部分において「新法」という。）及び新法第８条第１項に規定する基本方針（以下イ－１６-（２）関係部分において「基本方針」という。）に基づく見直しの方針が明確になっている区域又は新法及び基本方針に基づく基本計画の骨子が存在している区域は、新法第９条第 10 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた基本計画の区域とみなす。

3　マンション建替タイプに係る特例

一　マンション建替え円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業又は同法第２条第９号に規定するマンション敷地売却事業を経て実施されるマンションの建替事業のうち、優良建築物等整備事業マンション建替タイプで実施されるものについては、令和４年度までに認可を受けたものに限り、次の特例を適用することができる。

イ　イ－１６-（２）４．一の規定は適用せず、次に適合すれば足りるものとする。
敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 300 平方メートル以上であること。

ロ　イ－１６-（２）４．八の規定は適用しない。

二　令和４年度までに限り、イ－１６-（２）２．１－ハ（３）②規定中「区分所有法第 39 条の規定による普通決議により建替えの推進について５分の４以上の賛成を得ていること」とあるのは「マンション建替え円滑化法に基づく建替えの推進について明確に反対を表明する者の割合が５分の１未満であること」と読み替えて適用するものとする。この場合において、イ－１６-（２）４．一及びイ－１６-（２）４．八の適用は、それぞれ前項イ及びロの規定によるものとする。

4　平成２８年度末までに優良建築物整備事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地において、３．第六号及び第九号の区域内とみなして、本要綱を適用する。ただし、附属第Ⅲ編表イ－１６-（２）-１の（注６）については、都市機能誘導区域見込地ではなく都市機能誘導区域が定められた時点から適用するものとする。

5　本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、現に国に提出されている社会資本

総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

6　本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

7　優良再開発型優良建築物等整備事業のうち中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。

8　既存ストック再生型優良建築物等整備事業に係る特例

平成 21 年度末までに着手（基本計画、調査設計に着手したものを含む。）した公共建築物及び省エネ改修を行う民間建築物に限り、次の特例を適用することができる。

一　イー１６-（２）２．三（１）から（３）まで及びイー１６-（２）４．四イの規定は適用しない。

二　事業実施後の延床面積が 300 ㎡以上であること。

9　改正前の市街地住宅供給型住宅複合利用タイプ優良建築物等整備事業に該当する事業であって、平成 24 年３月３１日までに着手（基本計画、調査設計に着手したものを含む。）した事業については、なお従前の例による。

10　マンション敷地売却に係る規定については、マンション建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年度法律第 80 号）の施行日から適用し、同日以降は、本要綱中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」と読み替えて適用する。

11　この要綱の施行（令和３年４月１日）の際、優良再開発型優良建築物等整備事業（マンション建替タイプ）において、改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

12　令和４年３月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

13　令和５年３月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

14　令和６年３月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

表イー１６-（２）-１

建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	空地の面積（絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計(重複して積算して良い。)）の敷地面積に対する割合
10分の5以下の場合	１から建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の1.5を加えた数値

10分の５を超え、10分の5.5以下の場合	10分の6.5
10分の5.5を超える場合	１から建築基準法第53条の規定による建築面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の２を加えた数値

公開空地面積の積算方法

「総合設計許可準則に関する技術基準について(昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発 94 号）」に準じて積算する。

イ－１６－（３）市街地総合再生施設整備

１．　目的

市街地総合再生施設整備は、市街地総合再生計画区域内において、地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等の整備を行うことを目的とする。

２．　定義

イ－１６-（３）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　市街地総合再生施設　市街地総合再生計画区域内において、地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等をいう。

二　施行者　次に掲げる者をいう。

イ　市街地総合再生施設のうち公開空地等の整備を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人その他の公益を目的とする者で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ロ　市街地再開発組合の要請を受けて市街地総合再生施設のうち住宅等の建設を行う地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人その他の公益を目的とする者又は市街地再開発組合の組合員若しくは組合員の出資する法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

三　事業主体　次に掲げる者をいう。

市街地総合再生施設の整備を行う地方公共団体又は市街地総合再生施設の整備を行う施行者に対しその整備に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

四　公開空地等　公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。

五　　公開空地　市街地総合再生計画において地区施設の区域として定められた土地の区域内で整備される公衆の利用に供する屋外の空地等をいう。

六　住宅等　住宅、工場、作業所その他の施設をいう。

七　市街地総合再生計画地区　市街地総合再生計画が定められた土地の区域をいう。

八　地区施設　主として地区内の居住者の利用に供される道路、公園等をいう。

九　アーバンリフレッシュビル　老朽化等により機能が低下した建築物の更新期間において、当該建築物の入居者を一時的に収容するために必要な建築物をいう。

十　アーバンリフレッシュ促進事業　アーバンリフレッシュビルの建設に関する事業及び老朽化等により機能が低下した建築物の更新に係る事業をいう。

十一　再開発事業　市街地再開発事業、優良建築物等整備事業又はアーバンリフレッシュ促進事業をいう。

３．　対象要件

交付対象事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用又は市街地環境の整備改善が必要な既成市街地のうち、次に掲げる条件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

一　概ね１ヘクタール以上の規模を有する地区であり、かつ、当該地区内において再開発事業が確実に実施されると認められる区域の面積が概ね 0.5 ヘクタール以上であること。

二　昭和 55 年以前に建築された建築物で延べ面積 1,500 平方メートルを超えるものが２以上存在し、かつ、概ね１ヘクタール以上の規模を有する地区であって、耐震化が確実に実施されると認められる建築物が存在する地区であること。

三　原則として、減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の１を経過した建築物が 10 棟以上存在し、かつ、概ね５ヘクタール以上の規模を有する地区であって、当該地区内においてアーバンリフレッシュ促進事業が確実に実施されると認められる区域の面積が概ね 0.2 ヘクタール以上あること。

４．　市街地総合再生計画

一　市街地総合再生施設整備を行おうとする市町村は、社会資本総合整備計画において、市街地総合再生計画を記載するものとする。

二　市街地総合再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

①　市街地総合再生計画地区の名称、区域及び面積
②　地区整備の基本方針
③　再開発事業の実施に関する計画
④　建築物の整備に関する計画
⑤　地区施設の整備に関する計画
⑥　公開空地等の整備に関する計画
⑦　当面の地区整備の方針
⑧　再開発事業と公共施設の一体的整備に関する計画
⑨　その他必要な事項

三 市町村は、市街地総合再生計画を作成しようとするときは、関係行政機関の意見を聴かなければならない。

四 市町村は、市街地総合再生計画を作成したときは、これを関係権利者に周知させるよう努めるものとする。

５．　交付対象事業

一　公開空地等の整備

イ　事業主体が行う公開空地等の整備
ロ　公開空地等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助
二　住宅等の建設
イ　事業主体が行う住宅等の建設
ロ　住宅等の建設を行う施行者に対する事業主体の補助

６．　その他

市街地総合再生施設整備の運営は、イ－１６-（３）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

１　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年３月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
２　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年４月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
３　建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成７年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
４　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年９月１日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
５　その他関連通達等に定めるもの

７．　雑則

平成 21 年度以前に市街地再開発事業（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和 61 年５月 30 日付け建設省住街発第 34 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年５月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イ－１６-（３）で定める市街地総合再生施設整備とみなし、なお従前の例によることができる。

イ－１６－（４）基本計画等作成等事業

１．　目的

基本計画等作成等事業は、地方公共団体等が土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備が必要な地区について行う計画の作成等を支援することにより、同事業等の事業化の促進を図り、もって同事業等の円滑かつ効率的な施行による市街地の再開発の計画的推進に資することを目的とする。

２．　定義

１　基本計画等作成等事業とは、次の各号に定める事業をいう。
一　市街地総合再生基本計画作成
既成市街地内の土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備改善が必要な地区について、現況調査並びに地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討をいう。

二　市街地再開発事業基本計画（以下イ－１６-（４）関係部分において「基本計画」という。）作成

市街地総合再生基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した地区内等において選定された市街地再開発組合等による市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域について、都市計画に係る検討、施設建築物、施設建築敷地、地区施設等の設計、資金計画その他事業の計画内容及び権利調整の概略の検討並びにこれらに伴う施設概要等の調査をいう。

三　初動期支援業務

市街地再開発事業等の住環境整備事業の実施にあたり、事業初動期に必要となる検討等の業務をいう。

四　計画コーディネート業務

まちづくりに資する住民調整等及び計画立案・調整に係る業務をいう。

五　リノベーション及び空地の暫定利用

市街地再開発事業の立ち上げに資するリノベーション及び空地の暫定利用をいう。

2　イ－１６-（４）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　施行者　次に掲げる者をいう。

イ　初動期支援業務のうち基本計画の作成を行うまちづくりＮＰＯ、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ロ　初動期支援業務のうち調査検討・調整業務を行う地方公共団体、市街地再開発事業等施行者、再開発準備組織、再開発会社等、ＴＭＣ、都市再生推進法人又は保留床管理法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ハ　計画コーディネート業務を行うＴＭＣ、再開発準備組織、再開発会社、施設建築物管理組合、まちづくり会社又は都市再生推進法人で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ニ　リノベーション及び空地の暫定利用を行う民間事業者等で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

ホ　良好なまちなみ形成方策等に係る検討を行う協議会組織で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二　事業主体　次に掲げる者をいう。

イ　初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用を行う地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

ロ　初動期支援業務、計画コーディネート業務、リノベーション及び空地の暫定利用又はまちなみデザイン推進を行う施行者に対しその実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。

三　ＴＭＣ　市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまでを一貫して行う第３セクターをいう。

四　再開発準備組織　市街地再開発事業の施行のための準備組織で、施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の３分の２以上が参加しているものをいう。

五　再開発会社　都市再開発法第２条の２第３項の規定を満たす法人であって、施行認可以前のものを含む。

六　再開発会社等　再開発会社及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第119条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当する法人であって、施行認可以前のものも含む。

七　施設建築物管理組合　市街地再開発事業により整備された施設建築物の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人）等をいう。

八　まちづくり会社　特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。

九　都市再生推進法人　都市再生特別措置法第１１８条に基づき、市町村の指定を受けた法人をいう。

十　まちづくりＮＰＯ　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人であって、地区の存する市町村内に居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者の合計が社員総数の過半数であるものをいう。

十一　まちづくり公益法人　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の法人をいう。

十二　まちづくり協議会　まちづくりＮＰＯ又はまちづくり公益法人に準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体をいう。

十三　保留床管理法人　次の①から③までのいずれかに該当する者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資している法人をいう。ただし、個人施行者又は次の②若しくは③に該当する者が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１を超えて出資をしていることをもって足りる。

①市街地再開発事業の施行者

②市街地再開発組合の組合員

③株式会社である再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行区域内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）

十四　公開空地等　公開空地、駐車場並びに立体的遊歩道及び人工地盤施設をいう。

十五　住宅等　住宅、工場、作業所その他の施設をいう。

十六　まちなみデザイン推進事業　市街地再開発事業等における建築活動等の適切な誘導を図ることにより、良好なまちなみ形成を促進すべき地区において行われる、良好なまちなみの形成のための助成に関する事業をいう。

十七　協議会組織　地区内権利者等により構成され、地区の良好なまちなみの形成方策等に係る検討を行う組織をいう。

十八　重点密集市街地等　次のいずれかに該当する区域等をいう。

イ　住生活基本計画（全国計画）（平成２８年３月 18 日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内

ロ　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第３条の規定に基づく防災再開発促進地区及びこれに含まれる丁町目境から概ね 500m の範囲内

十九　都市再生緊急整備地域等　次のいずれかに該当する区域等をいう。

イ　都市再生特別措置法第２条第３項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

ロ　都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項に基づく「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」

３．調査の内容等

１　初動期支援業務

一　市街地総合再生基本計画及び基本計画等の策定

次に掲げる市街地再開発事業等の住環境整備に係る計画策定を行うものであること。

イ　市街地総合再生基本計画作成

(1) 調査の内容

既成市街地内の土地の合理的かつ健全な高度利用及び市街地環境の整備改善が必要な、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲、重点密集市街地等又は都市再生緊急整備地域等における以下のいずれかの地区について、現況調査並びに地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討を行う。

① 原則として面積１ヘクタール以上の地区（地区内において市街地再開発事業、優良建築物等整備事業又はアーバンリフレッシュ促進事業の実施されることが見込まれる区域の面積が概ね 5,000 平方メートル以上であるものに限る。）

② 昭和 55 年以前に建築された建築物で延べ面積が 1,500 平方メートルを超えるものが２以上存在し、かつ、概ね１ヘクタール以上の規模を有する地区であって、耐震化が確実に実施されると認められる建築物が存在する地区

③ 原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の１を経過した建築物が 10 棟以上存在し、かつ、概ね５ヘクタール以上の規模を有する地区（地区内においてアーバンリフレッシュ促進事業が確実に実施されると認められる区域の面積が概ね 0.2 ヘクタール以上であること。）

(2) 調査の項目

調査項目を例示すると、概ね次のとおりである。

① 地区整備の基本方針

計画期間は概ね10年とし、既存の都市整備構想、公共施設整備計画等上位計画の内容に即して、良好な建築物の整備、既存建築物の耐震化、公開空地の確保、商店街の振興、都市型産業の振興、職住の近接化、街並みの形成、歴史的建造物の保存、高度情報化の促進等の当該地区における整備課題を明確にするとともに、その課題への基本的な対処方針を検討する。

② 現況調査

地区内及び関連地域の人口、産業、建築物、土地利用の状況、公共施設、公益施設、土地等に関する権利関係の状況、交通体系、近隣都市を含めた範囲における商圏、地区住民の再開発に関する関心等について、その現況を調査する。

③ 街区ごとの整備手法の検討

既存の上位計画及び現況調査の結果を踏まえ、街区ごとにその整備手法を検討する。

④ 再開発事業候補の選定

地区内の施設需要の状況等を勘案し、事業区域、施行者、施設建築物の内容等についてその概要を検討する。また、施設建築物の内容を検討する場合には、必要に応じ、住宅、公共公益的施設、社会福祉施設、防災関連施設等の施設建築物への導入を併せて検討する。

⑤ 関連公共施設整備計画の検討

地区内の街路、駅前広場、連続立体交差、河川、下水道、公園等の整備について、既存の関連する公共施設整備事業の計画を勘案しつつその整備について検討する。

⑥ 地区施設の配置等の検討

地区内において整備を行うべき歩行者道路、区画街路、デッキ、広場、緑地、ポケットパーク、駐車場等の配置、規模等を検討する（再開発地区整備計画等に位置付けられる２号施設又は地区施設を含む。）。

⑦ 既存建築物の耐震化の促進に関する検討

地区内の既存建築物の建築年代、用途、構造に関する調査を踏まえ、主要な既存建築物のうち耐震診断を受けるべき建築物についての調査検討、地区内権利者等の建築物の改修又は建替えに関する意向調査、耐震診断の結果に基づく耐震改修又は建替えるべき建造物についての検討及び改修又は建替計画の検討、主要既存建築物の改修又は建替えに併せて整備すべき地区施設等について検討を行い、整備手法を検討する。

ロ 基本計画作成

(1)調査の内容

市街地総合再生基本計画作成又はこれに準ずる調査を実施した地区内等において選定された市街地再開発組合等による市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域について、都市計画に係る検討、施設建築物、施設建築敷地、地区施設等の設計、資金計画その他事業の計画内容及び権利調整の概略の検討並びにこれらに伴う施設概要等の調査を行う。

ただし、まちづくりＮＰＯ、まちづくり公益法人又はまちづくり協議会が、基

本計画を定め、又は変更しようとするときは、市町村と協議をするものとする。

⑵調査の項目

調査の項目を例示すると、概ね次のとおりである。

①　都市計画に係る検討

地域地区、都市施設等に関する都市計画の見直し等の必要がある場合にその変更計画案、都市計画施設以外の公共施設の配置及び規模に関する計画案について検討を行う。

②　施設建築物の概略計画の検討

施設建築物の用途、規模等に関する計画の概略について検討を行う。

③　住宅に係る計画の検討

住宅建設に関する計画について検討を行う。

④　地区施設に係る概略計画の検討

通路、空地、広場、緑地、駐車場等の地区施設の整備に関する計画の概要について検討を行う（再開発地区整備計画等に位置付けられる２号施設及び地区施設を含む。）。

⑤　施設需要調査

施設建築物の処分に関して、住宅、公益施設、商業、事務所等の現状、将来の需要及び事業効果について検討を行う。

⑥　権利変換計画の概略の検討

権利者の再開発前後の権利の形態と価格の算定等の概略を示す権利変換計画の概略を検討する。

⑦　事業スケジュールの概略の検討

再開発事業の施行時期、工区ごとの施行順序、工程及び関連事業の施行時期についてそのスケジュールの概略を検討する。

⑧　資金計画の概略の検討

資金計画の概略について検討を行う。

⑨　周辺地区との関連・調整事項の検討

電気、水道、ガス等事業者、公共施設管理者等との調整事項、商業施設の出店調整等について検討を行う。

⑩　権利者意向調査

権利者の再開発に関する意向の調査

二　調査検討・調整業務

⑴　調査の内容

次のいずれかの地域内において、市街地再開発事業等の住環境整備の実施に伴い行われる調査及び資料作成等、エリア価値向上に資する検討及び権利調整等を行う。

①　市街地再開発事業等の施行区域（予定を含む）

②　都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１Ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内

③　重点密集市街地等

④　都市再生緊急整備地域等

⑤　被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域

三　初動期支援業務の交付対象は次のとおりとする。

(1) 基礎調査

①　都市計画等の法定計画の把握及び人口配置、都市機能、都市防災等に関する現況調査

②　市街地総合再生基本計画を策定する区域及びその周辺の土地利用、公共施設の整備状況、建築物の状況等に関する現況調査及び動向調査

(2)　地区診断

現況調査等の資料の解析及び地区診断

(3)　住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及び街づくりの啓蒙活動

(4)　コンサルタント派遣

住民による再開発に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

(5)　計画作成

整備地区の整備の基本方針、土地利用の方針、公共施設の整備計画等の作成、建築物・建築敷地及び公共施設の整備計画の概要及び事業計画の概要等の作成等

(6)　エリア価値向上に資する検討

リノベーション等に係る基本方針及び建築物等の計画又は設計等、エリアマネジメントに係る基本方針及びまちづくりに資する検討等

(7)　権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

市街地再開発事業等の実施に資する検討等及び権利床又は保留床等の設計及び処分等に係る検討

2　計画コーディネート業務

(1)業務の内容

次の各号に掲げる業務をいう。

・まちづくり活動支援業務

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成並びに住民の意見の調整

・計画立案・調整業務

土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整

(2)業務の項目

1 から 3 までに掲げた調査の項目を参考にして、事業の推進のため必要な調査の項目を各地区の実情に応じて定めること。

3　リノベーション及び空地の暫定利用

(1)業務の内容

市街地再開発事業の立ち上げに資するリノベーション及び空地の暫定利用

(2)業務の要件

以下の要件を満たすものであること。

① 市街地再開発事業に向けたまちづくりの計画(地区再生計画、街区整備計画その他

市街地再開発事業の施行区域(予定を含む)及びその周辺における土地利用、建築物、建築敷地及び公共施設の整備等の計画が定められているもの)に以下が定められていること

イ　リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア

ロ　リノベーション・空地の暫定利用の方針(リノベーション・空地の暫定利用の内容及び市街地再開発事業との関係性等)

② リノベーション・空地の暫定利用を推進するエリアを含む地域において、連鎖的なリノベーション等を担う人材の育成、まちづくりの相互連携に関する普及啓発活動が行われること

４．　交付対象事業

交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一　基本計画等作成

イ　事業主体が行う初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施

ロ　初動期支援業務、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施を行う施行者に対する事業主体の補助

二　まちなみ形成の推進

施行者が行う良好なまちなみの形成方策等に係る検討に対する事業主体の補助等

５．　その他

基本計画等作成等事業の運営は、イ－１６-（４）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

1　建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成７年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達)

2　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年９月１日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知)

3　その他関連通達等に定めるもの

６．　雑則

平成 21 年度以前に市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イ－１６-（４）で定める基本計画等作成等事業とみなし、なお従前の例によることができる。

イ－１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業

暮らし・にぎわい再生事業は、イ－１３-（４）の規定に基づく事業とする。

イ－１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業

１．　目的

バリアフリー環境整備促進事業は、本格的な高齢社会の到来、都市化の進展等に対応して、高齢者及び障害者（以下イ－１６-（６）関係部分において「高齢者等」という。）に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

1　バリアフリー環境整備促進事業とは、次の各号に定める事業をいう。

一　移動システム等整備事業

イ－１６-（６）で定めるバリアフリー環境整備計画に従って行われる移動システム等の整備に関する事業をいう。

二　認定特定建築物整備事業

イ－１６-（６）で定める認定特定建築物の建築に関する事業をいう。

三　既存建築物バリアフリー改修事業

イ－１６－（６）で定める特別特定建築物及びイ－１６－（６）で定めるバリアフリー条例による規制の対象となった建築物のバリアフリー改修に関する事業をいう。

2　イ－１６-（６）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　基本構想

バリアフリー法第 25 条に規定する基本構想をいう。

二　移動等円滑化促進方針

バリアフリー法第 24 条の２第１項に規定する移動等円滑化促進方針をいう。

三　バリアフリー条例

バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体が定める条例をいう。

四　協議会

バリアフリー法第 26 条に規定する協議会のうち、以下の要件に該当するものをいう。

イ　構成員として地方公共団体を含むこと

ロ　地方公共団体が当該協議会の代表者であること

ハ　費用負担等につき構成員による協定を定めていること

五　移動システム

動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設（当該施設に附属する高齢者等の移動のための案内装置を含む。）をいう。

六　移動システム等

移動システム及びこれと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身体障害者用駐車施設等の公衆のために公開された空間をいう。

七　特定建築物

バリアフリー法第２条に規定する特定建築物をいう。

八　特別特定建築物
　バリアフリー法第２条に規定する特別特定建築物をいう。
九　認定特定建築物
　バリアフリー法第 19 条に規定する認定特定建築物をいう。
十　移動等円滑化基準
　バリアフリー法第 14 条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準をいう。
十一　建築設計標準
　国土交通省が定める高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をいう。
十二　バリアフリー改修
　建築設計標準に適合させるために行う改修をいう。
十三　施行者
　移動システム等の整備を行う地方公共団体以外の者で社会資本整備総合交付金交付要綱第３第４号で規定する交付金事業者をいう。
十四　事業主体
　基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成並びに移動システム等の整備を行う地方公共団体、又は移動システム等の整備を行う施行者に対しその整備に要する費用の一部を補助する地方公共団体で、社会資本整備総合交付金交付要綱第４で規定する交付対象をいう。
十五　都市機能誘導区域
　都市再生特別措置法第８１条第１項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画に定められた同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域

３．整備区域

バリアフリー環境整備促進事業の整備区域は、移動システム等整備事業にあっては次の(1)及び(2)を、認定特定建築物整備事業及び既存建築物バリアフリー改修事業にあっては次の(1)を満たす土地の区域とする。

(1) 次のイからトまでに掲げる区域内にあること。

イ　首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯又は同条第５項に規定する都市開発区域
ロ　近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は同条第５項に規定する都市開発区域
ハ　中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域又は同条第４項に規定する都市開発区域
ニ　人口５万以上の市の区域
ホ　すこやかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業（平成 12 年度５月１日付け老発第 475 号老人保健福祉局長通知）、若しくはバリアフリーのまちづくり活動事業（平成 13 年４月 12 日付け障発第 167 号障害保険福祉部長、老健局長通利）又はこれらの事業に準ずる事業が実施され、又は当該年度に実施が予定されている市町村の区域
ヘ　都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは

停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内の区域

ト　基本構想、移動等円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域

(2) 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設（以下イ－１６-（６）関係部分において「公共的特定建築物等」という。）が整備され、又は整備される予定のある区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること。

４．バリアフリー環境整備計画

1　バリアフリー環境整備促進事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めたバリアフリー環境整備計画を記載するものとする。

(1) 整備区域
(2) 整備区域におけるバリアフリー環境整備の基本方針
(3) 整備区域の土地利用に関する事項
(4) 整備区域における公共的特定建築物等の整備に関する事項
(5) 整備区域における移動システム等の整備に関する事項
(6) 特定建築物（公共的なものを除く。）の整備の方針
(7) 交通安全事業と連携に関する方針
(8) その他必要な事項

2　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第９条に規定する認定計画（第１項に掲げる事項を全て包含するものに限る。）を作成した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。

3　地方公共団体が、基本構想を作成し、バリアフリー法第 25 条第 10 項に基づき国土交通大臣に送付した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。

4　地方公共団体が、イ－１６-（８）５.の規定に基づき、住宅市街地整備計画を記載した社会資本総合整備計画を国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。

5　地方公共団体が、都市再生整備計画を作成し、同法第 47 条第１項に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。

6　地方公共団体が、地域住宅計画を作成し、同法第７条第１項に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画にバリアフリー環境整備計画が記載されたものとみなすことができる。

５．交付対象事業

一　基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成

事業主体が行う基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。）

二　バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等整備

イ　事業主体が行う移動システム等の整備

ロ　移動システム整備等を行う施行者に対する事業主体補助

三　認定特定建築物の移動システム等の整備
　　移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助
四　既存建築物バリアフリー改修
　イ　事業主体が行うバリアフリー改修
　ロ　バリアフリー改修を行う施行者に対する事業主体の補助

６．交通安全事業等との連携

1　バリアフリー環境整備促進事業（イ－１６-（６）５．三に係るものを除く。）の実施に当たっては、これと関連して行われる交通安全事業等と充分な連携を図るものとする。

７．その他

バリアフリー環境整備促進事業の運営は、イ－１６-（６）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

1　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年３月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
2　建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成７年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
3　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年９月１日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知）
4　その他関連通達等に定めるもの

８．雑則

1　平成 21 年度以前にバリアフリー環境整備促進事業制度要綱（平成６年６月 23 日付け建設省住街発第 64 号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和 62 年５月 20 日付け建設省住街発第 47 号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イ－１６-（６）で定めるバリアフリー環境整備促進事業とみなし、なお従前の例によることができる。
2　平成２８年度末までにバリアフリー環境整備促進事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に市町村が作成する都市再生特別措置法第81条第１項に規定する立地適正化計画に定められた同条第２項第２号に規定する居住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地を当該事業の整備区域とする。
3　中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。

イ－１６－（７）都市再生総合整備事業

都市再生総合整備事業に係る交付対象事業は、イ－１３-（５）の規定に基づく事業とする。

イ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業

１．目的

この事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

1 住宅市街地総合整備事業とは、この要綱で定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業並びに次の各号に定める事業をいう。

一　都心共同住宅供給事業　大都市法第 101 条の３に基づき認定を受けた計画に従って行う都心共同住宅供給事業及びそれと一体的に行う建築物等の整備事業で、表イ－１６－(８)－３（１）に掲げる要件を満たし、かつ、同（２）に掲げるタイプのいずれかに該当するものをいう。

二　防災街区整備事業　密集市街地整備法第２条第５号に規定する防災街区整備事業（その準備段階を含む。）をいう。

三　都市再生住宅等整備　住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者を入居させるための住宅及びその附帯施設（以下イ－１６－（８）関係部分において「都市再生住宅」という。）並びに店舗、事務所等及びその附帯施設の整備をいう。

2　イ－１６－(８)において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　施行者　　住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業及び防災街区整備事業を除く。）を施行する地方公共団体、地方住宅供給公社及び民間事業者等で、要綱本編第３第４号に規定する交付金事業者をいう。

二　事業主体　　住宅市街地総合整備事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４に規定する交付対象をいう。

三　整備地区　　住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業、都市再生住宅等の整備に関する事業を除く。）を施行するため、イ－１６－(８)又は住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年４月１日付け国住市第 350 号）に基づき地方公共団体、都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長が住宅市街地整備計画に定める土地の区域をいう。

四　拠点的開発等　　整備地区における工場跡地、老朽化した住宅団地その他の一団の土地において住宅市街地整備計画又は法令等に基づいて行われる住宅等の整備、地区の整備及びこれらに附帯する事業をいう。

五　中心市街地　　中心市街地活性化法第９条の規定により市町村が作成する基本計画（市街地整備に関連する施策と商業振興に関連する施策が、適正かつ緊密な連携をもって実施されるものに限る。以下イ－１６－（８）関係部分において「基本計画」

という。）で定める中心市街地の区域（以下イ-１６-（８）関係部分において「中心市街地基本計画区域」という。）であって、次に掲げる条件に該当する区域

イ　昭和 35 年国勢調査による人口集中地区（ただし、昭和 35 年に人口集中地区が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区）

ロ　経済社会状況の変化により、都市の中心としての役割が低下し、又は低下するおそれがあり、当該都市及びその周辺地域の発展を図る上で一体的整備を図ることが必要と認められる区域

ハ　商業地域又は近隣商業地域が相当部分を占める区域

ニ　まちづくり協議会、商店街振興組合など基本計画の実現に積極的に参加する地域の住民、事業者等による組織があると認められる区域

ホ　首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、名古屋市の区域及び指定の区域を除く地域

ヘ　平成 12 年人口の昭和 55 年人口に対する減少率が 20%以上である区域

ト　平成 12 年の高齢者人口の割合が 16%以上である区域

六　住宅戸数密度　　区域内の住宅の戸数を当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。

七　住宅等　住宅、店舗、事務所等及びその附帯施設をいう。

八　小規模敷地　　住宅の敷地の用に供する土地で、その面積（急傾斜地等の部分の面積を除く。）　が 100 平方メートル未満のものをいう。

九　老朽建築物等　　次のイからトまでのいずれかに該当する建築物をいう。

イ　表イ-１６-（８）-２による評点（密集住宅市街地整備型重点整備地区内の敷地の数に対する小規模敷地の数の割合が７割以上の場合の密集住宅市街地整備型重点整備地区内の各建築物については、これに 30 を加えた数値。以下イ-１６-（８）関係部分において同じ。）が 130 以上となる建築物又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている建築物

ロ　公共賃貸住宅建替 10 箇年戦略（平成４年６月 30 日付け建設省住建発第 99 号、建設省住都監発第 10 号）第３の２の規定に基づき都道府県が策定する建替促進計画において建替重点団地として指定された団地（公営住宅等関連事業推進事業制度要綱（平成６年６月 23 日付け建設省住建発第 55 号）第５第１項に規定する公営住宅ストック総合活用計画又は同第２項に規定する公共賃貸住宅ストック総合活用計画において建替重点団地に準ずるものとして位置付けられた団地を含む。以下イ-１６-（８）関係部分において「建替重点団地」という。）内の建築物

ハ　建替重点団地の建替えと併せて整備することが必要な公共施設の整備に伴い除却すべき建築物

ニ　住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第２条第４項に規定する不良住宅であって、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む建築物（以下イ-１６-（８）関係部分において「不良住宅」という。）

ホ　使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、又は跡地で建設される建築物を耐火建築物等（建築基準法第 53 条第３項第１号イに規定する建築物をいう。以下イ-１６-（８）関係部分において同じ。）又は準耐火建築物等（同号ロに規定する建築物をいう。以下イ-１６-（８）関係部分において同じ。）とすることが条例等により義務付けられている建築物（以下イ-１６-

（８）関係部分において「空き家住宅」という。）

ヘ　使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、又は跡地で建設される建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等とすることが条例等により義務付けられている建築物（以下イ－１６－（８）関係部分において「空き建築物」という。）

ト　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年度法律第 127 号。以下イ－１６－（８）関係部分において「空家法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等である建築物（以下イ－１６－（８）関係部分において「特定空家等」という。）

十　老朽住宅等　　老朽建築物等のうちイ～ハに該当し住宅の用に供する建築物をいう。

十一　換算老朽住宅戸数　　老朽住宅等の戸数及び表イ－１６－（８）－２による評点が 100 以上 130 未満である住宅の戸数に 10 分の８を乗じて得た戸数の合計をいう。

十二　建替えを促進すべき建築物　　第９号イに該当する住宅、木造集合住宅（木造共同建て、木造長屋建て又は木造重ね建ての住宅（住宅の用に供されている部分を有する建築物を含む。）をいう。）、工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する場合、これらと一体的に建替えを行う建築物を含むことができる。

イ　建築基準法等の法令の規定により老朽建築物等及び当該建築物の敷地のみでは建替えができないこと

ロ　建替えの区域内にある第９号イに該当しない建築物の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の概ね３分の１以下であること、又は、建替えの区域内にある第９号イに該当しない建築物の敷地面積の合計が、当該区域内の全敷地面積の概ね３分の１以下であること

十三　住宅困窮者　　住宅市街地総合整備事業の施行等に関連し、住宅に困窮すると認められる者のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められる者をいう。

イ　住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、密集市街地整備法第 13 条に基づく除却の勧告を受けた賃貸住宅（密集市街地整備法第 13 条に規定する除却の勧告対象の基準に相当する賃貸住宅を含む。）の居住者

ロ　住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、密集市街地整備法第５条に基づく建替計画の認定を受けた賃貸住宅（密集市街地整備法第５条に規定する認定基準に相当する賃貸住宅を含む。）の居住者

ハ　住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成１７年法律第８２号）第１３条第１項第７号に規定する貸付けを受けて建て替えられる賃貸住宅（ただし、老朽建築物等であって、敷地面積 100 ㎡以上の場合に限る。）の居住者

ニ　住宅市街地総合整備事業の整備地区内において、道路・公園等の公共施設の整備又は市街地再開発事業により住宅等を失う者

ホ　密集住宅市街地整備型重点整備地区において行われる第 12 号に規定する建替えを促進すべき建築物の建替えにより住宅等を失う者

ヘ　住宅市街地総合整備事業の整備地区内において防災街区整備事業により住宅等を失う者

十四　公共施設　　次に掲げる公共の用に供する施設をいう。

イ　道路
ロ　都市公園
ハ　下水道
ニ　河川等

十五　関連公共施設　　整備地区において既存の建替を含め100戸以上の住宅等の整備が見込まれ、かつ次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合の公共施設をいう。

イ　整備地区が４.第２号イａの要件に該当すること。

ロ　重点整備地区が次に掲げる要件に該当すること。

(1)　全国のＤＩＤ地区（隣接地を含む。）における低層住宅密集市街地に存すること。

(2)　次のａからｄまでのいずれかに該当すること。

ａ　接道に関する要件

地区内の住宅のうち、接道不良住宅（その敷地が幅員４ｍ以上の道路に接していない住宅）の戸数の割合が２分の１以上であること。ただし、0.2ha以上のまとまった低未利用地が存在し、かつその合計面積が地区面積の２分の１以上存在する地区においては、地区内の全低未利用地の換算道路延長率（（低未利用地の幅員６ｍ以上の道路への接道総延長）÷（低未利用地の総面積））が160m/ha未満であり、かつ、計画的な開発誘導がなければ地区全体の住環境水準の低下が予想されること。

ｂ　消防水利に関する要件

地区内の住宅のうち、消防水利（幅員６ｍ以上の道路から直接利用可能なものに限る。）からの直線距離が140mを超える位置にある住宅の戸数の割合が３分の１以上であること。

ｃ　公共的空地に関する要件

地区内の公園・広場・緑地・公開空地等公共的空地の面積の合計が、原則として地区の面積の３％未満であること。

ｄ　安全性・保健性に関する要件

局部的な浸水危険のある住宅があること、宅地の崩壊等により第三者に危害を及ぼすおそれがあること、地区内に水質悪化の著しい河川、水路があること等、安全性、保健性の面から緊急に公共施設の整備等を行う必要があること。

十六　公益施設　　教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

十七　都市・居住環境整備基本計画　　大都市居住環境整備推進制度要綱第４の規定により定められた計画をいう。

十八　緊急に改善すべき密集住宅市街地　　「第八期住宅建設五箇年計画について」（平成13年３月13日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に基づき、速やかな解消に努めるものとされた区域。

十九　重点密集市街地　　都市再生プロジェクト第三次決定（平成13年12月　都市再生本部決定）において「地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性の高い危険な市街地」として位置付けられた区域

二十　再生を図るべき計画開発住宅市街地　　次に掲げる要件に該当する計画開発住宅市街地をいう。

イ　道路、公園等の公共施設整備が既に十分に行われていること
ロ　新住宅市街地開発事業又は一団地の住宅施設事業等により整備されていること
ハ　次のａ又はｂのいずれかに該当すること
ａ　地区面積が概ね 500ha 以上であり、まちびらきから 30 年以上が経過していること
ｂ　地区面積が概ね 200ha 以上であり、まちびらきから 40 年以上が経過していること
ニ　直近の 10 年間で人口が 5%以上減少していること

二十一　公共施設用地転換地　　次に掲げる要件に該当するものをいう。
イ　地方公共団体等による取得後、権利変換等の際に公共施設用地として転換される土地であること
ロ　防災街区整備事業等の事業が確実な区域内であること

二十二　整備計画策定等事業　　都市・居住環境整備重点地域、整備地区、重点整備地区若しくは拠点的開発等を行う地区に係る調査等及び事業化に向けてのコーディネート等、又は地元住民協議会等の活動支援で、表イ－１６－（８）－４に掲げるものをいう。

二十三　市街地住宅等整備事業　　住宅市街地整備計画に適合する事業又は都心共同住宅供給事業に係る事業で、表イ－１６－（８）－５の（い）欄に掲げる事業（ただし密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業については建替えを促進すべき建築物の除却を伴い、表イ－１６－（８）－７(1)から(5)のいずれかの要件に適合する建築物の建設（老朽建築物の除却跡地において建設する場合は除却後２年以内に行うもの。）に限り、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業については、公園・緑地・広場の整備及び地方公共団体又は地域住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却に係るものを除き、既存ストックの改修に限る。）をいう。

二十四　居住環境形成施設整備事業　　次に掲げる事業をいう。
イ　拠点開発型重点整備地区内の原則として拠点的開発等が行われる区域以外の区域､街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区で、次に掲げる計画等の定められた地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。以下同じ。）等で、表イ－１６－（８）－６の（い）欄に掲げる施設の整備(住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業については、公園・緑地・広場に係るものを除き、既存ストックの改修に限る。）をいう。
ａ　都市計画法第４条第９項に規定する地区計画等
ｂ　都市再開発法第２条の３第１項第２号若しくは同条第２項に規定する整備又は開発の計画
ｃ　大都市法第３条の６第１項に規定する住宅市街地の開発整備の方針（確実に策定が見込まれるものを含む。）
ｄ　都市計画法第８条第１項第２号に掲げる特別用途地区（建築物の中高層階における住宅の確保及び住居の環境の保護を図ることを目的とするものに限る。）、第３号に掲げる高度地区及び高度利用地区、第４号に掲げる特定街区並びに第 11 条第１項第８号に掲げる一団地の住宅施設
ｅ　建築基準法第 47 条に規定する壁面線による建築制限、第 69 条に規定する建築協定及び第 86 条第１項に規定する総合的設計

ｆ　イ-１６-（９）街なみ環境整備事業８.に規定する街づくり協定
ｇ　その他これらに類する市街地の整備・誘導指針

ロ　密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う次のａからｃまでに掲げる事業をいう。
ａ　老朽建築物等の除却（この場合、老朽建築物等には老朽住宅等、不良住宅、空き家住宅、空き建築物又は特定空家等と連担して一体的に除却すべき建築物を含み、除却には不良住宅、空き家住宅、空き建築物、又は特定空家等でない老朽建築物等の除却のための取得を含む。以下イ-１６-（８）関係部分において「老朽建築物等除却」という。）
ｂ　施行地区の環境の整備改善に必要な土地の取得（代替地等及び公共施設用地転換地（第21号に規定するものをいう。以下イ-１６-（８）関係部分において同じ。）の取得を含む。）及び造成並びに地区公共施設等の整備等で、表イ-１６-(８)-６の（い）欄に掲げる施設の整備
ｃ　仮設住宅等の設置（以下イ-１６-（８）関係部分において「仮設住宅等設置」という。）

二十五　延焼遮断帯形成事業　　道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等に建替えることより延焼遮断機能を整備する事業であって、イ-１６-(８)15.第４項第２号に規定する要件に適合するもの。

二十六　都市再生住宅等整備事業　　密集市街地整備法第 19 条の規定に従って行われる市町村借上住宅を借り上げる事業及び住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業を除く。）等の実施に伴って必要となる次に掲げる事業をいう。

イ　民間建設型都市再生住宅等整備事業
下記のいずれかに該当する都市再生住宅等を供給する事業
ａ　民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者等が自ら管理若しくは分譲することにより供給するもの
ｂ　地方公共団体が、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間土地所有者が所有する住宅を、地方住宅供給公社が、民間の土地所有者等が所有する住宅を借り上げて管理することにより供給するもの

ロ　公共建設型都市再生住宅等整備事業
地方公共団体が自ら整備等を行い、管理若しくは分譲することにより都市再生住宅等を供給する事業

二十七　社会福祉施設等　　次に掲げる施設をいう。

イ　社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法又は老人保健法に定める施設又は事業の用に供する施設
ロ　学校教育法に定める専修学校又は各種学校で、社会福祉施設に関係している施設
ハ　民間事業者による老後の保健又は福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）に定める特定民間施設
ニ　介護保険法に定める施設
ホ　医療法に定める医療提供施設

二十八　関連公共施設整備　　第１５号に規定する要件に該当する整備地区に係る関連公共施設で、当該公共施設と同種の公共施設の整備に関する事業の採択基準

等に適合する施設（ただし、平成１５年度までに住宅市街地総合整備事業の整備計画の承認を受けた整備地区内の施設にあっては、地区内の全体事業費が通常事業と同様のものを含む（事業費が市町村道については5,000万円以上、街路については１億円以上の施設に限る。））の整備であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。

イ　一般的基準

住宅市街地総合整備事業において、住宅の建設と一体的に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業であること

ロ　施設別基準

a　道路（都市計画道路を含む。）

一般国道以外の道路で、次の(1)、(2)及び(3)に該当するものの整備に関する事業であること

(1) 住宅市街地整備計画によって定める区域（以下イ-１６-（８）関係部分において「整備地区」という。）内の主要な道路

(2) 整備地区と整備地区外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、住宅市街地総合整備事業として緊急に整備を行うことが必要な区間

(3) 整備地区と整備地区外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが住宅市街地総合整備事業にとって不可欠な区間

b　都市公園

都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の整備に関する事業で、原則として整備地区内において行われる事業であること

c　下水道

下水道法による下水道事業で、次の(1)から(4)までの一に該当する施設の整備に関する事業であること

(1) 整備地区内の主要な管渠

(2) 整備地区と整備地区外の主要な幹線管渠又は流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠で、住宅市街地総合整備事業として緊急に整備を行うことが必要なもの

(3) 主として整備地区内の下水を処理する終末処理場で、住宅市街地総合整備事業として緊急に整備を行うことが必要なもの

(4) 整備地区内又は整備地区から適切な放流地点に至るまでの都市下水路

d　河川

一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ次の(1)又は(2)に該当する施設の整備に関するものであること

(1) 整備地区の整備の影響により改修が必要となる河川の部分、又は整備地区を通過し、若しくは接する河川の部分で、住宅市街地総合整備事業として整備することが必要なもの

(2) 住宅市街地総合整備事業として整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設

二十九　循環利用住宅整備　住宅の長期優良化に資するリフォーム工事で、次のイからニに掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　リフォーム後の住宅が次の基準を満たすこと。

ａ　ロａ及びｂについて、国土交通省の定める一定の性能を満たすこと。
ｂ　ロｃ又はｄのいずれかについて、国土交通省の定める一定の性能を満たすこと。

ロ　次のａからｅのいずれかの性能向上等に資するリフォームを行うものであること。
ａ　構造躯体等の劣化対策
ｂ　耐震性
ｃ　省エネルギー対策
ｄ　維持管理・更新の容易性
ｅ　三世代同居対応（調理室、浴室、便所又は玄関のいずれかを増設する工事であって、改修後にこれらのうちのいずれか２つ以上が複数となる工事）

ハ　リフォーム実施前に建築士によるインスペクションを実施するとともに、工事後にリフォーム履歴や維持保全計画を作成するものであること。

ニ　ロａからｅに規定するリフォームに要する費用が過半を占めるリフォーム工事であること。

三十　共同化　　複数の土地所有者等（土地の所有権又は建築物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者をいう。）が建設を行う際、共同して行うことをいう。

三十一　協調化　　複数の土地所有者等が建設を行う際、一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で行うことをいう。ただし、複数の土地所有者等による建設の時期が異なる場合には住宅市街地整備計画期間中の早期にすべての建設が完了することが確実と見込まれる場合に限る。

三十二　協定等適合化　　沿道の建物所有者等が建設を行う際、定められた建築ルール（建築協定、地区計画等）に従って各個の敷地で行うことをいう。

三十三　民間賃貸住宅等家賃対策補助事業　　密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業（表イ－１６－（８）－７の(3)の要件に該当するものに限る。）若しくは防災街区整備事業に係る従前居住者が入居する当該建設後賃貸住宅又は 13. に基づき、住宅困窮者に対して地方公共団体があっせんする都市再生住宅以外の賃貸住宅に係る家賃対策補助を行う事業をいう。

三十四　公営住宅整備事業等　　次に掲げる事業をいう。

イ　公営住宅整備事業等補助要領（平成８年建設省住備発第 83 号）第２第１号に定める公営住宅整備事業及び同第４号に定める準公営住宅整備事業

ロ　地域優良賃貸住宅整備事業補助要領（平成 19 年３月 28 日付け国住備第 161 号）第２条第３号に定める地域優良賃貸住宅整備事業（以下第４関係部分において単に「地域優良賃貸住宅整備事業」という。）

ハ　公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年建設省住備発第 34 号）第３第１号に定める公営住宅等ストック総合改善事業

ニ　公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成３年建設省住建発第 103 号）に定める公営住宅等駐車場整備事業

ホ　公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成６年建設省住備発第 56 号）第２各号に定める補助金の交付の対象となる事業

三十五　住宅地区改良事業等　　次に掲げる事業をいう。

イ　住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第１項に規定する住宅地区改良事業

ロ　小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成９年４月１日付け建設省住整発第 46 号）第２第３号に規定する小規模住宅地区等改良事業

ハ　改良住宅等改善事業制度要綱（平成１１年４月１日付け建設省住整発第 25 号）第２第１号に規定する改良住宅等改善事業

ニ　住宅地区改良事業等対象要綱（平成１７年８月１日付け国住整第３８－３号）第２第４号に規定する分譲改良住宅整備事業及び第１３号に規定する住宅地区改良事業等計画基礎調査事業

三十六　優良建築物等整備事業　　優良建築物等整備事業制度要綱（平成６年６月 23 日付け建設省住街発第 63 号）第２第１号に規定する優良建築物等整備事業

三十七　省エネ基準　　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

三十八　ZEH 水準　　強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

三十九　ZEB 水準　　再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減(小規模（300 ㎡未満）は 20%削減)となる省エネ性能の水準をいう。

３．整備地区

整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第５条第４項第 11 号に規定する地域住宅団地再生事業を実施する区域（以下「地域住宅団地再生事業を実施する区域」という。）における４．第２号ニに規定する住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区にあっては第１号、街なか居住再生型重点整備地区及び住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区にあっては第１号及び第２号に掲げる要件に限る。）に該当するものでなければならない。

一　４.に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあって、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。

二　整備地区の面積が概ね５ヘクタール以上（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区を除き、住生活基本法第 17 条第２項第６号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イ-１６-（８）関係部分において「重点供給地域」という。）にあっては概ね２ヘクタール以上）であること。

三　整備地区（大規模な低未利用地など連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）の住宅戸数密度が原則として 30 以上であること。

４．重点整備地区

重点整備地区は、次の各号に掲げる要件（地域住宅団地再生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあっては第２号に掲げる要件に限る。）に該当するものでなければならない。

一　重点整備地区の面積が概ね１ヘクタール以上（住宅団地ストック活用型に係る重点整備地区を除き、重点供給地域にあっては概ね 0.5 ヘクタール以上）であること。

二　次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

イ　拠点開発型

次に掲げる要件に該当すること。

ａ　次に掲げるいずれかの地域内に存すること。

①　首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地、同条第４項に規定する近郊整備地帯又は同条第５項に規定する都市開発区域

②　近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域、同条第４項に規定する近郊整備区域又は同条第５項に規定する都市開発区域

③　中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域又は同条第４項に規定する都市開発区域

④　重点供給地域

⑤　地方拠点都市法第４条第１項の規定により指定された地方拠点都市地域

⑥　県庁所在都市又は通勤圏人口 25 万以上の都市の通勤圏

⑦　市街地総合再生計画の区域

⑧　都市再生特別措置法第 81 条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域（以下「都市機能誘導区域」という。）内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径 500ｍの範囲内

ｂ　重点整備地区内に、概ね１ヘクタール以上、かつ、重点整備地区の面積の概ね 20 パーセント以上（人口が減少している都心地域、大都市法施行規則第１条に規定する区域、中心市街地基本計画区域、緊急に改善すべき密集住宅市街地及び再生を図るべき計画開発住宅市街地にあっては、概ね 0.5 ヘクタール以上、かつ、重点整備地区の面積の概ね 10 パーセント以上。（ただし、緊急に改善すべき密集住宅市街地にあっては、概ね 100 戸以上の住宅建設を伴うものに限る。））の拠点的開発等の実施が見込まれる区域を含むこと。

ロ　密集住宅市街地整備型

次に掲げる要件に該当すること。

ａ　地区内の換算老朽住宅戸数が 50 戸以上であること。ただし、重点供給地域にあっては 25 戸以上であること。

ｂ　原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合
30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満	７割
40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満	６割
50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満	５割
60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満	４割
70 戸/ha 以上	３割

ハ　街なか居住再生型

次に掲げる要件に該当すること。

ａ　中心市街地に存すること。

ｂ　重点整備地区内において、概ね 50 戸以上かつ１ヘクタール当たり概ね 10 戸以上の住宅整備が見込まれること。

ｃ　重点整備地区の面積が概ね 30 ヘクタール以下であること。

ニ　住宅団地ストック活用型

次に掲げる要件（地域住宅団地再生事業を実施する区域にあってはａ、ｃ、ｄ及びｅに掲げる要件に限る。）に該当すること。

ａ　入居開始から概ね 30 年以上（地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては入居開始から概ね 20 年以上）を経過した住宅団地が所在していること。

ｂ　高齢者人口の割合が全国平均以上かつ当該重点整備地区の所在する市区町村の平均と比較して著しく高いこと。

ｃ　住宅戸数が 100 戸以上であること。

ｄ　重点整備地区面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合が概ね 15%以上あること。

ｅ　都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画が策定されている場合は、全域が同条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域又は同項第 2 号に規定する居住誘導区域内であること。立地適正化計画が策定されていない場合は、地方公共団体が策定する総合計画、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第９条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略、同法第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条に規定する都道府県計画若しくは都市計画法第６条の２に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の法令に基づく計画又は特定の住宅団地の再生計画において位置付けられていること。

５．住宅市街地整備計画

住宅市街地総合整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の第１項から第３項までに掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画を記載するものとする。

1　住宅市街地整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　整備地区及び重点整備地区の区域

二　整備地区の整備の基本的方針

三　整備地区の土地利用に関する事項

四　住宅等の整備に関する事項

五　公共施設及び公益施設の整備に関する事項

六　その他必要な事項

2　住宅市街地整備計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一　重点整備地区の存する都市の住宅事情の改善に資するため、当該地区内の土地（公共施設又は公益施設の用に供する土地を除く。）の大部分が住宅地として利用されること。

二　快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成、都市の機能の更新、良好なコミュニティーの形成、密集住宅市街地の整備改善、住宅団地の再生等に資するよう、

住宅等、公共施設及び公益施設の整備が行われること。

3　整備地区の全部又は一部において防災街区整備事業を行おうとする場合は、市町村又は都道府県は前第一項各号及び次に掲げる事項を定めた住宅市街地整備計画としなければならない。

一　整備地区における防災に関する機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用及び居住環境の整備改善の目標年次及び目標量

二　次に掲げる事項のうち、前号の目標を達成するため必要な事項

イ　都市計画の決定に関する事項

ロ　建築物の建替えに関する事項

ハ　道路、公園その他の公共の用に供する施設の整備に関する事項

4　市町村長が都市再生整備計画（都市再生法第 46 条第２項第３号に係るものとして住宅市街地総合整備事業及び防災街区整備事業を記載しているものに限る。）を作成し、同法第 47 条第１項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に住宅市街地整備計画が記載されたものとみなすことができるものとし、６.の規定は適用しないものとする。

5　都道府県知事又は市町村長が地域住宅計画（地域住宅法第６条第２項第１号に係るものとして住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を記載しているものに限る。）を作成し、同法第７条第１項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に住宅市街地整備計画が記載されたものとみなすことができるものとし、６.の規定は適用しないものとする。

６．住宅市街地整備計画に関する協議

地方公共団体は、関連公共施設の整備を伴う住宅市街地整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公共施設の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

７．仮設住宅等の設置

住宅市街地総合整備事業の施行者は、住宅市街地総合整備事業の施行に伴いその居住する住宅等を失う者を一時収容するため必要がある場合においては、仮設住宅等を設置するものとする。

８．都市再生住宅等整備

1　施行者は、都市再生住宅等の整備等又は従前居住者用の宅地の整備を行うことができるものとする。

2　施行者は、事業の施行等に関連してその居住する住宅等を失い、住宅等に困窮すると認められる者で、都市再生住宅等へ入居を希望する者の世帯の数に相当する都市再生住宅等を整備するよう努めるものとする。

3　都市再生住宅等の整備は、表イ-１６-（８）-１に掲げる地区において行うものとする。ただし、当該住宅等は原則として耐火建築物等又は準耐火建築物等（既存建築物を活用して整備する場合にあっては、築後 35 年以内であること）に限るものとする。

4　都市再生住宅等の整備を行おうとする施行者は、別に定めるところにより、社会資本総合整備計画に、当該住宅等の位置、戸数、規模、構造並びに建設に関する資金計画及び管理等に関する事項についての計画（以下イ-１６-（８）関係部分において「都市再生住宅等供給計画」と言う。）を記載するものとする。ただし、社会資本総合整備

計画に住宅市街地総合整備事業の住宅市街地総合整備計画として、当該計画内容が記載されている場合はこの限りではない。

5　市町村長が都市再生整備計画（都市再生法第 46 条第２項第３号に係るものとして都市再生住宅等整備を記載しているものに限る。）を作成し、同法第 47 条第１項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に都市再生住宅等供給計画が記載されたものとみなすことができる。

９．　民間建設型都市再生住宅等の供給

1　都市再生住宅等の供給は、原則として、民間の土地所有者若しくは借地権者等（以下イ-１６-（８）関係部分において「民間土地所有者等」という。）が所有する住宅等を民間事業者等が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者等が自ら管理することにより行うものとする。

2　前項のほか、民間事業者等は、自ら都市再生住宅等の整備等を行い、都市再生住宅等として管理又は分譲できるものとする。ただし、分譲するための都市再生住宅等の整備等は、密集住宅市街地型重点整備地区の整備に係る場合に限るものとする。

3　前２項のほか、地方公共団体は、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間土地所有者等が所有する住宅等を、地方住宅供給公社は、民間土地所有者等が所有する住宅等を借り上げて都市再生住宅等として管理することができるものとする。

4　前３項の規定による都市再生住宅等（以下イ-１６-（８）関係部分において「民間建設型都市再生住宅等」という。）のうち、賃貸するための都市再生住宅等を供給する場合、地方公共団体は、当該住宅に係る契約家賃と入居者負担基準額との差額を負担できるものとする。

5　民間建設型都市再生住宅等を供給する地方公共団体又は地方住宅供給公社（地方住宅供給公社が借り上げて供給する場合に限る。）又は民間事業者（他の民間土地所有者等から借り上げて供給する場合に限る。）は、当該住宅等を民間建設型都市再生住宅等とすることの約定及び条件等について、当該住宅等の所有者と協定を締結するものとする。

10.　公共建設型都市再生住宅等の供給

地方公共団体は、民間建設型都市再生住宅等を供給できない場合に限り、自ら都市再生住宅等の整備等を行い、都市再生住宅等として管理又は分譲できるものとする。ただし、分譲するための都市再生住宅等の整備等は、密集住宅市街地型重点整備地区の整備に係る場合に限るものとする（以下イ-１６-（８）関係部分において、本項に基づく都市再生住宅等を「公共建設型都市再生住宅等」という。）。

11.　都市再生住宅等の入居者

1　都市再生住宅等に入居できる者は、表イ-１６-(８)-１（１）欄に掲げる事業の実施（密集住宅市街地型重点整備地区において５年以内に事業実施が予定されている事業については、住宅市街地整備計画への記載をもって実施とみなす。ただし、当該都市再生住宅の管理開始後５年を経過しても当該事業が行われない場合にあっては、家賃対策補助を打ち切るものとする。）に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者とする。

2　前項に規定する都市再生住宅等に入居できる者が当該住宅等に入居せず又は居住しなくなった場合は、公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第２２条及び第２５条

の規定に準じて、現に住宅等に困窮していることが明らかな者又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第２条第１項に規定する住宅確保要配慮者のうちから公正な方法で選考して当該住宅等の入居者を決定することができる。ただし、建替等対象団地の建替事業等に係る場合は、別に定めるところによるものとする。また、民間事業者等が管理する民間建設型都市再生住宅等については、地方公共団体が民間事業者等から優先的に借り上げることができるものとする。

3　前項に規定する者を募集してもなお当該住宅等の入居者が決定しない場合は、前項の規定によらず当該住宅等の入居者を決定することができる。ただし、前項に規定する者の入居の申込に対応できるよう、住戸管理を行うものとする。

4　都市再生住宅等の供給を行った者は、表イ-１６-(８)-１（１）欄に掲げる事業の実施に伴い、仮住居又は仮店舗等の施設を必要とすることとなる者を、必要な期間に限り、当該住宅等に入居させることができる。

12.　都市再生住宅等の家賃及び管理等

1　都市再生住宅等の家賃は、別に定めるところにより、近隣の民間の賃貸住宅の家賃水準等を考慮して適正な額となるよう管理主体が定めるものとする。

2　前項の規定に関わらず、次の各号に該当する地区における公共建設型都市再生住宅等（以下イ-１６-（８）関係部分において「特定公共建設型都市再生住宅等」という。）については、住環境整備のための事業との均衡に配慮し、別途家賃を定めることができるものとする。

一　地区の住宅戸数密度が 70 戸/ha 以上であること。

二　地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が５割以上であること。

3　都市再生住宅等の供給を行った者は、常に当該住宅等の状況に留意し、別に定めるところにより、その管理を適正に行うよう努めなければならない。

4　分譲するために整備される都市再生住宅等の価額は、当該住宅の整備に要する費用から当該住宅等に係る国の交付金の交付対象額等を控除した額の範囲内で定めなければならない。

13.　住宅困窮者に対する入居のあっせん

地方公共団体は、密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備等に関連してその居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者のうち２.第 13 号イからへに規定する住宅困窮者で、都市再生住宅等への入居を希望しない者が賃貸住宅（原則として整備地区内に存し、かつ、耐火建築物等又は準耐火建築物等に限る。）に入居できるよう必要なあっせんを行うよう努めるものとする。

14.　交付対象事業

交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

一　地方公共団体が行う次の表の（イ）欄に掲げる事業（住宅・建築物耐震改修等事業、民間建設型都市再生住宅等整備及び延焼遮断帯形成事業を除く。）

二　次の表の（ロ）欄に掲げる施行者等及び地元住民協議会等が行う（イ）欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業

（イ）	（ロ）
整備計画策定等事業	

整備計画作成	
事業計画作成	地方住宅供給公社（注１） 民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
推進事業	地元住民協議会等、民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
地域防災力向上事業（注２）	地元住民協議会等、民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
都市・居住環境整備基本計画作成（注３）	
都市・居住環境整備基本計画作成	
事業推進コーディネート	地方住宅供給公社等
市街地住宅等整備事業	
共同施設整備等（注４）	地方住宅供給公社 民間事業者等
循環利用住宅整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共空間等整備	
公共空間整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
公開空地整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
駅施設整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
居住環境形成施設整備事業	
老朽建築物等除却（注５）	民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
地区公共施設等整備	地方住宅供給公社（注６） 民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
仮設住宅等設置	民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）
延焼遮断帯形成事業	民間事業者等
住宅・建築物耐震改修等事業（注７）	民間事業者等
民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	対象住宅の家主
防災街区整備事業	個人施行者、防災街区整備事業組合、防災街区計画整備組合、事業会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、準備組織
都市再生住宅等整備事業	
民間建設型都市再生住宅等	
民間建設型都市再生住宅等整備	地方住宅供給公社 民間事業者等
家賃対策補助	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共建設型都市再生住宅等	
公共建設型都市再生住宅等整備	
家賃対策補助	
関連公共施設整備	
街なみ環境整備事業	民間事業者等
公営住宅整備事業等	地方住宅供給公社 民間事業者等
住宅地区改良事業等	地方住宅供給公社
優良建築物等整備事業（注８）	民間事業者等

（注１）拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区に係る事業にあっては、市街化区域内農地等の低未利用地等を活用した良好な住宅の供給の促進に係る場合に限る。
（注２）密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。
（注３）住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業は除く。
（注４）地方公共団体が実施する場合にあって、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業については共同化促進費に限る。
（注５）密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。
（注６）拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。
（注７）住宅の防火改修又は建替えに関する事業（耐震改修を伴うものを除く。）については、地方公共団体が防火規制の上乗せ、規制誘導手法等の活用又はGISの活用を行う場合に限る。また、当該事業において対象とする住宅のうち旧耐震基準により建築された住宅については、耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものに限る。
（注８）民間建設型都市再生住宅等整備事業（民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者が自ら管理若しくは分譲することにより供給する都市再生住宅等に係るものに限る。）と併せて行う優良建築物等整備事業に限る。

15.　事業要件

1　14.第１号に掲げる事業のうち、整備地区に係る事業は次に定めるものとする。
一　整備計画の作成、事業計画の作成及び事業の推進に必要な活動等に係る事業
二　都市再生住宅等整備事業
三　都市・居住環境整備基本計画の作成及び都市・居住環境整備重点地域において行う事業コーディネート
四　関連公共施設整備
五　21世紀都市居住緊急促進事業
六　街なみ環境整備事業
七　防災街区整備事業
八　公営住宅整備事業等
九　住宅地区改良事業等

2　14.第１号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。
一　次に掲げる住宅等の整備（既存建築物を活用して整備するものを含む。以下この項及び第４項において同じ。）（ただし、密集市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね６割以上の事業地区（１ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね800平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね５割以上の事業地区）を対象とする。また、公営住宅建設事業費補助等を除く。）
イ　住宅等の整備に伴って必要となる調査設計計画
ロ　住宅等の整備に伴って必要となる土地整備及び地方公共団体又は地元住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却（住宅団地ストック

活用型に限る。）
ハ　住宅等の整備のうち共同施設の整備
二　循環利用住宅整備（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。）
三　次に掲げる公共空間等の整備
イ　住宅等の整備に伴って行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備（当該施設の整備に必要な用地費及び補償費若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等整備を含む。）
ロ　住宅等の整備に伴って行う地区計画、建築協定等により管理上の担保措置のある公開空地の整備
四　駅施設の整備
五　２．２項第24号ロａに規定する老朽建築物等の除却
六　仮設住宅等の設置
七　地区計画等、建築協定その他これらに類する市街地の整備・誘導指針の定められた地区又は密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。）等の整備（既存建造物の活用による整備及び代替地等並びに公共施設用地転換地の取得を含む。）

3　14.第２号に掲げる事業のうち、整備地区に係る事業は次に定めるものとする。
一　事業計画の作成に要する費用に対する地方公共団体の補助
二　地元住民協議会等に対して、事業の推進に必要な活動等に要する費用（以下イ-１６-（８）関係部分において「推進事業に要する費用」という。）に対する地方公共団体の補助
三　大都市法第１０１条の５第１項に規定する認定事業者（以下イ-１６-（８）関係部分において「認定事業者」という。）が行う事業のうち次に掲げる費用に対する地方公共団体の補助
イ　住宅等の建設に伴って必要となる調査設計計画に要する費用
ロ　住宅等の建設に伴って必要となる土地整備に要する費用
ハ　住宅等の整備のうち共同施設の整備に要する費用
四　都市再生住宅等の整備（既存建築物を活用して整備するものを含む。）に伴って必要となる調査設計計画、土地整備及び共同施設の整備に要する費用に対する地方公共団体の補助
五　地方住宅供給公社又は民間事業者等が管理する民間建設型都市再生住宅等に係る家賃負担低減に係る費用に対する地方公共団体の補助
六　地方住宅供給公社等が行う都市・居住環境整備重点地域において行う事業コーディネートに要する費用に対する地方公共団体の補助
七　施行者が行う街なみ環境整備事業に要する費用に対する地方公共団体の補助
八　防災街区整備事業を施行する者が行う事業に要する費用に対する地方公共団体の補助
九　施行者が行う公営住宅整備事業等に要する費用に対する地方公共団体の補助
十　施行者が行う住宅地区改良事業等に要する費用に対する地方公共団体の補助
十一　民間事業者等が行う住宅・建築物耐震改修等事業に要する費用に対する地方公共団体の補助
十二　民間建設型都市再生住宅等整備事業（民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者が自ら管理若し

くは分譲することにより供給する都市再生住宅等に係るものに限る。）と併せて行う優良建築物等整備事業に要する費用に対する地方公共団体の補助

4　14.第２号に掲げる事業のうち、重点整備地区に係る事業は次に定めるものとする。

一　施行者が行う次に掲げる事業に対する地方公共団体の補助（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業で共同化を伴わない住宅等の整備については、木造住宅率が概ね６割以上の重点整備地区（１ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね 800 平方メートル以上の場合には木造住宅率が概ね５割以上の重点整備地区）を対象とする。）

イ　住宅等の整備に伴って必要となる調査設計計画

ロ　住宅等の整備に伴って必要となる土地整備及び地方公共団体又は地元住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却（住宅団地ストック活用型に限る。）

ハ　住宅等の整備のうち共同施設の整備

ニ　循環利用住宅整備（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。）

ホ　住宅等の整備に伴って行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備（当該施設の整備に必要な用地費及び補償費若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等整備を含む。）

ヘ　住宅等の整備に伴って都市計画法第４条第９項に規定する地区計画等（以下イ－１６－（８）関係部分において「地区計画等」という。）、建築基準法第 69 条に規定する建築協定（以下イ－１６－（８）関係部分において「建築協定」という。）等により管理上の担保措置のある公開空地を整備し、管理を行う場合の当該公開空地の整備

ト　駅施設の整備について市街地住宅等整備事業者の負担

チ　地区計画等、建築協定その他これらに類する市街地の整備・誘導指針の定められた地区又は密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う地区公共施設（道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるものをいう。）等の整備（既存建造物の活用による整備及び代替地等の取得を含む。）

リ　２．２項第 24 号ロａに規定する老朽建築物等の除却

ヌ　仮設住宅等の設置

二　道路整備と一体となった建替え等により整備された沿道の耐火建築物等又は準耐火建築物等の延焼遮断機能を有する部分の建設費に対する地方公共団体の補助のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　国土交通大臣が指定した密集市街地重点地域の区域内であること

ロ　幅員６ｍ以上の道路空間（建築物の後退等による空地を含む。）を有する道路の整備と一体に沿道の延焼遮断帯（延長 60m以上のものに限る。）を形成する沿道建築物に係る建替え又は改修であること

ハ　事業により形成される延焼遮断帯により、最低限の安全性が確保される住宅等が 50 戸以上あること

ニ　次に掲げる防災街区整備地区計画等により沿道の建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等とすることが義務づけられていること

(1)　防災街区整備地区計画による防火上必要な制限

(2)　特定防災街区整備地区による構造規制

(3)　建築基準法第 40 条に基づく条例による防火制限　等

三　密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備に係る市街地住宅等整備事業若しくは防災街区整備事業による従前居住者が入居する当該建設後賃貸住宅又は 13.の規定に基づきあっせんする賃貸住宅に係る家賃対策補助に要する費用等に対する地方公共団体の補助

5　14.第１号及び第２号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　新築の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第１項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること

二　原則として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第１項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第５項の規定に基づく公表に係るものでないこと

三　新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること

四　地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること

五　地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること

六　市街地住宅等整備事業、民間建設型都市再生住宅等整備事業及び防災街区整備事業の共同施設整備を受けて建設される住宅について、原則として表イ－１６－（８）－８に示すバリアフリー化基準を満たすこと（ただし、平成 12 年度までに設計等に着手した場合を除く。）

七　公共建設型都市再生住宅等整備事業で建設される住宅について、原則として表イ－１６－（８）－８及び表イ－１６－（８）－９に示すバリアフリー化基準を満たすこと（ただし、平成 12 年度までに設計等に着手した場合を除く。）

八　防災街区整備事業は、次の①から④を満たす、事業マネジメントに徹底した事業であること。

①工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること

②工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること

③事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること

④事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切であること

16.　損失補償

密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の実施に伴い必要となる土地（土地の付加物を含む。）又は建物等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償に要する費用の取扱いについては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年６月 29 日閣議決定）の定めるところにより、適正に運用するものとする。ただし、老朽建築物の買収又は建築物の補償費の算定は、次の各号に定めるところによる。

一　老朽建築物の買収

老朽建築物買収価額については、近傍同種の建物の正常な取引価額とするものとし、取引事例がない場合は、当該建物の推定再建築費を取引時までの経過年数及び維持保全の状況に応じて減額した額、その他正当な評価額をもってその価額とする。

また、老朽建築物除却により通常生ずる損失補償費には、運用益損失額を含むこととする。

二　建築物の補償費

建築物を買収せずに移転しようとする場合の移転料は、当該建築物を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法（再築工法、曳家工法、改造工法、除却工法及び復元工法を標準とする。）によって、移転するのに要する費用をもって、その価額とする。

17.　建築物除却等費の交付基準

附属第Ⅲ編イ-１６-（８）第３号イの規定に基づき、老朽建築物を除却する者に対し、住宅等の建設に伴って必要な建築物除却等費に係る交付金の対象事業とする場合は、次の各号によるものとする。

一　共同化を行うものは、事業着手前に「５年以内に共同化を行う」旨の覚書きを締結するものとする。

二　交付金の交付は、事業の行われた年度ごとに行うものとする。

三　事業着手から５年以内に共同化が行われない場合、又は共同化が行われる見込みがない場合は、交付金の交付の決定は取り消すものとする。

なお、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を行わせるものとする。

18.　仮設店舗等又は仮設住宅等の管理及び処分

1　仮設住宅等の設置基準

一　仮設住宅等を設置する位置は、原則として重点整備地区内又は重点整備地区近傍の土地とする。

二　仮設住宅等の設置戸数は、老朽建築物等の除却及び都市再生住宅等の整備を相互に調整して計画することにより、最小の戸数に抑えるようにしなければならない。

三　仮設住宅等の１戸当たり床面積は、原則として 32.2 ㎡とする。ただし、入居期間が６ヶ月間以上にわたると予想され、かつ、次のイからニまでのいずれかに該当する場合で、大型の仮設住宅等を設置するときは、１戸当たり床面積を 48.2 ㎡とすることができる。

イ　60 才以上の者とその親族が同居する場合

ロ　入居者及び同居親族５人以上の用に供する場合

ハ　次のいずれかに該当する心身障害者とその親族が同居する場合

a　身体障害者

身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第５号に掲げる障害のうち４級以上のものがあることにより身体障害者福祉法第 15 条第４項の規定により都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者

b　戦傷病者

恩給法（大正１２年法律第４８号）別表第１号表ノ２に掲げる項症のうちいずれか又は別表第１号表ノ３に掲げる第１款症の障害があることにより戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により厚生労働大

臣から戦傷病者手帳の交付を受けている者

c　知的障害者等

次のいずれかに該当する者

(a) 児童福祉法第１５条の２第１項第２号の規定により児童相談所から重度又はこれに準ずる程度の精神障害者と判定されている者

(b) 知的障害者福祉法第１２条第２項第２号の規定により知的障害者更正相談所から重度又はこれに準ずる程度の知的障害者と判定されている者

(c) 精神障害の診断又は治療に関し相当の経験を有する医師から重度又はこれに準ずる程度の知的障害者と判定されている者

ニ　疾病による長期療養者とその親族が同居する等特別の事情がある場合

四　仮設住宅等は、住戸の独立性、居住性の利便、保安衛生等に十分留意したものとしなければならない。

五　仮設住宅等の戸建て形式は、連続住宅又は共同住宅とし、収容期間の短い場合には、便所及び台所は数戸共同のものを標準とする。

六　仮設住宅等はなるべく軽量鉄骨造り又はスチールパイプ造りとする。

2　管理

一　仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、仮設店舗等又は仮設住宅等の状況に留意し、その管理を適切かつ合理的に行うよう努めなければならない。

二　使用料の決定

仮設店舗等又は仮設住宅等の年割使用料は、次により算出した額を限度とすること。

$$\frac{\text{仮設店舗等の設置費} \quad - \quad (\text{基礎額} \times \quad 2)}{\text{対応年数}} = \text{限度額}$$

三　仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、仮設店舗等又は仮設住宅等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

3　処分

一　仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、使用計画期間を経過したときは、すみやかに仮設店舗等又は仮設住宅等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等又は仮設住宅等を撤去できない理由があるときは、速やかに国土交通大臣と協議すること。

二　仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者は、特別の事情により仮設店舗等又は仮設住宅等を引き続いて管理することが不適当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得ることを要しない。

三　耐用年数を経過する前に仮設店舗等又は仮設住宅等を撤去する場合には、施行者及び事業主体は、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価額（交付対象建設費に残存価額率を乗じた額）に交付率を乗じて得た額を返還しなければならない。

四　前３号に規定する国土交通大臣に対する協議又は承認申請は、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都道府県又は指定市にあっては国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都市再生住宅等整備事業等を行う地方住宅供給公社にあっては都道府県知事を経由して国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が市町村、地方住宅供給公社又は民間事業者等にあっては都道府県知事に対して行うものとする。

19.　住宅用地先行取得促進事業に係る住宅用地の処分

事業主体は、住宅用地先行取得促進事業に係る住宅用地の全部又は一部を住宅供給公社の供給する賃貸住宅（借地権を設定した分譲住宅を含む。）の供給以外の用に供するため処分する場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。 この場合において、交付金相当額を返還するものとする。

20.　地区公共施設整備に係る土地の処分

1　施行者は附属第Ⅲ編イ－１６－（８）第３号ロの交付金を受けて取得した地区公共施設等整備に係る土地（地区公共施設等整備を行う用地の代替地等又は公共施設用地転換地として取得した土地を含む。）の全部又は一部について、地区公共施設等整備を行う用地又は地区公共施設等整備を行う用地の代替地以外の用に供するため処分する場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、交付金相当額を返還するものとする。

2　施行者は附属第Ⅲ編イ－１６－（８）第３号ロの交付金を受けて取得した代替地等の全部又は一部を地区公共施設等整備を行う用地の代替地の用に供した場合、当該代替地の時価が地区公共施設等整備を行う用地の取得に要する費用を超えるときは、施行者は当該差額相当額を事業地区の環境の整備改善に必要な土地の取得に要する費用に充てなければならない。

21.　国の無利子貸付

国は、地方公共団体に対し、表イ－１６－（８）－１（１）欄に掲げる事業（整備地区の整備を除く。）に係る都市再生住宅等（賃貸住宅に限る。）の整備又は購入に要する費用について、予算の範囲内において、別に定めるところにより、当該費用の一部を都市再開発法附則第５条第２項又は土地区画整理法附則第６項の規定により無利子で貸し付けることができる。

22.　その他

住宅市街地総合整備事業制度の運営は、イ－１６－（８）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

一　大都市法

二　密集市街地整備法

三　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和 50 年政令第 306 号）

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成９年政令第３２４号）

五　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和５０年建設省令第２０号）

六　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成９年建設省令第１５号）

七　住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成１２年３月２４日付け建設省住備発 42 号、建設省住整発第 27 号、建設省住防発第 19 号、建設省住街発第 29

号、建設省住市発第 12 号）
八　令和７年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について
九　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和３４年３月１２日付け建設省会発第 74 号）
十　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和３４年４月１５日付け建設省住発第 120 号）
十一　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成１７年９月１日付け国住総発第 37 号）
十ニ　その他関連法令及び関連通知に定めるもの

23. 雑則

1　平成 21 年度以前に住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成１６年４月１日付け国住市第３５０号）及び住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成１６年４月１日付け国住市第３５２号）に基づき行われている事業で地方公共団体が補助事業者のものについては、イ-１６-（８）で定める住宅市街地総合整備事業とみなし、事業に関する規定は、なお従前の例によることができる。

2　マンション建替え円滑化法に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業で、次に掲げる要件に該当するものについては、令和４年度までに認可されるものに限り、表イ－１６－（８）－１の「マンション建替事業等」に含むものとする。

イ　施行マンションの敷地が、４.第２号イaの①から③まで、⑤若しくは⑦又は次に掲げるいずれかの区域内にあること。

ａ　都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所若しくは停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径 500ｍの範囲内

ｂ　平成１２年の高齢者人口の割合が１６％以上である区域

ｃ　人口５万人以上の市の区域

ｄ　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成３年法律第８２号）第５条第１項に規定する特定商業集積基本構想（以下イ-１６-（８）関係部分において「特定商業集積整備基本構想」いう。）が定められた区域

ｅ　土地区画整理法第６条第６項に規定する高度利用推進区

ロ　施行マンションの敷地に接する道路の中心線以内の面積が３００平方メートル以上であること

ハ　施行マンションの住戸が１０戸以上であり、かつ、当該マンションが減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の２を経過していること

3　平成２８年度末までに住宅市街地総合整備事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に都市再生特別措置法第 81 条第１項の規定により市町村が作成する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に定められた同条第２項第２号に規定する居住誘導区域を設定することを前提に、「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。また、平成２８年度末までに中心市街地活性化法第９条に規定される中心市街地活性化基本計画について内閣総理大臣の認定を受ける場合は、当該中心市街地活性化基本計画に基づいて行われる事業に限り、なお従前の例による。

4　２.２第９号ホに規定する「耐火建築物等」及び「準耐火建築物等」に関する規定は、

建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)の施行の日から適用する。

5　令和４年３月 31 日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

6　防災街区整備事業のうち令和８年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。

7　この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

表イ-１６-(８)-１　都市再生住宅等の整備に係る地区等

(1)都市再生住宅等整備の対象事業	(2)都市再生住宅等整備の内容	(3)都市再生住宅等整備を行う地区
整備地区の整備	都市再生住宅等の整備 従前居住者用の宅地の整備	整備地区又は当該地区に近接する地区
市街地再開発事業等	都市再生住宅等の整備	市街地再開発事業の施行区域等
特別の事情がある場合の市街地再開発事業等に関連して緊急に整備が必要な公共施設の整備事業、建替等対象団地の建替事業等、高規格堤防等整備事業と関連して行われる優良建築物等整備事業及び都市・居住環境整備基本計画に位置づけられた事業	都市再生住宅等の整備	入居することとなるものの利便を考慮した適正な立地条件を備えた地区
マンション建替事業等	都市再生住宅等の整備	施行マンション若しくは施行再建マンションの敷地の区域等又は当該区域に近接する区域

(注)

1　賃貸施設の建設等は、整備地区の整備に係るもの（整備地区内に整備する場合に限る。）又は市街地再開発事業に係るもの（市街地再開発事業の施行地区に整備する場合に限る。）とする。

2　「市街地再開発事業等」とは、都市再開発法第２条第１号に規定する市街地再開発事業、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業、大都市法第２条第４号に規定する住宅街区整備事業、イ-１３-（１）-①に規定する都市防災総合推進事業又は防災街区整備事業をいう。

3　「市街地再開発事業の施行区域等」とは、都市再開発法第２条第３号に規定する施行地区、都市計画法第 10 条の２第１項第１号の規定により都市計画に定められた市街地再開発促進区域若しくは同項第２号の規定により都市計画に定められた住宅街区整備促進区域、同法第 12 条第２項の規定により都市計画に定められた市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業若しくは防災街区整備事業の施行区域又はイ-１３-（１）-①に規定する都市防災総合推進事業２.第４項第二号に規定する不燃化促進区域をいう。

4　「関連して緊急に整備が必要な公共施設」とは、都市計画法第７条の２第１項の都市再開発の方針に、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の整備又は開発の計画の概要を定めた区域内における市街地再開発事業等の実施に関連し、緊急に整備が必要となる公共施設をいう。

5　「建替等対象団地の建替事業等」とは、「地域リロケーション住宅の供給について」（平成 12 年 11 月 22 日付け建設省住備発第 72 号）により実施される建替等対象団地内の公共賃貸住宅の建替え及び全面的改善事業をいう。

6　「高規格堤防等整備事業」とは、高規格堤防（河川法第６条第２項に規定する高規格堤防をいう。）及びこれに準ずる堤防の整備に関する事業をいう。

7　「優良建築物等整備事業」とは、イ－１６-（２）に規定する優良建築物等整備事業をいう。

8　「マンション建替事業等」とは、一又は二のいずれかに該当するものであること。

一　マンション建替え円滑化法第２条第４号に規定するマンション建替事業で、次に掲げる要件に該当するもの

イ　施行マンション（マンション建替え円滑化法第２条第６項に規定する施行マンションをいう。以下イ－１６－（８）関係部分において同じ。）の敷地が都市再開発法第２条の３第１項第１号に規定する計画

的な再開発が必要な市街地、同条第２項に規定する計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ継続的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区又は４．第２号イ ａ の⑧に規定する区域の区域内にあり、かつ、施行マンションの敷地に接する道路の中心線以内の面積が 1,500 平方メートル以上であること。

ロ　施行マンションの住戸が 50 戸以上であり、かつ、当該マンションが減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の２を経過していること

二　マンション建替え円滑化法第 102 条第２項の規定による除却の必要性に係る認定を受けたマンションについて実施する同法第２条第１項第９号に規定するマンション敷地売却事業

９　「施行マンション若しくは施行再建マンションの敷地の区域等」とはマンション建替え円滑化法第 10 条若しくは第 47 条の規定により事業計画に定められた施行マンションの敷地の区域、同法第 10 条若しくは第 47 条の規定により事業計画に定められた施行再建マンションの敷地の区域、同法第 120 条第１項の規定により認可を受けたマンション敷地売却組合の定款に定められた売却マンション（同法第２条第１項第 10 号に規定する「売却マンション」をいう。）の敷地の区域をいう。

表イ-１６-(８)-２　建築物の老朽度等の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
老朽度	築後経過年数	耐用年限の ２分の１超過、耐用年限の ３分の２以下のもの	100	130
		耐用年限の ３分の２超過のもの	130	
耐火性	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		同壁面数が３以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
接道	道路幅員	接する道路の幅員が 2.7m以上４m未満のもの	20	50
		接する道路の幅員が 1.8m以上 2.7m未満のもの	30	
		接する道路の幅員が 1.8m未満のもの	50	
	袋路状道路	延長 35m以上の袋路にのみ接しているもの	10	
	接道延長	接道部分の延長が２m未満のもの	20	
採光・通風	天空遮蔽率	主要居室の主要開口部の前面における天空遮蔽率が 30%以上 50%未満のもの	10	30
		同 50%以上 70%未満のもの	20	
		同 70%以上のもの	30	
	障害物	採光・通風確保の観点から著しい障害となるものが住宅に隣接しているもの	10	
	住宅形状	採光・通風上不合理な形状であるもの	10	
建築基準法不適合	道路内制限	道路内建築制限に適合していないもの	20	40
	用途地域	用途地域の制限に適合していないもの	20	
	容積率	延べ面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	
	建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	

注１）　評定項目に応ずる評点の合計（ただし、評点の合計が最高評点を超えるときはその最高評点）をその評定区分の評点とし、評定区分ごとの評点の合計をその住宅の評点とする。

注２）　耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める年数とする。

＜住宅の場合＞

RC(SRC)	ﾚﾝｶﾞ、ﾌﾞﾛｯｸ	金　属	木　造	木造ﾓﾙﾀﾙ	簡易建物
47 年	38 年	34、27、19 年	22 年	20 年	10、7 年

注３）　本表による評点に代えて、住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第１条第１項の規定による評点並びに本表のうち接道及び採光・通風に関する評点の合計をもって、その住宅の評点とすることができる。

表イ-１６-（８）-３　都心共同住宅供給事業国庫補助採択要件

（１）敷地及び構造等の要件（都市・居住環境整備重点地域に係るものにあっては、イ及びロを除く。）

<table>
<tr><td>イ</td><td colspan="2">敷地に接する道路の中心線以内の面積が原則として５００㎡以上であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ロ</td><td colspan="2">①欄に掲げる最高限度に応じて、②欄に掲げる空地の面積の敷地面積に対する割合を満たす面積以上の空地を確保すること。ただし、空地の面積は、絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計とし、公開空地面積については、総合設計許可準則に関する技術基準について（昭和６１年１２月２７日付け建設省住街発第９４号）に準じて積算することができる。</td></tr>
<tr><td>①　建築基準法第５３条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度（「最高限度」）</td><td>②　空地の面積の敷地面積に対する割合</td></tr>
<tr><td>１０分の５以下</td><td>１から建築基準法第５３条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に１０分の１．５を加えた数値</td></tr>
<tr><td>１０分の５を超え、１０分の５．５以下の場合</td><td>１０分の６．５</td></tr>
<tr><td>１０分の５．５を超える場合</td><td>１から建築基準法第５３条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に１０分の２を加えた数値</td></tr>
<tr><td>ハ</td><td colspan="2">敷地が、原則として、幅員６ｍ以上の道路に４ｍ以上接すること。</td></tr>
<tr><td>ニ</td><td colspan="2">耐火建築物等又は準耐火建築物等であること。</td></tr>
</table>

（２）タイプ

<table>
<tr><td>イ　共同化タイプ</td><td>２以上の敷地又は敷地以外の一団の土地（以下「敷地等」という。）について所有権等を有する２人以上の者又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目的となっている敷地等の区域において行う一の構えを成す建築物（建築基準法第８６条第１項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる２以上の構えを成す建築物を含む。以下同じ。）及びその敷地等の整備で、整備する建築物の延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものをいう。ただし、当該敷地等について所有権を有する者が２人である場合は、その面積が２００平方メートル未満である敷地等又はその形状が不整形である敷地等を含むものに限るものであること。この場合において、当該所有権等を有するものの人数の算定上、一の権利を共有するものは１人とみなし、土地又は借地権の信託の受託者を除くものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ　市街地環境形成タイプ</td><td>次のいずれかの要件に該当する建築物及びその敷地等の整備で、整備する建築物の延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものをいう。</td></tr>
<tr><td>１）建築基準法第６９条に規定する建築協定、都市計画法第１２条の５第２項第３号に規定する地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第９条第２項第２号に規定する沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること。</td></tr>
</table>

	2）次に掲げるいずれかに該当するものであること。 ①　日常的に開放され、市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する敷地（建築物を含む。）内の公共的通路等を整備するもの ②　敷地内の事業認可前の都市計画施設部分、都市計画法第１２条の５第２項に規定する地区施設部分を空地として確保することにより、都市計画施設等の整備の促進に寄与するとともに、歩行者空間としての確保等にも寄与するもの ③　都市再生推進事業制度要綱（平成１２年３月２４日建設省経宅発第 37-2 号、建設省都計発第 35-2 号、建設省住街発第２３号）に基づく地方拠点整備総合計画区域及び市街地環境整備総合計画区域内において施行されるものであること。
ハ　マンション建替タイプ	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に掲げる耐用年数の３分の１を経過し、又はこれと同程度の機能低下を生じている共同住宅（当該共同住宅が取壊し等により、現に共同住宅として使用されていない場合を含む。）に関し、区分所有法第２条第１項に規定する区分所有権を有する者（以下イ-１６-（８）関係部分において「区分所有者」という。）又は区分所有者の同意を得た者が１人で、又は数人共同して、当該権利の目的となっている敷地等の区域内で行う共同住宅の建替え及びその敷地等の整備であり、次に掲げる要件に該当するものをいう。
	1）市街地総合再生計画等の区域内において行われる事業であること又は次に掲げる周辺市街地整備に寄与する事業のいずれかに該当するものであること。 ①　その敷地内で狭小道路に面する部分の道路拡幅、通路提供等を伴う事業 ②　その敷地内に一般の利用に供する公開空地を確保する事業 ③　近隣環境に配慮し、景観と一体となった建築計画が定められた事業
	2）建替え対象となる共同住宅に係る区分所有者が１０人以上（地区面積が１，０００平方メートル未満で、従前の住宅戸数が１０戸以上の場合は、区分所有者が５人以上）であること。
	3）区分所有法第６２条第１項の規定による建替え決議又は区分所有者全員の総意による建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていること。
	4）建替え後の建築物の延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供し、かつ、建替え前の戸数又は建替え前の延べ面積以上の住宅を供給すること。
ニ　住宅複合利用タイプ	住宅を他の施設と共同して建設することにより、住宅の地価負担を軽減するものであって、住宅を１５戸（都市計画法第１２条の４第１項第１号に掲げる地区計画のうち、同法第１２条の９に規定する事項が定められたものの区域内並びに同法第８条第１項に掲げる近隣商業地域、商業地域及び特別用途地区（建築物の中高層階における住宅の確保及び住居の環境の保護を図ることを目的とするものに限る。）の区域内においては１０戸）以上供給する建築物及びその敷地等の整備をいう。
ホ　優良住宅供給タイプ	大都市法第１０１条の３の規定に基づく都府県知事の認定を受けた計画により３０戸以上の住宅を供給する建築物及びその敷地等の整備をいう。

表イ-１６-(８)-４　整備計画策定等事業

事業及び内訳		説　明
イ　整備計画作成		
	(1) 広域調査	整備地区を選定するため、整備計画を策定する事業主体の行政区域の相当範囲を対象に行う土地利用、施設現況等の調査に関する事業
	(2) 整備計画作成調査	整備計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成（防災再開発促進地区の設定経費を含む。）に関する事業
ロ　事業計画作成		事業計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成に関する事業並びに事業計画の作成等に関する事業
ハ　推進事業		住宅市街地総合整備事業の推進に必要な以下に掲げる事業 ①　施行者又は施行者から委託等を受けた者が行う事業推進のために必要な関係機関、地元住民等との調整業務等及び当該業務の実施に必要な現地事務所の設置 ②　地元住民協議会及びＮＰＯ法人等並びに防災街区計画整備組合及び防災街区整備推進機構における事業普及活動促進事業等 ③　ブロック単位の実施計画の策定 ④　建替促進事業計画の作成 ⑤　再評価等の事業評価
二　地域防災力向上事業		地域防災力を向上させるために行う感震ブレーカー等の設置（地方公共団体が普及啓発活動等を行い、かつ、出火防止や火災拡大防止に効果があるものに限る。）、地域防災力の実効性を向上させるために行う防災マップ作成、防災訓練及び防災人材育成等の活動に関する事業
ホ　都市・居住環境整備基本計画作成		
	(1) 都市・居住環境整備基本計画作成	都市・居住環境整備基本計画の作成に関する事業
	(2) 事業推進コーディネート	都市・居住環境整備重点地域において、地権者による共同化や民間事業者による再開発等の誘導、良質な都市住宅の整備を通じて低未利用地の有効利用と都市構造の再編に資する良好な住宅市街地の整備を促進するためのコーディネートに関する事業

表イ-１６-(８)-５　市街地住宅等整備事業

(あ)	区分	拠点開発型・街なか居住再生型・都心共同住宅供給事業	住宅団地ストック活用型（注１）	密集住宅市街地整備型					防災街区整備事業
				個別建替え	誘導建替え	まちづくり建替え	認定建替え	防災建替え	
(い)	共同施設整備等								
	1　調査設計計画								
	イ　事業計画作成費								
	(1)　現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○						○
	(2)　基本設計費	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)　敷地設計費	○	○						○
	(4)　公共施設設計費	○	○						○
	(5)　資金計画作成費	○	○						○
	(6)　環境アセスメント費	○	○						○
	(7)　PFI 事業者選定費								○
	(8)　建物状況調査（耐震診断、耐用年数の評価等）に要する費用（注２）								○
	ロ　地盤調査費	○	○						○
	ハ　建築設計費	○	○	○	○	○	○	○	○
	ニ　権利変換計画作成費								○
	2　土地整備（注３）（注４）								
	イ　建築物除却等費	○	○	○	○	○	○	○	○（注５）
	ロ　仮設店舗等設置費	○（注６）	○（注６）						
	ハ　補償費等	○	○	○	○	○	○	○	○
	3　共同施設整備（注３）								
	イ　空地等整備費								
	(1)　通路整備費	○	○	○（注７）	○	○	○		○
	(2)　駐車施設整備費	○	○		○	○	○		○
	(3)　児童遊園整備費	○	○		○	○	○		○
	(4)　緑地整備費	○	○		○	○	○		○
	(5)　広場整備費	○	○		○	○	○		○

ロ　供給処理施設整備費									
	(1)　給水施設整備費	○	○			○	○		○
	(2)　排水施設整備費	○	○			○	○		○
	(3)　電気施設整備費	○	○			○	○		○
	(4)　ガス供給施設整備費	○	○			○	○		○
	(5)　電話施設整備費	○	○			○	○		○
	(6)　ごみ処理施設整備費	○	○			○	○		○
	(7)　情報通信施設整備費	○	○						
	(8)　熱供給施設整備費	○	○			○	○		○
ハ　その他の施設等整備等費									
	(1)　共用通行部分整備費	○	○			○	○		○
	(2)　防災性能強化工事費	○	○			○	○		○
	(3)　防災関連施設整備費	○	○						
	(4)　航空障害燈設置費	○	○						
	(5)　防音・防震等工事費	○	○			○ （注８）			○
	(6)　社会福祉施設等との一体的整備費	○	○			○	○		○
	(7)　立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○			○	○		○
	(8)　公共用通路整備費	○	○						
	(9)　駐車場整備費	○	○			○	○		○
	(10)　機械室（電気室を含む。）整備費	○	○			○	○		○
	(11)　集会所及び管理事務所整備費	○	○			○	○		○
	(12)　高齢者等生活支援施設整備費	○	○						○
	(13)　子育て支援施設整備費	○	○			○	○		○
	(14)　避難設備設置費	○	○			○	○		○
	(15)　消火設備及び警報設備設置費	○	○			○	○		○
	(16)　監視装置設置費	○	○			○	○		○

			(17)　避雷施設設置費	○	○			○	○		○
			(18)　電波障害防除施設設置費	○	○			○	○		○
			(19)　耐火等構造費							○	
			(20)　共同化促進費					○	○		
			(21)　公開空地用地取得費						○（注９）		○（注９）
			(22)　地区計画等に定められた施設整備費								○
	循環利用住宅整備				○						
	公共空間等整備										
		1　公共空間整備費（注 10）		○	○						
		2　公開空地整備費（注 11）		○	○						
		3　駅施設整備費（注 12）（注 13）		○	○						

（注１）公園・緑地・広場の整備及び地方公共団体又は地域住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却を除き、既存ストックの改修に限る。

（注２）施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備・活用する場合に限る。

（注３）防災街区整備事業のうち、次表（ア）欄に該当するものにあっては、それぞれの費用の額に（イ）欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、令和３年３月 31 日までに着手している事業又は令和３年度中に都市計画決定を受ける予定の事業であって、「都市機能誘導区域内であって、鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径 500mの範囲内において実施される事業」については、当該費用の額に 1.20 を乗じて得た額とする。

（ア）事業	（イ）係数
○　認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 ○　予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた防災施設建築物の整備を含む事業 ○　CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた防災施設建築物の整備を含む事業 ○　エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一体的に取り組まれる事業	1.20

○　密集市街地整備法第３条の規定に基づき定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね 500ｍの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○　住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月 19 日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね 500ｍの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○　都市機能誘導区域内のイ－１０（１）６．１の（２）に規定する中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業	1.35
○　（イ）係数 1.35 を満たす（ア）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 ①　以下のすべてを満たすもの ・　従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150％を加えたもの以下、かつ、600％以下であること ・　大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ②　（イ）係数 1.20 を満たす（ア）事業要件のいずれかを満たす事業	1.50

（注４）住宅団地ストック活用型を除き、住宅等の整備に伴って必要となる土地整備に限る。

（注５）施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備・活用する場合の曳家移転工事に要する費用を含む。

（注６）都心共同住宅供給事業は除く。

（注７）隣地を取得して建替える戸建住宅（以下、「隣地取得型戸建住宅」という。）と同時に整備されるものであって、地方公共団体と緊急時避難路として活用する旨の協定が締結された通路に限る。

（注８）１ヘクタール当たりの工場の延べ面積の合計が概ね 800 平方メートル以上、かつ、木造住宅率が５割以上の地区（以下「住工混在型地区」という。）において工場併存住宅に建て替える場合（老朽建築物等の除却の跡地において工場併存住宅を建設する場合を含む。）及び住工混在型地区において都市再生機構が工場併存住宅に建て替える場合（老朽建築物等の除却の跡地において工場併存住宅を建設する場合を含む。）に限る。

（注９）空地等整備費の（１）～（５）又はその他の施設等整備等費の（１）若しくは（７）に係る土地に限る。

（注 10）住宅等の整備に伴って市街地住宅等整備事業者が行う管理上担保措置のある道路、公園、給排水施設等及びこれらに付帯する設備の工事に要する費用（設計費を含む。）並びに道路、公園、給排水施設等の整備に必要な用地・補償費（義務的に整備すべき部分に係る額を除く。）若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等の整備に要する費用

（注 11）住宅等の整備に伴って市街地住宅等整備事業者が行う管理上担保措置のある空地等及びこれらに付帯する設備の工事に要する費用（設計費を含む。）

（注 12）次に掲げる鉄道整備事業について行う市街地住宅等整備事業者の負担

①　新駅の設置（一体的に行われる軌道の敷設を含む。）

②　既存駅の改良（一定的に行われる軌道の敷設を含む。）

（注 13）以下の①及び②に要する費用の合計額

①　鉄道整備負担費

鉄道事業者と市街地住宅等整備事業者とが結ぶ鉄道整備事業の費用に関する負担協定（鉄道整

備に係る費用について鉄道事　業者以外に複数の負担者がいる場合において、市街地住宅等整備事業者が負担する費用が最終的に鉄道事業者に支払われることとなる協定を含む。以下同じ。）に基づき市街地住宅等整備事業者が負担する次に掲げる費用を合計した額

・用地買収費
・調査設計費及び測量試験費
・土木工事費
・建築工事費
・機械設備費

②　用地費差額負担費

鉄道事業者と住宅整備事業者との負担協定に基づいて、住宅整備事業者が鉄道事業者に土地を譲渡する場合における当該土地の取得及び造成に要する費用と鉄道事業者への譲渡価格との差額

表イ-１６-(８)-６　居住環境形成施設整備

(あ)	区分	拠点開発型・街なか居住再生型	住宅団地ストック活用型（注１）	密集住宅市街地整備型・防災街区整備事業
(い)	老朽建築物等除却（注２）			○
	地区公共施設等整備（注２）			
	(1) 市街地景観形成施設			
	①　電線類の地下埋設（注３）	○		○
	②　電波障害防除施設（注４）	○		
	③　地域冷暖房施設（注５）	○		
	④　地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設並びにストリートファーニチャー・モニュメント等	○		
	(2) 環境共生施設			
	①　雨水浸透施設	○		○
	②　コンポスト等	○		
	③　雨水等有効利用施設	○		○
	④　太陽エネルギー利用システム（注６）	○		○
	(3) 福祉空間形成施設			
	①　地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する歩行支援施設並びに障害者誘導施設等	○	○	
	②　屋外及び屋内の移動システム、移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間、移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設等	○	○	
	(4) 地域生活基盤施設（注７）			
	①　立体的遊歩道等（注８）	○	○	○（注 12）
	②　空間創出施設	○	○	○（注 13）
	③　コワーキングスペース等（注９）		○	

	④　コミュニティ施設（集会所、子育て支援に資する施設、高齢者生活相談設置（注 10）及び情報板）	○	○	○（注 12）
	⑤　防災関連施設（既存施設の防災機能の向上に資する改修に要する事業を含む）	○	○	○（注 12）
	⑥　工場等の移転補償（注 11）			○
	⑦　生活支援施設（住替支援施設、生活サービス拠点施設、交通関連施設）		○	
	(5)地区公共施設			
	①　道路	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
	②　公園	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
	③　緑地	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
	④　広場	○（注 14）	○（注 14）	○（注 12）
	⑤　駐車場及び駐輪場等	○（注 14）	○（注 14）	
	⑥　給排水工事			○（注 12）
	(6)空き家等活用			
	①　空き家住宅又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等	○（注 15）（注 16）	○（注 15）	
	(7)その他			
	①　その他国土交通大臣が必要と認める施設			○
仮設住宅等設置（注２）				○

（注１）公園・緑地・広場を除き、既存ストックの改修に限る。

（注２）測量、調査、設計に要する費用を含む。ただし、設計に要する費用については、昭和 54 年７月 10 日付け建設省告示第 1206 号により算出した額を標準とする。

（注３）民地に地上機器を設置する場合の用地費及び補償費を含み、電力会社等が負担する費用を除く。

（注４）住宅等の整備によってテレビ聴視障害を受ける区域に対するテレビ共同聴視施設の整備のうち、設計に要する費用

（注５）地域冷暖房施設のシステムに関する設計に要する費用

（注６）住宅局長が特に必要と認める費用に限る。

（注７）既存建造物の活用による整備を行う場合については、整備地区当たりの補助対象額が 100 万円以上の事業に限る。

（注８）立体的遊歩道、人工地盤及び人工歩廊等の整備

（注９）次の全ての要件を満たすものに限る。

①入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること

②利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること

③当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと

（注 10）「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」（平成 13 年３月 28 日付け国住備発第 51 号、厚生労働省発第 114 号）記２（１）に規定するシルバーハウジング・プロジェクトに係る高齢者生活相談所に限る。

（注 11）①　住工混在地区において、施行地区を整備するために行う必要最小限の工場等の移転に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用

②　補助対象となる工場等は、建築基準法第３条第２項の規定により同法第 48 条の規定、同法第 49 条及び第 50 条の規定に基づいて地方公共団体が定める条例の規定並びに同法第 68 条の２第１項の規定に基づいて市町村が定める条例中建築物の用途の制限を定める規定の適用を除外されている建築物で、次の各号に掲げるもの

(1) 作業場の床面積が 500 ㎡以下の工場

(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用に供する部分の面積が 500 ㎡以下のもの

（注 12）用地の取得及び造成（代替地等及び公共施設用地転換地の取得を含む。）を含む。

（注 13）管理上の担保があり、公的主体が管理するものに限り、用地・補償費相当額を含む。

（注 14）用地の取得（借地権の取得に要する費用を含む。なお、用地を取得し、特別会計等で経理が明らかにされている場合には、その買収費、補償費等及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額（当該用地の時価に補償費を加えた額の範囲内）及びこれにより通常生ずる損失の補償を除き、補助を受けて取得した代替用地との交換による用地の取得により通常生ずる損失の補償を含む。）を含む。

（注 15）空き家住宅又は空き建築物について、地域コミュニティの維持、再生に資する用途に 10 年以上活用するものに限る。

（注 16）拠点開発型重点整備地区に係る事業については、次の全ての要件を満たす区域で行われるものに限る。

① 道路、公園等の公共施設整備が既に十分に行われていること。

② 新住宅市街地開発事業、区画整理事業等の市街地開発事業、開発許可により開発された事業又は一団地の住宅施設事業等により整備されていること。

③ まちびらきから 30 年以上が経過していること。

④ 直近の 10 年間で人口が 5%以上減少していること。

表イ-１６-（８）-７

⑴ 個別建替え	イ　構造	耐火構造又は準耐火構造（ただし、耐火建築物等又は準耐火建築物等の場合はこの限りでない。）。ホ欄ただし書の規定の適用を受ける建築基準法第 43 条の規定に適合しない無接道敷地を含む隣地取得型戸建住宅の建替え（同条の規定に適合する敷地（以下「接道敷地」という。）を所有する者が隣接する同条の規定に適合しない敷地（以下「無接道敷地」という。）を取得して、又は無接道敷地を所有する者が隣接する接道敷地若しくは無接道敷地を取得して行う戸建住宅の建替えをいう。）にあっては耐火建築物等又は準耐火建築物等。
	ロ　用途・形式	重ね建住宅、連続住宅、共同住宅又は隣地取得型戸建住宅
	ハ　床面積・居室	各戸（隣地取得型戸建住宅の場合は当該住戸）が原則として 35 ㎡以上 120 ㎡以下（共用部分を除く。）、かつ２以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住宅にあっては、原則として 18 ㎡以上、かつ１以上の居住室を有するもの。
	ニ　設備	各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること
	ホ　敷地面積	150 ㎡以上。ただし、次に掲げる基準に適合する場合にあっては、100 ㎡以上、無接道敷地を含む隣地取得型戸建住宅の建替えにあっては 75 ㎡以上。 １．壁面の後退 次の(1)又は(2)のいずれか１つを満たしていること (1) 建築物の道路境界線からの後退距離を 50㎝以上とすること (2) 建築物の敷地面積の５％以上の一定のまとまりのある空地（緑地を含む。）を前面の道路に接して確保すること ２．建築物の形状等 建築物の形状、外壁等の色彩は、周辺の環境に配慮したものとすること
⑵ 誘導建替え	イ　構造	耐火構造又は準耐火構造（ただし、耐火建築物等又は準耐火建築物等の場合はこの限りでない。）
	ロ　用途・形式	重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅
	ハ　床面積・居室	各戸が原則として 35 ㎡以上 120 ㎡以下（共用部分を除く。）、かつ２以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住宅にあっては、原則として 18 ㎡以上、かつ１以上の居住室を有するもの。
	ニ　設備	各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること
	ホ　階数	地上階数３以上。ただし、以下のいずれかの場合にあっては、地上階数２以上 ａ　第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内で建設する場合 ｂ　日照等周囲の住環境を良好に保つ上で地上階数３以上の建物の建設が不適当である場合
	ヘ　敷地面積（協調化を行う	200 ㎡以上

	場合にあっては、複数の敷地面積の合計）		
(3)まちづくり建替え	イ　形態	共同化、協調化、協定等適合化又は都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が行う建設	
	ロ　構造	耐火構造又は準耐火構造（ただし、耐火建築物等又は準耐火建築物等の場合はこの限りでない。）	
	ハ　用途・形式	重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅	
	ニ　床面積・居室	各戸が原則として３５㎡以上 120 ㎡以下（共用部分を除く。）、かつ２以上の居住室を有するもの。ただし、単身者用の小規模住宅にあっては、原則として 18 ㎡以上、かつ１以上の居住室を有するもの。	
	ホ　設備	各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること	
	ヘ　階数	地上階数３以上。ただし､以下のいずれかの場合にあっては､地上階数２以上。 ａ　第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内で建設する場合 ｂ　日照等周囲の住環境を良好に保つ上で地上階数３以上の建物の建設が不適当である場合	
	ト　敷地面積	共同化	100 ㎡、又は都市計画等において定められた建築物の敷地面積の最低限度の数値のうち、いずれか大きい数値以上
		協定等適合化	敷地面積要件の適用なし
		その他	敷地面積の合計が 300 ㎡以上、かつ、有効空地（道路、広場、屋外駐車場等）が原則として敷地面積の１０％以上確保されること
(4)認定建替え	密集市街地整備法第５条第１項の規定に基づく建替計画の認定を受けた建替え又は密集市街地整備法第５条第１項第１号から第４号までに規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長が認定する建替えにより新築される建築物であること		
(5)防災建替え	次に掲げる区域において行う耐火建築物等又は準耐火建築物等の建設（老朽木造建築物の除却を伴うものに限る。） ①　密集市街地整備法第３２条第２項第２号に規定する防災街区整備地区計画に定められる特定地区防災施設の周辺 ②　密集市街地整備法第３１条に規定する特定防災街区整備地区 ③　密集市街地整備法第３条に規定する防災街区整備方針に整備に関する計画の概要を定められる防災公共施設の周辺		
1　「耐火構造の住宅」とは、旧住宅金融公庫法（昭和２５年法律第１５６号）第２条第４号に規定するものをいう。 2　「準耐火構造の住宅」とは、旧住宅金融公庫法第２条第５号に規定するものをいう。 3　「耐火建築物等」とは、建築基準法第 53 条第３項第１号イに規定する建築物のことをいい、「準耐火建築物等」とは、同号ロに規定する建築物のことをいう。 4　住工混在型地区においては、住宅には工場併存住宅を含むものとする。			

表イ-１６-(８)-８

住宅の通行の用に供する共用部分は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。 一　廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。 二　階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。

三　階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
四　廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

表イ-１６-(８)-９

住戸内の各部は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。
一　床は、段差のない構造のものであること。ただし、浴室の出入口にあつては、動作の補助のための手すり（以下「補助手すり」という。）が設けられている場合はこの限りでない。
二　出入口の幅及び配置並びに廊下の幅は、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
三　階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
四　ドアその他の出入口に設置する建具は、高齢者等の利用に配慮した把っ手の設置等の措置が講じられたものであること。
五　浴室及び階段には、補助手すりが設けられていること。また、玄関、便所、脱衣所、洗面所及び廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
六　バルコニー及び窓は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

イ－１６－（９）街なみ環境整備事業

１．目的

この事業は、住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して国等が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．定義

１　街なみ環境整備事業とは、次の各号に定める事業及びこれらに附帯する事業をいう。

一　協議会活動助成事業　イ-１６-(９)に定めるところに従って事業主体が行う協議会の活動に対する助成をいう。

二　整備方針策定事業　イ-１６-(９)に定めるところに従って事業主体が行う街なみ環境整備方針の策定をいう。

三　街なみ整備事業　イ-１６-(９)に定めるところに従って事業主体が行う事業計画の策定、地区施設等の整備及び空家住宅等の除却をいう。

四　街なみ整備助成事業　イ-１６-(９)に定めるところに従って行われる街なみ環境整備方針に基づき地区住民の行う門、塀等の移設及びこれに伴う分筆登記、共同建替等の共同施設整備並びに修景施設の整備等に対する助成をいう。

２　イ-１６-(９)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　景観地区　都市計画法第８条第１項第６号に規定する景観地区をいう。

二　景観計画区域　景観法（平成１６年法律第１１０号）第８条第１項に規定する景観計画において定める景観計画の区域をいう。

三　景観整備機構　景観法第 92 条第１項に規定する景観整備機構をいう。

四　事業主体

街なみ環境整備事業を施行する地方公共団体等で、要綱本編第４に規定する交付対象をいう。

五　施行者

街なみ整備助成事業の対象事業を施行する街づくり協定を締結する者（９.第２号のただし書きで定める計画等の対象区域の住民を含む。）又は景観整備機構で、要綱本編第３第４号に規定する交付金事業者をいう。

六　街なみ環境整備促進区域　イ-１６-(９)に基づいて事業主体が街なみ環境整備方針によって定める土地の区域をいう。

七　街なみ環境整備事業地区　イ-１６-(９)に基づいて事業主体が街なみ環境整備方針によって定める土地の区域をいう。

八　地区内権利者等　土地所有者等及び関係地方公共団体、建築士会、コンサルタントその他当該区域の街なみ整備に関し、指導、助言、助成等を行う者をいう。

九　協議会　地区内権利者等により構成され、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討を行う組織をいう。

十　街づくり協定　イ-１６-(９)に基づいて土地所有者等が定める協定をいう。

十一　土地所有者等　土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有す

る者をいう。

十二　接道不良住宅　その敷地が幅員４メートル以上の道路に接していない住宅をいう。

十三　地区施設　道路、通路、小公園、広場、緑地その他街なみ環境整備促進区域の住環境の整備改善のために必要な施設をいう。

十四　地区防災施設　屋外消火栓、防火水槽その他街なみ環境整備促進区域の防災性の向上のために必要な施設をいう。

十五　生活環境施設　集会所その他地区住民の街なみ形成のための活動拠点又は地区の景観形成のため設置する非営利的施設で、街なみ環境整備促進区域の住民が主として利用するものをいう。

十六　景観重要建造物　景観法第 19 条第１項の規定に基づき指定を受けた建造物をいう。

十七　歴史的風致形成建造物　歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の規定に基づき指定を受けた建造物をいう。

十八　歴史的風致維持向上計画　歴史まちづくり法第５条題８項の規定に基づき認定を受けた計画をいう。

十九　地区施設等　地区施設、地区防災施設及び生活環境施設等をいう。

二十　空家住宅等　本事業を実施しようとするときに使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない住宅及び住宅以外の建築物で、その除却後の跡地が街なみ整備のための計画的利用に供されるもの及び住宅地区改良法施行規則別表の２項(ろ)欄に掲げる各評点項目につき同表(は)欄に掲げる評点内容に応ずる同表(に)欄に定める評点を合計した評点が 100 を超える住宅及び住宅以外の建築物

二十一　省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

二十二　ZEB 水準　再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減(小規模（300 ㎡未満）は 20%削減)となる省エネ性能の水準をいう。

３．事業主体

１　街なみ環境整備事業は、市町村又は法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会（以下イ－１６－(９)関係部分において「法定協議会」という。）が施行する。

２　都道府県は、市町村又は法定協議会が街なみ環境整備事業を施行することが困難な場合その他特別な事情がある場合においては、街なみ環境整備事業を施行することができる。

４．街なみ環境整備促進区域

街なみ環境整備促進区域は、面積が１ヘクタール以上である土地の区域のうち、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　次に掲げる基準に該当すること。

イ　当該区域内の住宅の戸数（その区域の外周の道路の幅員が４メートル以上である場合には、当該道路に接する住宅の戸数を除く。）に対する接道不良住宅の戸数の割合が７割以上であること。

ロ　当該区域（道路、公園、広場、緑地、鉄道、軌道、下水道、河川及び工場の敷地の用に供されている部分を除く。）の面積に対する当該区域内の住宅の戸数の割合が、原則として１ヘクタール当たり 30 戸以上であること。

二　次に掲げる基準に該当すること。

イ　当該区域内の幅員６メートル以上の道路の延長が、原則として当該区域内の道路総延長の４分の１未満であること。

ロ　当該区域内の公園、広場及び緑地の面積の合計が、原則として当該区域の面積の３パーセント未満であること。

三　景観計画区域又は景観地区の区域の一部若しくは全部を含むこと、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部を含むこと、又は地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされていること。

５．　街なみ環境整備方針

１　事業主体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に基づく事項を定めた街なみ環境整備方針を記載するものとする。

一　街なみ環境整備方針においては、街なみ環境整備促進区域及び当該街なみ環境整備促進区域の整備に関する基本方針を定めなければならない。

ニ　街なみ環境整備促進区域の整備に関する基本方針においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

イ　地区施設等の整備に関する基本方針

ロ　住宅等の整備に関する基本方針

ハ　街なみ環境整備促進区域の整備予定時期

ニ　その他当該区域の整備に関して必要な事項（９.に規定する街なみ環境整備事業地区に関する事項を含む。）

２　事業主体である市町村が都市再生法第 46 条第１項の都市再生整備計画（同法同条第２項第３号に係るものとして街なみ環境整備事業を記載しているものに限る。）を作成し、同法第 47 条第１項の規定に基づき国土交通大臣に提出した場合にあっては、社会資本総合整備計画に街なみ環境整備方針が記載されたものとみなすことができるものとし、６.の規定は適用しないものとする。

６．　街なみ環境整備方針に関する協議

事業主体は、街なみ環境整備方針を定め、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、街なみ環境整備促進区域内の居住者及び利害関係を有する者に対して当該方針の案の周知を図り、意見を聴取する等当該方針にこれらの者の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

７．　街づくり協定の承認

１　街なみ環境整備促進区域内の一団の土地の区域内の土地所有者等は、当該区域の住環境の整備改善を図るため、街づくり協定を定め、事業主体の承認を受けることができる。この場合において、事業主体は、当該協定が８.の規定及び当該区域に係る街なみ環境整備方針に適合するものでなければ、これを承認してはならない。

２　前項の規定は、土地所有者等が街づくり協定を変更しようとする場合に準用する。

８．　街づくり協定

街づくり協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　協定の目的となっている土地の区域
二　住宅等の整備に関する事項
三　住宅等の維持管理に関する事項
四　地区施設等の維持管理等に関する事項
五　街づくり協定を実施するための組織に関する事項
六　街づくり協定の有効期間
七　その他当該街づくり協定を定めようとする区域の住環境の整備改善に関して必要な事項

９．　街なみ環境整備事業地区

街なみ環境整備事業地区は、街なみ環境整備促進区域内における次に掲げる要件に該当する地区でなければならない。

一　地区の面積が0.2ヘクタール以上であること。
二　街づくり協定（7.第１項の規定により事業主体の承認を受けたものに限る。以下イ－１６－（９）関係部分において同じ。）が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区が定められている場合、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合、又は、地方公共団体が定める条例等により住宅等の整備若しくは維持管理に関する事項等が定められている場合には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

10.　地区施設等の整備

事業主体は、街なみ環境整備方針に従って地区施設等の整備を行わなければならない。

11.　地区施設等の管理

事業主体は、街なみ環境整備方針に従って整備された地区施設等の管理を地区住民が行う場合には、当該地区施設等の管理が適切に行われるよう、管理者を指導・監督しなければならない。

12.　住宅等の整備の指導

事業主体は、土地所有者等が街づくり協定等に適合した住宅等の整備を行うよう指導に努めなければならない。

13.　交付対象事業の範囲

交付対象事業の範囲は、表イ－１６－（９）－１のとおりとする。

表イ－１６－（９）－１

項　目　及　び　内　訳	説　　明
1　協議会活動助成事業	良好な街なみ形成方策等に係る検討のために行う勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣その他協議会の活動の費用
2　整備方針策定事業	街なみ環境整備事業の実施に当たり必要となる以下の費用

一　現況調査費	街なみ環境整備方針を策定するため必要となる現況の測量、現況図の作成及び説明会の開催に必要な費用
二　物件等調査費	街なみ環境整備方針を策定するため必要となる物件、権利関係の調査及び説明会の開催に必要な費用
三　整備方針策定費	街なみ環境整備方針の策定及び説明会の開催に必要な費用
3　街なみ整備事業	事業主体が街なみ環境整備事業地区を整備するために要する以下の費用
一　事業計画策定費	街なみ環境整備事業の実施に当たり必要となる事業計画の策定及び説明会の開催に必要な費用
二　地区施設整備費	
イ　道路整備費	道路の用地の取得、築造、舗装及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用。ただし、用地の取得及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用については、特定の者に負担を求めることが困難であると認められるもののうち、次に該当する部分に係る費用に限る。 a　道路のすみ切部分 b　少なくとも１つが幅員４メートル以上である２以上の道路に接している敷地に接している幅員４メートル未満の道路の拡幅部分 c　a及びb以外の道路の拡幅部分（整備後の幅員が４メートルを超える道路における幅員が４メートルを超える部分に限る。）
ロ　通路整備費	通路の用地の取得、築造、舗装及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
ハ　小公園及び緑地等整備費	小公園、広場、緑地等の用地の取得、造成、植栽、造園及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用並びに街なみ環境整備事業地区内に設置される遊具等の設置に要する費用
ニ　下排水工事費	下排水施設の用地の取得、施設整備及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
ホ　測量・調査・設計費	地区施設の整備を実施するために必要となる測量、調査及び設計に要する費用
三　地区防災施設整備費	屋外消火栓、防火水槽等街なみ環境整備促進区域の防災性の向上に資する施設の用地の取得、施設整備及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
四　生活環境施設整備費	集会所その他街なみ環境整備促進区域の住民の街なみ形成のための活動支援又は街なみ環境整備事業地区の景観形成のために設置する施設の用地の取得、施設整備（既存建造物の活用による整備（街なみ環境整備促進区域当たりの補助対象額が100万円以上の事業に限る。）を含む。）及びこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用
五　空家住宅等除却費	空家住宅等の除却費用又は空家住宅等の除却を行う者に対し除却工事等に要する経費について補助する費用（次のイ及びロにより算出）

	イ　空家住宅等の除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計（国土交通大臣の定める標準建設費等に定める除却工事費（以下「標準除却工事費」という。）に買収費（以下「標準買収費」という。）の１０分の１を加えた額を限度とする。）に１０分の８を乗じて得た額 ロ　事業主体が空家住宅等の除却を行う者に対し除却工事等に要する費用及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計について補助する費用（標準除却工事費に標準買収費の１０分の１を加えた額を限度とする。）に１０分の８を乗じて得た額
六　景観重要建造物整備費	景観重要建造物の修理、買取り又は移設に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修を含む。また、一般公開を行うものについては、内装も含む（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者との間で、その旨を記した協定の締結がなされているものに限る。）
七　歴史的風致形成建造物整備費	歴史的風致形成建造物（確実に指定される予定のものとして予め認定歴史的風致維持向上計画に具体的な記載のあるものを原則とし、かつ、10年間以上の一般公開を行うものに限る。以下同じ。）の修理、買取り又は移設若しくは復原に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者である市町村との間で、一般公開に関する協定の締結がなされているものに限る。）
八　その他国土交通大臣が必要と認める費用	電線の地中化（民地に地上機器を設置する場合の用地費及び補償費を含む）、水路の整備、ストリートファニチャーの設置、案内板の整備その他良好な街なみ形成のため必要であると国土交通大臣が認めるものの費用
4　街なみ整備助成事業	
一　門、塀等移設費	地区施設を整備するため必要となる土地を供出するため施行者が門、塀及び樹木等の移設をしようとする場合の移設に要する費用で、当該門、塀、樹木等を通常適当と認められる移設方法によって移設するために必要な費用
二　分筆登記費	事業主体が実施する地区施設の造成により必要となる当該地区施設用地の建築物等の敷地からの分筆及び登記に要する費用
三　修景施設整備費	景観法第19条第１項に規定する景観重要建造物及び当該建築物の敷地又は街づくり協定等に従って行われる住宅等及び住宅等の敷地の修景を行う場合に必要な次に掲げる費用
イ　建築設計費	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住備発第42号、建設省住整発第27号、建設省住防発第19号、建設省住街発第19号、建設省住市発第12号）第２に規定する費用
ロ　住宅等修景費	住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替に係る工事費

	のうち、外観に係る経費
ハ　建築設備等修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費
ニ　外構修景費	門、塀、さく、植栽、街灯等の整備に要する工事費
ホ　色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費
四　共同建替等共同施設整備等費 イ　調査設計計画 a　地盤調査費 b　建築設計費 ロ　土地整備 建築物除却等費 ハ　共同施設整備 a　空地等整備費 ①通路整備費 ②駐車施設整備費 ③児童遊園整備費 ④緑地整備費 ⑤広場整備費 b　その他の施設等整備等費 ①共用通行部分整備費 ②防災性能強化工事費 ③立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費 ④集会所及び管理事務所整備費 ⑤子育て支援施設整備費	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第２に規定する費用

五　景観重要建造物整備費	イ　景観重要建造物の修理、買取り又は移設に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修を含む。また、一般公開を行うものについては、内装も含む（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者との間で、その旨を記した協定の締結がなされているものに限る。） ロ　イの事業と併せて実施される次の費用 a　建築物の除却、工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化、電線類の無電柱化に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 工作物の外観修景については、当該工作物に付帯して屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、当該工作物の敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む。電線類の無電柱化については、道路区域において道路附属物となるものを除く。 b　案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 c　道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。
六　歴史的風致形成建造物整備費	イ　歴史的風致形成建造物の修理、買取り又は移設若しくは復原に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費及び機械器具費等。修理には耐震改修、往時の姿の再現に係る外観修景及び内装整備を含む。（民間の団体又は個人が所有しているものについては、補助事業者である市町村との間で、一般公開に関する協定の締結がなされているものに限る。） ロ　イの事業と併せて実施される次の費用 a　建築物の除却、工作物の外観修景又は除却、屋外広告物の外観修景、除却又は集約化、電線類の無電柱化、公共公益施設の高質化(道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置)に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 工作物の外観修景については、当該建築物及び工作物に付帯して屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、また、当該建築物及び工作物の敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む。電線類の無電柱化については

		、道路区域において道路附属物となるものを除く。 b　案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等の整備に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費及び機械器具費等。用地費及び補償費は含まない。 案内標識を除き、歴史的風致形成建造物(敷地を含む。)にこれら施設の機能を設ける場合に限る。

14.　事業要件

街なみ環境整備事業で行う建築物の新築は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　新築の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

二　地方公共団体又は都市再生機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準に適合すること。

15.　その他

街なみ環境整備事業の運営は、イ-１６-(９)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

一　住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日付け建設省住備発第 42 号、建設省住整発第 27 号、建設省住防発第 19 号、建設省住街発第 19 号、建設省住市発第 12 号）

二　平成２４年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

三　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年３月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通知）

四　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年４月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通知）

五　その他関連通知に定めるもの

16.　雑則

1　平成 21 年度以前に街なみ環境整備事業制度要綱（平成５年４月１日付け建設省住整発第 27 号）及び街なみ環境整備事業補助金交付要領（平成５年４月１日付け建設省住整発第 38 号）に基づき行われている事業については、イ-１６-（９）で定める街なみ環境整備事業とみなし、事業に関する規定は、なお従前の例によることができる。

2　令和４年３月 31 日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

イ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業

１．目的

本事業は、住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（以下イ－１６-（１０）関係部分において「住

宅宅地事業」という。）並びに既存の住宅ストックを有効活用するための改善事業（以下イ－１６-（１０）関係部分において「住宅ストック改善事業」という。）の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について、地方公共団体に対し、国が交付金の交付等を行う制度を定め、もって良好な住宅及び宅地の供給並びに既存の住宅ストックの有効活用の促進に資することを目的とする。

２．住宅市街地基盤整備事業

住宅市街地基盤整備事業（以下イ－１６-（１０）関係部分において「住宅基盤事業」という。）とは、この要綱に定めるところにより行われる良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる事業並びに３に定める住宅宅地事業推進費により実施される事業をいう。

一　土地有効活用タイプ

住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏の大都市地域等において、市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用した住宅宅地事業の推進を図るため、表イ－１６-（１０）-1-１に掲げる地域等において、表イ－１６-（１０）-2-１に掲げる要件を満たす計画的な住宅宅地事業に関連する公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備又は公共施設用地取得を行う事業をいう。

二　居住環境整備タイプ

既存の住宅市街地の住環境水準の向上を図り、既存住宅の建替等を含めた良好な住宅又は宅地の供給を促進するため、表イ－１６-（１０）-1-２に掲げる地域等において、表イ－１６-（１０）-2-２に掲げる要件を満たす計画的な住宅宅地事業に関連する公共施設整備、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備又は公共施設用地取得を行う事業をいう。

三　団地再生タイプ

計画的に開発された良質な住宅団地における良好な居住環境の形成を推進するため、表イ－１６-（１０）-1-３に掲げる地域等において、表イ－１６-（１０）-2-３に掲げる要件を満たす住宅ストック改善事業に関連する公共施設整備又は居住環境基盤施設整備を行う事業をいう。

３．交付対象事業

住宅基盤事業で基礎額算定の対象となる交付金事業の範囲は、社会資本総合整備計画に定められたもの（計画には住宅基盤施設（住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連して実施しようとする住宅基盤事業に係る公共施設等をいう。）の名称、住宅基盤事業を実施しようとする者、種別、工種、事業期間及び全体事業費を記載するものとする。）で、次の各号に掲げるものとする。

一　公共施設整備

住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する国土交通省所管の次に掲げる公共施設のいずれかの整備に関する事業で、同種の公共施設の整備に関する事業の採択要件等及び表イ－１６-（１０）-３の要件に適合するものをいう。

イ　道路

ロ　都市公園

ハ　下水道
ニ　河川、砂防設備等

二　居住環境基盤施設整備

住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる施設等のいずれかの整備に関する事業で表イ－１６-（１０）-４の要件に適合するものをいう。ただし、公共施設整備に掲げるものを除く。

イ道路
ロ下水道
ハ河川
ニ多目的広場
ホ公開空地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤
ヘ防災関連施設
ト立体駐車場
チ優良宅地開発事業に係る景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行支援施設
リ　電線類の地下埋設

三　鉄道施設整備

交通条件が未整備であることにより開発が進んでいない地域等において、鉄道整備と一体となった住宅宅地事業の推進を図るため、住宅宅地事業と一体的に行われる次に掲げる鉄道整備事業のいずれかについて住宅建設事業者又は宅地開発事業者（以下「住宅宅地事業者」という。）が費用を負担するものをいう。

イ　主としてニュータウン居住者の利用のために敷設する鉄道の整備
ロ　新駅の設置
ハ　既存駅の改良

四　公共施設用地取得

住宅宅地事業者が公共施設（都市計画法第４条第 14 項に規定する公共施設をいう。以下この号において同じ。）の整備を一体的に実施する良質な住宅宅地事業の推進を図るため、次のイ又はロのいずれかに該当する住宅宅地事業の区域内において、地方公共団体が管理することとなる公共施設の用に供する土地を、当該地方公共団体が住宅宅地事業者から取得する事業をいう。

イ　地方住宅供給公社、土地開発公社又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が実施する住宅宅地事業
ロ　次の(1)から(4)までのいずれかに該当する民間事業者が実施する住宅宅地事業
(1)　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下イ－１６-（１０）関係部分において「優良法」という。）第３条第１項の認定を受けて行われる宅地開発事業（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律（平成８年法律第１６号）の施行の日以前に優良法第３条第１項の認定の申請がされたものを含む。）
(2)　優良計画開発事業認定制度要綱（昭和 61 年 10 月 17 日付け建設省経計調発第５号）第４の認定を受けて行われる宅地開発事業
(3)「新ふるさとマイホーム推進事業制度要綱の廃止について」（平成 19 年６月 29 日付け国土政第 239 号）による廃止前の新ふるさとマイホーム推進事業認定制度

要綱（平成２年９月 11 日付け建設省経宅発第 140 号）第３の一の認定を受けて行われる新ふるさとマイホーム推進事業

(4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号）第６条に規定する特定優良賃貸住宅又は地方住宅供給公社、雇用促進事業団若しくは日本勤労者住宅協会による住宅の建設が行われることとなる住宅宅地事業

五　住宅宅地事業推進費

住宅宅地事業推進費とは、次の各号に該当するものをいう。

イ　広域多機能都市開発事業（ニュータウン２１）推進費

住宅及び宅地の供給が喫緊の課題である大都市地域を含む開発可能性の高い広域的な地域における、次に掲げる全ての要件に該当する都市開発事業の推進を図るため、都府県又は指定市が行う計画の策定に要する費用

(1) 当該事業が、住生活基本法附則第８条の規定による改正前の大都市法（昭和５０年法律第６７号。以下イ－１６-（１０）関係部分において「旧大都市法」という。）第３条の２第１項に規定する大都市地域又は優良法第２条第１項に規定する大都市地域を含む地域で行われるものであること

(2) 当該事業が公民協調体制のもとで公民の連携・分担によりまちづくりを目指すものであること

(3) 当該事業が住む、働く、遊ぶ、学ぶ等の多機能を有するまちづくりを目指すものであること

(4) 当該事業が自然環境との調和を図りつつ質の高い生活空間を備えたまちづくりを目指すものであること

(5) 当該事業の想定計画人口が概ね３万以上あり、大都市地域における良質な住宅又は宅地の供給に資するものであること

ロ　事業化推進調査費

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域において、住宅基盤事業（住宅宅地事業推進費を除く。）を導入する予定の良好な住宅宅地事業の事業化の推進を図るため、地方公共団体、地方住宅供給公社等（地方住宅供給公社又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人をいう。以下イ－１６-（１０）関係部分において同じ。）が行う調査に要する費用

４．交付対象

住宅基盤事業における社会資本整備総合交付金の交付対象は、次の各号に掲げる整備等の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一　公共施設整備

当該公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。）

二　居住環境基盤施設整備

イ　当該施設の管理者、当該住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の存する地域を統轄する地方公共団体

ロ　地方住宅供給公社等に対し、交付金の交付を行う地方公共団体

ハ　地方公共団体、都市再生機構及び地方住宅供給公社等以外の住宅建設事業者若しくは宅地開発事業者又は住宅ストック改善事業を実施する者(以下イ－１６-(１０）関係部分において「その他の住宅宅地事業者等」という。）で、当該住宅宅地

事業又は住宅ストック改善事業の区域内で電線類の地下埋設を実施する者に対し、交付金の交付を行う地方公共団体

三　鉄道施設整備

イ　鉄道整備事業について費用を負担する住宅宅地事業を実施する地方公共団体

ロ　鉄道整備事業について費用を負担する住宅宅地事業を実施する地方住宅供給公社に対し、補助を行う地方公共団体

ハ　鉄道整備事業について費用を負担する次の(１)から(３)までのいずれかに該当する住宅宅地事業を実施する者（地方公共団体、都市再生機構及び地方住宅供給公社（以下イ－１６-（１０）関係部分において「公的主体」という。）を除く。以下イ－１６-（１０）関係部分において「民間事業者等」という。）に対し、補助を行う地方公共団体

(1)　公的主体が行う住宅宅地事業と共同して行われるもの

(2)　当該住宅宅地事業の区域内において公的主体による住宅建設事業が行われるもの

(3)　次の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる開発計画に基づき、公的主体の行う住宅宅地事業と併せて行われるもの

（ⅰ）　協議会を設置して進める公民協調型開発計画

（ⅱ）　都道府県又は指定市の基本構想又は同構想を受けた実施計画等に位置付けられた開発計画

四　公共施設用地取得

公共施設用地取得を実施する地方公共団体

五　住宅宅地事業推進費

イ　住宅宅地事業推進費による調査等を実施する地方公共団体

ロ　住宅宅地事業推進費による調査等を実施する地方住宅供給公社等に対し、補助を行う地方公共団体

５．交付対象事業費

交付金の対象となる費用は、それぞれ次の各号に掲げる費用とする。

一　公共施設整備費

公共施設整備における交付対象事業費は、同種の公共施設の整備に関する事業の交付金等の交付に係る規定による交付の対象となる事業費とする。

二　居住環境基盤施設整備費

居住環境基盤施設整備における交付対象事業費は、それぞれ次に掲げる費用とし、測量及び試験費、施設整備費（付帯工事費又は付帯設備の工事に要する費用を含む。）及びイ道路、ロ下水道、ハ河川、ニ多目的広場、ホ公開空地及び通路に係るものにあっては用地費及び補償費、ヲ電線類の地下埋設にあっては補償費の合計額とする。

この場合、ニ多目的広場、ホ公開空地及び通路、ヘ立体的遊歩道及び人工地盤、ト防災関連施設、チ立体駐車場、リ景観配慮型調整池、ヌ植栽・緑化施設、ル高齢者等歩行支援施設、ヲ電線類の地下埋設における測量及び試験費の内訳は、基本設計費、地盤調査費及び実施設計費とする。

イ　道路

道路の整備に要する費用

ロ　下水道

公共下水道のうちの管渠（これを補完するポンプ施設その他の主要な補完施設を含む。）の整備に要する費用及び都市下水路のうちの排水渠又は排水管及びこれに附属する施設並びにポンプ施設及びこれを補完する施設の整備に要する費用

ハ　河川

河川の整備（雨水貯留施設の整備を含む。）に要する費用

ニ　多目的広場

広場及び緑地の整備に要する費用

ホ　公開空地及び通路

公開空地及び通路の整備に要する費用。ただし、用地費及び補償費については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第１条に定める土地の区域における住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に係るものであって、地区計画、建築協定等により管理上の担保があり、かつ、地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理するものに限る。

ヘ　立体遊歩道及び人工地盤

立体遊歩道及び人工地盤の整備に要する費用

ト　防災関連施設

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

チ　立体駐車場

立体駐車場の整備に要する費用。ただし、施設整備費については、基盤部分の建設工事に要する費用に限る。

リ　景観配慮型調整池

景観配慮型調節池（管理に関する協定等において恒久的利用が担保されたものに限る。）の景観配慮に必要な施設の整備に要する費用

ヌ　植栽・緑化施設

植栽・緑化施設の整備に要する費用

ル　高齢者等歩行支援施設

高齢者等歩行支援施設（公共交通施設、官公庁施設等の公共公益施設及び住宅の間を結ぶネットワークを形成し、一般の通行の用に供される屋外エスカレーター、動く歩道、車椅子対応屋外エレベーター、斜行エレベーター及びスロープをいう。）の整備に要する費用（１施設当たりの額は１億円を限度とする。）

ヲ　電線類の地下埋設

電線類の地下埋設に関して整備又は負担する費用（その他の住宅宅地事業者等にあっては、当該費用に６分の５を乗じた額）とし、架空施設工事費相当額を含まないものとする。

三　鉄道施設整備費

鉄道施設整備における交付対象事業費は、住宅宅地事業者が鉄道整備事業について負担する費用であって、次に掲げるものとする。ただし、他の制度により国から交付金等の交付を受けて整備される施設等がある場合は、この整備等に要する費用は当該住宅宅地事業者の負担の対象から除くものとする。

イ　鉄道整備負担費

鉄道事業者と住宅宅地事業者とが結ぶ鉄道整備事業の費用に関する負担協定（鉄道整備に係る費用について鉄道事業者以外に複数の負担者がいる場合において、住宅宅地事業者が負担する費用が最終的に鉄道事業者に支払われることとなる協定を含む。）に基づき、住宅宅地事業者が負担する次に掲げる費用を合計した額（用地買収費、調査設計費及び測量試験費、土木工事費、建築工事費、機械設備費）

ロ　用地費差額負担費

鉄道事業者と住宅宅地事業者との負担協定に基づいて、住宅宅地事業者が鉄道事業者に土地を譲渡する場合における当該土地の取得及び造成に要する費用と鉄道事業者への譲渡価格との差額。

四　公共施設用地取得費

公共施設用地取得における交付対象事業費は、公共施設用地取得の交付決定時において、国からの他の交付金等の交付を受けておらず、かつ、交付金等の交付申請を行っていない公共施設で、地方公共団体が管理することとなるものの用に供する土地（以下イ－１６-（１０）関係部分において「公共施設用地」という。）の取得に要する費用とする。

ただし、交付金の交付対象事業となる公共施設用地の面積の住宅宅地事業の事業面積に対する割合は、当該事業の区域内の公共施設用地の当該事業の区域の面積に対する割合（以下「公共施設用地率」という。）から、国土交通省住宅局長が別に定める率を減じた率を限度とする。

五　住宅宅地事業推進費

住宅宅地事業推進費における交付対象事業費は、次のイ又はロに掲げる費用とする。

イ　広域多機能都市開発事業（ニュータウン２１）推進費

広域多機能都市開発事業（ニュータウン２１）に係る宅地開発事業の計画及び当該宅地開発事業に関連する公共公益施設の計画の策定に要する費用のうち、表イ－１６-（１０）-５に掲げる費用とする。

ロ　事業化推進調査費

事業化推進調査費のうち、表イ－１６-（１０）-５に掲げる費用とする。

６．その他

住宅基盤事業の運営は、本編に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

一　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号）

二　その他関係法令、関係告示、関係通知に定めるもの

７．雑則

この要綱の施行の際、現に平成 20 年 4 月 1 日施行住宅市街地基盤整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日　国土政第 3-4 号　国土交通事務次官通知）附則第２の規定の適用を受けている事業については、イ－１６-（１０）に定める住宅基盤事業とみなして本要綱の規定を適用する。

表イ－１６-（１０）-1-1　土地有効活用タイプの対象地域

次に掲げる地域等のいずれかに該当するものであること。

一　住生活基本法第17条第２項第６号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イ－１６-（１０）関係部分において「重点供給地域」という。）

二　都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域

三　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成１０年法律第４１号。以下イ－１６-（１０）関係部分において「優良田園住宅法」という。）第３条に規定する市町村が定めた基本方針において、同条第２項第２号に規定する事項のうち「優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められる土地の区域」として定められる区域

表イ－１６-（１０）-1-2　居住環境整備タイプの対象地域

次に掲げる地域等のいずれかに該当するものであること。

一　重点供給地域

二　都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域

三　住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口25万以上の都市の通勤圏で、市街化区域内農地又は低層住宅密集市街地の整備により住宅宅地供給を行うこととして地域住宅計画等に位置付けられた地域

四　全国のDID地区（隣接地を含む。）で、低層住宅密集市街地、市街化区域内農地の居住環境の改善により良好な住宅市街地の形成を図ることとして地域住宅計画等に位置づけられた地域

表イ－１６-（１０）-1-3　団地再生タイプの対象地域

次の一及び二の要件を満たす計画的に開発された住宅団地のうち良好な居住環境の創出・維持を図るものの存する地域として、住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域。ただし、地域の実状等を勘案して特に必要と認められるときは、二の規模要件 10%の範囲内で緩和することとし、さらに当該住宅団地が一定の良好な住宅宅地事業により開発されたものについては、例外として表イ－１６-（１０）-1-4に定める規模要件に該当すれば足りるものとする。

一　公的賃貸住宅等の整備事業、開発許可を受けた開発行為、土地区画整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、一団地の住宅施設、住宅街区整備事業又は防災街区整備事業による開発

二　次に掲げる規模要件のいずれかを満たすものであること。

イ　旧大都市法第３条の３第２項第４号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第１条に定める土地の区域又は都市再生法第２条第３項に規定する都市再生緊急整備地域においては、住宅建設事業にあっては住宅の戸数が 100 戸以上、宅地開発事業にあっては宅地の面積が５ha 以上の供給が行われたこと。

ロ　中心市街地活性化法第９条第７項に規定する認定基本計画に定める中心市街地の区域においては、住宅建設事業にあっては住宅の戸数が 100 戸以上の供給が行われたこ

と。

ハ　上記イの地域若しくは区域又は上記ロの区域以外の場所においては、住宅建設事業にあっては住宅の戸数が 300 戸以上、宅地開発事業にあっては宅地の面積が 16ha 以上の供給が行われたこと。

表イ－１６-（１０）-1-4　一定の良好な住宅宅地事業

表イ－１６-（１０）-1-3中「一定の良好な住宅宅地事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業であること。

一　住宅系再開発諸事業

概ね 100 戸以上の供給が行われたもので、次のいずれかに該当する事業

イ　市街地再開発事業等（優良建築物等整備事業を含む。）

ロ　住宅地区改良事業等（小規模住宅地区改良事業を含む。）

ハ　住宅市街地総合整備事業

ニ　住宅街区整備事業

ホ　公営住宅建設事業等（都市再生機構、公社を含む。）

ヘ　総合設計等（特定街区、地区計画適合事業を含む。）

ト　イからヘまでに準ずる優良な市街地住宅供給事業（上記事業の採択要件等に適合する任意事業）

二　特定新開発事業

イ　次の（１）に掲げるいずれかの計画（以下イ－１６-（１０）関係部分において「実施計画等」という。）に位置付けられていたものであって、（２）に掲げる事業

（１）実施計画等

（ⅰ）地方自治法第２条第４項の規定により定められた市町村の基本構想を受けた実施計画で、地方公共団体の議会の議決又は議会への報告がなされた計画

（ⅱ）国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第７条又は第８条の規定により定められた都道府県計画又は市町村計画

（２）以下の（ⅰ）～（ⅲ）の要件に適合する事業

（ⅰ）概ね５ha 以上又は 150 戸以上の住宅地の供給が行われたもの。ただし、極めて例外的に、特別な事由により必要と認められる場合には 100 戸以上の供給が行われたもの。

（ⅱ）実施計画等において推進すべき住宅地開発として団地名、事業規模、事業時期等が明確にされていたもの。

（ⅲ）当該住宅宅地事業の実施主体が公的主体であったこと、又は土地区画整理事業等手法が法律に基づくものであったこと。

ロ　優良田園住宅法第４条第３項の規定により市町村の認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づく住宅宅地事業で、概ね７ha 以上又は 100 戸以上の供給が行われたもの

ハ　「新ふるさとマイホーム推進事業制度要綱の廃止について」（平成 19 年６月 29 日付け国土政第 239 号）による廃止前の新ふるさとマイホーム推進事業制度要綱（平成２年９月 11 日付け建設省経宅発第 140 号）第３の一の認定を受けて行われた新ふるさとマイホーム推進事業で、概ね５ha 以上又は 100 戸以上の供給が行われたもの。

三　独立行政法人都市再生機構業務方法書（平成 16 年７月１日規程第１号）第 20 条第３号

ハ（イ）に規程する土地区画整理事業
概ね５ha 以上の供給が行われたもの。
四　優良宅地開発事業
旧大都市法第３条の２第１項に規定する大都市地域において、優良法第３条第１項の認定を受けて行われる宅地開発事業（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成８年５月１日）以後に優良法第３条第１項の認定の申請がされたものに限る。）のうち概ね５ha 以上又は 100 戸以上の住宅地の供給が行われたもの。

表イ－１６-（１０）-2-1　土地有効活用タイプの住宅宅地事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
一　地区計画その他の規制・誘導措置が講じられ又は講じられることが確実と見込まれる区域内で行われるものであること。
二　市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用するものであること。
三　公的住宅を含む概ね 100 戸以上の住宅供給又は概ね５ha 以上の宅地供給が見込まれるものであること。

表イ－１６-（１０）-2-2　居住環境整備タイプの住宅宅地事業の要件

次に掲げる要件を満たし、かつ、次の一から四までのいずれかを満たす地区で、複合的に補助対象施設の整備を行うことにより、既存住宅の建替等を含めた良好な住宅宅地供給の促進に資するものであること。

既存住宅の建替を含め、概ね５年以内に 100 戸以上又は５ha 以上の供給が確実に見込まれ、当面 50 戸以上又は 2.5ha 以上の供給が行われるものであること。ただし、低層住宅密集市街地、市街化区域内農地が介在する地域で、早期に事業着手し、段階的な住宅宅地の整備を行う必要がある場合にあっては、建替も含めて概ね 50 戸以上又は 2.5ha 以上の住宅宅地供給が確実に見込まれるもの。

一　接道に関する要件
地区内の住宅のうち、接道不良住宅（その敷地が幅員４m以上の道路に接していない住宅）の戸数の割合が２分の１以上であること。ただし、0.2ha 以上のまとまった低未利用地が存在し、かつその合計面積が地区面積の２分の１以上存在する地区においては、地区内の全低未利用地の換算道路延長率（（低未利用地の幅員６m以上の道路への接道総延長）÷（低未利用地の総面積））が 160m/ha 未満であり、かつ、計画的な開発誘導がなければ地区全体の住環境水準の低下が予想されること。
二　消防水利に関する要件
地区内の住宅のうち、消防水利（幅員６m以上の道路から直接利用可能なものに限る。）からの直線距離が 140mを超える位置にある住宅の戸数の割合が３分の１以上であること。
三　公共的空地に関する要件
地区内の公園・広場・緑地・公開空地等公共的空地の面積の合計が、原則として地区の面積の３％未満であること。
四　安全性・保健性に関する要件
局部的な浸水危険のある住宅があること、宅地の崩壊等により第三者に危害を及ぼすおそれ

があること、地区内に水質悪化の著しい河川、水路があること等、安全性、保健性の面から緊急に　公共施設の整備等を行う必要があること。

表イ－１６-（１０）-2-3　団地再生タイプの住宅ストック改善事業の要件

次の一、二のいずれかの要件を満たす住宅ストック改善事業であること。 一　100 戸以上の住宅に効果のある住宅団地のバリアフリー化、住宅団地と社会福祉施設等の一体的整備等により、高齢者・子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境の形成を図る住宅ストック改善事業 二　100 戸以上の住宅に効果のある耐震改修等の自然災害等に備え住宅ストックを継続的に活用するための改善による、居住者が安全に暮らせる居住環境の形成を図る住宅ストック改善事業

表イ－１６-（１０）-3　公共施設整備の施設要件

区分		要件の内容	
		土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的要件		住宅建設事業又は宅地開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設別要	道路	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。（都市計画道路を含む。） 一　住宅宅地事業の事業区域（以下「事業区域」という。）内の主要な道路。 二　事業区域と事業区域外の主要な道路又は、最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。 三　事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅宅地事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること	一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業であること。 一　住宅ストック改善事業の事業区域（以下「改善事業区域」という。）内の主要な道路。 二　改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。 三　改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間 なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅ストック改善事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること

件		。	。
	都市公園	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として事業区域内において行われる事業であること。	都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として改善事業区域内において行われる事業であること。
	下水道	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　事業区域内の主要な管渠。 二　事業区域と事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠又は事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅宅地事業　に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三　もっぱら事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 四　事業区域内又は事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。	下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　改善事業区域内の主要な管渠。 二　改善事業区域と改善事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管渠又は事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 三　もっぱら改善事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。 四　改善事業区域内又は改善事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路。
	河川	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。 二　当該住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。	一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。 一　改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二　当該住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。
	砂防	砂防指定地に存する渓流における砂防事業であって、当該渓流の下流の砂防計画上も効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に	砂防指定地に存する渓流における砂防事業であって、当該渓流の下流の砂防計画上も効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事

	設備	関する事業であること。 一　事業区域の開発の影響により砂防事業が必要となる渓流又は事業区域を通過し、若しくは事業区域に接する渓流に係るもので、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが 必要なもの。 二　当該事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある渓流に係るもの。	業であること。 一　改善事業区域の砂防安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二　当該改善事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある渓流に係るもの。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であって、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。 一　事業区域外に存する急傾斜地で､崩壊によって事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。 二　第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。	急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であって、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。 一　改善事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって改善事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。 二　第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。

表イ－１６-（１０）-４　居住環境基盤施設整備の施設要件

区分		要件の内容	
		土地有効活用・居住環境整備タイプ	団地再生タイプ
一般的要件		住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要なものであり、かつ、その実施により市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用した住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備等に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。
施設	道路	管理者（管理者となるべき者も含む。以下同じ。）又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一般国道以外の道路であること。ただし、公共施設整備の対象となる道路（街路を含む。）を除くものとする。	管理者（管理者となるべき者も含む。以下同じ。）又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一般国道以外の道路であること。ただし、公共施設整備の対象となる道路（街路を含む。）を除くものとする。
	下	次の各号のいずれかに該当するもので、管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われるものであること。なお、公共下水道については、下水道法の事業計画認可を受けて行うものであること。	次の各号のいずれかに該当するもので、管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われるものであること。なお、公共下水道については、下水道法の事業計画認可を受けて行うものであること。

別 要 件	水 道	一　公共下水道の管渠（これを補完するポンプ施設その他の主要な補完施設を含む。）であり、かつ、下水道法施行令第 24 条の２第２項の規定に基づく主要な管渠以外の管渠で、次のイ及びロに該当するものであること。 イ　公共施設整備の対象となる公共下水道以外のものであること。 ロ　別に定める管渠の基準に適合するものとし、次の補完施設を含むものとする。 (1) 管渠に附属するます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 (2) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設 二　事業区域内又は事業区域から適切な放流地点に至るまでの都市下水路で、次のイ～ホの各条件に該当し、かつ、当該住　宅宅地事業に起因して緊急に整備を行う必要なものであること。 イ　公共施設整備の対象となる都市下水路以外のものであること。 ロ　集水面積10ha以上のものであること。 ハ　浸水計数（＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間）2,000以上の区域を排水するものであること。 ニ　浸水地区に、対象とする住宅宅地事業の区域が大部分含まれること。 ホ　対象とする施設が、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 内法0.5m以上の排水渠又は内径0.5m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設 (2) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設	一　公共下水道の管渠（これを補完するポンプ施設その他の主要な補完施設を含む。）であり、かつ、下水道法施行令第 24 条の２第２項の規定に基づく主要な管渠以外の管渠で、次のイ及びロに該当するものであること。 イ　公共施設整備の対象となる公共下水道以外のものであること。 ロ　別に定める管渠の基準に適合するものとし、次の補完施設を含むものとする。 (1) 管渠に附属するます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 (2) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設 二　改善事業区域内又は改善事業区域から適　切な放流地点に至るまでの都市下水路で、次のイ～ホの各条件に該当し、かつ、当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行う必要なものであること。 イ　公共施設整備の対象となる都市下水路以外のものであること。 ロ　集水面積10ha以上のものであること。 ハ　浸水計数（＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間）2,000以上の区域を排水するものであること。 ニ　浸水地区に、対象とする住宅ストック改善事業の区域が大部分含まれること。 ホ　対象とする施設が、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 内法0.5m以上の排水渠又は内径0.5m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設 (2) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設

	河 川	管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一級河川の指定区間内、二級河川又は準用河川であって、当該河川に係る工事が公共施設整備に該当する河川事業以外のものであり、その整備が当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次の各号に該当するものであること。 一　住宅宅地事業の影響により改修が必要となる河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの 二　住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる雨水貯留施設	管理者又は地方住宅供給公社等により整備が行われる一級河川の指定区間内、二級河川又は準用河川であって、当該河川に係る工事が公共施設整備に該当する河川事業以外のものであり、その整備が当該河川の下流の治水計画上も効果的と認められるもので、かつ、次の各号に該当するものであること。 一　改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 二　住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる雨水貯留施設
	多目的広場	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、一般の多目的な利用に供する広場であること。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、一般の多目的な利用に供する広場であること。
	公開空地、通路、立体遊歩道及び人工地盤	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る事業区域における敷地内の一般に供用される公開空地、通路、立体遊歩道及び人工地盤であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外とを結ぶ立体遊歩道及び人工地盤を含む。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る事業区域における敷地内の一般に供用される公開空地、通路、立体遊歩道及び人工地盤であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外とを結ぶ立体遊歩道及び人工地盤を含む。
	防災関連施設	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る事業区域における敷地内の一般に供用される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽であること。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、住宅基盤事業に係る改善事業区域における敷地内の一般に供用される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽であること。
	立体駐車場	住宅宅地事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われる、住宅基盤事業に係る事業区域における立体駐車場であること。ただし、公的主体が管理する基盤部分に限る。	住宅ストック改善事業が存する地方公共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われる、住宅基盤事業に係る改善事業区域における立体駐車場であること。ただし、公的主体が管理する基盤部分に限る。
	景観配	住宅宅地事業が存する地方公共団体又	住宅ストック改善事業が存する地方公

	慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行者支援施設	は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、優良宅地開発事業の区域における敷地内の一般に供用される景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行者支援施設であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外を結ぶ高齢者等歩行者支援施設を含む。	共団体又は地方住宅供給公社等によりその整備が行われ、敷地内の一般に供用される景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行者支援施設であること。ただし、当該敷地相互間又は当該敷地と敷地外を結ぶ高齢者等歩行者支援施設を含む。
	電線類の地下埋設	住宅宅地事業者としての地方公共団体、地方住宅供給公社等又はその他の住宅宅地事業者により、住宅宅地事業の実施に併せて事業区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合、占用物件となる電線類の地下埋設であること。	住宅ストック改善事業者としての地方公共団体、地方住宅供給公社等又はその他の住宅ストック改善事業者により、住宅ストック改善事業の実施に併せて改善事業区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合、占用物件となる電線類の地下埋設であること。

表イ－１６-（１０）-５　**住宅宅地事業推進費の費目の内訳**

項　目	
給　料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料。
職員手当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当。
共済費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給与及び賃金に係る社会保険料。
賃　金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事するものを除く。）。
報償費	謝礼金等。
旅　費	事業執行のための他県への出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償。
需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子、弁当等食糧費（補助事業の遂行上特に必要な場合）、設計費、図面、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車、自転車等備品の修繕料。
役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費用、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、設計書、報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等。
委託料	事務執行のための調査等の委託料
使用料及び賃貸料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃貸料。
物品購入費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品の購入費。（昭和34年３月12日付け建設省会発第74号「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金、補助金及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし経常的会費等は含まない。

イ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

１．目的

河川、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６-（１１）関係部分において「治水施設等」という。）を整備することにより、中心市街地等における快適な居住環境を創出し良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（以下１６-（１１）関係部分において「特定事業」という。）とは、第１号及び第２号に掲げる治水施設等の整備事業（住宅市街地基盤整備事業、住宅市街地総合整備事業又は都市再生整備計画事業として本交付金の交付を

受ける場合を除く。）であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するものをいう。

一.　中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

イ　目　的

河川の整備を行うことにより、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生法に基づく都市再生整備計画等（以下１６-（１１）関係部分において「中心市街地活性化基本計画等」という。）のうち快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。

ロ　事業の内容

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

(1)中心市街地活性化法第９条に基づき市町村が作成する基本計画

(2)都市再生法第 15 条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第 46 条に基づき市町村が定める都市再生整備計画

(3)大都市法第３条の３に基づく供給計画

(4)地方拠点都市法第６条に基づく基本計画

(5)都市再生プロジェクトに関する基本的考え方（平成１３年６月１４日都市再生本部決定）に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト

二. 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

イ　目　的

大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。

ロ　事業の内容

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６-（１１）関係部分において「砂防設備等」という。）の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条に基づき都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画

(2)地方公共団体が作成する住宅・建築物の耐震化計画

ただし、(2)の計画に基づく事業実施は、都道府県耐震改修促進計画が策定されるまでの経過期間（平成１８年度から概ね５年間）における対応とし、また(1)及び(2)の計画の策定前でも、これらの計画に砂防設備等の整備事業が位置づけられることが確実となった時点で事業実施可能とする。

３．対象事業の要件

交付金対象事業は、特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準等に適合し、かつ、次に掲げる第１号又は第２号の基準に適合するものとする。

一　中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

２．第１号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　２．第１号ロに定める治水施設等整備事業計画（以下１６－（１１）関係部分において「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。

ロ　事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。

ハ　既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。

二　住宅・建築物の耐震改修支援型事業

１．第２号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　本事業制度に係る内容を２．第２号ロに定める計画に記載する場合には、計画の策定主体と砂防関係事業部局で調整を行い作成すること。

ロ　本事業は、地震により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が生じることを防止するために必要な事業であること。

ハ　既存の砂防関係事業の計画と整合性がとられていること。

４．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

特定事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本整備計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。

イ　関連する計画名
ロ　基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）
ハ　事業主体
ニ　全体計画事業費
ホ　事業期間
ヘ　施行区間、延長
ト　主要工事
チ　事業効果
リ　計画概要図

イ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業

１．　目的

住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業、危険住宅の移転を行う事業又は災害危険区域等内の既存不適格建築物の安全性向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与するこ

とを目的とする。

イ－１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業

１．定義

1　住宅・建築物耐震改修事業とは、住宅・建築物の耐震化等を促進するため、イ-１６-（１２）-①において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業をいう。

2　イ-１６-（１２）-①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの）を含む。

二　マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のものをいう。

三　建築物

第１号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

四　耐震改修促進計画等

次のいずれかの計画をいう。

イ　耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条第１項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第６条第１項の市町村耐震改修促進計画をいう。

ロ　耐震診断実施計画

耐震改修促進法第 32 条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。

ハ　住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

２.の第２項に規定する、地方公共団体が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画をいう。

五　施行者

住宅・建築物耐震改修事業を行う地方公共団体及び民間事業者等で、要綱本編第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

六　事業主体

住宅・建築物耐震改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

七　既成市街地

住宅の密度が原則として 30 戸／ha 以上となる概ね５ha 以上（住生活基本法第 17 条第２項第６号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）にあっては概ね２ha 以上）の区域（区域内住宅戸数が 300 戸以上の区域に限る。）をいう。

八　ＤＩＤ地区等

国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が 30 戸/ha 以上となる５

ha 以上の区域（区域内住宅戸数が 300 戸以上の区域に限る。）をいう。

九　地域防災計画

災害対策基本法第２条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。

十　緊急輸送道路

地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。

十一　避難路

地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。

十二　避難地

地域防災計画に位置付けた避難地をいう。

十三　避難路沿道等

避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

十四　死亡時一括償還型融資

高齢者が死亡時に一括償還をするタイプの融資をいう。

十五　特に倒壊の危険性が高い建物

次に掲げるいずれかの要件を満たす住宅及び建築物をいう。

イ　耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当であること。

ロ　耐震診断の結果、Iw（構造耐震指標）の値が 0.7 未満相当であること。

十六　密集市街地

次に掲げる要件に該当する市街地をいう。

イ　地区内の換算老朽住宅戸数が 50 戸以上であること。ただし、重点供給地域にあっては 25 戸以上であること。

ロ　原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する 換算老朽住宅戸数の割合
30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満	７割
40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満	６割
50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満	５割
60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満	４割
70 戸/ha 以上	３割

※　換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び表イ－１６－(12)－１「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が 100 以上 130 未満である住宅の戸数に 10 分の８を乗じて得た戸数の合計をいう。

十七　大規模火災危険地域

「糸魚川市大規模火災を踏まえた『木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域』の指定要領等について（通知）（平成 29 年７月 31 日付消防消第 193 号）」に基づき、各消防本部が指定した地域をいう。

十八　ブロック塀等

組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。

十九　省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

二十　ZEH 水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第３条の２第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

二十一　ZEB 水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減(小規模（300 ㎡未満）は 20%削減)となる省エネ性能の水準をいう。

二十二　事務事業者

次に掲げる要件の全てに適合する者のうち、事業主体が公募し、選定した者をいう。

イ　当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

ロ　当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。

ハ　当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

２．耐震改修促進計画等

１　事業主体である地方公共団体は、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた耐震改修促進計画を定めるものとする。

一　基本方針

二　耐震化の現状及び目標

三　住宅・建築物耐震化の実施計画

四　その他耐震化を促進するための施策の概要

２　事業主体である地方公共団体は、住宅（マンションは除く。）の耐震化を緊急的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を耐震改修促進計画に位置付けることができるものとする。

一　次のイからニに掲げるすべての取組を含む耐震化を促進するための取組

イ　戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

ロ　耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

ハ　改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

ニ　耐震化の必要性に係る普及・啓発

二　住宅耐震化に係る支援目標

三　取組実績に関する自己評価

３　地方公共団体は、アクションプログラムに基づく取組みの進捗状況を把握、検証、

公表し対策を進めなければならない。

４　平成29年度末までに着手した事業にあっては、前２項に関する規定は、なお従前の例によることができるものとする。

３．　事業の実施

事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一　住宅の耐震化の支援に関する次の事業

イ　住宅の耐震診断

ロ　住宅の擁壁の耐震診断

ハ　住宅に係る耐震化のための計画の策定（第３号イに係るものを除く。）

ニ　住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業及びにこれに附帯する事業

ホ　死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）の活用促進

二　建築物の耐震化の支援に関する次の事業

イ　建築物の耐震診断

ロ　建築物の擁壁の耐震診断

ハ　建築物に係る耐震化のための計画の策定

ニ　建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業及びにこれに附帯する事業

三　住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業

イ　住宅（マンションは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業（密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）

ロ　住宅の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）

四　建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

五　避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

六　天井の耐震改修に関する事業（天井の除却を含む。）

七　エレベーターの防災対策改修に関する事業

八　エスカレーターの脱落防止措置に関する事業

九　住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

十　建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業

十一　屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業

十二　ブロック塀等の安全確保に関する事業

十三　耐震改修等と併せて行う省エネ化に関する次の事業

イ　住宅の省エネ化の支援に関する次の事業

(1)　住宅の省エネ診断

(2)　住宅に係る省エネ化のための計画の策定

ロ　建築物の省エネ化の支援に関する次の事業

(1)　建築物の省エネ診断

(2)　建築物に係る省エネ化のための計画の策定

ハ　住宅の省エネ改修、建替えに関する事業
ニ　建築物の省エネ改修、建替えに関する事業
十四　住宅・建築物耐震改修事業に係る事務事業
イ　事務事業者が前各号に掲げる事業を行う者に必要な費用を交付する事業
ロ　事務事業者が実施する第一号ニ及び第二号ニに掲げる事業
ハ　イ及びロに附帯する事務

４．　事業要件

３.の事業要件は次に定めるものとする。

１　３.第１号から第５号までの事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第１項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。

二　原則として、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第１項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第５項の規定に基づく公表に係るものでないこと。

三　建替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

四　地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。

２　３.第１号及び第２号の事業は、耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものとする。

３　３.第３号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　対象となる住宅は、耐震診断(ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和４年 10 月 28 日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下同じ。）に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。ただし、密集市街地において、昭和 56 年５月 31 日以前に新築の工事に着手した木造及び鉄骨造の住宅についてはこの限りでない。

二　耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。(除却する場合を除く。)

三　３．第３号イの事業の事業主体は、アクションプログラムを策定しなければならない。

４　３.第４号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　次のいずれかに該当するものであること。

(1)　災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）

(2)　災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、

劇場、映画館、ホテル等をいう。）

ロ　イ(1)又は(2)に該当するものについては、延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

ハ　耐震診断(ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

二　耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。(除却する場合を除く。)

5　３.第５号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。

ロ　10 年間以上避難所等として活用されるものであること。

ハ　災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

二　耐震診断(ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準に基づく検証を含む。)の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

二　耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。

6　３.第６号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　次に掲げる要件に該当する天井であること。

イ　次のいずれかに該当する建築物に設けられた天井であること。

(1)　災害時に重要な機能を果たす建築物

(2)　固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物

ロ　当該天井の設置されている建築物の延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上であること。

ハ　当該天井は、吊り天井であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの

(2) 高さが６ｍを超える天井の部分で、水平投影面積が 200 ㎡を超える部分を含むもの

(3) 天井面構成部材等の１㎡当たりの平均質量が２ｋｇを超えるもの

ニ　当該天井の設置されている建築物の構造躯体は、地震に対して安全な構造であること。

ホ　耐震診断の結果､当該天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。

二　耐震改修の結果、当該天井が地震に対して安全な構造となること。(当該天井を除却する場合を除く。)

7　３.第７号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修（地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の構造に係る工事、リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加をいう。以下同じ。）であること。

イ　首都圏整備法（昭和３１年法律第 83 号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市

開発区域

ロ　近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域

ハ　中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の都市整備区域又は都市開発区域

ニ　人口５万以上の市の区域

ホ　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）第５条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域

二　次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。

イ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第２条第 18 号に規定する特定建築物であること。

ロ　延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上の住宅・建築物であること。

ハ　長期修繕計画又は維持保全計画を作成された住宅・建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している住宅・建築物であること。

ニ　構造躯体は、地震に対して安全な構造である住宅・建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。

三　エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること。

四　リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修（リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く。）がすべて実施されていること。

8　3.第８号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　次のいずれかの区域に存する建築物に設けられているエスカレーターの脱落防止措置であること。

イ　首都圏整備法（昭和３１年法律第 83 号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域

ロ　近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域

ハ　中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の都市整備区域又は都市開発区域

ニ　人口５万以上の市の区域

ホ　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）第５条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエスカレーターの脱落防止措置を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域

二　次に掲げる要件に該当する建築物に設けられているエスカレーターであること。

イ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第２条第 18 号に規定する特定建築物であること。

ロ　延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上の建築物であること。

ハ　長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエスカレーターを修繕項目として設定している建築物であること。

ニ　構造躯体は、地震に対して安全な構造である建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。

三　エスカレーターの脱落防止措置の結果、エスカレーターが安全な構造となること。

9　３.第９号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　対象となる住宅及び建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物であること。

ロ　建築基準法施行令第 80 条の３の規定について既存不適格であること。

二　土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。

10　公立保育所に関する３．第２号、第４号から第９号まで、第 11 号及び第 12 号の事業は、本改正要綱の施行期日（平成２７年度４月９日）以降、次のいずれかに該当するものを除き、交付対象としないこととする。

一　本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

二　本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成２８年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

11　３.第 10 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　耐雪診断を行う建築物は、災害時に重要な機能を果たす建築物であること。

二　耐雪改修を行う建築物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　災害時に重要な機能を果たす建築物であること。

ロ　建築基準法第 20 条の規定（積雪に係る部分に限る。）について既存不適格であること。

三　耐雪改修を行う場合にあっては、耐雪改修の結果、積雪に対して安全な構造となること。

12　３．第 11 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　対象となる住宅・建築物は、次のいずれかに存するものであること。

イ　ＤＩＤ地区等であって平成 12 年建設省告示第 1454 号に定められる基準風速が 32m/s 以上の区域

ロ　地域防災計画等で指定する区域

二　耐風改修を行う場合にあっては、令和２年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合しない屋根であること。

三　耐風改修の結果、住宅・建築物の屋根が強風に対して安全な構造となること。

四　事業主体は、住宅・建築物の所有者等に対し、広報誌等により屋根の耐風性能の確保について周知すること。

13　３．第 12 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　対象となるブロック塀等は次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　避難路沿道等に存するものであること。

ロ　耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

二　耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合

を除く。)。

三　事業主体は、ブロック塀等の所有者等に対し、広報誌等の印刷物によりブロック塀等の安全対策について周知すること。

14　３．第13号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一　４．第１項から第５項までに規定する３．第１項第１号から第５号の事業のいずれかの要件に適合すること。

二　イ－１６－（２０）に規定する住宅・建築物省エネ改修推進事業の要件に適合すること。

15　３．第14号の事業の事業主体は、住宅・建築物の耐震化を促進するための普及・啓発に努めなくてはならない。

５．　交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物耐震改修事業及び住宅・建築物耐震改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

表イ-１６-(１２)-１　建築物の老朽度等の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
老朽度	築後経過年数	耐用年限の ２分の１超過、耐用年限の ３分の２以下のもの	100	130
		耐用年限の ３分の２超過のもの	130	
耐火性	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		同壁面数が３以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
接道	道路幅員	接する道路の幅員が 2.7m以上４m未満のもの	20	50
		接する道路の幅員が 1.8m以上 2.7m未満のもの	30	
		接する道路の幅員が 1.8m未満のもの	50	
	袋路状道路	延長35m以上の袋路にのみ接しているもの	10	
	接道延長	接道部分の延長が２m未満のもの	20	
採光・通風	天空遮蔽率	主要居室の主要開口部の前面における天空遮蔽率が30%以上50%未満のもの	10	30
		同50%以上70%未満のもの	20	
		同70%以上のもの	30	
	障害物	採光・通風確保の観点から著しい障害となるものが住宅に隣接しているもの	10	
	住宅形状	採光・通風上不合理な形状であるもの	10	
建築基準法不適合	道路内制限	道路内建築制限に適合していないもの	20	40
	用途地域	用途地域の制限に適合していないもの	20	
	容積率	延べ面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	
	建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	

注１）評定項目に応ずる評点の合計（ただし、評点の合計が最高評点を超えるときはその最高評点）をその

評定区分の評点とし、評定区分ごとの評点の合計をその住宅の評点とする。

注２）耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める年数とする。

＜住宅の場合＞

RC(SRC)	ﾚﾝｶﾞ､ﾌﾞﾛｯｸ	金　　属	木　　造	木造ﾓﾙﾀﾙ	簡易建物
47 年	38 年	34､27､19 年	22 年	20 年	10、7 年

注３）本表による評点に代えて、住宅地区改良法施行規則第１条第１項の規定による評点並びに本表のうち接道及び採光・通風に関する評点の合計をもって、その住宅の評点とすることができる。

６．　雑則

１　３．第３号ロ及び第４号の事業であって、令和８年４月１日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。

一　４．第３項は次のように読み替える。

「３.第３号ロの事業は、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものであること。

一　次のイ又はロの区域内で実施される事業であること。

イ　既成市街地

ロ　原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地域内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数※の割合が同表の右欄に掲げる割合以上となる概ね１ha 以上（重点供給地域にあっては概ね 0.5ha 以上）の区域（区域内の換算老朽住宅数が 50 戸以上（重点供給地域にあっては 25 戸以上）の区域に限る。）

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合
30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満	7 割
40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満	6 割
50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満	5 割
60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満	4 割
70 戸/ha 以上	3 割

※　換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び表イ－１６－(12)－「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が 100 以上 130 未満である住宅の戸数に 10 分の８を乗じて得た戸数の合計をいう。

二　次のイ又はロに該当する住宅であること。

イ　対象となる住宅が、住宅局長が別に定めるところにより、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じ、かつ、避難や消火活動等が困難となるおそれのある地区に存するもののうち、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。ただし、対象となる住宅が、前号ロの区域のうち緊急に改善すべき密集住宅市街地で防火地域、準防火地域又は建築基準法第 22 条第１項の市街地の区域内で木防建ぺい率が 20%以上の地区に存し、耐震改修又は建替え後にあって建築基準法に規定する防火性能を満たす場合には、次の(1)及び(2)に該当するものは上記の要件を満たすとみなす。

(1)　耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(2)　地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。
(3)　外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合２m以内、２階建て以上の場合４m以内に建てられていること。
※緊急に改善すべき密集住宅市街地：第八期住宅建設五箇年計画について（平成 13 年３月 13 日閣議決定）において設定された緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準に基づき、速やかな解消に努めるものとされた区域。
※木防建ぺい率＝（木造建築物の建築面積＋防火木造建築物の建築面積）/地区面積*（%）
※地区面積には、幅員 15m以上の道路、水面、河川、大規模空地（概ね１ha 以上）等を含まない。
ロ　耐震改修促進法第 14 条第３号に規定される特定建築物で、所管行政庁が耐震改修についての指導を行った住宅。
三　耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。」

二　４．第４項は次のように読み替える。
「３.第４号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
一　次のいずれかの区域内で実施される事業であること。
イ　災害対策基本法第 40 条又は第 42 条に基づき地方公共団体が定めた地域防災計画に位置付けられた避難地、避難路又は緊急輸送道路に面する区域
ロ　ＤＩＤ地区等
二　対象となる建築物及びマンションは次に掲げる要件に該当するものであること。
イ　次のいずれかに該当するものであること。
(1)　災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）
(2)　災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。）及びマンション
ロ　延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
ハ　耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
三　耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。」

2　令和６年３月 31 日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

3　この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

イ－１６－（１２）-②住宅・建築物アスベスト改修事業

１．定義

１　住宅・建築物アスベスト改修事業とは、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、イ-１６-（１２）-②において定めるところに従って実施される事業で、アスベ

スト対策の計画的実施の誘導に関する事業並びにアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業をいう。

2　イ-１６-（１２）-②において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　施行者

住宅・建築物アスベスト改修事業を行う地方公共団体、及び民間事業者等で、要綱本編第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二　事業主体

住宅・建築物アスベスト改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

三　アスベスト含有調査等

住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む。）をいう。

四　アスベスト除去等

住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）又は吹付けアスベスト等が施行されている住宅・建築物の除却をいう。

五　公的賃貸住宅

公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅等の平成 17 年度以前の年度の国の予算に係る補助金等の交付を受けて整備された賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）のうち、現に公営住宅等として管理されている住宅をいう。

六　公的賃貸住宅アスベスト改修事業

住宅・建築物アスベスト改修事業のうち、公的賃貸住宅について地方公共団体又は公的賃貸住宅を現に管理している者で、公的賃貸住宅アスベスト改修事業を施行する者が行う、アスベスト含有調査等及びアスベスト除去等を行う事業をいう。

七　建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する者をいう。

２．　アスベスト改修整備実施計画

都道府県知事は、アスベスト改修整備実施計画を定めるものとする。

３．　事業の実施

1　事業主体はアスベスト改修整備実施計画に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする（次項に係るものを除く。）。

一　住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

二　アスベスト含有調査等に関する事業

三　アスベスト除去等に関する事業

2　１.第六号で規定する者は公的賃貸住宅アスベスト改修事業を実施するものとする。

４．　事業要件

３.第１項の事業要件は次に定めるものとする。

1　３.第１項第一号の事業は、アスベスト改修整備実施計画に定められた取組方針に基づき行うものとする。

2　３.第１項第二号及び第三号の事業の対象となる住宅・建築物は次に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

イ　アスベスト除去等にあっては、吹付けアスベスト等が施工されているものであること。

ロ　アスベスト含有調査等にあっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものであること

ハ　アスベスト含有調査等、アスベスト除去等に関し、他の国庫補助金等が交付されていないものであること

５．　交付対象事業

1　交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物アスベスト改修事業（都道府県が所有する建築物を対象とする事業を除く。）並びに住宅・建築物アスベスト改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

ただし、アスベスト含有調査等に関する事業については、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものを交付対象事業とし、アスベスト除去等に関する事業については、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するものを交付対象事業とする。

2　交付金の交付対象となる事業は、令和７年度末までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る。また、アスベスト含有調査等にあっては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

イ　市区町村が所有する建築物を対象としたアスベスト含有調査等にあっては、平成 29 年度末までに事業主体が作成するアスベスト含有調査等に関する計画に記載された建築物であること。

ロ　民間建築物に対するアスベスト含有調査等にあっては、次の(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

(1)　事業主体において、平成 29 年度末までに業界団体等の参加する連絡会議を設置すること（準備会議の開催等、連絡会議への着手を含む。）。

(2)　アスベストの含有の有無に係る調査の対象となる住宅・建築物が、アスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載されたものであること。

イ－１６－（１２）-③がけ地近接等危険住宅移転事業

１．　定義

1　がけ地近接等危険住宅移転事業とは、危険住宅の移転を促進するため、事業主体が事業推進経費に係る事業を行い、危険住宅の移転を行う者に対し、次に掲げる経費について補助する事業（以下イ-１６-（１２）-③関係部分において「移転事業」という。）をいう。

イ　危険住宅の除却等に要する経費
ロ　危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

2　イ-１６-（１２）-③において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　危険住宅

がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、次のホの区域に存する既存の住宅（次号の許可基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

イ　建築基準法第 39 条第１項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下７．において「災害危険区域」という。）

ロ　建築基準法第 40 条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域

ハ　都市計画法第 12 条の４に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域

ニ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下この項において「土砂災害防止法」という。）第９条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下７．において「土砂災害特別警戒区域」という。）

ホ　特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域

ヘ　土砂災害防止法第４条第１項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域

ト　事業着手時点で過去３年間に災害救助法の適用を受けた区域

二　許可基準

特定都市河川浸水被害対策法第 68 条に基づき前号ホの区域について定められた許可の基準をいう。

三　事業推進経費

事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用をいう。

２．事業主体

1　本事業は、市町村が行う。

2　都道府県は、市町村が本事業を行うことが困難な場合その他特別の事情がある場合において本事業を行うことができる。

３．事業計画

1　事業主体は、移転事業を行おうとするときは、事業計画を策定しなければならない。この場合において、市町村が事業主体であるときは都道府県と、都道府県が事業主体であるときは関係市町村と、あらかじめ協議しなければならない。

2　事業計画は、移転事業を実施しようとする地区ごとに作成するものとし、移転事業の対象となる危険住宅に関する次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

イ　戸数
ロ　移転方法の概要
ハ　移転費用の概要
ニ　移転計画
ホ　跡地計画

3　事業計画は、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止事業、防災のための集団移転促進事業等との調整を図って定められなければならない。

４．　事業計画の周知徹底等

1　事業主体は、事業計画を作成したときは、すみやかに当該事業計画を移転事業の対象となる危険住宅の居住者に周知徹底させなければならない。

2　事業主体は、事業計画の達成に係る実績を公表しなければならない。

５．　移転の促進

事業主体は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導等を行い、移転の促進を図らなければならない。

６．　危険住宅の除却等

1　移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものとする。

2　移転事業の対象となる危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入・改修によるものであってはならない。

７．　交付対象事業等

1　交付金の交付の対象となる事業等は、表イ-１６-(１２)-２に掲げるものとする。

表イ-１６-(１２)-２　がけ地近接等危険住宅移転事業に係る交付対象事業の内容等

経費	施行者	交付対象事業の内容
危険住宅の除却等に要する経費 （除却等費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費 （建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等

2　移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　土砂災害特別警戒区域外に存すること

二　災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第３条第１項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること

三　市街化調整区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第７条第１項に規定する市街化調整区域）であって土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項の規定に基づく土砂災害警戒区域）又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項若しくは第２項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の３第１項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ３ｍ以上の区域に限る。）に該当する区域外に存すること

四　都市再生特別措置法第 88 条第１項に規定する行為で同条第５項の規定に基づく公表に係るものではないこと

五　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

８．　雑則

この要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イ－１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業

１．　定義

１　災害危険区域等建築物防災改修等事業とは、災害危険区域等の指定等をしやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、イ-１６-（１２）-④において定めるところに従って実施される事業で、災害危険区域等の指定等に関する計画策定、同区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査並びに特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業をいう。

２　イ-１６-（１２）-④において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害危険区域等

次のいずれかの区域（イ又はロにあっては、出水等による危険性を考慮して災害防止上必要な建築制限が定められたものに限る。）をいう。

イ　建築基準法第 39 条第１項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下４．において「災害危険区域」という）

ロ　都市計画法第 12 条の４に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域

ハ　特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域

二　許可基準

特定都市河川浸水被害対策法第 68 条に基づき前号ハの区域について定められた許可の基準

三　特定既存不適格建築物等

第１号イ若しくはロの区域に存する既存不適格の建築物（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又は第１号ハの区域に存する既存の建築物（許可基準に適合しないものに限る。）をいい、当該区域の指定等により既存不適格になるか又は許可基準に適合しなくなる予定の建築物を含む。

四　基準適合調査

災害危険区域等の指定等による建築制限の基準又は許可基準への適合の有無に係る調査をいう。

五　防災改修等

特定既存不適格建築物等を災害危険区域等の指定等による建築制限の基準又は許可基準に適合させるための改修又は建替えをいう。

２．事業主体

本事業は、地方公共団体が行う。

３．事業の実施等

１　事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一　災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業

二　災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業

三　特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業

２　事業主体は、災害危険区域等における避難に関する取組みを計画等に定めなければならない。

４．　交付対象事業

１　交付金の交付対象事業は、事業主体が行う３．第１項各号に掲げる事業及び３．第１項第２号又は第３号に掲げるものを行う民間事業者等に対する事業主体の補助事業とする。

２　特定既存不適格建築物等の建替えについては、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　建替後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域外に存すること

二　建替後の住宅は、災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第３条第１項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること

三　建替後の住宅は、都市再生特別措置法第 88 条第１項に規定する住宅等を新築する行為で同条第５項の規定に基づく公表に係るものではないこと

四　建替後の住宅・建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

五　地方公共団体が建替える建築物は、ZEB 水準に適合すること

３　交付金の交付対象となる事業は、令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までの期間（以下、この項において「時限措置期間」という。）に行うものを対象とする。ただし、時限措置期間内に計画策定に着手し、時限措置期間後に災害危険区域等の指定等がなされた場合は、令和３年４月１日から令和 13 年３月 31 日までに行うものを対象とする。

５．　雑則

この要綱の施行（令和６年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

イ－１６－（１２）-⑤建築物火災安全改修事業

１．　定義

１　建築物火災安全改修事業とは、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、イ-１６-（１２）-⑤において定めるところに従って実施される事業で、建築物の火災安全改修の支援に関する事業、建築物の火災安全改修に関する事業及び建築物の火災安全改修に関するモデル事業をいう。

２　イ-１６-（１２）-⑤において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　施行者

建築物火災安全改修事業を行う地方公共団体又は民間事業者等で、要綱本編第３第４号で規定する交付金事業者をいう。

二　事業主体

建築物火災安全改修事業の実施に伴い必要となる経費について施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

三　火災安全改修

二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置、直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）、直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化をいう。

四　火災安全改修ガイドライン

「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和４年 12 月 16 日付け国住指第 349 号別紙）をいう。

五　建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業

施行者である地方公共団体又は民間事業者等が行う建築物の火災安全改修のための計画の策定及び建築物の火災安全改修の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業をいう。

六　建築物の火災安全改修に関する事業

施行者である地方公共団体又は民間事業者等が行う建築物の火災安全改修に関する調査設計計画及び建築物の火災安全改修をいう。

七　建築物の火災安全改修に関するモデル事業

技術面又は事業プロセス面で工夫が必要な火災安全改修に関して、効率的な実施に必要な技術や知見の蓄積に資するモデル的な取組を行う事業をいう。

２．事業の実施

施行者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一　建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業

イ　建築物の火災安全改修のための計画の策定

ロ　建築物の火災安全改修の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

二　建築物の火災安全改修に関する事業

イ　建築物の火災安全改修に関する調査設計計画

ロ　建築物の火災安全改修

(1)　直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置

(2)　直通階段と一定離隔した室等の退避区画化

(3)　直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化

三　建築物の火災安全改修に関するモデル事業

３．事業要件

１　２．第二号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　対象となる建築物は火災時に多数の者に危険が及ぶ恐れがある建築物として次に掲げる要件に該当するものであること。

イ　３階以上のものであること。

ロ　次のいずれかの条件に該当すること。

(1)　直通階段が一つである建築物

(2)　直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物

二　改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、直通階段又は当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となること。

２　２．第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　次のいずれかの要件に該当する火災安全改修に関するモデル的な取組であること。

イ　建築物の構造等を踏まえ、改修方法に技術的な工夫が必要な　火災安全改修

ロ　建築物の利用状況等を踏まえ、事業プロセスの工夫が必要な　火災安全改修

二　令和７年度末までに着手したものであること。

４．関係者の責務

１　事業主体は、建築物の所有者等に対し火災安全改修に関する周知を図らなければならない。

２　２．第二号の事業の施行者が対象となる建築物の所有者である場合には、当該施行者は、当該建築物の賃借人に対し火災安全改修ガイドラインの周知を図らなければならない。

３　２．第三号の事業の施行者は、事業の実施により得られた成果、知見等を国及び事業主体に報告するとともに、国及び事業主体による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供、見学会の実施等の協力を行わなければならない。

５．　交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う建築物火災安全改修事業及び建築物火災安全改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業

１．　目的

狭あい道路整備等促進事業は、老朽ストックの建替え等の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い狭あい道路の整備等を行う地方公共団体及び民間事業者等に対して国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．　定義

1　狭あい道路整備等促進事業とは、次の各号に定める事業をいう。

一　狭あい道路情報整備等事業　狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業をいう。

二　狭あい道路拡幅等整備事業　狭あい道路拡幅等整備促進計画に基づき行われる無接道敷地の解消に係る狭あい道路拡幅整備、他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等を行う事業をいう。

三　狭あい道路整備等促進事業　狭あい道路情報整備等事業及び狭あい道路拡幅等整備事業をいう。

2　イー１６-（１３）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　狭あい道路　建築基準法第４２条第２項若しくは第３項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。

二　狭あい道路拡幅等整備促進計画　この要綱に基づいて地方公共団体が狭あい道路の拡幅整備を促進するために定める計画をいう。

３．　狭あい道路拡幅等整備促進計画

狭あい道路拡幅等整備事業を行おうとする地方公共団体は、次の各号に掲げる事項を定めた狭あい道路拡幅等整備促進計画を定めるものとする。

一　狭あい道路等の現況

二　狭あい道路の拡幅等整備に関する基本方針

三　事業期間

四　拡幅等整備の対象とする狭あい道路等

五　狭あい道路の拡幅等整備に対する支援の概要

六　狭あい道路の拡幅等整備に要する事業量の見込み

七　その他、狭あい道路の拡幅等整備を促進するための施策の概要

４．　交付対象事業

1　交付対象事業は、地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業及び狭あい道路拡幅等整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

2　狭あい道路情報整備等事業について、令和11年３月31日において完了しない事業にあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。

3　狭あい道路拡幅等整備事業について、令和11年３月31日において完了しない事業（当該事業を行うことについて同日までに土地所有者等の同意を得ている場合を除く。）にあっては、同日後に実施される事業の部分を除く。

５．　地方公共団体が講ずべき措置

地方公共団体は、附属第Ⅲ編イ－１６-（１３）１イからニまでに掲げる費用について国から交付金の交付を受けて調査等を行った場合は、指定道路図又は指定道路調書をインターネットで公開するものとする。

イ－１６－（１４）削除

イ－１６－（１５）削除

イ－１６－（１６）削除

イ－１６－（１７）削除

イ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、イ－１３－（１０）の規定に基づく事業とする。

イ－１６－（１９）集約都市開発支援事業

集約都市開発支援事業は、イ－１３－（１１）の規定に基づく事業とする。

イ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

１．　目的

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、住宅・建築物の省エネ性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２．　定義

1　住宅・建築物省エネ改修推進事業とは、住宅・建築物の省エネ化を促進するため、イ-１６-（２０）において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の省エネ化の支援に関する事業並びに省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）及び建替えに関する事業をいう。

2　イ-１６-（２０）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　住宅

一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿若しくは寄宿舎又はその部分をいう。

二　マンション

耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上の共同住宅又はその部分をいう。

三　建築物

第一号に掲げる住宅以外の建築物又はその部分をいう。

四　施行者

住宅・建築物省エネ改修推進事業を行う地方公共団体及び民間事業者等で、要綱本編第３第四号で規定する交付金事業者をいう。

五　事業主体

住宅・建築物省エネ改修推進事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第４で規定する交付対象をいう。

六　省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

七　ZEH水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

八　ZEB水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模（300㎡未満）は20%削減)となる省エネ性能の水準をいう。

３．事業の実施

事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一　住宅の省エネ診断に関する事業

二　建築物の省エネ化の支援に関する次の事業

イ　建築物の省エネ診断

ロ　建築物に係る省エネ化のための計画の策定

三　住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業

四　建築物の省エネ改修、建替えに関する事業

４．事業要件

３.の事業要件は次に定めるものとする。

１　３.第三号の事業は、次の各号に適合するものでなければならない。
一　省エネ改修又は建替え後の住宅は、省エネ基準又はZEH水準に相当するものであること。
二　省エネ改修又は建替え後の住宅は、地震に対して安全な構造となること（計画的な耐震化を行うものを含む。）。
三　建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。
四　地方公共団体による建替え後の住宅は、原則としてZEH水準に適合すること。
五　設備の効率化に係る工事費については、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。
２　３.第四号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
一　省エネ改修又は建替え後の建築物は、省エネ基準又はZEB水準に相当するものであること。（なお、省エネ基準適合義務化の施行後に新築された省エネ基準が適用された建築物の省エネ改修又は建替えにあっては、ZEB水準の改修に限る。）
二　省エネ改修又は建替え後の建築物は、地震に対して安全な構造となること（計画的な耐震化を行うものを含む）。
三　建替え後の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
四　地方公共団体による建替え後の建築物は、原則としてZEB水準に適合すること。
五　設備の効率化に係る工事については、開口部、躯体等の工事と併せて実施するものであること。

５．　交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物省エネ改修推進事業及び住宅・建築物省エネ改修推進事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

イー１７　地域公共交通再構築事業

イー１７－（１）地域公共交通再構築事業

１．目的

地域公共交通再構築事業は、地域におけるまちづくりや観光の振興に関する施策と連携しつつ、中長期的に必要となる地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を行うことにより、地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現することを目的とする。

２．要件

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一　本事業を実施する地方公共団体（４．の規定により、交付金の交付を受け、本事業を実施する団体等に補助金を交付する地方公共団体を含む。以下２．及び３．おいて「関係地方公共団体」という。）が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画（同条第５項の規定により同条第２項第４号に掲げる事項に第２条第５項の地域公共交通特定事業に関する事項が定められたものに限る。）又は第２９条の８第１項に規定する再構築方針（同条第３項の規定により同条第２項４号に掲げる事項に第２条第５項の地域公共交通特定事業に関する事項が定められたものに限る。）を作成していること。

二　次のイからホまでに掲げるいずれかの実施計画（以下２．及び３．において「地域公共交通特定事業の実施計画」と総称する。）の認定を受けていること。

イ　同法第９条第３項の規定による軌道運送高度化実施計画の認定（同条第６項の規定による変更の認定を含む。）

ロ　同法第１４条第３項の規定による道路運送高度化実施計画の認定（同条第６項の変更の認定を含む。）

ハ　同法第２４条第２項の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定（同条第５項の変更の認定を含む。）

ニ　同法第２７条の３第２項の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定（同条第５項の変更の認定を含む。）

ホ　同法第２７条の１５第２項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定（同条第５項の変更の認定を含む。）

三　関係地方公共団体が、都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に規定する立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画（以下この号において「まちづくり計画等」と総称する。）を作成しているものであって、まちづくり計画等において、本事業の実施に関連する当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。

四　地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイからハまでに掲げる事項に

関する目標が記載されていること。
イ　本事業の実施に関連する当該地域公共交通の利用者数
ロ　本事業の実施に関連する当該地域公共交通の事業収支
ハ　本事業の実施に関連する当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額

五　地域公共交通特定事業の実施計画において、本事業の実施に関連する施設整備を含め、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。

３．交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

一　地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げる鉄道施設の整備（当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。）に関する事業
イ　駅施設
ロ　線路設備
ハ　電路設備
ニ　信号保安設備
ホ　その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設、設備等

二　鉄道からＢＲＴ、バス若しくは軌道に転換する場合又は軌道からＢＲＴ若しくはバスに転換する場合における地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからチまでに掲げる施設の整備（当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。）に関する事業
イ　停留所
ロ　車庫・営業所
ハ　バスロケーションシステム関連設備
ニ　ＥＶバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備
ホ　線路設備
ヘ　電路設備
ト　信号保安設備
チ　その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備

三　地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げるバス施設（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国総計第９７号・国鉄財第３６８号・国鉄業第１０２号・国自旅第２４０号・国海内第１４９号・国空環第１０３号）による陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業の補助金の交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関するものに限る。）の整備（当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。）に関する事業
イ　停留所
ロ　車庫・営業所
ハ　バスロケーションシステム関連設備

ニ　ＥＶバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備
ホ　その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備

四　整備計画の作成等に関する事業

４．交付金事業者

交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等をいう。

なお、地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する団体等とは、民間事業者等とする。

ロ　防災・安全交付金事業

ロ－１　道路事業

ロ－１－（１）道路事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第５６条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和３１年法律第７２号）第６条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）第２２条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（原則として、バイパス整備事業等（表1-(1)に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。）。

１．地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
２．公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
３．改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
　①　地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。
　②　橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあっては、道路法施行規則第４条の５の６の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であって、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。
　　ただし、橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあっては令和３年度以降の措置とする。
４．老朽化対策としての橋梁の更新事業については、
　①　判定区分Ⅰ又はⅡの橋梁に係る事業は、交付対象外とする。
　②　判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁に係る事業は、修繕を行う場合と更新を行う場合のライフサイクルコストを比較し、更新を行う場合の方が経済的と認められた事業に限る。

表1-(1)（バイパス整備事業等における交付対象要件）

交付対象となるバイパス整備事業等	要件の内容

交通安全対策に係るもの	以下の事業として、公表されているものであって、かつ、最も効率的であると認められるものであること。 ①平成 25 年 12 月 6 日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく対策に位置づけられたもの ②「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年 6 月 18 日関係閣僚会議決定）」に基づき行われた緊急安全点検結果等を踏まえた対策必要箇所に位置づけられたもの
防災震災対策に係るもの	現道における自然災害等に備えて早急に実施する事前防災及び減災に係る改良事業と比較して、最も効率的・経済的であると認められるものであること。
国土強靱化対策に係るもの	国土強靱化地域計画に基づく事業であること。

※原則として、車線数の増加を伴う事業は対象外とする。ただし、1.5車線的道路整備や道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で定める基準を満たすためにやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

ロ－２　港湾事業

ロ－２－（１）港湾改修事業

１．目的

港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地）の建設又は改良の港湾工事を行うことにより、港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～⑤に掲げる港湾施設の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（既存施設の延命化のための改良であって、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、橋梁塗装を除く）。ただし、⑤に掲げる施設のみの建設又は改良を行う事業、水深-7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。

①港湾法第２条第５項第１号に規定する水域施設
②港湾法第２条第５項第２号に規定する外郭施設
③港湾法第２条第５項第３号に規定する係留施設
④港湾法第２条第５項第４号に規定する臨港交通施設
⑤港湾法第２条第５項第11号に規定する港湾施設用地

３．交付対象

地方公共団体及び港湾法第４条第１項の規定による港務局（以下単に「港務局」という。）

ロ－２－（２）緑地等施設整備事業

１．目的

港湾における緑地、海浜等を整備することにより、臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

港湾法第２条第５項第９の３号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

ロ－２－（３）海域環境創造・自然再生等事業

１．目的

港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

以下の①～④に掲げる事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。

①海浜・水質浄化施設：港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

②施設改良：水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

③沈廃船等処理：

沈廃船：港湾法第３７条の３に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

④有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第 8 条に規定する汚泥等の浚渫の実施に必要な経費であって次に掲げる経費を含むものとする。

ａ）浚渫土砂を埋立処分するための護岸及び覆土するための護岸等の建設に要する経費

ｂ）既存の埋立地に浚渫土砂を土捨てする場合にあっては、当該埋立地の施設の補強等に要する経費

ｃ）悪臭、飛散、拡散、流出等による二次汚染を防止するために要する経費

ｄ）水質、底質、大気等の監視に要する経費

ｅ）海洋投入処分する場合にあっては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定める措置に必要な経費

３．交付対象

地方公共団体及び港務局

ロ－３　河川事業

ロ－３－（１）広域河川改修事業

１．目的

広域河川改修事業は、河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

①　総事業費が、都市河川にあっては概ね 24 億円以上、その他の河川にあっては概ね 12 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの

①－１　改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 200ha 以上であるもの、宅地（公共用地又は 5 ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。ロ－３－（１）関係部分において以下同じ。）が 20ha 以上であるもの、家屋が 200 戸以上あるもの又は農耕地が 100ha 以上であって、かつ、宅地が 10ha 以上若しくは家屋が 100 戸以上であるもの

①－２　改良工事による費用便益比が１以上であるもの

②　総事業費が、都市河川にあっては概ね 10 億円以上 24 億円以内、その他の河川にあっては概ね 10 億円以上 12 億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の②－１に該当するもの

②－１　改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 60ha 以上であるもの、宅地が５ha 以上であるもの、家屋が 50 戸以上であるもの又は農耕地が 30ha 以上であって、かつ、宅地が 2.5ha 以上若しくは家屋が 25 戸以上であるもの

②－２　改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が 10㎢ 以上又は計画高水流量が毎秒 100㎥ 以上の区間において施行する改良工事であって、費用便益比が１以上であるもの

②－３　国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの

③　原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．留意事項

①　都市河川の定義

都市河川とは、河川法の適用される一級河川及び二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ）。

①－１　人口集中地区人口が３万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね１㎞以内で隣接する人口集中地区に係る河川

①－２　当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川

①－３　一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川

②　広域河川改修事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

ロー３－（２）施設機能向上事業

１．目的

施設機能向上事業は、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めることにより、施設機能の確実性を早期に向上させることを目的とする。

２．交付対象事業

広域河川改修事業（ロー３－（１））に該当する事業であって、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良であって、事業費５千万円以上のものを対象とする。

３．施設機能向上計画の社会資本総合整備計画への記載

施設機能向上事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた施設機能向上計画を記載するものとする。

①　事業主体
②　地区名
③　関係市町村名
④　事業内容
⑤　目標
⑥　計画期間
⑦　全体事業費

４．留意事項

①　施設機能向上事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。

②　施設機能向上計画

施設機能向上計画の計画期間は、概ね５ヵ年とし、社会資本整備総合計画と整合を図るものとする。

５．広域河川改修事業からの移行

広域河川改修事業で実施してきた事業のうち、上記２．の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

ロ－３－（３）地震・高潮対策河川事業

１．目的

地震・高潮対策河川事業は、東京湾等三大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に係る地震・高潮等の対策に資する事業を実施することで、地球温暖化に伴う災害リスクの増大への対応、大規模地震への対応等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

総事業費が概ね50億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

①　津波･高潮・耐震対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域についての津波・高潮・耐震対策事業（津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を含む。）であり、次のいずれかの要件に該当するもの

①－１東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係るもの

①－２大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの

①－３「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成１４年法律第９２号）に基づき指定される南海トラフ地震防災策推進地域において実施するもの

①－４「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成１６年法律第２７号）に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの

①－５「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）第二条第二項に規定される特定被災地方公共団体である県のうち、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波による被害を受けた県における、「津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）」第八条に規定される津波浸水想定が設定された市町村において実施するもの

②　都市河川総合整備事業

東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係る河川改修事業のうち、市街地再開発事業等の他事業と一体として緊急に実施することが必要な都市河川についての整備事業

③　地盤沈下対策事業

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、地盤沈下防止等対策要綱（地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野（昭和６０年４月２６日決定）、筑後・佐賀平野（昭和６０年４月２６日決定）及び関東平野北部（平成３年１１月２９日決定）の３地域について、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定された要綱をいう。）が定められた地域における内水対策等の必要な河川についての地盤沈下対策河川事業

３．留意事項

(1)地震・高潮対策河川事業の事業単位は、津波・高潮・耐震対策事業については地区単位、都市河川総合整備事業については河川単位、地盤沈下対策事業については地区単位を原則とする。
(2)津波対策については、平成２３年９月２日付国水河計第２０号・国水治第３５号「河川津波対策について」によるものとする。

ロ－３－（４）特定地域堤防機能高度化事業

１．目的

人口・資産等が集積している地区等で破堤等重大災害が発生した場合に甚大な被害が生ずるおそれのある指定区間内の一級河川等を対照として、河川の改良工事と沿川の再開発事業等が隣接して実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を行い河川の改良工事部分と一体となった幅の広い堤防として整備することにより、水害に強い地域づくりに資するとともに良好な水辺空間を創造する。

２．交付対象事業

沿川の再開発等と一体となり特定地域堤防機能高度化計画（実施地域での、地域整備及び地域防災に資する堤防機能の高度化に係る計画をいう。）に適合して行われる盛土事業で、次のすべての要件に該当するものとする。

①人口・資産等が集積している地区又はこれに準じる防災上重要な地区であること
②非常災害に伴う破堤によって、甚大な損害を生ずるおそれがあると認められる地区であること
③盛土事業の事業費が、通常の河川改修事業費のうち当該盛土事業が行われることにより軽減される事業費より小さくなる地区であること
④　原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

ロ－３－（５）都市基盤河川改修事業

１．交付対象事業

都市基盤河川改修事業の対象となる河川工事は、指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね 30㎢ を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする。

２．交付対象

河川法第１６条の３第１項の規定により施行する特別区又は人口 5 万人以上の市の長（以下ロ－３－（５）関係部分において「市長」という。）とする。ただし、東京都区部に

おいては、東京都知事が交付対象となることができるものとする。
また、下記の要件に該当するものとする。
・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。
※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．留意事項
本事業を交付対象事業とするには、河川法第１６条の３の規定による協議が行われていることが必要である。

ロ－３－（６）削除

ロ－３－（７）調節池整備事業

１．目的
調節池整備事業は、人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、地方公共団体等による流域対策(流域内貯留施設の整備、開発時の貯留浸透施設設置義務付け等)と連携した整備を行うことで、流域の治水安全度向上を図ることを目的とする。

２．交付対象事業
指定区間内の一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池の整備事業で、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等からなる協議会等により洪水の流域分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分と流域が受け持つ流量に対する対策の計画をいう。）が策定・公表され、当該計画に基づき流域の地方公共団体等による貯留・浸透機能を持つ施設の整備、又は宅地開発に伴い設置される流出抑制施設についての条例による義務付け等の流域対策が実施される流域で行うものであり、通常の河道改修方式と比較して経済的かつ総事業費が概ね 10 億円以上のもので、次の①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。

①　調節池整備
次のいずれかの要件に該当するもの
①－１　市街化区域、若しくは市街化区域に近接した市街化調整区域であって、調節池と併せて、都市機能上、一定の住宅・公園等の都市施設を設置する計画があるもの
①－２　治水上の効果が著しく、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に該当するもの
（ア）次のいずれかの地域に係る河川の流域で実施されるもの
・　首都圏整備法（昭和３１年法律第８３号）に規定する既成市街地、近郊整備

地帯又は都市開発区域
・ 中部圏開発整備法（昭和４１年法律第１０２号）に規定する都市整備区域又は都市開発区域
・ 近畿圏整備法（昭和３８年法律第１２９号）に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
・ 都道府県庁所在の都市若しくは人口１０万人以上の都市（市街化区域が連続する市町村を含む。）

（イ）当該河川の流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が 50%以上、又は 20%以上であり更に増加が予想されること

（ウ）当該河川の流域内人口が昭和 30 年の流域内人口に比し 2 倍以上、又は流域内人口密度が 1k ㎡当たり 1,000 人以上であること

② 防災調節池整備

次のいずれかの要件に該当するもの

②－１ 一級河川の指定区間及び二級河川において、著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ、開発面積 50ha 以上（次のいずれかの要件を満たすものにあっては 20ha 以上）の区域で実施されるもの

（ア）「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」（昭和６３年法律第４７号）第３条により国土交通大臣の認定を受けた宅地開発（ロ－３－（７）関係部分において「優良宅地開発」という。）

（イ）優良宅地開発の認定要件のうち、対象地域、事業主体のいずれか一を次のように改めた場合に、要件の全てに適合することとなる宅地開発

・対象地域　三大都市圏の都市開発区域を追加する。

・事業主体　土地区画整理組合を追加する。

なお、既成市街地に隣接した開発においては、公共・公益的施設用地については制限しない。

②－２ 総合治水対策特定河川の流域及び地方中核都市に係る河川であって残土処分による遊水機能の阻害が著しい河川の流域において行う遊水地の整備事業であって当該遊水地の周辺の地域で開発面積 50ha 以上（優良宅地開発にあっては 20ha 以上）の宅地開発又は公共公益施設等の整備が行われ、かつ、当該開発において、建設残土を利用し、流域整備計画に基づき通常計画される地盤高に追加して平均 1m以上の高盛土が行われるもの

③ 上記①または②の事業は、下記の要件に該当するもの。

令和 3 年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

ロ－３－（８）流域貯留浸透事業

１．目的

流域貯留浸透事業は、近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目的とする。

２．交付対象事業

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下ロ－３－（８）関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するものをいう。

また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当するものも対象とする。

① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地 （以下ロ－３－（８）関係部分において「対象施設」という。）を 500 ㎥以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあっては、複数の施設で 500 ㎥以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

(ア) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び人口密度が 4,000 人/㎢以上の指定都市

（イ）100㎜/h 安心プランに登録された地域（令和５年度までに登録された地域に限る。）

（ウ）内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域

② 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 20㎢以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの

③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業

④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設（地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。）を改良する事業で、3,000 ㎥以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100㎜/h 安心プランに登録された地域に係るものにあっては 1,000 ㎥以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの

また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が７㎢ 以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が 3000 ㎥以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100㎜/h 安心プランに登録された地域に係るものにあっては 1,000㎥ 以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から３ヶ年以内に完了するものに限る）するもの

⑤　原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．各種計画との整合

流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第４条第１項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100㎜/h 安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。

なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。

４．留意事項

(1) 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。

(2) 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体又は民間企業等が行う。

(3) 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。また、貯留浸透施設の適切な管理が困難な事態になった場合は、関係地方公共団体等と貯留浸透施設の移管等について協議するものとする。

(4) 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

ロ－３－（９）削除

ロ－３－（１０）土地利用一体型水防災事業

１．目的

土地利用一体型水防災事業（以下ロ－３－（１０）関係部分において「水防災事業」という。）は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。

なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

２．交付対象事業

水防災事業は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等であって、次のすべての要件に該当するものとする。

① 住家等の近年の浸水被害が著しいため、緊急に治水対策を講ずる必要がある地域に係る事業であること。

② 地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられていること。

③ 本事業の総事業費が通常の連続堤方式等により改修を行う場合の事業費を上回らないこと。

④ 氾濫を許容することとなる区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること。

⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和７年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

３．土地利用一体型水防災事業計画の社会資本整備計画への記載

水防災事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた土地利用一体型水防災事業計画（以下ロ－３－（１０）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。

①事業主体
②事業概要
③事業期間
④全体事業費
⑤施行場所
⑥主要工種
⑦事業効果

４．留意事項

① 地域の意見の反映

２．②の規定について、水防災事業は、地域の意向を踏まえて行うことが前提であることから、河川整備計画に位置づけて実施すること。

なお、当該地域における事業の緊急性等から、河川整備計画の策定前に事業を実施する場合には、河川整備計画の手続の趣旨を踏まえ、地域住民、関係地方公共団体の意見を十分に反映するものとし、地域の意向に沿って事業化することがわかる内容を事業計画に記載することとする。

② 防御の対象とする住家

河川整備計画等の策定時に、現に存する住家又は現に建築の工事中の住家（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項又は第６条の２第１項の規定に基づき建築主が確認済証の交付を受けた住家を含む。）を防御の対象とする。

③　宅地の嵩上げ

宅地の嵩上げは、輪中堤の築造等河川工事の施行を原因として、氾濫に起因する浸水被害の増大や内水被害を受けることに対する補償として実施する。

④　地方公共団体等との連絡調整による事業の効率化、重点化

水防災事業の実施に当たっては、地方公共団体等と十分に連絡調整を行い、土地区画整理事業を活用すること等による事業対象住家等の集約化、道路等の嵩上げ等を図り、効率的かつ合理的に実施するように努めるものとする。

⑤　輪中堤高及び宅地の嵩上げ高

輪中堤高及び宅地の嵩上げ高は、計画高水位に当該河川からの距離等を勘案し適切に設定した高さとする。

⑥　氾濫を許容する区域

１．における「氾濫を許容する区域」とは、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等の実施後に計画高水位以下の洪水により浸水する区域をいう。

⑦　氾濫を許容する区域における措置

２．④における「必要な措置」とは、当該地方公共団体が建築基準法第３９条に基づいて条例により災害危険区域を指定することで、常時住居の用に供する建築物の建築を禁止する等住家の建築を制限することをいう。

また、河川管理者は、当該地方公共団体が氾濫を許容する区域におけるハザードマップ等を作成し周知すること及びこれを災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)に規定する地域防災計画に位置づける等により被害の軽減に努めるよう支援することとする。

なお、氾濫を許容する区域であっても、浸水頻度が著しく高く当該区域の土地利用に著しく支障をきたす場合には、小堤の設置等の対策を講ずることができるものとする。

⑧　事業箇所の設定

水防災事業の実施に当たっては、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施する一連区間のうち、水系全体の整備状況等を勘案しながら、概ね５箇年を目途に事業の完了が可能な箇所を設定して行うものとする。ただし、事業対象住家等が多く存し調整に時間を要する等やむを得ない場合はこの限りではない。

⑨　事業後の管理

各事業箇所において治水上必要とされる道路盛土等については、施設管理者と調整すること等により、河川管理施設（必要に応じて兼用工作物）として適切に管理するものとする。

ロ－３－（１１）総合内水対策緊急事業

１．目的

総合内水対策緊急事業は、内水河川（本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。ロ－３－（１１）関係部分において以下同じ。）が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及

び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、内水による浸水被害を予防する事業であって、概ね５年間で事業完了させるものであり、次のすべての要件に該当するものをいう。

① 改良工事によって内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋（以下「床上浸水家屋」という。）が 50 戸以上であること

なお、想定される床上浸水深が概ね１メートル以上の家屋で高齢世帯であるものについては、床上浸水家屋４戸に換算できるものとする。

② 都道府県又は市町村と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を一体とした総合内水対策計画（以下ロ－３－（１１）関係部分において「対策計画」という。）を策定し、実施するものであること

③ 広域河川改修事業（ロ－３－（１））の交付対象事業の要件に該当するものであること

④ 令和３年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

３．対策計画の社会資本総合整備計画への記載

総合内水対策緊急事業を実施しようとするものは、社会資本総合整備計画において、以下に従い、対策計画を記載するものとする。

(1) 対策計画の策定方針

総合内水対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、内水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、流域の特性に応じて総合内水対策の具体的施策を検討し、対策計画を策定する。各担当部局は、この対策計画に則り具体的施策を推進するものとする。

(2) 対策計画の期間

概ね５年間とする。

(3) 対策計画に定める事項

対策計画において定める事項は次のとおりとする。

ⅰ） 総合内水対策全体に関する事項

基本方針、事業期間、計画規模等

ⅱ） 河川管理者による河川整備に関する事項

総合内水対策緊急事業を実施しようとする河川管理者（以下「内水対策河川管理者」という。）及び他の河川管理者による河川改修等の内容

ⅲ） 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項

河川管理者以外の者による二線堤（輪中堤）と同等の機能を有する施設の整備、貯留施設の整備、宅地嵩上げ、関連する雨水排水対策施設の整備等の内容

ⅳ） 総合内水対策緊急事業の実施後に内水による浸水が想定される区域（以下「内

水浸水想定区域」という。）とその水深に関する事項
事業の実施後も浸水が想定される区域の土地利用状況と水深

ⅴ）　内水浸水想定区域の周知に関する事項
河川管理者等による内水浸水想定区域とその水深の住民への周知方法

ⅵ）　土地利用の規制等に関する事項
地方公共団体が地域の状況に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の内水浸水想定区域における市街化の進展の抑制方策や、建築物の耐水化等の被害軽減方策

ⅶ）　地方公共団体によるハザードマップの作成等の被害軽減方法に関する事項
地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法

ⅷ）　その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項
地方公共団体等によるポンプ運転調整ルールの設定や開発に伴う調整池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置

(4)　対策計画の周知
総合内水対策協議会は対策計画を策定後速やかに公表し、住民に周知するものとする。

４．留意事項

①　総合内水対策協議会の設置
総合内水対策緊急事業を実施するに当たっては、河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であり、河川管理者は地方公共団体等と十分に連絡調整を図る必要がある。
このため、当該河川流域において河川管理者、都道府県及び市町村等の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会を設置し、当該河川流域に係る総合内水対策について協議し、効果的かつ効率的な対策の確立に資するものとする。

②　総合内水対策緊急事業の報告
内水対策河川管理者は、対策計画の達成状況を総合内水対策協議会に報告するものとする。

③　その他
（１）内水被害想定図の作成について
１．に規定する「内水河川が合流する本川の流域における内水被害の状況」については、内水河川が合流する本川の流域のうち隣接する数箇所の内水地区を対象に、内水被害状況を想定した内水被害想定図を内水対策河川管理者が作成するものとする。
なお、内水被害想定図には、内水地区ごとに降雨確率規模ごとの最大浸水深又は家屋浸水等の内水被害が生じる発生頻度等を明示するものとする。

（２）高齢世帯について
２．①に規定する「高齢世帯」は、高齢単身世帯（65 歳以上の者１人のみの一般世帯）及び高齢夫婦世帯（いずれかが 65 歳以上の夫婦のみの一般世帯）とする。

ロ－３－（１２）河川・下水道一体型豪雨対策事業

１．目的

河川・下水道一体型豪雨対策事業は、必要な整備を行って、外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進することにより、効率的な浸水対策を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

本事業の交付対象事業は、都市基盤河川改修事業（ロ－３－（５））、流域貯留浸透事業（ロ－３－（８））、総合内水対策緊急事業（ロ－３－（１１））又は総合流域防災事業（ロ－８－（１））に該当する事業であって、①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行うものをいう。

①　交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

(ｱ) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。

(ｲ) 本事業の実施について、河川事業者と下水道事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。

(ｳ) 本事業の実施に当たり、河川事業者と下水道事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

(ｴ) 令和３年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。

②　対象となる施設

(ｱ) 既存の洪水調節施設と下水道施設を融通利用するための連結管等の施設の整備

(ｲ) 連結管等と一体的に整備する洪水調節施設及び洪水調節施設と下水道施設の双方の効果を兼ねる貯留施設等の整備

(ｳ) 洪水調節施設と下水道施設を一体的に運用するために必要な観測施設等の整備

３．本事業への移行

都市基盤河川改修事業（ロ－３－（５））、流域貯留浸透事業（ロ－３－（８））、総合内水対策緊急事業（ロ－３－（１１））又は総合流域防災事業（ロ－８－（１））として実施してきた事業のうち、上記２の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

ロ－４　砂防事業

ロ－４－（１）通常砂防事業

１．目的

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1 件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
- （ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の 1 割を超えるもの
- （イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の 1 割を超えるもの
- （ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの

② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
- （ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
- （イ）市街地、集落（人家 50 戸以上）の保護
- （ウ）耕地（耕地面積 30ha 以上）の保護
- （エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没 10,000 ㎥以上）の防止

ロ－４－（２）火山砂防事業

１．目的

火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの

（ア）流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の１割を超えるもの

（イ）流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の１割を超えるもの

（ウ）河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの

② 前記の水系以外の水系に係るもので、①の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかの要件に該当する効果のあるもの

（ア）公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護

（イ）市街地、集落（人家 50 戸以上）の保護

（ウ）耕地（耕地面積 30ha 以上）の保護

（エ）港湾又は河口の埋没（年間埋没 10,000 ㎥以上）の防止

ロ－４－（３）火山噴火緊急減災対策事業

１．目的

火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後(以下「火山噴火時等」という。）の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

火山地域における住民の住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。

ロー５　地すべり対策事業

ロー５－（１）地すべり対策事業

１．目的

地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

４．交付対象事業の要件

（１）地すべり

地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が１億円以上のもの。

なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

① 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの

② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

④ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤ 貯水量 30,000 ㎥以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑥ 人家 10 戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあ

っては人家 20 戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑦　農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

（２）ぼた山

地すべり等防止法第４条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が１億円以上のもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

①　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの

②　鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち、指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

③　官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

④　市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤　貯水量 30,000 ㎥以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑥　人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

⑦　農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

ロ－６　急傾斜地崩壊対策事業

ロ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業

１．目的

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

２．交付対象

都道府県

３．交付対象事業の内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

４．交付対象事業の要件

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和４４年法律第５７号) 第１２条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）で、次のすべての要件に該当し、事業費 7,000 万円以上のもの

①急傾斜地の高さが 10m 以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第８条第１項第４号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。

②移転適地がないこと

③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号) 第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

④次のいずれかの要件に該当するもの

イ　人家概ね 10 戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000 万円」を 「8,000 万円」に、「10 戸」を「5 戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条

第１項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第１１条の２ に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね５年以内の地域に限る。）における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）第２条第１項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第３条の１に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね５年以内の地域に限る。）における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10 戸」を「5 戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等 3 人を人家１戸に相当するものとして換算できるものとする

ロ　市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ロー７　水道・下水道事業

水道に係る基幹事業は、ロー７－（１）－①からロー７－（１）－⑨までを対象とする。

下水道に係る基幹事業は、ロー７－（２）－①からロー７－（２）－⑤まで、ロー７－（２）－⑦からロー７－（２）－⑩及びロー７－（２）－⑫からロー７－（２）－⑮を対象とする。

なお、ロー７－（２）－①からロー７－（２）－⑤まで、ロー７－（２）－⑦からロー７－（２）－⑩及びロー７－（２）－⑫からロー７－（２）－⑮に係る事業については、ロー７－（２）－①２．に記載の要件を満足するものに限る。

ロー７－（１）－①水道未普及地域解消事業

１．目的

水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行い、水道未普及地域の解消を図ることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

（１）新設

市町村が、次の①及び②のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業。なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、国土交通大臣が認める地下水等汚染地域（以下「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りではない。

①当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。

②既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として 10km 以上離れていること。ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の２倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。（独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。）

（２）広域簡易水道

簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した 5,000 人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。

（３）飛地区域

次の①又は②のいずれかに該当するもの

① 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）において、既存の水道事業の給水区域から原則として 200m 以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業

②①の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設にあっては現在供給されている区域）からの距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。（当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあってはこの限りではない。）

（４）給水区域内無水源

既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区（給水人口 101 人以上 5,000 人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。

（５）区域拡張

市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ロ－７－（１）－③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。）。

なお、簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。

３．交付対象事業

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業

（１）次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

①井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設

②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設

③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設

④配水池、配水管その他配水に必要な施設

⑤飲料水供給施設にあっては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給水栓

イ 立上り管

⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）

（２）（１）に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。
①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設
②給水装置

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロ－７－（１）－②簡易水道再編推進事業

１．目的

簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を行い、経営の一元化や管理の一体化等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

（１）統合簡易水道

市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の①から③のいずれかに該当するもの。

①市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、ロ－７－（１）－①水道未普及地域解消事業（給水人口 50 人未満のものを除く。）及びロ－７－（１）－③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業

②統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として 200m 以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって国土交通大臣が必要と認めた事業

ただし、平成 29 年度以降は、平成 19 年度以降に事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、国土交通大臣が必要と認めた事業を含む。

ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。

イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。

③経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業

（２）簡易水道統合整備事業

市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であって、次の①又は②に該当するもの。

①市町村が策定する簡易水道統合整備計画に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となるロ－７－（１）－①水道未普及地域解消事業(給水人口 50 人未満のものを除く。)及びロ－７－(１)－③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業

②経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業

３．交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。

（１）次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

①井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設

②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設

③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設

④配水池、配水管その他配水に必要な施設

⑤飲料水供給施設（飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給水栓

イ 立上り管

⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）

（２）（１）に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。

①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設

②給水装置

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－③生活基盤近代化事業

１．目的

簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設整備を行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

（１）増補改良

市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業で、次の（ｉ）から（viii）のいずれかに該当するもの。

①特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）

②特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）

③平成 19 年度以降に統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。

ア．当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの

イ．経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること

（ア） 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上

（イ）有収水量１㎥当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量１㎥当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上

（ｉ）水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。

ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内

の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。

イ 旧施設における渇水期間中の１　人１　日当たりの最大給水可能量が 150ℓ以下であること。

（ⅱ）旧施設の水質が「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令 101 号）による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業

（ⅲ）　鉛製管の更新を行う事業。

（ⅳ）クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業

ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。

イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。

ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。

（ⅴ）　有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業

（ⅵ）　基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であって、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。

ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業

イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業

ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。

エ 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第

384 号）で定める年数以内の施設であること。

オ 平成 9 年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。

カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低いが、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。

(vii) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業

イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業

(viii) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業

（2）基幹改良

市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う（ⅰ）から（ⅳ）並びに（ⅴ）のいずれかに該当するもの。ただし、（ⅰ）から（ⅲ）は増補改良に該当する事業を除く。

① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、下記（ⅰ）から（ⅳ）の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）

② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）

③ 平成 19 年度以降に統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。

ア．当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。

イ．経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること

（ア）上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上

（イ）有収水量１㎥当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量１㎥当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上

（ⅰ）　しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。

（ⅱ）　設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。

（ⅲ）布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。

ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、鋳鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。

（ⅳ）しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。

（ⅴ）地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア　大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業

イ　地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業

（３）水量拡張

市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張(拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上である場合。)する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）を含む。）

① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）

② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）

③ 平成 19 年度以降に事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。

ア．当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。

イ．経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること

（ア） 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上

（イ）有収水量１㎥当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量１㎥当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上

（４）重要施設配水管

基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で、耐震機能を有するものを整備する事業であって、次の①又は②のいずれかに該当するもの。

① 特定簡易水道事業以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下のア又はイのいずれかの地域における事業

ア　大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域

イ　地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域

② 国土交通大臣が認める重要施設配水管事業であるもの

３．交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設整の備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。

（１）次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費

①井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設

②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設

③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設

④配水池、配水管その他配水に必要な施設

⑤飲料水供給施設にあっては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給水栓

イ 立上り管

⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）

（２）（１）に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。
①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設
②給水装置

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－④高度浄水施設等整備費

１．目的

高度浄水施設等の整備を行い、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

次のいずれにも該当する事業であること。

（１）高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の①に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、②～⑥のいずれかに該当するものであること。

①対象となる河川、湖沼等

ア 環境基本法第 17 条第１項に規定する地域内の河川、湖沼等

イ 水質汚濁防止法第４条の２第１項に規定する指定地域及び同法第 14 条の８に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等

ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第５条第１項に規定する区域内の河川、湖沼等

エ 環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域

オ 湖沼水質保全特別措置法第３条第１項に規定する指定湖沼

カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等

キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等

ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と国土交通大臣が認める地域内の河川、湖沼等

②水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。

③水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成 15 年５月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。

④水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。

⑤クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合においては、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること。

⑥有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）が検出されたことがあること。

（２）次のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては④の要件を満たしていること。

①病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。

a　既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。

b　既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。

②水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。

a　給水人口５万人未満であること。

b　施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。

③代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備する

場合と費用比較して安価に整備できること。

④水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 25 年度以前に採択された事業を除く。

⑤既設の浄水施設であって、新たに覆蓋するものであること。

（３）①水道事業については、資本単価が 90 円／ ㎥以上であること。 ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／㎥以上であること。

②水道用水供給事業については、資本単価 が 70 円／㎥以上であること。 ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、50 円／㎥以上であること。

上記（１）、（２）の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であって、（３）の基準に満たない事業、又は、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業であること。

３．交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。なお、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。

(1) 高度浄水施設整備事業

①生物処理施設

生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

②オゾン処理施設

オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

③活性炭処理施設

ア 粉末活性炭処理施設

粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

イ 粒状活性炭処理施設

活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備

④ストリッピング処理施設（揮散処理）
充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備

⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設）
酸化設備、沈澱ろ過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設）調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑦膜ろ過施設
調整設備（薬品注入設備含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑧紫外線処理施設
調整設備（薬品注入設備を含む。）、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑨原水調整池（水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池）
原水調整池、導水管（原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。）、電気・計装・機械設備

⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設
ア 急速ろ過施設（消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であって、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設）
凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備
イ 膜ろ過施設
調整設備（薬品注入設備を 含む。）、膜ろ過設備、電気・ 機械設備、各種配管及び計装設備置

⑪貯水池水質改善施設
水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備

⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設

⑬①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設

(2) 水道原水水質改善事業

高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの

①水道原水バイパス管

水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設

②取排水系統再編に係る上流取水のための施設

取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

③伏流水取水施設

集水埋きょ、取水ポンプ、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設

④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設

(3) 代替水源施設整備事業

有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設

①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設

②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設

(4) 浄水施設覆蓋整備事業

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第１項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋

(5) (1)から(3)に掲げる施設と密接な関連を有する施設

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－⑤水道総合地震対策事業

１．目的

水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進めることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

次の①～④のいずれにも該当する水道事業（ただし、簡易水道事業を除く。）及び水道用水供給事業であること。

①「上下水道耐震化計画」を策定していること。

②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。

ア　資本単価が水道事業にあっては 90 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては 70 円／㎥以上であること。

イ　次の（ア）から（エ）のいずれにも該当する事業であること。

（ア）料金回収率が 100%以上

（イ）直近５年間の

・基幹管路の耐震適合率
・浄水施設の耐震化率
・配水池の耐震化率

の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「５か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、

又は、現在の

・基幹管路の耐震適合率
・浄水施設の耐震化率
・配水池の耐震化率

の合計値が各施設の「５か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。

（ウ）耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後５年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後５年以内に耐震化率が 100％に到達する場合は、100％に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近５年間の上昇ポイント（年換算）の１．５倍及び「５か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。

（エ）上下水道耐震化計画を公表していること。

③３．（７）を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに応急給水目標を定めるとともに、当該給水車の活用について記載していること。

④３．(11) を実施するにあたっては、危機管理マニュアルに当該浄水場を応援事業者の活動拠点として位置付け、その活用について記載すること。

３．交付対象事業の内容

（１）導水管・送水管耐震化事業

次に掲げる導水管又は送水管の施設及び設備を耐震化する事業とする。

①導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

②送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

（２）基幹水道構造物の耐震化事業

次に掲げる基幹水道構造物の施設を耐震化する事業とする。

①取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）

②その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設

（３）緊急遮断弁

次に掲げる緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する施設を整備する事業とする。

①緊急遮断弁（作動スイッチを含む。）

②非常用電源設備

③伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。）

（４）導水管・送水管複線化事業

次に掲げる河川を横断する導水管又は送水管の施設及び設備を複線化する事業とする。

①導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

②送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

（５）重要施設配水管

「上下水道耐震化計画」に位置づけた避難所等の重要施設に接続する配水本管、配水支管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設を耐震化する事業（下水道区域においては、上下水道一体で耐震化を実現する場合に限る。）とする。

（６）貯留施設（耐震性貯水槽）

次に掲げる送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業とする。

①貯水施設

②配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）

③給水管、給水栓、給水ポンプ（ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。）

（７）給水車

給水車を増設する事業とする。
ただし、令和１１年度までの時限措置とする。

（８）配水池
次に掲げる計画一日最大給水量の 10 時間分を超え、12 時間までの容量の配水池及び配水池と密接な関連を有する施設を整備する事業とする。
①送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）
②塩素注入設備
③計装設備
④仕切弁、緊急遮断弁等
⑤ポンプ

（９）緊急時用連絡管
次に掲げる緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する事業とする。
①導水管
②送水管
③配水管
④ポンプ
⑤計装機器
⑥その他必要な施設

(10) 大容量送水管
緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管及び立坑施設を整備する事業とする。

(11) 浄水場の防災拠点化
次の(a)～(d)のいずれかの地域において、浄水場を防災拠点化するため、次の①～⑥のいずれかの施設を整備する事業とする。ただし、令和１１年度までの時限措置とする。
(a)半島振興法に基づく半島振興対策実施地域
(b)離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
(c)奄美群島
(d)沖縄振興特別措置法に基づく離島地域
ただし、上記(a)については１自治体あたり１浄水場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の浄水場までの直線距離が 50km 以上離れており、かつ計画１日最大給水量が 2000m3/日を超える浄水場を対象とする）、(b)～(d)については１島あたり１浄水場（計画１日最大給水量が 2000m3/日を超える浄水場を対象とする）を限度とする。
①備蓄倉庫
②受水槽

③会議室
④シャワー設備
⑤トイレカー
⑥マンホールトイレ

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－⑥緊急時給水拠点確保等事業

１．目的

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、水道施設の耐災害性強化等を図ることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

「緊急時給水拠点確保等事業」とは、緊急時における給水拠点を確保することを目的として、以下の要件に基づき実施される事業である。

（１）取水施設耐災害性強化事業

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業（ただし、施設の移転は除く）であって、次のいずれにも該当する事業であること。
なお、令和 10 年度までの時限事業とする。
①水道事業で資本単価 90 円／㎥以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／㎥以上であること。
②断水影響戸数が 2,000 戸以上の施設であること。

（２）水道施設耐災害性強化事業

次のいずれにも該当する事業であること。
①災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業であること
②原形より水道施設の耐災害性が強化される事業であること
③他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった災害と同様の災害によって被災するおそれがあること。

３．交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。

（１）取水施設耐災害性強化事業

取水施設及びこれらの施設と密接に関連する施設

（２）水道施設耐災害性強化事業

取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関係を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－⑦水道施設アセットマネジメント推進事業

１．目的

「水道施設アセットマネジメント計画」の作成、導水管及び送水管、配水管等の更新を推進することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

（１）老朽管更新事業

①平成 27 年度以前に採択された事業及び平成 28 年度に実施する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

但し、平成 28 年度に新規に実施する事業に関しては、平成 28 年度事業実施分に限り対象とする。

ア　地震対策として行う更新事業であって、次の（ア）に該当し、かつ、（イ）～（カ）のいずれかに該当すること。

ただし、（エ）については平成 25 年度まで、（オ）については平成 30 年度までの時限措置とする。

（ア）　次のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。

Ⅰ　大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第３条第１項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法

律第92号）第
３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。
Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。

（イ）給水人口が５万人未満の水道事業者であること。

（ウ）給水人口が５万人以上の水道事業者であって、１か月に10㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口５万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。

（エ）給水人口が５万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における鋳鉄管、コンクリート管の更新事業に限る。

a. 基幹管路における「布設後 20 年以上経過した鋳鉄管、コンクリート管」（次のb.において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の 10%以上残存している水道事業者であること。

b. 単年度あたり、基幹管路延長の 1.5%以上又は５㎞以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者であること。

（オ）給水人口が５万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者であること。

a. 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。

b. 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。

（カ）水道用水供給事業者であること。

イ　水道事業で資本単価90円／㎥以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円／㎥以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価 160 円／㎥以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 80 円／㎥以上であること。また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあっては資本単価が70円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては資本単価が 50 円／㎥以上であること。

②①に該当する事業であって、水道事業で資本単価140円／m3以上、又は水道用水供給事業で資本単価100円／㎥以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価230円／㎥以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価130円／㎥以上であること。

③国土交通大臣が認める老朽管の更新事業であること。

（２）水道管路緊急改善事業

次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。

①点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を作成する事業であること。

②点検・調査結果に基づき策定した「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次のア～エのいずれかに該当する事業であること。

ただし、令和６年度以前に採択した事業にあっては、令和 11 年度までに限り、「水道施設アセットマネジメント計画」を策定していることを補助要件としない。

ア　１ヶ月に 10 ㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。

イ　アに該当しない上水道事業者であり、１ヶ月に 10 ㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。

ウ　アに該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100％以上の上水道事業者であること。

エ　水道用水供給事業者であること。

ただし、次のいずれかの事業については、アからエの条件は付さない。

（ア）コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は５億円を上限とする。

（イ）（ア）以外のウォーターPPP 導入のために実施する事業。なお、交付額は１億円を上限とする。

（３）管路近代化事業

直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。

①都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第７条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水対象人口が 10 万人を限度とするものであること。

②資本単価 140 円／㎥以上であること。

（４）鉛管更新事業

鉛管の更新事業であって、資本単価 90 円／㎥以上であるもの。ただし、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70 円／㎥以上であること。

（５）基幹管路耐震化整備事業

次のいずれにも該当する事業であること。
①災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、国土交通大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。
②原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。
③更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること

（６）海底送・配水管更新事業
令和７年度以前に採択された海底送・配水管更新計画に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。
①水道事業で資本単価 90 円／㎥以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／㎥以上であること。
②事業の対象となる海底送水管・海底配水管の代替水源が存在しないこと。

（７）水管橋耐震化等事業
令和７年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。
①水道事業で資本単価 90 円／㎥以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／㎥以上であること。
②他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。

３．交付対象事業の内容
水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

（１）老朽管更新事業
布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、鋳鉄管及びコンクリート管並びに、布設後 30 年以上経過したダクタイル鋳鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。
①導水管
②送水管
③配水管
ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管については基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限る。

（２）水道管路緊急改善事業
①「水道施設アセットマネジメント計画」の作成等に関する事業であること。
②布設後 40 年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに

限る。

（３）管路近代化事業

次に掲げる事業であること。

①石綿セメント管並びに、布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新(動水勾配の減少による必要動水圧の確保､配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。)

②ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新

③その他必要と認める附帯施設

（４）鉛管更新事業

鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。

①導水管

②送水管

③配水管

（５）基幹管路耐震化整備事業

次に掲げる施設であって､災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の③のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。

①導水管

②送水管

③配水管（次のいずれかに該当するものに限る。）

ア 給水人口 50 万人以上の水道事業者においては、口径 200 ㎜以上の配水管

イ 給水人口 25 万人以上 50 万人未満の水道事業者においては、口径 150 ㎜以上の配水管

ウ 給水人口 25 万人未満の水道事業者においては、口径 125 ㎜以上の配水管

エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管

（６）海底送・配水管更新事業

布設後 20 年以上が経過した海底送水管・海底配水管の更新事業であること。

（７）水管橋耐震化等事業

布設後 40 年以上が経過した水管橋として布設されている導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築・更新事業であること。

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権

を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業

１．目的

水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行い、水道の基盤強化を図ることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

（１）広域化事業

特定簡易水道事業以外の簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。ただし、経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）、資本単価が 90 円／㎥以上の水道事業又は 70 円／㎥以上の水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後５年以内に事業統合又は経営の一体化（以下「広域化」という。）を実現すること。また、全体計画は原則 10 年間とし、令和 16 年度までの時限事業とする。

①水道基盤強化計画等に基づく圏域における広域化であること。

②市町村域を越えて３以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則５万人以上であること。 ただし、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づく半島振興対策実施地域に指定された地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づく離島振興対策実施地域に指定された地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項の規定に基づく過疎地域の区域内においては、市町村域を超えて２以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業の広域化であること。また、現在給水人口１万人未満の水道事業又は簡易水道事業を含む場合は、計画区域内の給水人口が３万人以上であること。

③資本単価が 90 円／㎥以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。
なお、次のいずれかに該当する水道事業は、資本単価に関する要件を付さないものとする。

（ア）次のいずれにも該当する場合

ア 現在給水人口が１万人以下である水道事業であること。

イ 一人当たりの管路延長（管路総延長／現在給水人口）が、毎年度別途通知する一人当たりの平均管路延長よりも長い水道事業であること。

ウ　１か月に10㎥使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高い水道事業であること。

（イ）現在給水人口１万人以下の事業体を含む場合の広域化であって、広域化後の圏域における料金回収率を 100%以上とする計画を策定すること。

（２）運営基盤強化等事業

①広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。

②広域化事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去に関する事業であること。

（３）水道施設共同化事業

令和５年度以前に採択された事業であって、水道基盤強化計画等において、将来的に３事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の２以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価 90 円／㎥以上の水道事業者又は資本単価 70 円／㎥以上の水道用水供給事業者が実施する事業であること。

（４）水道施設再編推進事業

次の①～③のいずれかに該当する事業であること。

①給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次の次のア及びイのいずれにも該当する事業であること。

②水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の CO2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討事業であること。

③水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の整備を行う事業であって、次のア、ウ及びエのいずれにも該当する事業であること。

ア　資本単価が水道事業にあっては 90 円／㎥以上、水道用水供給事業にあっては70 円／㎥以上であること。

イ　公表された施設整備計画に基づき、同一系統において３施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。

ウ　施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の 20%以上削減すること。

エ　同一系統において、施設の統廃合や施設規模の適正化等の水道システムの見直しを行った上で、脱炭素化推進に向けて取水位置の上流化を実施すること。

（５）水道施設ＤＸ推進事業

広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等が実施する次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。ただし、②にあっては、令和 11 年度までの時限措置とする。

また、①を実施するにあたっては、クラウド化した情報を活用する計画を提出すること。

①水道施設台帳のクラウド化を図る事業

②市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査をする事業

（６）特定広域化施設整備費

平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①現在居住人口が原則として 50 万人以上のもの。
ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。

②給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。

③水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第５条の２に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であって、「特定広域化施設整備事業の基準」に適合するものであること。
ただし、同事業が水道法第５条の３第１項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第２項第７号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。

④ア　水道事業については、資本単価が 140 円／㎥以上であること。
ただし、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円／㎥以上であり、かつ、資本単価が 120 円／㎥以上であること。

イ　水道用水供給事業については、資本単価が 100 円／㎥以上であること。
ただし、平成６年度以前に採択された事 業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 100 円／㎥以上であり、かつ、資本単価が 80 円／㎥以上であること。

ウ　昭和 56 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 40 円／㎥を超えること。また、昭和 57 年

度から昭和 59 年度までに採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 60 円／㎥を超えること。

（７）一般広域化施設整備費

平成 21 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①特定広域化施設整備費の採択基準の１及び２に適合する事業であること。

②ア　水道事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 140 円／㎥以上であること。

ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、70 円／㎥以上であること。

また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 130 円／㎥以上であり、かつ、資本単価が 60 円／㎥以上であること。

イ 水道用水供給事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円／㎥以上であること。

ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、50 円／㎥ 以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円／㎥以上であり、かつ、資本単価が 40 円／㎥以上であること。

ウ　昭和 53 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 14 円／㎥を超えること。

（８）広域化促進地域上水道施設整備費

平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第５条の２に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。ただし、同事業が水道法第５条の３第１項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第２項第７号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。

②計画給水人口又は計画給水量が 20%（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあっては 10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。

③資本単価が 140 円／㎥以上であること。
ただし、上記の基準に満たない事業であって、昭和 59 年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が 90 円／㎥以上であること。また、平成６年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 190 円／㎥以上であり、かつ、資本単価が 120 円／㎥以上であること。

（９）水道広域化促進事業費
平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

①統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から３年以内であるものに限る。）が締結されていること。

②給水人口が概ね 10 万人以下であり、かつ資本単価が 90 円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。

③経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。
④③の整備計画は、「水道広域化推進事業に係る整備計画」に定める要件を満たすものであること。

(10) 水道基盤強化計画策定事業
都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の作成等の事業であること。

３．交付対象事業の内容

簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、２．（１）、（２）及び（５）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下の（１）～（９）に掲げる施設の整備等に関する事業及び都道府県が実施する以下の（10）の事業。

次に掲げる施設及び設備とする。
①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
②貯水池、その他貯水に必要な施設
③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設
⑦会計システム、料金システム等の事務関係システム

（２）運営基盤強化等事業

①次に掲げる施設とする。

ア 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設

イ 貯水池、その他貯水に必要な施設

ウ 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

エ 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設

オ 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

カ 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

②浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）

（３）水道施設共同化事業

次に掲げる施設及び設備とする。

①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設

②貯水池、その他貯水に必要な施設

③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設

④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設

⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設

⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

（４）水道施設再編推進事業

次に掲げる施設及び経費とする。

①浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。

②上流からの取水による CO2 削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討費

③取水施設、導水施設

（５）水道施設ＤＸ推進事業

次に掲げる経費を交付の対象とする。

①需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費）

②役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）

③委託料

④使用料及び賃借料

（６）特定広域化施設整備費

次に掲げる施設とする。

①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な

施設
②貯水池、その他貯水に必要な施設
③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
⑥配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設

（７）一般広域化施設整備費 次に掲げる施設とする。
①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
②貯水池、その他貯水に必要な施設
③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
⑥配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設（ただし、水道法第５条の２に基づく広域的水道整備計画の事業に限る。）

（８）広域化促進地域上水道施設整備費
次に掲げる施設とする。
①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
②貯水池、その他貯水に必要な施設
③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が 25 万人以上にあっては 150㎜ 以上、25 万人未満にあっては 75㎜ 以上であること。

（９）水道広域化促進事業費
この事業は、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される事業であって、次に掲げる施設とする。
①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設
②貯水池、その他貯水に必要な施設
③導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設
⑤送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設
⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設

(10) 水道基盤強化計画策定事業

水道基盤強化計画策定に関する経費

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（１）－⑨水道水源自動監視施設等整備事業

１．目的

水道水源自動監視施設や遠隔監視システムの整備を行い、点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図ることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

（１）水道水源自動監視施設整備費

次のいずれにも該当する事業であること。

①水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること

②２以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成 22 年 3 月 31 日までに市町村合併が行われたことに伴い統合した水道事業者等にあっては、合併年度及びこれに続く１年度はこの限りではない。）体系的・効率的かつ計画的に 24 時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。

③都道府県が定める水道水質管理計画と整合性がとれたものであること。

（２）遠隔監視システム整備費

平成 21 年度までに簡易水道事業と統合した水道事業及び令和２年４月１日厚生労働省発生食 0401 第１号厚生労働事務次官通知「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」による改正前の「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」（昭和 44 年５月８日厚生省生衛第 405 号厚生事務次官通知の別紙乙）に規定している簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。

３．交付対象事業の内容

水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。

（１）水道水源自動監視施設整備費

水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的･効率的な水道水源の監視を行うために必要な次に掲げる装置等とする。

①理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、pH 等）
②生物指標検査装置（魚類等生物を利用）
③サンプリング装置
④ろ過装置
⑤テレメータ
⑥監視盤
⑦その他附帯機器

（２）遠隔監視システム整備費

点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整を行うために必要な次に掲げる装置等とする。

①計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）
②監視操作設備
③制御設備
④伝送設備
⑤その他付帯設備

４．交付対象

本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合 、広域連合及びＰＦＩ事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第８条第１項の規定により選定された選定事業者及び同法第１６条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第２３条第１項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

ロー７－（２）－①通常の下水道事業

１．目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。交付対象事業は、これらのうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業とする。

（１）地域・規模等要件

①　公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(a)　既に公共下水道事業を施行中の都市にあっては、⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。
(b)　新たに下水道法第２条第３号イに規定する公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

②　流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

（ア）既に流域下水道事業を施行中の箇所

（イ）新たに下水道法第２条第４号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a)　環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b)　当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一　水域内人口が 30 万以上であること。

二　水域内人口が当該都道府県の総人口の１割以上であること。

(c)　当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一　当該流域下水道に係る水域の人口の５割以上であること。

二　原則として 10 万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が５万以上かつ関係市町村が３以上である場合には、これも対象とする。

(d)　当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が 80%以下であること。

（ウ）新たに下水道法第２条第４号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

a)　２以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。

b)　各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

③　都市下水路事業

（ア）都市下水路事業（(イ）から（オ）までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積 50ha 以上のもの。

(b)　浸水指数 5,000 以上の区域を排水するもの。

(浸水指数＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間)

(c)　全体事業費３億円以上であること。

（イ）離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積 10ha 以上のものであること。

(b)　浸水指数 2,000 以上のものであること。

(c)　離島振興対策の実施区域内であること。

（ウ）富裕団体（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。)で交付対象事業となるものは､次のすべてに該当するものであること。

(a)　集水面積 100ha 以上のものであること。

(b)　浸水指数 10,000 以上のものであること。
(c)　全体事業費３億円以上であること。
(エ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
(a)　集水面積 90ha 以上のものであること。
(b)　浸水指数 9,000 以上のものであること。
(c)　全体事業費３億円以上であること。

④　特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　受け持つ工場数が 20 以上であること。
(b)　予定処理水量の合計が１万 m^3/日以上であるもの。
(c)　排水の水質が次のいずれかに該当すること。
a)　汚染指数が１万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$$

ここに　S：汚染指数
S_1：(７－pH 値)^2
S_2：BOD(mg/l)
S_3：浮遊物質(mg/l)
S_4：１cc中の大腸菌群数(M.P.N)

b)　異常な色相又は臭気をもつもの。
c)　著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

⑤　特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。
(イ) 自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第２条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)
(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)
(a)　事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として１ha 当たり 40 人以上であること。
(b)　市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

（２）下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口２０万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方

式の導入について、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの又は今後のスケジュールを明確にしたもの。

（３）下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合（汚泥処理施設の統廃合を含む。）に係る検討を了したもの。

（４）汚泥有効利用施設新設に際してのＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入要件

人口２０万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法（コンセッション、ＰＦＩ、ＤＢＯ、ＤＢ等を言う。）を活用するもの。

（５）公営企業会計の適用に係る要件

１）人口３万人以上の地方公共団体については、令和２年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。

２）人口３万人未満の地方公共団体については、令和６年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く）。

（６）使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも５年に１回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね１０年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く）。

（７）下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

（８）PPP／PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

人口 10 万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。

３．交付対象事業の内容

①　公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の２によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

(a)　主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
(b)　ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
(c)　終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
(d)　終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

②　流域下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の２によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

(a)　管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
(b)　ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
(c)　終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

③　都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

(a)　内法（開水路の場合は上幅）1m 以上（下水道リノベーション推進総合事業積雪対策推進事業として実施されるものについては､内法(開水路の場合には上幅)が0.6m以上)の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。
(b)　ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

④　特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

⑤　特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

４．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５．その他

２．（２）、（３）、（４）及び（５）に記載の要件については、平成３０年３月３０日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

６．雑則

２．（３）について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成 26 年 1 月 30 日付国水下事第 50 号)」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約１件あたりの概算事業費が１０億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事

業を除く）」とする。

ロー７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業

１．目的

浸水実績がある地区や、一定規模の浸水が想定される地区等において、ハード対策・ソフト対策を組み合わせて浸水対策を実施することや、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、迅速かつ経済的な浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

２．交付対象事業の要件

ア）下水道浸水被害軽減型

「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせて浸水対策を実施する事業をいう。

① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区

（ア）過去１０年間に３回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が１．５ｈａ以上である地区

（イ）過去１０年間に浸水面積が１ｈａ以上の浸水実績がある地区

（ウ）災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去１０年間に浸水実績がある地区

（エ）内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区

ⅰ）浸水面積が１ｈａ以上想定される地区

ⅱ）災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区

② 過去１０年間の延べ床上浸水被害戸数が５０戸以上、延べ浸水被害戸数が２００戸以上で、床上浸水回数が２回以上発生し、未解消となっている地区

③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が５０戸以上、浸水被害戸数が２００戸以上想定される地区

④ 100㎜/h 安心プランに登録された地区

⑤ 特定都市河川流域に指定された地区

⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区

イ）効率的雨水管理支援型

「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設

を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．交付対象事業の内容

ア）下水道浸水被害軽減型

交付対象事業の範囲は、ロ－７－（２）－①の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

① 指定市にあっては下水排除面積１ｈａ以上（都市機能誘導区域内の場合又は１ｈａ未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は０．５ｈａ以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５条）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第３３条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあっては０．５ｈａ以上（都市機能誘導区域内の場合は、０．２５ｈａ以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあっては０．２５ｈａ（都市機能誘導区域内の場合は、０．１ｈａ以上）以上、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては０．１ｈａ以上の貯留浸透・排水施設

ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。

② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装

③ 移動式排水施設

④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）

⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）

⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設

⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

イ）効率的雨水管理支援型

地方公共団体が実施する（複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む）下記の(1)～(3)の事業を交付対象とする。

(1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定（効率的雨水管理支援型の検討に関するものに限る。）

(2) 既存施設を最大限活用した下水道整備

(1)の計画に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。

① ネットワーク化に必要な施設(既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等)
② ボトルネック解消に必要な施設(既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等)
③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設

(3) 個人・事業者等による共助・自助の取組への支援

(1)の計画に基づき削減された費用の範囲内において、地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設

(a) 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）

(b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管(浄化槽の改造を含む)等の雨水流出抑制に効果のある施設(対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて100㎥以上の貯留容量(透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果)を有するものに限る。）

５．下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載

① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。

② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

(a) 浸水対策実施の基本方針
(b) 対象地区の概要及び選定理由
(c) 整備目標(効率的雨水管理支援型については､浸水リスク評価に応じた対策目標)
(d) 事業内容及び年度計画 (効率的雨水管理支援型については､既存施設を最大限活用した対策)
(e) その他必要な事項

６．その他

① 地区要件該当後５年間以内に原則として計画期間５年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留浸透・排水施設の整備に係る工期が５年を超える場合は、計画期間を１０年以内とする。

② ２．の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。

③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については､管理協定を締結する等により､適正な管理が行われるようにしなければならない。

④ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第８１条第１項に規定する立地適正化計画に定められた同条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。

⑤ 移動式排水施設を整備するに当たり、同一地方公共団体において、河川事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討することとする。

ロ－７－（２）－③下水道総合地震対策事業

１．目的

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。

２．交付対象事業の要件

①「上下水道耐震化計画」を策定していること。

②３．の③に定める事業を実施する場合は、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載すること。

３．交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。

①　「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業

②　終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設、流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業

③　次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業（備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備）

(a)　半島振興法に基づく半島振興対策実施地域

(b)　離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

(c)　奄美群島

(d)　沖縄振興特別措置法に基づく離島地域

ただし、上記(a)については１自治体あたり１処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が 50km 以上離れており、かつ計画１日最大汚水量が 2000m3/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については１島あたり１処理場（計画１日最大汚水量が 2000m3/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。

④　以下の施設の耐震化事業

(a)　災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠

(b)　道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠

⑤　災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにロ－７－（２）－②２．ア）の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあっては１ha 以上（ただし、１ha 未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は 0.5ha 以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあっては 0.5ha 以上、町村（過疎町村を除く。）にあっては 0.25ha 以上、過疎市町村にあっては 0.1ha 以上）の貯留・排水施設の耐震化事業

⑥　災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積

0.3ha 以上または想定避難者数が 200 人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）

４．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５．その他

①　３．の③に定める事業については、令和 11 年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。

②　令和６年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。

ロ－７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業

１．目的

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。

２．交付対象事業

交付対象事業の範囲は、ロ－７－（２）－①の対象となる施設の整備に加え、「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

①　雨水貯留施設
②　雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
③　分流化に係る管渠（上記①から②までによる改善対策より経済的なもの）

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．特定水域合流式下水道改善事業計画の社会資本総合整備計画への記載

①　本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「特定水域合流式下水道改善事業計画」を記載するものとする。

②　「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

(a)　特定水域の概要及び選定理由
(b)　下水道対策の整備目標
(c)　事業内容、年度計画及び事業費
(d)　特定水域の整備目標整備効果
(e)　費用効果分析の結果
(f)　多様な主体による協議会等の概要

(g)　河川事業等における対策内容
(h)　雨天後の水質調査結果

５．その他

本事業は、令和 10 年度を越えない範囲で計画期間５年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。

イ）「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が 10 億円以上であること

ロ）「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること

ハ）多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること

ニ）河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること

ホ）合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること

ロー７－（２）－⑤都市水害対策共同事業

１．目的

内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。

２．交付対象事業

①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

①　交付対象事業の要件

交付対象事業は，次のすべてに該当するものとする。

（ア）本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。

（イ）本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。

（ウ）本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

②　対象となる施設

（ア）ネットワーク化施設

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

（イ）その他共同で施設を利用するために必要な施設

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

ロー７－（２）－⑦下水道ストックマネジメント支援制度

１．目的

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

２．定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

３．交付対象事業

①　下水道ストックマネジメント計画の策定

イー７－（２）－①からイー７－（２）－⑥まで、イー７－（２）－⑧からイー７－（２）－⑩まで、ロー７－（２）－①からロー７－（２）－⑤まで、ロー７-（２）－⑧からロー７－（２）－⑩までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

②　「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築で、イー７－（２）－①からイー７－（２）－⑥まで、イー７－（２）－⑧からイー７－（２）－⑩まで、ロー７－（２）－①からロー７－（２）－⑤まで、ロー７-（２）－⑧からロー７－（２）－⑩までのいずれかの要件に合致するもの

４．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

５．下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

６．留意事項

平成２８年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。

ロー７－（２）－⑧下水道広域化推進総合事業

１．目的

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支

援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。

２．交付対象事業

①　計画策定等

（ア）　下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定

（イ）　複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備

②　交付対象施設

（ア）　共同水質検査施設

下水等の水質検査施設。

（イ）　移動式汚泥処理施設

複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。

（ウ）　汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。

（エ）　汚泥処理施設

下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。

（オ）　共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。

（カ）　し尿受入施設

し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。

（キ）　汚水処理施設の統合に必要な施設

汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。

（ク）　その他本事業を実施するに当たって必要な施設

③　人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。

３．交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。

４．留意事項

①　下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、２．②（カ）及び（キ）については、この限りではない。

なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとす

る。

② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

（ア）施設の配置、改築及び維持管理

２．の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、２．の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

（イ）１つの地方公共団体が代表して行う場合

（ア）により施設の設置、改築及び維持管理を 1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

（ウ）交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

下水道の有効利用に係る事業については、ロ－７－（２）－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。

④ ２．の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

⑤ ２．の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の２第 1 項第 1 号及び第２号並びに第２項の規定に定める件(昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。

⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

ロ－７－（２）－⑨下水道リノベーション推進総合事業

１．目的

下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。

２．交付対象事業

① 下水道リノベーションに係る計画策定

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。

② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）

(a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる

施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。

(b)　下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの２ 分の１ 以上を下水汚泥が占める場合に限る。）

(c)　下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第１項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。

(d)　下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備（下水道施設として整備するものに限る。）。

③　積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。）

(a)　積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。

a)　主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。

b)　処理水供給施設

c)　融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）

d)　熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設

(b)　下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。）

④　再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。）

(a)　渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次のa)又はb）に掲げる事業のうち、次のa)又はb）に掲げる事業。

a)　下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設

b)　渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得

(b)　下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。

⑤　防災拠点施設整備事業

災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設(敷地面積２ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。)に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積１ha 以上の下水道施設に設置するもの。

令和２年度から３年間以内に計画され、かつ計画されてから５年間以内に設置するものに限る。

その他、ロー７－（２）－⑧２．の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

①　未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。

②　積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。

なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a)　豪雪地帯の区域内であること。

(b)　集水面積 10ha 以上のものであること。

(c)　積雪指数 5,000 以上のものであること。

(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数)

(除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)

③　２．の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

ロー７－（２）－⑩新世代下水道支援事業制度

１．目的

本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。

２．定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

① 水環境創造事業
（ア）水循環再生型
(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。
a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。
b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。
c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。

３．交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。
① 水環境創造事業
（ア）水循環再生型
(b) ２．①（ア）の(b)に該当するもの
a) 地方公共団体が事業主体の事業にあっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造
b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあっては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置

４．交付対象

本事業の交付対象は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。

５．留意事項

① 維持管理
事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。
② 水環境創造事業水循環再生型について
個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

ロー７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業

１．目的

下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。

２．交付対象事業

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務

等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．その他

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。

ロー７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業

１．目的

内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。

２．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

３．交付対象事業の内容

① 内水浸水想定区域図の作成

浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成

② 避難行動等に資する情報・基盤整備

(ア)住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料(内水ハザードマップ等)の作成

(イ)内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備

③ 雨水管理総合計画の策定

地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定

ロー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業

１．目的

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

２．交付対象事業

地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。

３．交付対象

本事業の交付対象は，下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

①本事業は、令和８年度までの事業とする。

②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。

ロー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業

１．目的

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。

（ア）地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討の実施

（イ）温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備

３．交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

４．留意事項

（ア）の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。

ロ－８　その他総合的な治水事業

ロ－８－（１）総合流域防災事業

１．目的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

２．総合流域防災事業計画の社会資本総合整備計画への記載

都道府県知事又は河川法第９条第５項及び第１０条第２項に基づき河川管理を行う指定都市の長又は市区町村長（河川管理者たる指定都市の長を除く。）（以下ロ－８－（１）関係部分において「都道府県知事等」という。）は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、社会資本総合整備計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画（以下ロ－８－（１）関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。ただし、市区町村長は、関係する河川管理者と事前に必要な調整を図るものとする。

①　事業計画の策定方針

総合流域防災事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

②　総合流域防災事業計画の期間

概ね５年間とする。

③　事業計画の範囲

事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」（平成 17 年３月３１日付け国河計第 127 号）の三に定める圏域ごとに策定するものとする。

④　事業計画に定める事項

事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。

事業計画には次の事項を定め、社会資本総合整備計画に記載するものとする。

ⅰ）圏域名

ⅱ）事業主体

ⅲ）関係事業主体

ⅳ）計画の範囲

ⅴ）目標

ⅵ）計画期間

vii）全体事業費
viii）実施内容
なお、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会を設置し、防災・減災のための目標を共有し、具体的な取組の方針等を策定した場合は、事業計画に次の事項を記載するものとする。
ⅰ）協議会の構成員
ⅱ）情報伝達、避難計画等に関する事項
ⅲ）水防に関する事項
ⅳ）氾濫水の排水、施設運用等に関する事項
ⅴ）河川管理施設等の整備に関する事項

３．事業計画の変更

事業計画に定める事項について変更しようとするときは、２．に準ずるものとする。

４．交付対象事業の要件

総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。

（１）河川事業

河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。

①　社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－３－（１）広域河川改修事業又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－３－（７）調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が 100 億円未満で、流域面積が 100㎢ 未満かつ想定氾濫区域内人口が 1 万人未満である指定区間（直轄管理区間の計画高水流量の 5 割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。）内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備

②　指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかの要件に該当する事業で、一事業の総事業費が 50 億円未満のもの。ただし、準用河川において実施する事業はカに該当するものに限る。

ア　ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業のうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

イ　水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うことにより、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除、消流雪用水としての地下水利用の河川水利用への転換による地盤沈下対策及び導水路等を活用した内水対策等を図る事業で、人口密度が概ね 40 人／ha 以上かつ次のいずれかの要件に該当する市街地で実施するもの

（ⅰ）豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）に基づき指定された豪雪地帯（以下「豪雪地帯」という。）に属し、人口が概ね 5 千人以上の市街地

（ⅱ）同法に基づき指定された特別豪雪地帯に属し、積雪指数(消流雪の対象

となる市街地における除雪対象戸数に過去 5 年間で降雪量が 10cm 以上観測された年間の日数の最大値を乗じた数)が 6 千以上である市街地

ウ　計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等

エ　洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良

オ　洪水による被害が防止される区域内の家屋が 5 戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね 5 年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が 1 以上である事業で、総事業費が 1 億円以上のもの

カ　次に掲げるすべての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備

（ⅰ）固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること

（ⅱ）過去概ね 10 年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害（指定区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位）があること

（ⅲ）今後概ね 10 年間において、（ⅱ）の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと

（ⅳ）固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること

（ⅴ）同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること

（ⅵ）当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものであること

③　一事業の総事業費が概ね 4 億円以上 24 億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次の③－１から③－６までのいずれかの要件に該当するもの

(準用河川改修事業)

③－１　当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に 60ha 以上の農地、50 戸以上の家屋又は 5ha 以上の宅地が存するもの

③－２　過去 3 ヶ年に氾濫被害が 3 回以上発生した区域に関するもの

③－３　宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの

③－４　下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの

準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。

ア　準用河川改修事業計画の記載

（ⅰ）準用河川改修事業計画の記載事項

準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

a.　事業計画区間

b.　改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果

c.　計画高水流量、計画高潮位に関する事項

d.　計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事

項

e.　改修工事に必要な費用の概要

f.　その他必要な事項

（ⅱ）事業計画区間

事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。

（ⅲ）技術的基準との整合

事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。

a.　河川管理施設等構造令（平成 12 年政令第 321 号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成 25 年 3 月３１日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）

b.　河川砂防技術基準（平成 16 年 3 月 30 日国河情第 13 号）

イ　準用河川改修事業計画の変更

準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。

ウ　関係機関との協議

市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること

（雨水貯留事業）

③－５　都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するものをいう。

ア　総貯水容量（複数箇所でもよい。）が概ね 50,000㎥以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね 10㎥/s 以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね 5,000㎥以上であること

イ　上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること

（浄化事業）

③－６　水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあっては BOD10mg/l、湖沼にあっては COD8mg/l を超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの

（２）砂防事業

① 砂防事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－４－（１）通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの

ア　近年発生した災害に関連するもの

イ　水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）

ウ　活断層の存在する地域で実施するもの

② 地すべり対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－５－（１）地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び

二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない事業。

③ 急傾斜地崩壊対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編ロ－６－（１）急傾斜地崩壊対策事業のいずれかの要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。

ア　近年発生した災害に関連するもの

イ　急傾斜地の高さが 30m 以上のもの

④ 雪崩対策事業

豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が 7,000 万円以上のもの

ア　移転適地がないこと

イ　人家概ね５戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

⑤　土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更

既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの

ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和８年度までに実施されるものに限る

ア　土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること

イ　土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂･洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方(試行版)」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

ウ　土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること

（３）情報基盤総合整備事業

① 情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費３億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

ア　雨量計、水位計（河川全体の洪水等の状況を把握できる代表的な箇所や洪水氾濫による影響が大きい箇所に設置するものに限る。)、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設

イ　観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム

ウ　水位や流量等を予測・提供するシステム

エ　土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム
オ　河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成 23 年度までに限る。）

②土砂災害情報共有システム整備事業

土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの

ア　住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの
イ　住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備
ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成 17 年８月１日付け国河砂第 25 号）に基づくものとする。

③ 土砂災害リスク情報整備事業

住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの

ア　土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む）
イ　土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和３年４月１日付け国水砂第 123 号）に基づくものとする。

④ 河川等情報基盤総合整備全体計画

情報基盤総合整備事業の実施に当たっては、事業計画において、以下に従い、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下ロ－８－（１）４　（３）関係部分において「全体計画」という。）を記載するものとする。

④－1　目的

都道府県及び指定都市（以下ロ－８－（１）４　（３）関係部分において「都道府県等」という。ただし、ここでいう指定都市とはその長が河川法第９条第５項及び第１０条第２項に基づき河川管理を行うものを指し、砂防関係のものを除く。）において、河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するための全体計画を作成することにより、全体計画に基づいた事業の計画的実施を図り、災害時の警戒避難体制の確立及び平常時の施設管理の充実等に資することを目的とする。

④－2　全体計画に記載する事項

全体計画には、以下の事項を記載するものとする。

なお、総合流域防災事業は圏域ごとに計画し実施することを基本としているが、情報基盤については集中型の監視システムなど県全体における効率的・効果的な施設配置とすることが重要であることから、情報基盤の全体計画については圏域ごとではなく各都道府県等全体での計画を作成するものとする。

ア　全体計画の基本方針

既存の情報基盤の有効活用や、国土交通省等の情報通信網及び自治体の消防防災ネットワークなど他の情報システムとの連携等を含めた、都道府県等における今後の情報基盤整備の基本的な方針を記載するものとする。

イ　概要図

都道府県等の全体が枠内に収まる程度の縮尺をもつ平面図に、既設及び新設予定の主要な情報基盤の位置を記載し、実施内容、名称、接続関係等を旗揚げするものとする。

ウ　整備内容及び事業費

最近の豪雨災害等を踏まえ、水位情報の空白域を解消するための水位計テレメータの増設など、従前の計画を見直したうえで、優先度を考慮した整備内容及び事業費を記載するものとする。

（４）砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査

（５）水害リスク情報整備推進事業

洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第６一イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。

交付期間については、次のとおりとする。

① 洪水浸水想定区域図の作成は令和７年度まで

② 洪水ハザードマップの作成は令和８年度まで

５．各種計画との整合

以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。

（１）４．の（１）の①及び②については、河川法第１６条の２に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。

（２）４．の（２）の①については、「砂防法施行規程」（明治 30 年 10 月 26 日勅令 382 号）第 8 条の 3 に基づき作成された砂防工事全体計画

（３）４．の（２）の②については、地すべり等防止法第９条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画

ロ－８－（２）津波防護施設整備事業

１．交付対象

都道府県又は津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

２．交付対象事業

（１）　津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業は、津波防災地域づくりに関する法律第１０条第１項に規定する推進計画に記載され、かつ同法２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う事業のうち、次のすべての要件に該当するもの（東日本大震災復興特別区域法第７６条第１項に規定する津波防災地域づくりに関する法律の特例に基づき実施される津波防護施設の新設又は改良を行う事業を含む。）。

①　津波防護施設の整備であって、次のいずれかの要件に該当するもの。

イ　盛土構造である既存の道路、鉄道を活用しその施設の背後地への津波による浸水を防止するための閘門、胸壁※。

ただし、活用する盛土構造物は津波防災地域づくりに関する法律第２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準に準じた構造を持つものに限る。

※胸壁の整備は一部高さが低い箇所を補うものに限る。その長さは概ね延長 500m 以内とする。

ロ　背後地への津波による浸水を防止するための道路、鉄道と一体となって整備する盛土構造物であり、概ね延長 500m 以内であるもの（津波防災地域づくりに関する法律第２９条第２項に規定する国土交通省令で定める基準を満たすために必要となる護岸を含む。必要に応じて設置する胸壁、閘門を含む）。

②　人家 20 戸以上※を防護するもの（※転入や再建により人家 20 戸以上と見込まれる場合を含む）。

ただし、「災害時要援護者関連施設」（児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく特別支援学校及び幼稚園）、又は市町村の地域防災計画に位置づけられている避難所が存在する場合は、上記の 20 戸を 10 戸と読み替えるものとする。

③　津波防災地域づくりに関する法律第１０条に規定する市町村が作成する推進計画に位置付ける津波防護施設整備事業の総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの　５千万円以上

（イ）市町村が行うもの　　２千５百万円以上

ロー９　海岸事業

ロー９－（１）高潮対策事業

１．交付対象

海岸管理者

２．交付対象事業の要件

（１）高潮対策事業（（２）から（３）に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。

① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。

② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。

③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の３に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

④ 防護面積、防護人口が 5ha/㎞ 以上又は 50 人/㎞ 以上であること。

ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

⑤ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第 14 条の２に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑥ 総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄　５千万円以上

内地　１億円以上

（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄　５千万円以上

内地　１億円以上

（２）　高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」（港湾局所管海岸に限る。）については、上記（１）の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。

（ア）海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの

（イ）海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が 90 万人以上の海岸
（ウ）市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸

（３）　高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね 30 万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（１）（港湾局所管海岸については上記（１）及び（２））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。
（ア）海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね 1 億円以上であるもの）。
（イ）背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。
（ウ）耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。

（４）　海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

ロー９－（２）侵食対策事業

１．交付対象

海岸管理者

２．交付対象事業の要件

（１）　侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。
① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
③　防護面積、防護人口が 5ha/㎞ 以上又は 50 人/㎞ 以上であること。
ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。
④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑤　総事業費が、以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄　5 千万円以上

内地　1 億円以上

（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄　5 千万円以上

内地　1 億円以上

（2）海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費 3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

ロ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業

１．目的

海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

２．交付対象

海岸管理者

３．交付対象事業の要件

本事業は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあっては①の要件）を満たすものとする。

①　以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

（ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

②　地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した５．に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下ロ－９－（３）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。

③　社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

④　海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑤　事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。
（ア）　都道府県が行うもの　　５千万円以上
（イ）　市町村が行うもの　　２千５百万円以上

４．交付対象事業の内容

本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。
（１）堤防・護岸等の耐震性能調査
（２）堤防・護岸等の耐震対策

５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（耐震性能調査を除く。）。

また、事業計画は、事業着手から原則として５年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。
（ア）海岸の概要
（イ）事業の概要
（ウ）計画の内訳
（エ）浸水防止に関連した総合的な計画
（オ）成果目標
（カ）関係機関との連携
（キ）関連するソフト対策
（ク）高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
（ケ）その他参考となる事項

６．留意事項

海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

ロー９－（４）削除

ロー９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業

１．目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

２．交付対象

海岸管理者（４.⑩については海岸管理者又は都道府県）

３．交付対象事業の要件

（１）　本事業の対象は、海岸法第４０条第１項第１号又は第６号に規定する海岸保全区域内（同条第２項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあっては①の要件）を満たすものとする。ただし、（３）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（５）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあたってはこの限りではない。

①　以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。

（ア）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸

（イ）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸

②　社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和７年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和７年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

③　地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下ロ－９－（５）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。

④　事業計画に従って実施される事業であること。

⑤　一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から５年以内に整備目標の達成が見込まれること。

⑥ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

⑦ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの　　５千万円以上

（イ）市町村が行うもの　　２千５百万円以上

（２） 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。
（ア）当該対策により、施設の耐震化に資するもの
（イ）津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
（ウ）避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの

（３） 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね 2 割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、この限りではない。

（４） 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。

（５） 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和７年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。

※１：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

※２：ハザードマップ作成支援を含む

４．交付対象事業の内容

本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させ、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（３．（１）①（イ）の海岸については、次の①～④及び⑧～⑩を対象とする。）

① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
③ ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）
④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
⑤ 津波防災ステーションの整備
⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
⑧ 漂流物防止施設の整備
⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。

５．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定

支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。

また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ア）海岸の概要
（イ）事業の概要
（ウ）計画の内訳
（エ）成果目標
（オ）高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
（カ）その他参考となる事項

６．留意事項

①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。

②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

ロ－９－（６）海岸環境整備事業

１．目的

海岸環境整備事業は、国土保全及び人命・財産の防護とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用に資することを目的とする。

２．交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

３．交付対象事業の要件

次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年１回）、実施されている施設であること。

① 自然環境との調和・個性ある地域づくり等に資する海岸において、背後地の人命・財産を防護するための施設等を整備するものであること。

ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

② 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において、海岸利用者等への安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するものであること。

ただし、総事業費が５千万円以上（市町村が行うものは２千５百万円以上）のものに限る。

４．事業の基本方針

① 国土保全及び人命・財産の防護とあわせて海岸環境の整備を図ること。
② 利用者に対する安全性の確保を図ること。
③ 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。

④ 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。

５．交付対象事業の内容

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良のうち防災・安全対策のために特に必要と認められるものであること。

ロー９－（７）海域浄化対策事業

１．目的

海域浄化対策事業は、放置座礁船の処理、海域において異常に堆積しているヘドロ等の除去等を行い、もって、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図ることを目的とする。

２．交付対象

地方公共団体（海岸管理者）

３．交付対象事業の要件

次の各号のいずれかの要件に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

① 海岸保全施設の機能の確保を図るために実施する放置座礁船の処理。
ただし、総事業費が５千万円以上のものに限る。

② 海域において異常に堆積しているヘドロ等の除去等。
ただし、総事業費が１億円以上のものに限る。

ロ－１０　都市再生整備計画事業

ロ－１０－（１）都市再生整備計画事業

イ－１０－（１）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１０－（１)」とあるのは、「ロ－１０－（１)」と読み替え、１．目的、４．交付対象事業及び５．施行地区については、以下の通りとする。

１．目的

都市再生整備計画事業は、災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする。

４．交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1)に掲げる事業等をいう。

なお、ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。

１　市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。

２　立地適正化計画に都市再生法第 81 条第２項第５号に規定する防災指針を記載していない市町村。

３　都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和６年度末までに変更（規則第 31 条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね５年を経過し、かつ都市再生法第 84 条に規定する評価を実施していない市町村。

４　立地適正化計画を作成し、都市再生法第 84 条に規定する評価を実施し、かつ、都市再生整備計画を国に提出した時点において直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね５年を経過した市町村。

５．施行地区

都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。ただし、災害リスクの高い地域（※）を含まない区域に限る。

１　市町村において、都市再生法第 81 条１項に規定する立地適正化計画（同条２項２号に定める居住誘導区域及び同条２項３号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下ロ－１０－（１）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表し、都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した場合において、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下ロ－１０－（１）関係部分において「事前復興まちづくり計画等」という。）に防災拠点として位置付けられた区域であり、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。

なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから５年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が４０人/ｈａ以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が２０％以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

（１）市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径１㎞ の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。）から半径500m の範囲内の区域。

（２）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

２　地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（市街化調整区域、又は、区域区分が定められていない都市計画区域において用途地域が定められていない地域に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、次の全ての要件に該当する場合に限る。

・人口減少率が原則 20%未満の市町村であること。
・市町村マスタープランにおいて地域の拠点として位置付けられた区域であること。
・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、当該防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域であること。
・市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示した市町村であり、当該事項と齟齬のない区域であること。

３　地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

(※) ①又は②のいずれかに該当する区域。

① 都市計画運用指針（国土交通省策定）Ⅳ－１－３、３.（３）②２）イ、オ、カ、キ、ク及び３）ア、イの各号に規定される区域。

② 都市計画運用指針（国土交通省策定）Ⅳ－１－３、３.（３）②４）の各号に規定される区域（以下ロ－１０－（１）関係部分において「災害イエローゾーン」という。）。なお、都市再生整備計画の区域から災害イエローゾーンを除外することが困難な場合、都市再生整備計画にハード・ソフトの防災・減災対策が記載されている場合はその限りではない。

表 10-(1)（都市再生整備計画事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	イ－１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。	同上
3. 地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。 ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。 ・駐車場（本表第１０の３に該当するもの） ・地域交流センター （本表第１２の１に該当するもの） ・観光交流センター （本表第１２の２に該当するもの） ・まちおこしセンター （本表第１２の３に該当するもの） ・子育て世代活動支援センター （本表第１２の４に該当するもの） ・複合交通センター （本表第１２の５に該当するもの） ・水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内において利用者の安全を確保するための対策が実施されない建築物（災害時に避難所等として利用されるものに限る。）	同上

	なお、建築物である施設の整備については、１箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。 ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 ③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 ④ 他省庁の補助制度がないこと。 ⑤ 整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。	
4.道路	イ－１０－（１）の規定を準用する。	－
5.公園	イ－１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
6.古都保存・緑地保全等事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。	－

7.河川	イ－１０－（１）の規定を準用する。	－
8.下水道	イ－１０－（１）の規定を準用する。	－
9.駐車場有効利用システム	イ－１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
10.地域生活基盤施設	イ－１０－（１）の規定を準用する。	同上
11.高質空間形成施設	イ－１０－（１）の規定を準用する。	同上
12.高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 １　地域交流センター ２　観光交流センター ３　まちおこしセンター ４　子育て世代活動支援センター ５　複合交通センター １号～４号の施設の整備に要する費用には、購入費を含む。１箇所における整備に要する費用は21億円を限度	同上

	とする。ただし、以下の場合においては30億円を限度とする。 ①市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合 ②ZEB Ready の省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合 ５号の施設の整備に要する費用は、施設の共用部分（２以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。 ただし、市町村が実施する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a　維持管理費を算出し国に提出していること。 b　1)～4)のいずれかに合致すること。 1)　郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c　三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d　他省庁の補助制度がないこと。 e　整備予定区域周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。 新築の建築物は、原則として省エネ基準[注1]に適合すること。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準[注2]に適合すること。 水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における建築物においては、利用者の安全を確保するための対策が実施されること。 １号～５号の施設においては、以下の全ての要件を満たすこと。 ①防災備蓄機能を具備すること。 ②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。	

	ロ－１０－（１）の５．２に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。	
13.誘導施設相当施設	－	－
14.既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成１５年８月５日国総国調第５７号）第６の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。 １　地域生活基盤施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（耐震性貯水槽の整備に要する費用を除く。） ２　高質空間形成施設 購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用（電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等の整備に要する費用を除く。） ３　高次都市施設 購入、賃借（※）、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用 第３号の事業においては、以下の全ての要件を満たすこと。 ①防災備蓄機能を具備すること。 ②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。 第３号の事業については、１箇所における整備に要する費用（ただし、市街地調整区域等、都市計画区域外を除く区域であり、かつ、立地適正化計画に記載された防災指針や事前復興まちづくり計画に老朽市街地対策が必要な地区として位置づけられた地区で実施される場合は、老朽市街	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額

	地既存建造物対策費用（上記①及び②を満たすために必要となる費用をいう。）を除く。）は21億円を限度とする。 ただし、市町村が実施する第３号の事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。 a 維持管理費を算出し国に提出していること。 b 1)～4)のいずれかに合致すること。 1）郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4）公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。 c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。 d 他省庁の補助制度がないこと。 （※）賃借に要する費用は、原則５年間を限度とした賃料。また、事業中に当初の計画期間に満たない事業期間となった場合は、賃借に要する費用の全てを交付対象から除外する。 第３号の事業においては、ロ－１０－（１）の５．２に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。 また、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の２に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第14条の３に規定する高潮浸水想定区域の区域内における整備に要する費用については、利用者の安全を確保するための対策が実施される場合に限る。	
15.土地区画整理事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同左
16.市街地再開 発事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	左に掲げる事業の交付の要件等に基づき算出した国費の額の２倍を

		超えない額
17.住宅街区整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同上
18.バリアフリー環境整備促進事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
19. 優良建築物等整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
20.住宅市街地総合整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
21.街なみ環境整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
22.住宅地区改良事業等	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
23.都心共同住宅供給事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同上
24.公営住宅等整備	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上
25.都市再生住	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。）	同上

宅等整備		
26.防災街区整 備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）	同上
27.エリア価値向上整備事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。（第６号及び第７号については、ロ－１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。） ただし、都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業として、本表第４項～第26項及び第28項～29項のいずれかを都市再生整備計画に掲げる場合に限る。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
28.こどもまんなかまちづくり事業	イ－１０－（１）の規定を準用する。	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額
29.暑熱対策事業	緑化施設、水盤・親水施設、透水・保水性舗装、日よけ施設等の暑熱対策に資する施設であって、通年利用するものの整備に要する費用 ただし、次の要件を全て満たす場合に限る。 ①都市再生整備計画の目標に暑熱対策に係る目標を記載し、かつ、同計画の目標を定量化する指標として暑熱対策に関連するものを設定すること。 ②一定の区域内において線的・面的に実施される暑熱対	同上

	策であること。	

注１）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下ロ－１０関係部分において「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下ロ－１０関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により除外となる建築物を除く）。

注２）再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300 ㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第２０条により適用除外となる建築物を除く）。

ロ－１２　都市公園・緑地等事業

ロ－１２－（１）都市公園等事業

１．目的

都市公園事業は、都市公園法第２条第１項第１号に規定する都市公園のうち、当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられた都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）のうち、地域防災計画等に位置づけられた防災・安全対策のために特に必要と認められる特定地区公園、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の整備を行うことを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ　都市公園事業

１　定義

①この要綱において、「都市公園事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

②この要綱において、「防災公園」とは、２のＢの①、②の要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。

③この要綱において、「防災関連施設」とは、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災公園において、災害時に機能・役割を担う施設のことをいう。

④この要綱において、「防災関連計画」とは、防災部局等が関与して作成された、防災公園における防災関連施設の災害時の機能・役割及び運営方法が施設レベルで明記され、公表されている計画のことをいう。（災害対策基本法に基づく地域防災計画のほか、学識経験者や地域住民、防災部局等関連部局が関与して作成される当該公園の整備計画等を含む。）

⑤この要綱において、「大規模公園」とは、広域公園及びレクリエーション都市をいう。

⑥この要綱において、「低炭素まちづくり公園」とは、２のＤの①、②の要件を満たす都市公園をいう。

⑦この要綱において、「地域づくり拠点公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。

・観光圏整備実施計画、外客来訪促進計画等地方公共団体が定める観光の振興に関する計画に位置付けられた都市公園等

・緑の基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項に、地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園の整備に関する方針及び概ねの位置や規模が定められているものに限る）に位置付けられた都市公園等

２　事業要件

下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口 20 万人以上の地方公共団体が、概算事業費 10 億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成 29 年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含む PPP/PFI 手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、平成 29 年度以前に着手しているものは除く。）

A-1 都市公園（A-2～4、B～E に定める都市公園を除く。）

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

1）市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げるⅰ）又はⅱ）の要件を満たすこと。

ⅰ）一の市町村の区域内における以下のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 ㎡未満

ｲ）都市公園

ﾛ）特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ﾊ）都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ⅱ）同市町村の DID 地域内における上記ⅰ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 ㎡未満

②面積要件

原則として 2ha 以上とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※の整備を対象とする。

- 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること
- 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
- 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※　園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

③-2 用地取得

1)都市公園の用地の取得を対象とする。

2)　公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

ⅰ）　土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１１９条の２に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和 36 年 5 月 15 日建設計発第 146 号通達）第 1 項及び第 2 項による覚書及び協定、都市再開発法第 121 条第 2 項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。

ⅱ）　市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。

ⅲ)土地区画整理事業にあっては次の各号に該当する区域であること。

ｲ)　減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の 1%を超える公園

ﾛ)　ｲ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DID から 1,000m 以内）については、施行面積の 2%を超える公園

ﾊ)　新市街地について、施行面積の 3%を超える公園

ﾆ)　ｲ)からﾊ)までの公園と一体となって、次の a)から c)までのように、十分な効用を発揮する緑地であって、必要性が高いと認められるもの。

a)散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの

b)良好な居住環境の形成に資するもの

c)野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

④総事業費要件

市区町村事業は 2.5 億円以上、都道府県事業は 5 億円以上。

⑤その他

当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。

A-2 街区公園、近隣公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

原則として 2ha 以上とする。ただし、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園については、これを適用しない。

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha までを対象とする。

A-3 都市緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

1) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積 0.05ha 以上の緑地

2) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積 0.05ha 以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね 10 年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

A-4 特殊公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①対象事業内容

①-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※の整備を対象とする。また、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること

・　大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
・　災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※　園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

B 防災公園

A-１に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件はA-１に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 防災公園対象都市要件

地域防災拠点の機能を有する都市公園については1)～8)、広域避難地の機能を有する都市公園については1)～7)、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については1)又は3)のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

1)三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
2)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
3) 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
4) 県庁所在都市、人口10万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
6)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
7) 立地適正化計画を策定している都市（人口５万人以上の都市に限る）
8)DID区域を有する都市

①-2 防災公園対象地域要件

1)広域避難地の機能を有する都市公園

以下のⅰ)又はⅱ)に掲げる要件を満たす地域

ⅰ)　以下のｲ)及びﾛ)を満たす地域

ｲ)　人口密度40人/ha以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区（ただし、地域防災計画に基づく津

波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

ﾛ) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2㎞ 以内の避難圏域内人口１人当たり２㎡が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。

ⅱ) 帰宅困難者が１万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

2)一次避難地の機能を有する都市公園

以下のⅰ)又はⅱ)に掲げる要件を満たす地域

ⅰ) 人口集中地区（DID 地区）又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な 1ha 以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離 500m 以内の避難圏域内人口１人当たり２㎡が確保されていないこと（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

ⅱ) 帰宅困難者が１万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

3)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から 500m以内の地域

②面積要件

1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 50ha 以上のもの

2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね 10ha 以上のもの

3) 広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、給水機能・トイレ機能が確保される見込み（ただし、令和６年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を

要件としない）である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 10ha 以上のもの（周辺の空地とあわせて 10ha となる 4ha 以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して 10ha 以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園（面積概ね 8ha 以上）を含む。）

4）一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が 2ha 以上のもの（周辺の市街地とあわせて 2ha となる都市公園を含む。）

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域並びに中部圏開発整備法に基づく都市整備区域をいう。以下ロ－１２－（１）関係部分において同じ。）に位置する都市、指定市、県庁所在都市又は中核市における DID 地域を含む地区の都市公園及び防災指針かつ地域防災計画で津波避難場所又は風水害からの避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が 1ha 以上のもの（周辺の市街地とあわせて 1ha となる都市公園を含む。）

5）帰宅支援場所の機能を有する公園緑地

災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地（原則として都市公園として管理するもの（都市計画決定されていないものを含む。やむを得ない場合は、市町村の条例等に基づく公園緑地として管理するもの））で、面積が 500 ㎡以上のもの

ただし、合計 5 箇所以上の公園緑地の整備を行う事業を対象とする。

6）避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員 10m 以上のもの。（周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。）

③対象事業内容

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１ 条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※の整備を対象とする。

・　防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること
・　大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
・　災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※　園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自

然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

また、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、以上に掲げる要件を満たした都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

1)園路又は広場
2)植栽その他の修景施設
3)休憩所、ベンチその他の休養施設
4)便所、水飲場その他の便益施設
5)門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
6)備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設

C 大規模公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

D 低炭素まちづくり公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域（以下、「集約地域」という。）」の区域内における A-1 に定める①-1 の 1)のｉ）のｲ）からﾊ）までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 ㎡未満

①-2 低炭素まちづくり公園対象地域要件

以下に掲げる 1)及び 2)の要件を満たす地域

1）都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた集約地域

2）直前の国勢調査に基づく DID 区域内又は隣接する地区

①-3 その他

以下に掲げる 1)及び 2)の要件を満たすものであること。

1）都市計画決定された公園・緑地であること。

2）高木を含む緑化率が 80%以上であること。

②面積要件

0.5ha 以上のもの

E 地域づくり拠点公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

３　交付対象

地方公共団体（歴史まちづくり法第 5 条第 8 項に基づく認定を受けた計画等に位置づけられた都市公園において都市公園法第 5 条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第 25 条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

Ⅱ　防災緑地緊急整備事業

１　定義

①この要綱において「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地のうち、ロ－１２－（１）の２．のⅠの２のＢ で規定する防災公園（ただし「避難路となる緑道」を除く。）となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。

②この要綱において、「防災緑地緊急整備事業」とは、大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

①-1 防災緑地緊急整備事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた防災緑地緊急整備計画を記載するものとする。

1)計画の目的

2)防災緑地の整備及び管理の計画に関する事項

3)防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第３１条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

1)園路又は広場

2)植栽その他の修景施設

3)休憩所、ベンチその他の休養施設

4)便所、水飲場その他の便益施設

5)門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設

6)備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、

耐震性貯水槽に限る。

３　交付対象

地方公共団体

４　留意事項

地方公共団体は、防災緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう、原則として都市公園法第 33 条に規定する都市公園を設置すべき区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。

Ⅲ　特定地区公園事業

１　定義

この要綱において、「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる２の要件を満たす公園をいう。

２　事業要件

①都市要件

以下に掲げる町村に設置されるもので、都市計画施設とされないものであること。

1)その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。

2)定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね 10㎞以上離れていること。

3)人口規模が原則として、5,000 人以上であること。ただし、人口 10,000 人未満の村に設置される公園にあっては、二以上の町村の利用が見込まれること。

4)定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。

②面積要件

標準規模が４ha（都市公園における地区公園相当）であること

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設と同等の機能を有する施設を対象とする。

③-2 用地取得

原則として２ha を対象とする。

④その他

1)当該公園が都市計画施設とされないものであること。

2) 当該特定地区公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。

３　交付対象

町村

４　留意事項

① 区域の選定

特定地区公園の区域の選定に当たっては、「特定地区公園（カントリーパーク）の区域の選定等について」（昭和 57 年 2 月 24 日建設省都公緑発第 18 号）に留意するものとする。

②公園の設置及び管理

特定地区公園は、地方自治法第 244 条の公の施設として設置し、管理するものとするが、公園の設置に係る供用開始の手続き、公園の占用許可基準、公園台帳の作成及び保管、公園を設置し、又は公園条例を制定したときの国土交通大臣への報告等については、都市公園法の規定に準じて行うものとする。

Ⅳ　官民連携型公園計画策定調査

１　定義

この要綱において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる２の要件を満たす調査をいう。

２　事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討　等）とする。

３　交付対象

地方公共団体

３．留意事項

イ－１２－（１）３．のⅠからⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

ロ－１２－（２）都市公園安全・安心対策事業

イ－１２－（２）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１２－（３）都市公園ストック再編事業

１．目的

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

１　定義

この要綱において、「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる２の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

２　事業要件

①事業計画

1)本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。

ⅰ)計画期間中の再編方針と目標、及びその効果

ⅱ)計画期間中の事業実施箇所及び再編内容

ⅲ)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

2)計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

②都市要件

下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。

1)立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下 12 関係部分において「立地適正化計画」という。）

2)緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。）

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第３１条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③-3 計画策定

都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

⑤その他

再編後の都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること。

３　交付対象

地方公共団体

３．留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業においても準用する。

ロ－１２－（５）緑地環境事業

１．目的

緑地環境事業は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化のうち、地域防災計画等に位置づけられた防災・安全対策のために特に必要と認められる公園緑地の整備を行うことを目的とする。

２．交付対象事業

Ⅰ　グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

１　定義

①この要綱において、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下に掲げる２（通常型）又は３（防災・減災推進型）までの要件を満たす公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。

②この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について２０３０年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。

２　事業要件（通常型）

①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。

1）事業計画の区域
2）事業計画の目標
3）事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
4）計画期間
5）事業計画の対象となる地区の名称
6）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
7）事業計画の評価に関する事項

②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。

③①2）で記載する目標は以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
2）緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標設定であること

④本事業の交付の対象となる事業は、以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業

ⅰ）公園緑地の整備及び用地取得
ⅱ）公共公益施設の緑化
ⅲ）民間建築物の緑化
ⅳ）市民農園の整備
ⅴ）緑化施設の整備
ⅵ）グリーンインフラに関する計画策定
ⅶ）整備効果の検証
ⅷ）認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

2）複数の事業主体により実施するもの又は1）ⅰ）～ⅴ）のうち２つ以上の事業を実施するもの。ただし、ⅲ)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25%以上かつ 500 ㎡以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はⅷ）の場合については、本要件は適用しない。

３　事業要件（防災・減災推進型）

①本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を記載するものとする。

1）事業計画の区域
2）事業計画の目標
3）事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
4）計画期間
5）事業計画の対象となる地区の名称
6）交付期間における各交付対象事業の概算事業費
7）事業計画の評価に関する事項

②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。

③防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。

④①2）で記載する目標は以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
2）緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち１つは防災・減災関連の指標であること

⑤本事業の交付の対象となる事業は、以下1）及び2）を満たすものとする。

1）事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
ⅰ）公園緑地の整備及び用地取得
ⅱ）公共公益施設の緑化

iii）民間建築物の緑化
iv）市民農園の整備
ｖ）緑化施設の整備
vi）既存緑地の保全利用施設の整備
vii）グリーンインフラに関する計画策定
viii）整備効果の検証
ix）認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

2）複数の事業主体により実施するもの又は1）ｉ）～vi）のうち２つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25%以上かつ 500 ㎡以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はix）の場合については、本要件は適用しない。

４　交付対象

地方公共団体

５　留意事項

①公園緑地の整備については、原則として都市公園として管理するもの。(都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。)

②公共公益施設緑化については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うもの。

③民間建築物の緑化については、公開性があるものに限る（脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25%以上かつ 500 ㎡以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものを除く)。

④市民農園の整備については、イ－１２－（４）２．２に定める事業要件を満たすものに限る。

⑤緑化施設の整備については、２④1）ｉ）～iv）と併せて整備することで目標達成に資するものに限る。

⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものであること。

⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、２④1）ｉ）～ｖ）と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。

⑧ 都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高い Well-being 向上に資する事業が含まれるものに限る。

３．留意事項

イ－１２－（１）３．のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める事項については、本事業におい

ても準用する。

ロ－１３　市街地整備事業

ロ－１３－（１）都市防災推進事業

ロ－１３－（１）①都市防災総合推進事業

イ－１３－（１）①の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１３－（１）①関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）①関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（１）②宅地耐震化推進事業

イ－１３－（１）②の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１３－（１）②関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）②関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（１）③盛土緊急対策事業

イ－１３－（１）③の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１３－（１）③関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）③関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（２）市街地再開発事業等

イ－１３－（２）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１３－（２）関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（２）関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業

イ－１３－（４）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１３－（４）関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（４）関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（６）都市再生区画整理事業

イ－１３－（６）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業

イ－１３－（８）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ－１３」とあるのは、「ロ－１３」と読み替え、２．整備地区については以下の記載を追加し、４.交付対象事業　イ　整備計画の作成等に関する事業については以下の通りとする。

２．整備地区

一　次の要件のいずれかに該当する地区であること。

イ（略）

ロ（略）

ただし、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて復興計画等（任意計画。以下同じ）を作成した市町村は、以下の①②の要件を満たす場合に限り、立地適正化計画を策定している区域に関する整備地区要件について、立地適正化計画を策定することが確実と見込まれる区域と読み替えることができることとする。

① 当該市町村が作成した復興計画等に、都市機能や居住の立地・誘導に関する方針が記載されていること

② 当該市町村が、被災した年度の次年度から起算して２年以内に立地適正化計画の作成に着手し、かつ、立地適正化計画の作成に着手した年度の次年度から起算して２年以内に立地適正化計画を策定することが確実であること

４．交付対象事業

イ　整備計画の作成等に関する事業

(1)　整備計画の作成に関する事業
(2)　交通まちづくり活動推進事業
(3)　スマートシティの推進に資する社会実験
(4)　防災力向上に資する整備計画の作成に関する事業

ロ－１３－（９）津波防災拠点整備事業

１．定義

津波防災拠点整備事業とは、津波防災拠点を整備するために実施される以下の事業をいう。

１）津波防災拠点整備計画策定支援
津波防災拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

２）津波防災拠点のための公共施設等整備
津波防災拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業
イ　道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下、「地区公共施設」という）
ロ　津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下、「津波防災拠点施設」という）

３）津波防災拠点のための用地取得造成
津波防災拠点整備に必要な次に掲げる施設の用地の取得及び造成に関する事業
イ　地区公共施設
ロ　教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設（以下、「公益的施設」という）

※　浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成した津波防災拠点については、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該拠点の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

※　浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として津波防災地域づくりに関する法律第３条の基本的な指針に基づく最大クラスの津波に対して浸水しないまでの嵩上げにかかる費用

を限度とする。この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に考証するものとする。

※　取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

２．交付対象事業

本事業の交付対象事業は、次の要件に該当するものとする。

１）津波防災拠点整備計画策定支援に要する費用

イ　計画作成費

津波防災拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ　コーディネート費

コーディネートに要する費用

２）津波防災拠点のための公共施設等整備

イ　測量試験費

地区公共施設、津波防災拠点施設の整備に必要な測量､調査等に要する費用

ロ　実施設計費

地区公共施設、津波防災拠点施設の実施設計に要する費用

ハ　工事費

地区公共施設、津波防災拠点施設の工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）

３）津波防災拠点のための用地取得造成

イ　測量試験費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な測量､調査等に要する費用

ロ　実施設計費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な実施設計に要する費用

ハ　用地費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な用地の取得費用

ニ　補償費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用

ホ　造成費

地区公共施設、公益的施設の整備に必要な造成費用

３．交付金事業者

地方公共団体

４．施行地区

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

なお、２．の１）、２）イ、３）イに掲げる事業については、以下の要件に該当することが見込まれ、かつ「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計

画決定が見込まれる区域を含む。

イ　津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定区域を有する市町村の区域内であること。

ロ　津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。

※　なお、推進計画において都市のコンパクト化に関する方針が記載されており、津波防災拠点に関する計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められるもの。

※　また、原則として１市町村あたり２地区まで、国費支援の面積上限は１地区あたり５ヘクタールまでとする。

５．その他

津波防災拠点整備事業を実施しようとする地方公共団体は津波防災拠点に関する計画を国に提出し、確認を受けることができる。

ロー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

イー１３－（１０）の規定は、本事業について準用する。

ロー１３－（１１）集約都市開発支援事業

イー１３－（１１）の規定は、本事業について準用する。

ロー１３－（１２）都市安全確保拠点整備事業

１．定義

都市安全確保拠点整備事業における用語の定義は、以下に定めるところによる。

⑴「都市安全確保拠点整備事業」とは、次の第一号から第五号までに定める事業をいう。

一　都市安全確保拠点整備計画の策定

二　特定公益的施設の整備

三　公共施設の整備

四　特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化

五　特定公益的施設及び公共施設の用地取得

⑵「特定公益的施設」とは、都市計画法第11条第１項第10号に定める特定公益的施設のうち、以下に定める施設をいう。

一　災害対応施設（防災倉庫等の災害時の用にのみ供する施設をいう。）

二　特定避難支援施設（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設（地域交流センター等）、非浸水オープンスペース（連絡デッキ等）等の災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供する公益的施設をいう。）

三　その他安全確保施設（前二号のほか、災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供する施設をいう。）

⑶「公共施設」とは、都市計画法第11条第１項第10号に規定する一団地の都市安全確保拠点施設に定められた公共施設をいう。

２．都市安全確保拠点整備計画

都市安全確保拠点整備事業（都市安全確保拠点整備計画の策定を除く。）を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下、「都市安全確保拠点整備計画」という。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一　都市安全確保拠点整備計画区域、同区域の位置及び面積
二　都市安全確保拠点整備計画区域の整備方針
三　交付対象事業及び交付金事業者、事業期間、概算事業費
四　その他必要な事項

３．交付対象事業

本事業の交付対象事業は、次の要件に該当するものとする。

(1)都市安全確保拠点整備計画の策定のための以下に要する費用
一　計画作成及び付随する調査に要する費用
二　コーディネートに要する費用

(2)都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた以下に掲げる特定公益的施設の整備に要する費用（いずれも購入費を含む。）
一　災害対応施設の整備に要する費用
二　特定避難支援施設の整備に要する費用（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設の１地区における整備に要する費用については、各施設30億円を限度とする。）
三　その他安全確保施設のうち、災害時に専ら居住者等の安全確保の用に供するための掛かり増し費用

(3)都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた公共施設の整備に要する費用

(4)都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化に要する費用

(5)都市安全確保拠点整備計画に位置付けられた特定公益的施設（特定公益的施設のみの建築物に限る。）及び公共施設の用地取得に要する費用
一　用地費
特定公益的施設及び公共施設の整備に必要な用地取得に要する費用
二　補償費
特定公益的施設及び公共施設の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用

４．交付対象等

(1)交付対象は、地方公共団体とする。

(2)交付金事業者は、交付金の交付を受けて本事業を実施する地方公共団体及び地方公共団体からの補助金を受けて本事業を実施する団体等とする。

５．施行地区等

(1)都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設で、次の要件を全て満たす地区とする。

ただし、３．の(1)、及び(2)から(4)までのうち測量設計費については、第一号、第二号の要件に該当することが見込まれ、かつ、一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画に定められることが見込まれる区域を含む。

一 人口集中地区

二 浸水継続時間（浸水した場合に想定される浸水の継続時間）が72時間以上の地域及び隣接する地域

(2)原則として、国費支援の面積上限は1市区町村あたり10ヘクタールまでとする。

(3)３．の（２）、及び（４）から（５）の特定公益的施設に関する費用について、新築の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下イ－１３－（１２）関係部分において「建築物省エネ法」という。）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下イ－１３－（１２）関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準である再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第１８条により適用除外となる建築物を除く）。

ロ－１３－（１３）無電柱化まちづくり促進事業

イ－１３－（１２）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１４　都市水環境整備事業

ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。交付対象事業は、これらのうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業とする。

イ．ロ－７－（１１）新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

ハ．上記イ及びロと一体的に実施される下水道事業

ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業

１．目的

統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

２．交付対象要件

都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

１　一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの

（１）　指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業

（２）　三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業

イ　当該特定河川の浄化事業

ロ　当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業

ハ　その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの

２　指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業

で、総事業費が三億円以上のもの
３　指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要とする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
４　指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

３．統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

①基本方針
②事業期間
③実施内容
④全体事業費

ロ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業

１．目的

下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等を行うことにより、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする。

２．交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下１４－（３）関係部分で「特定事業」という。）とは、（１）及び（２）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

（１）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業
（２）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

３．交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

ロ－１５　地域住宅計画に基づく事業

ロ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく事業は、イ－１５－（１）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６　住環境整備事業

ロ－１６－（１）市街地再開発事業

市街地再開発事業は、イ－１６－（１）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（２）優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、イ－１６－（２）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（３）市街地総合再生施設整備

市街地総合再生施設整備は、イ－１６－（３）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（４）基本計画等作成等事業

基本計画等作成等事業は、イ－１６－（４）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業

暮らし・にぎわい再生事業は、イ－１６－（５）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー環境整備促進事業は、イ－１６－（６）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、イ－１６－（８）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（９）街なみ環境整備事業

街なみ環境整備事業は、イ－１６－（９）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業

住宅市街地基盤整備事業は、イ－１６－（１０）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

１．目的

河川、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６-（１１）関係部分において「治水施設等」という。）を整備することにより、中心市街地等における快適な居住環境を創出し良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする。

２．交付対象事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（以下１６-（１１）関係部分において「特定事業」という。）とは、第１号及び第２号に掲げる治水施設等の整備事業（住宅市街地基盤

整備事業、住宅市街地総合整備事業又は都市再生整備計画事業として本交付金の交付を受ける場合を除く。）であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するものをいう。

一.　中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

イ　目　的

河川の整備を行うことにより、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生法に基づく都市再生整備計画等（以下１６-（１１）関係部分において「中心市街地活性化基本計画等」という。）のうち快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。

ロ　事業の内容

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

(1)中心市街地活性化法第９条に基づき市町村が作成する基本計画

(2)都市再生法第 15 条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第 46 条に基づき市町村が定める都市再生整備計画

(3)大都市法第３条の３に基づく供給計画

(4)地方拠点都市法第６条に基づく基本計画

(5)都市再生プロジェクトに関する基本的考え方（平成１３年６月１４日都市再生本部決定）に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト

二. 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

イ　目　的

大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。

ロ　事業の内容

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下１６-（１１）関係部分において「砂防設備等」という。）の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第５条に基づき都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画

(2)地方公共団体が作成する住宅・建築物の耐震化計画

ただし、(2)の計画に基づく事業実施は、都道府県耐震改修促進計画が策定されるまでの経過期間（平成１８年度から概ね５年間）における対応とし、また(1)及び(2)の計画の策定前でも、これらの計画に砂防設備等の整備事業が位置づけられることが確実となった時点で事業実施可能とする。

３．対象事業の要件

交付金対象事業は、特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準等に適合し、かつ、次に掲げる第１号又は第２号の基準に適合するものとする。

一　中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

２．第１号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　２．第１号ロに定める治水施設等整備事業計画（以下１６－（１１）関係部分において「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。

ロ　事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。

ハ　既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。

二　住宅・建築物の耐震改修支援型事業

１．第２号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　本事業制度に係る内容を２．第２号ロに定める計画に記載する場合には、計画の策定主体と砂防関係事業部局で調整を行い作成すること。

ロ　本事業は、地震により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が生じることを防止するために必要な事業であること。

ハ　既存の砂防関係事業の計画と整合性がとられていること。

４．事業計画の社会資本総合整備計画への記載

特定事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本整備計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。

イ　関連する計画名
ロ　基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）
ハ　事業主体
ニ　全体計画事業費
ホ　事業期間
ヘ　施行区間、延長
ト　主要工事
チ　事業効果
リ　計画概要図

ロ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物安全ストック形成事業は、イ－１６－（１２）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業

狭あい道路整備等促進事業は、イ－１６－（１３）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１４）削除

ロ－１６－（１７）削除

ロ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業

防災・省エネまちづくり緊急促進事業は、イ－１６－（１８）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（１９）集約都市開発支援事業

集約都市開発支援事業は、イ－１６－（１９）の規定に基づく事業とする。

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業

住宅・建築物省エネ改修推進事業は、イ－１６－（２０）の規定に基づく事業とする。

ハ　基幹事業の費用便益比

要綱本編第８第１項第７号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成２９年４月１日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。

なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。

基幹事業名	費用便益比算出対象の有無	備考
１　道路事業		
(1)　道路事業	○	新設・改築事業のうち、全体事業費１０億円以上の事業（以下の①及び②に規定する事業を除く。）に限る。ただし、連続立体交差事業については、全てを算出対象とする。 ①市町村道事業 ②事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていない事業
２　港湾事業		
(1)　港湾改修事業	○	老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的とした事業を除く。
(2)　緑地等施設整備事業	○	老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的とした事業を除く。
(3)　海域環境創造・自然再生等事業	○	老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的とした事業を除く。
３　河川事業		
(1)　広域河川改修事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。

(2)	施設機能向上事業	×	
(3)	地震・高潮対策河川事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。
(4)	特定地域堤防機能高度化事業	○	
(5)	都市基盤河川改修事業	○	
(6)	削除		
(7)	調節池整備事業	○	
(8)	流域貯留浸透事業	○	
(9)	削除		
(10)	土地利用一体型水防災事業	○	
(11)	総合内水対策緊急事業	○	
(12)	河川・下水道一体型豪雨対策事業	○	
(13)	削除		
(14)	削除		
(15)	削除		
4　砂防事業			

(1)　通常砂防事業	○	
(2)　火山砂防事業	○	
(3)　火山噴火緊急減災対策事業	×	
5　地すべり対策事業		
(1)　地すべり対策事業	○	
6　急傾斜地崩壊対策事業		
(1)　急傾斜地崩壊対策事業	○	
7　水道・下水道事業		
⑴-①　水道未普及地域解消事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
⑴-②　簡易水道再編推進事業	○	
⑴-③　生活基盤近代化事業	○	
⑴-④　高度浄水処理等整備費	○	
⑴-⑤　水道総合地震対策事業	×	
⑴-⑥　緊急時給水拠点確保等事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。

⑴-⑦	水道施設アセットマネジメント推進事業	×	
⑴-⑧	水道事業運営基盤強化推進事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
⑴-⑨	水道水源自動監視施設等整備事業	○	
⑵-①	通常の下水道事業	○	１箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
⑵-②	下水道浸水被害軽減総合事業	○	
⑵-③	下水道総合地震対策事業	×	
⑵-④	特定水域合流式下水道改善事業	○	合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁に伴う河川浮遊物等の回収や河川清掃作業、底泥の浚渫作業等の実績を勘案すること。
⑵-⑤	都市水害対策共同事業	○	１箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
⑵-⑥	下水道整備推進重点化事業	○	
⑵-⑦	下水道ストックマネジメント支援制度	×	
⑵-⑧	下水道広域化推進総合事業	○	１箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
⑵-⑨	下水道リノベーション推進総合事業	○	
⑵-⑩	新世代下水道支援事業制度	○	
⑵-⑪	下水道地域活力向上計画策定事業	×	

⑵-⑫ 下水道民間活力導入促進事業	×	
⑵-⑬ 内水浸水リスクマネジメント推進事業	×	
⑵-⑭ 下水道情報デジタル化支援事業	×	
⑵-⑮ 下水道温室効果ガス削減推進事業	×	
8　その他総合的な治水事業		
(1)　総合流域防災事業	○	情報基盤総合整備事業、砂防基礎調査、急傾斜地基礎調査を除く。ただし、水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)　津波防護施設整備事業	○	
9　海岸事業		
(1)　高潮対策事業	○	
(2)　侵食対策事業	○	
(3)　海岸耐震対策緊急事業	○	
(4)　削除		
(5)　津波・高潮危機管理対策緊急事業	×	

(6)　海岸環境整備事業	○	
(7)　海域浄化対策事業	○	放置座礁船の処理を除く。
１０　都市再生整備計画事業		
(1)　都市再生整備計画事業	○	この表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を要素事業として実施するものに限る。 また、要素事業毎の費用便益比の算出に代えて、費用便益比の算出対象となる要素事業を含む都市再生整備計画単位で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)　まちなかウォーカブル推進事業		
１１　広域活性化事業		
(1)　広域連携事業	○	この表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を、要素事業として実施するものに限る。
(2)　離島広域活性化事業	○	流通効率化関連施設整備事業のうち、1箇所当たりの事業費が１０億円以上の事業に限る。
１２　都市公園・緑地等事業		
(1)　都市公園等事業	○	１箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。 また、公園事業特定計画調査を除く。
(2)　都市公園安全・安心対策事業	○	１箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。

			また、公園施設長寿命化計画策定調査を除く。
	(3) 都市公園ストック再編事業	○	１箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。
	(4) 市民農園等整備事業	○	１箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。
	(5) 緑地環境事業	○	１箇所当たりの事業費が、市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上であるものに限る。
	(6) 古都保存・緑地保全等事業	×	
１３　市街地整備事業			
	(1) 都市防災推進事業		
	①都市防災総合推進事業	○	都市防災不燃化促進（不燃化促進調査を除く。）に限る。
	②宅地耐震化推進事業	×	
	③盛土緊急対策事業	×	
	(2) 市街地再開発事業等	○	都市再開発支援事業を除く。
	(3) 暮らし・にぎわい再生事業	○	
	(4) 都市再生総合整備事業	○	都市拠点形成特定事業調査を除く。
	(5) 都市再生区画整理事業	○	都市再生事業計画案作成事業を除く。

(6)	都市・地域交通戦略推進事業	○	整備計画の作成等に関する事業を除く。
(7)	津波復興拠点整備事業	×	
(8)	津波防災拠点整備事業	×	
(9)	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	×	
(10)	集約都市開発支援事業	×	
(11)	都市安全確保拠点整備事業	×	
(12)	無電柱化まちづくり促進事業	×	
１４　都市水環境整備事業			
(1)	都市水環境整備下水道事業	○	１箇所当たりの事業費が 10 億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)	統合河川環境整備事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。
(3)	下水道関連特定治水施設整備事業	○	
１５　地域住宅計画に基づく事業			

(1)	地域住宅計画に基づく事業	○	公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅又は小規模改良住宅のいずれかを新たに建設等するもの（設計等を除く。）及びこの表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を要素事業として実施するものに限る。
１６　住環境整備事業			
(1)	市街地再開発事業	○	
(2)	優良建築物等整備事業	○	既存ストック再生型及び複数棟改修型を除く。
(3)	市街地総合再生施設整備	○	市街地再開発事業等で算出した費用便益費を記載することができる。
(4)	基本計画等作成等事業	×	
(5)	暮らし・にぎわい再生事業	○	
(6)	バリアフリー環境整備促進事業	○	基本構想、バリアフリー環境整備計画作成及びバリアフリー改修事業を除く。
(7)	都市再生総合整備事業	○	都市拠点形成特定事業調査を除く。
(8)	住宅市街地総合整備事業	○	拠点開発型・街なか居住再生型・密集住宅市街地整備型に係る整備計画作成等事業及び住宅団地ストック活用型を除く。
(9)	街なみ環境整備事業	○	協議会活動助成事業、整備方針策定事業を除く。
(10)	住宅市街地基盤整備事業	○	
(11)	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。

(12)	住宅・建築物安全ストック形成事業		
	①住宅・建築物耐震改修事業	×	
	②住宅・建築物アスベスト改修事業	×	
	③がけ地近接等危険住宅移転事業	×	
	④災害危険区域等建築物防災改修等事業	×	
	⑤建築物火災安全改修事業	×	
(13)	狭あい道路整備等促進事業	×	
(14)	都市・地域再生緊急促進事業	×	
(15)	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	×	
(16)	集約都市開発支援事業	×	
(20)	住宅・建築物省エネ改修推進事業	×	
１７　地域公共交通再構築事業			
(1)	地域公共交通再構築事業	○	整備計画の作成等に関する事業を除く。

第２章　関連事業

第１　関連社会資本整備事業

要綱本編第６第２号イに定めるところによる。

[参　考]社会資本整備重点計画法（平成１５年法律第２０号）（抄）

（定義）

第２条　（略）

２　この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。

一　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業

二　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和４１年法律第４５号）第２条第３項に規定する交通安全施設等整備事業（同項第１号に掲げる事業に限る。）

三　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第８条第１項に規定する鉄道施設（軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業

四　空港法（昭和３１年法律第８０号）第２条に規定する空港及び同法附則第２条第１項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。）の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業

五　港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業

六　航路標識法（昭和２４年法律第９９号）第１条第２項に規定する航路標識の整備に関する事業

七　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業

八　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第８項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に関する事業

九　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業

十　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第３条第１項に規定する河川（同法第１００条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業

十一　砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防設備に関する事業

十二　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第５１条第１項第１号又は第３号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第３条又は第４条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事

又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

十三　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第２条第３項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

十四　海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第２条第１項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業

十五　前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業

第２　効果促進事業

要綱本編第６第２号ロに定めるところによる。なお、同号ロ④の規定については、下表によるものとする。

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業等</th><th>施行期日以降の扱い</th><th>経過措置</th></tr>
<tr><td>1</td><td>消防自動車の購入</td><td rowspan="4">効果促進事業の交付対象としないこととする。</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>救急車の購入</td></tr>
<tr><td>3</td><td>個人住宅における太陽光発電設備の設置</td></tr>
<tr><td>4</td><td>下水道単独管の整備
下水道単独管に付随するマンホールの耐震化</td></tr>
<tr><td>5</td><td>下水道施設における太陽光発電設備の設置</td><td>効果促進事業の交付対象としないこととする。
なお、震災時等においても下水道機能を維持するために必要な非常用発電設備として整備するものについては、引き続き基幹事業の対象とする。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>防災行政無線の整備</td><td rowspan="6">効果促進事業の交付対象としないこととする。</td><td rowspan="7">（１）本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
（２）本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、</td></tr>
<tr><td>7</td><td>有料動物園における動物舎の整備</td></tr>
<tr><td>8</td><td>学校施設の非構造部材の耐震対策</td></tr>
<tr><td>9</td><td>公立保育所の整備</td></tr>
<tr><td>10</td><td>小規模公共施設（区役所、出張所、公立保育所等）の耐震化</td></tr>
<tr><td>11</td><td>公立美術館の整備</td><td>以下の①及び②を満たす</td></tr>
</table>

12	公立図書館の整備	場合以外は、効果促進事業の交付対象としないこととする。 ①維持管理費の算出及び国への提出がなされていること。 ②１）～４）のいずれかに合致すること。 １）郊外からのまちなかへの移転 ２）施設の統廃合 ３）他施設との合築 ４）公共施設等総合管理計画を策定済み（平成２８年度末までは策定見込みを含む）であり、当該計画と施設整備に齟齬がないこと。	改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成２８年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
13	起震車の導入	効果促進事業の交付対象としないこととする。	改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業又は改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、改正年度に行われるものに限り、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
14	自転車誘導員業務委託		
15	地域交流センターの利用促進のための活動経費		
16	パトロール活動に必要なパトロールカーの購入及び活動経費		
17	個人住宅におけるペレットストーブの設置		
18	個人住宅・事業所における高効率給湯器の設置		
19	エコライフチェックの実施に必要な経費		
20	出生記念の苗木の購入費		
21	公立施設における電力モニター設置		
22	細街路整備台帳の整備		

23	基幹事業として実施可能な住宅の耐震改修	効果促進事業の交付対象としないこととする。	（1）本改正要綱の施行（平成 28 年４月１日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。 （2）本改正要綱の施行（平成 28 年４月１日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成 29 年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

第３　社会資本整備円滑化地籍整備事業

要綱本編第６第２号ハに定めるところによる。なお、本事業の目的や交付対象事業等の詳細については、下記に定めるところによる。

１．目的

社会資本整備円滑化地籍整備事業は、社会資本整備と地籍調査の連携を推進し、基幹事業に先行し、又は併せて地籍調査を実施することで、社会資本整備の円滑化を図ることを目的とする。

２．定義

本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　地籍調査　国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の４第１項に規定する地籍調査をいう。

二　概況調査　「概況調査の実施について（平成 2 年 9 月 28 日付け 2 国土国第 467 号国土庁土地局国土調査課長通知）」に定める概況調査をいう。

三　予備調査　「予備調査の実施について（平成 2 年 9 月 28 日付け 2 国土国第 468 号国土庁土地局国土調査課長指示）」に定める予備調査をいう。

四　筆界情報収集調査　「都市再生地籍調査事業実施要領（平成 14 年 4 月 1 日付け国土国第 638 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）」に定める筆界情報収集調査

３．交付対象事業

本事業の交付対象事業は、以下の項目を満たすものとする。

（１）交付対象事業の内容

本事業は、地籍調査を実施し、土地境界情報を整備するものであり、原則として、毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する一連の作業を行うものを対象とする。なお、概況調査、予備調査及び筆界情報収集調査については、原則として本事業の対象外とする。

（２）対象とする基幹事業

本事業は、以下のいずれかの要件を満たす基幹事業の関連事業として実施するものとする。

① 用地取得等を伴う基幹事業

用地取得等を伴う基幹事業であり、事前に土地境界情報が整備されることで、当該事業の計画立案や用地取得等を円滑化させる効果が期待できるもの

② 災害のおそれのある地域において実施される基幹事業

津波、洪水、土砂災害等のおそれのある地域において実施される基幹事

業であり、当該地域において、土地境界情報が整備されることで災害が発生した場合の復旧・復興を円滑化させる効果が期待できるもの

③ 都市開発等に資する基幹事業

都市開発等に資する基幹事業であり、当該事業の計画区域において、土地境界情報を整備しておくことで都市開発の円滑化や将来的な民間開発の誘発効果が期待できるもの

（３） 事業実施単位

不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 35 条に定められている地番区域（字・丁目）を単位として実施するものとする。ただし、地籍調査を行うに当たり地番区域が狭小な場合又は過大な場合その他必要な場合には、二以上の地番区域を一単位区域とし、又は地番区域の一部を一単位区域とすることができるものとする。

（４） 事業実施地区

本事業は、（２）①～③に示す基幹事業の関連事業として、それぞれ以下に示す地域又は区域を含む地区において実施するものとする。

① 用地取得等を伴う基幹事業

- 基幹事業の実施予定区域

② 災害のおそれのある地域において実施される基幹事業

- 基幹事業の実施予定区域
- 基幹事業の対象区域として定められた災害のおそれのある地域

③ 都市開発等に資する基幹事業

- 基幹事業の実施予定区域
- 基幹事業の対象区域として定められた都市開発や将来的な民間開発等の誘発を図ることとされている地域

（５） 事業実施時期

本事業は、（２）に示す基幹事業に先行し、又は併せて実施するものとする。

４．交付対象

本事業の交付対象は、都道府県とする。